二、一場合の輸入なかりし場合。
三、雜類の場合は其他に含まれ居るやも計られざる場合。
後數輸出の場合にも同斷である。

前表によつて明なる如く、輸入品中首位を占めるものは常に綿糸及綿布であつて、一九二二―二七年間に於ける綿絲及綿製品國別輸入額及其割合を示せば次の如くである。

第七表　比律賓國別綿絲及綿布輸入額進年比較表

出所＝國別比較＝關係部分

國別	一九二二年		一九二三年		一九二四年		一九二五年		一九二六年		一九二七年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
合計	四六、三七〇、七七九	100.00	四五、九五九、四八二	100.00	五一、六八六、八九	100.00	五六、一四〇、七九	100.00	四六、〇五四、四七四	100.00	四三、一四七、〇八六	100.00
其他	二、六五七、七五	0.57	四、七五〇、一〇五	1.03	三、九六一、九六六	0.76	四、一七四、三四五	0.74	三、四五一、三四五	0.74	三、四五一、三四五	0.80
班牙領印度	一、五六八、四三三	0.34	一、五八九、四四	0.34	一、三一三、〇四三	0.25	一、九五一、〇四三	0.35	一、六五一、〇四三	0.36	一、六五一、〇四三	0.38
佛領印度支那	一、八一四、四三一	0.39	二、三三四、四五五	0.51	二、三三六、四三一	0.45	二、六三六、八四三	0.47	二、三三六、八四三	0.51	二、三三六、八四三	0.54
蘭領東印度	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.20	一、〇五五、四三三	0.19	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.24
葡領東印度	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.20	一、〇五五、四三三	0.19	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.24
暹羅	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.20	一、〇五五、四三三	0.19	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.24
支那	三、一四二、四三三	0.68	三、一四二、四三三	0.69	三、一四二、四三三	0.61	三、一四二、四三三	0.56	三、一四二、四三三	0.69	三、一四二、四三三	0.73
英國	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.20	一、〇五五、四三三	0.19	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.24
日本	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.20	一、〇五五、四三三	0.19	一、〇五五、四三三	0.23	一、〇五五、四三三	0.24
米國	三五、六七一、九六八	77.00	三五、六七一、九六八	77.00	三五、六七一、九六八	68.00	三五、六七一、九六八	63.00	三五、六七一、九六八	77.00	三五、六七一、九六八	81.00

第七表　比律賓品種別綿絲及綿布輸入額進年比較表

更にこれを品種別に見れば次の如くである。

種別	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
綿絲物	四、〇九一、〇六八	四、〇九一、〇六八	四、〇九一、〇六八	四、〇九一、〇六八
綿布	二四、三五六、四五九	二四、三五六、四五九	二四、三五六、四五九	二四、三五六、四五九
綿ハンケチ	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿服	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿ストッキング	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿ベルベット及コルデュロイ	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿ベルト	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿蚊帳	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿繻子	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿天鵞絨	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿ビロード	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿ネル	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿ラムプ芯	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿ヒモ及リボン	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿レース	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿刺繍品	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿帶	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿紐	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿リボン	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿ショール	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿ハンカチ	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿ネクタイ	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿ストッキング	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三	一、〇五五、四三三
綿ソックス

比律賓：貿易

第八一表　比律賓國別自動車・同部分品及タイヤー輸入額連年比較表

國別	一九二三年 価額	%	一九二四年 価額	%	一九二五年 価額	%	一九二六年 価額	%	一九二七年 価額	%
米國	一七、九〇〇、〇〇〇	七四・〇	一七、四〇〇、〇〇〇	七四・〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	七五・〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	七五・〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	七五・〇
加奈陀	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇
英國	一、二〇〇、〇〇〇	四・五	一、二〇〇、〇〇〇	四・五	一、二〇〇、〇〇〇	四・五	一、二〇〇、〇〇〇	四・五	一、二〇〇、〇〇〇	四・五
其他	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	一、五〇〇、〇〇〇	五・五
合計	二四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二三、五〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇

第八二表　比律賓國別及肉製品輸入額連年比較表

出額單位圓未滿四捨五入

國別	一九二三年 価額	%	一九二四年 価額	%	一九二五年 価額	%	一九二六年 価額	%	一九二七年 価額	%
米國	四、九〇〇、〇〇〇	九八・〇	五、〇〇〇、〇〇〇	九八・〇	五、九〇〇、〇〇〇	九八・三	六、〇〇〇、〇〇〇	九八・四	六、〇〇〇、〇〇〇	九八・四
英國	一〇〇、〇〇〇	二・〇	一〇〇、〇〇〇	二・〇	一〇〇、〇〇〇	一・七	一〇〇、〇〇〇	一・六	一〇〇、〇〇〇	一・六
合計	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	五、一〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇

第八三表　比律賓國別肉及肉製品輸入額連年比較表

出額單位圓未滿四捨五入

國別	一九二三年 価額	%	一九二四年 価額	%	一九二五年 価額	%	一九二六年 価額	%	一九二七年 価額	%
米國	四、九〇〇、〇〇〇	九八・〇	五、〇〇〇、〇〇〇	九八・〇	五、九〇〇、〇〇〇	九八・三	六、〇〇〇、〇〇〇	九八・四	六、〇〇〇、〇〇〇	九八・四
英國	一〇〇、〇〇〇	二・〇	一〇〇、〇〇〇	二・〇	一〇〇、〇〇〇	一・七	一〇〇、〇〇〇	一・六	一〇〇、〇〇〇	一・六
合計	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	五、一〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇

比律賓：貿易

第八〇表　比律賓國別鑛物性油輸入額連年比較表

出額單位圓未滿四捨五入

國別	一九二三年 価額	%	一九二四年 価額	%	一九二五年 価額	%	一九二六年 価額	%	一九二七年 価額	%
米國	一七、四〇〇、〇〇〇	七四・〇	一七、四〇〇、〇〇〇	七四・〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	七五・〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	七五・〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	七五・〇
加奈陀	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇
英國	一、二〇〇、〇〇〇	四・五	一、二〇〇、〇〇〇	四・五	一、二〇〇、〇〇〇	四・五	一、二〇〇、〇〇〇	四・五	一、二〇〇、〇〇〇	四・五
其他	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	一、五〇〇、〇〇〇	五・五
合計	二四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二三、五〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇

第八一表　比律賓國別自動車・同部分品及タイヤー輸入額連年比較表

出額單位圓未滿四捨五入

國別	一九二三年 価額	%	一九二四年 価額	%	一九二五年 価額	%	一九二六年 価額	%	一九二七年 価額	%
米國	一七、九〇〇、〇〇〇	七四・〇	一七、四〇〇、〇〇〇	七四・〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	七五・〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	七五・〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	七五・〇
加奈陀	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇	二、四〇〇、〇〇〇	九・〇
英國	一、二〇〇、〇〇〇	四・五	一、二〇〇、〇〇〇	四・五	一、二〇〇、〇〇〇	四・五	一、二〇〇、〇〇〇	四・五	一、二〇〇、〇〇〇	四・五
其他	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	一、五〇〇、〇〇〇	五・五
合計	二四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二三、五〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇

第八五表　比律賓國別煙草及煙草製品輸入額連年比較表

國別	一九二三年 價額	%	一九二四年 價額	%	一九二五年 價額	%	一九二六年 價額	%	一九二七年 價額	%
米國	七七〇、三四二	七四・三	一、一四四、六八二	七四・四	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七
獨逸	四五、八六八	四・四	四〇、〇二一	二・六	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五
佛國	一、二三八	〇・一	一、三五五	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一
日本	一四、三五八	一・四	一四、三五八	〇・九	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八
英國	一、四四〇、九二四	一三・九	一、四〇〇、〇〇〇	九・一	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六
其他	一〇、〇〇〇	〇・九	一〇、〇〇〇	〇・六	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五
合計	一、〇三八、三四二	一〇〇・〇〇	一、五四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇

第八六表　比律賓國別煙草及煙草製品輸入額連年比較表

國別	一九二三年 價額	%	一九二四年 價額	%	一九二五年 價額	%	一九二六年 價額	%	一九二七年 價額	%
米國	七七〇、三四二	七四・三	一、一四四、六八二	七四・四	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七
獨逸	四五、八六八	四・四	四〇、〇二一	二・六	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五
佛國	一、二三八	〇・一	一、三五五	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一
日本	一四、三五八	一・四	一四、三五八	〇・九	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八
英國	一、四四〇、九二四	一三・九	一、四〇〇、〇〇〇	九・一	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六
其他	一〇、〇〇〇	〇・九	一〇、〇〇〇	〇・六	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五
合計	一、〇三八、三四二	一〇〇・〇〇	一、五四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇

第八七表　比律賓國別煙草及煙草製品輸入額連年比較表

國別	一九二三年 價額	%	一九二四年 價額	%	一九二五年 價額	%	一九二六年 價額	%	一九二七年 價額	%
米國	七七〇、三四二	七四・三	一、一四四、六八二	七四・四	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七
獨逸	四五、八六八	四・四	四〇、〇二一	二・六	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五
佛國	一、二三八	〇・一	一、三五五	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一
日本	一四、三五八	一・四	一四、三五八	〇・九	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八
英國	一、四四〇、九二四	一三・九	一、四〇〇、〇〇〇	九・一	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六
其他	一〇、〇〇〇	〇・九	一〇、〇〇〇	〇・六	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五
合計	一、〇三八、三四二	一〇〇・〇〇	一、五四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇

第八八表　比律賓國別煙草及煙草製品輸入額連年比較表

國別	一九二三年 價額	%	一九二四年 價額	%	一九二五年 價額	%	一九二六年 價額	%	一九二七年 價額	%
米國	七七〇、三四二	七四・三	一、一四四、六八二	七四・四	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七
獨逸	四五、八六八	四・四	四〇、〇二一	二・六	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五
佛國	一、二三八	〇・一	一、三五五	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一
日本	一四、三五八	一・四	一四、三五八	〇・九	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八
英國	一、四四〇、九二四	一三・九	一、四〇〇、〇〇〇	九・一	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六
其他	一〇、〇〇〇	〇・九	一〇、〇〇〇	〇・六	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五
合計	一、〇三八、三四二	一〇〇・〇〇	一、五四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇

第八九表　比律賓國別煙草及煙草製品輸入額連年比較表

國別	一九二三年 價額	%	一九二四年 價額	%	一九二五年 價額	%	一九二六年 價額	%	一九二七年 價額	%
米國	七七〇、三四二	七四・三	一、一四四、六八二	七四・四	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七
獨逸	四五、八六八	四・四	四〇、〇二一	二・六	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五
佛國	一、二三八	〇・一	一、三五五	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一
日本	一四、三五八	一・四	一四、三五八	〇・九	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八
英國	一、四四〇、九二四	一三・九	一、四〇〇、〇〇〇	九・一	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六
其他	一〇、〇〇〇	〇・九	一〇、〇〇〇	〇・六	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五
合計	一、〇三八、三四二	一〇〇・〇〇	一、五四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇

第九〇表　比律賓國別煙草及煙草製品輸入額連年比較表

國別	一九二三年 價額	%	一九二四年 價額	%	一九二五年 價額	%	一九二六年 價額	%	一九二七年 價額	%
米國	七七〇、三四二	七四・三	一、一四四、六八二	七四・四	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七
獨逸	四五、八六八	四・四	四〇、〇二一	二・六	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五
佛國	一、二三八	〇・一	一、三五五	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一
日本	一四、三五八	一・四	一四、三五八	〇・九	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八
英國	一、四四〇、九二四	一三・九	一、四〇〇、〇〇〇	九・一	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六
其他	一〇、〇〇〇	〇・九	一〇、〇〇〇	〇・六	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五
合計	一、〇三八、三四二	一〇〇・〇〇	一、五四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇

第九一表　比律賓國別煙草及煙草製品輸入額連年比較表

國別	一九二三年 價額	%	一九二四年 價額	%	一九二五年 價額	%	一九二六年 價額	%	一九二七年 價額	%
米國	七七〇、三四二	七四・三	一、一四四、六八二	七四・四	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七
獨逸	四五、八六八	四・四	四〇、〇二一	二・六	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五
佛國	一、二三八	〇・一	一、三五五	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一
日本	一四、三五八	一・四	一四、三五八	〇・九	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八
英國	一、四四〇、九二四	一三・九	一、四〇〇、〇〇〇	九・一	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六
其他	一〇、〇〇〇	〇・九	一〇、〇〇〇	〇・六	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五
合計	一、〇三八、三四二	一〇〇・〇〇	一、五四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇

第九二表　比律賓國別小麥粉輸入額連年比較表

國別	一九二三年 價額	%	一九二四年 價額	%	一九二五年 價額	%	一九二六年 價額	%	一九二七年 價額	%
米國	七七〇、三四二	七四・三	一、一四四、六八二	七四・四	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七	一、四四〇、九二四	七七・七
獨逸	四五、八六八	四・四	四〇、〇二一	二・六	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五	四五、九七四	二・五
佛國	一、二三八	〇・一	一、三五五	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一	一、四〇〇	〇・一
日本	一四、三五八	一・四	一四、三五八	〇・九	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八	一四、三五八	〇・八
英國	一、四四〇、九二四	一三・九	一、四〇〇、〇〇〇	九・一	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六	一、四〇〇、〇〇〇	七・六
其他	一〇、〇〇〇	〇・九	一〇、〇〇〇	〇・六	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五	一〇、〇〇〇	〇・五
合計	一、〇三八、三四二	一〇〇・〇〇	一、五四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇	一、八四〇、九二四	一〇〇・〇〇

國名	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年 輸出額	一九二七年 %
羅	四、九四四、四八〇	五、一四八、八五八	四、七四四、四八〇	五、一四八、八五八	四、五四〇、一〇五	四五·五
蘭	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
本	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
利	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
港	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
哇	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
逸	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
那	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
陀	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
度	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
義	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
洲	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
國	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五

第八表　比律賓國別輸出額連年比較表

比律賓：貿易

國名	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年 輸出額	一九二七年 %
英領印度	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
英領東印	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
支那	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
太	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
印	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
度	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
印	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
支	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
那	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
其他	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
合計	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五

輸出前述せる如く比島の輸出貿易は一九二七年に於て三億一千百萬比餘であるが、今輸出品による仕向國別價額及百分率を示せば次の如くである。

國名	一九二七年 輸出額	%
合計	四五、一〇五、一五六	100·00
其他	四五、六三〇	0·10
英領印度	一、一四八、八五八	一一·五
英領東印	一、一四八、八五八	一一·五
支那	一、一四八、八五八	一一·五
太	一、一四八、八五八	一一·五
印	一、一四八、八五八	一一·五
度	一、一四八、八五八	一一·五
印	一、一四八、八五八	一一·五
支	一、一四八、八五八	一一·五
那	一、一四八、八五八	一一·五
其他	一、一四八、八五八	一一·五
合計	一、一四八、八五八	一一·五

第八表　比律賓國別輸出額連年比較表

國名	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年 輸出額	一九二七年 %
羅	四、九四四、四八〇	五、一四八、八五八	四、七四四、四八〇	五、一四八、八五八	四、五四〇、一〇五	四五·五
蘭	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
本	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
利	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
港	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
哇	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
逸	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
那	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
陀	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
度	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
義	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
洲	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五
國	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一一·五

第八表　比律賓國別輸出額連年比較表

次に輸出品別による重要商品價額表を掲げれば次の如し。

品名	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年 數量	一九二七年 價額
麵麭	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
書籍	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
其他	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
材料	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
印刷	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
物	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
蠟	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
香	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
化粧品、藥劑、染料及製藥	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
洋傘	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
力	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
力	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
其他	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
原料及製造品	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
他	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
灰	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
品	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
他	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
其英領印度	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
他國西牙班	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八
合計	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八	一、一四八、八五八

第九表　比律賓商品別輸出額連年比較表

	製	其	ブ	ポ	シ	バ	マ	カ	カ	ア	製	其	レ	ノ	剌	ク	繩	布	其	銅	ヨ	ネ	其
											未												
											製	品											
												品	他										
													ル	ガ									
														・	ヨ		ポ	ン					

貝	種	椰子葉及同製品	油糖金屬及同製品	肉蔘皮及同製品	ラヾ鐵毛及ゴム	
未製品	類其他	椰子其他	蜜及同製品	及組成品	植物性品	及牛酪代用品
ゲリラ	粗糖	殻其他	糖蜜	酪芽及其製品	皮革	鋼其他
ーン	分蜜	製品	シロップ及同製品	ソーセージ製造	製品	屑
・スネール	糖	他	他	他	他	類他

煙草	砂糖	海藻	石鹸	絹ス	靴及刻ミ	切屑及其他の古物	製品					
草精	粗糖	分蜜	糖	絹ミ	其他ノ	確認	其他ラヾ	眞珠	母貝			
精製品	糖	絹製品	糖	造	他	千瞰	他	貝釦	他	ヤヤ	甲貝	

國別	英米	日本	香港	支那	英領印度	其他	合計
一九二三年 額	一〇、三五二、〇〇〇	一、八五九、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、七六二、〇〇〇
一九二三年 %	七〇・一〇	一二・六〇	六・九〇	五・四〇	六・七〇	六・七〇	一〇〇・〇〇
一九二四年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二四年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二五年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二五年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二六年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二六年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二七年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二七年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇

國別	英米	日本	香港	支那	英領印度	其他	合計
一九二三年 額	一〇、三五二、〇〇〇	一、八五九、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、七六二、〇〇〇
一九二三年 %	七〇・一〇	一二・六〇	六・九〇	五・四〇	六・七〇	六・七〇	一〇〇・〇〇
一九二四年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二四年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二五年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二五年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二六年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二六年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二七年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二七年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇

第九一表　比律賓國別爲輸出額連年比較表

國別	英米	日本	香港	支那	英領印度	其他	合計
一九二三年 額	一〇、三五二、〇〇〇	一、八五九、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、七六二、〇〇〇
一九二三年 %	七〇・一〇	一二・六〇	六・九〇	五・四〇	六・七〇	六・七〇	一〇〇・〇〇
一九二四年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二四年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二五年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二五年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二六年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二六年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二七年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二七年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇

比島の重要輸出品は砂糖、麻、椰子油、煙草、コプラ、椰子殻、乾燥椰子實等である。今重要商品に就て、一九二三―二七年に於ける各國別各種輸出額連年比較表を掲げる。

第九〇表　比律賓國別砂糖輸出額連年比較表

國別	英米	日本	香港	支那	英領印度	其他	合計
一九二三年 額	一〇、三五二、〇〇〇	一、八五九、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、七六二、〇〇〇
一九二三年 %	七〇・一〇	一二・六〇	六・九〇	五・四〇	六・七〇	六・七〇	一〇〇・〇〇
一九二四年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二四年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二五年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二五年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二六年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二六年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二七年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二七年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇

第九〇表　比律賓國別砂糖輸出額連年比較表

國別	英米	日本	香港	支那	英領印度	其他	合計
一九二三年 額	一〇、三五二、〇〇〇	一、八五九、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、七六二、〇〇〇
一九二三年 %	七〇・一〇	一二・六〇	六・九〇	五・四〇	六・七〇	六・七〇	一〇〇・〇〇
一九二四年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二四年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二五年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二五年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二六年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二六年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二七年 額	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二七年 %	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇

總計	外國品	其他	英國	米國	日本	香港	支那	英領印度	其他	合計
一九二三年 額	一四、七六二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、三五二、〇〇〇	一、八五九、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、七六二、〇〇〇
一九二三年 %	一〇〇・〇〇	六・七〇	六・七〇	七〇・一〇	一二・六〇	六・九〇	五・四〇	六・七〇	六・七〇	一〇〇・〇〇
一九二四年 額	一五、五二一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二四年 %	一〇〇・〇〇	六・四〇	六・四〇	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二五年 額	一五、五二一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二五年 %	一〇〇・〇〇	六・四〇	六・四〇	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二六年 額	一五、五二一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二六年 %	一〇〇・〇〇	六・四〇	六・四〇	六九・六〇	一二・二〇	六・六〇	五・一〇	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇
一九二七年 額	一五、五二一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	八〇一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、五二一、〇〇〇
一九二七年 %	一〇〇・〇〇	六・四〇	六・四〇

第九二表　比律賓國別椰子油輸出額連年比較表

國別	一九二三年 価額	%	一九二四年 価額	%	一九二五年 価額	%	一九二六年 価額	%	一九二七年 価額	%
合計	二六、一三二、二四	100.00	三〇、一三六、八一	100.00	三六、〇九四、〇三	100.00	四六、四〇四、四三	100.00	四六、八一三、三六	100.00
其日支英米										
他本那國	一五、九四〇	0.06	一四、九〇七	0.04	一四、九〇七	0.04	一四、九〇七	0.03	一四、九〇七	0.03
他本那國	一〇、九六四	0.04	一〇、六二八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03
他本那國	一〇、九六四	0.04	一〇、六二八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03
他本那國	一〇、九六四	0.04	一〇、六二八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03
他本那國	一〇、九六四	0.04	一〇、六二八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03
他本那國	一〇、九六四	0.04	一〇、六二八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03
他本那國	一〇、九六四	0.04	一〇、六二八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03
他本那國	一〇、九六四	0.04	一〇、六二八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03
他本那國	一〇、九六四	0.04	一〇、六二八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03
他本那國	一〇、九六四	0.04	一〇、六二八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03	一二、七九八	0.03

備考　一、數量ハ噸ニ依ル　二、前年比較

第九三表　比律賓國別ココナツ輸出額連年比較表

國別	一九二三年 価額	%	一九二四年 価額	%	一九二五年 価額	%	一九二六年 価額	%	一九二七年 価額	%
合計	二六、四五六、九八	100.00	三〇、九六〇、〇五	100.00	三七、一四五、六四	100.00	四六、四〇四、四三	100.00	四六、八一三、三六	100.00
其英和佛獨西米										
他國蘭國遜牙國	一、九六、五五、四二	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五
他國蘭國遜牙國	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五
他國蘭國遜牙國	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五
他國蘭國遜牙國	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五
他國蘭國遜牙國	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五
他國蘭國遜牙國	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五
他國蘭國遜牙國	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五
他國蘭國遜牙國	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五
他國蘭國遜牙國	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五	一、三五、三四、三四	四、三五

備考　一、數量ハ噸ニ依ル　二、前年比較

第九四表　比律賓國別煙草製品輸出額連年比較表

國別	一九二三年 価額	%	一九二四年 価額	%	一九二五年 価額	%	一九二六年 価額	%	一九二七年 価額	%
合計	一、九七五、一六八	100.00	一、九七五、一六八	100.00	一、九七五、一六八	100.00	一、九七五、一六八	100.00	一、九七五、一六八	100.00
其香英和布佛日支伊西米										
他港度蘭哇國本那利牙國	一、五二、九四	0.77	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72
他港度蘭哇國本那利牙國	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72
他港度蘭哇國本那利牙國	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72
他港度蘭哇國本那利牙國	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72
他港度蘭哇國本那利牙國	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72
他港度蘭哇國本那利牙國	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72
他港度蘭哇國本那利牙國	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72
他港度蘭哇國本那利牙國	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72
他港度蘭哇國本那利牙國	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72
他港度蘭哇國本那利牙國	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72	一、四二、九四	0.72

備考　一、數量ハ噸ニ依ル　二、前年比較

第九五表　比律賓國別刺繍品輸出額連年比較表

國別	一九二三年 価額	%	一九二四年 価額	%	一九二五年 価額	%	一九二六年 価額	%	一九二七年 価額	%
合計	一、三七四、五一九	100.00	九、五六八、一〇〇	100.00	九、四三四、九一	100.00	一一、九八四、七八	100.00	八、五五、〇〇	100.00
其布米										
他哇國	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9
他哇國	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9
他哇國	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9
他哇國	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9
他哇國	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9
他哇國	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9
他哇國	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9
他哇國	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9
他哇國	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9
他哇國	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9	一四、三九	0.9

備考　一、數量ハ噸ニ依ル　二、前年比較

第九六表　比律賓國別乾燥椰子實輸出額連年比較表

出價額ハ同位ノ前ニ表ス

國別	一九二四年		一九二五年		一九二六年		一九二七年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
合計	二九七二九	100·00	五二七四五	100·00	五五三五	100·00	四九九〇五二	100·00
其西班牙	二三五	0·1	五二	0·0	四〇	0·0	一一	0·0
其布哇	〇	0·0	一七五	0·0	一〇	0·0	一一	0·0
其支那	〇	0·0	一七五	0·0	一〇	0·0	一一	0·0
其英領濠洲	〇	0·0	一七五	0·0	一〇	0·0	一一	0·0
其日本	一四	0·0	一七五	0·0	一〇	0·0	一一	0·0
其米國	二九四二六	九九·五	五二七四〇	九九·七	五五三五	九九·八	四九九〇五二	九九·八

第九七表　比律賓國別木材及挽材輸出額連年比較表

出價額ハ同位ノ前ニ表ス

國別	一九二三年		一九二四年		一九二五年		一九二六年		一九二七年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
合計	一〇五六〇三四	100·00	一〇五〇〇四	100·00	四三五七五	100·00	五一〇五三	100·00	四一五三三	100·00
其他國	八三六	〇·七	一四四五	一·三	一三五五	三·一	一七〇	〇·三	一一〇四	〇·三
其和蘭領東印度	四九七九八	四·七	五三七八	五·一	二三五	〇·五	二一五	〇·四	五七四	一·四
其支那	一三·八	〇·〇	一三·八	〇·〇	一三·八	〇·〇	一三·八	〇·〇	一三·八	〇·〇
其濠洲	八三四	〇·七	一〇〇四	一·〇	一一五五	二·六	一〇〇八	一·九	一〇一二	二·四
其日本	一〇五	〇·〇	一七五	〇·〇	一七五	〇·〇	一一	〇·〇	一一	〇·〇
其米國	一七三五三	九五·五	一〇二九六五	九五·二	四二七五九	九五·六	五一〇五三	九五·六	四一一三三	九五·六

第九八表　比律賓國別コプラ・ミール輸出額連年比較表

出價額ハ重位ノ前ニ表ス

國別	一九二六年		一九二七年	
	價額	%	價額	%
獨逸	三七〇九二四五	七·三	三五九七四	七·六
米國	四七四五五	九·三	二四四三五	五·一
英國	三一四六五	六·二	二三四三五	四·九
和蘭	一五五	〇·〇	一五五	〇·〇

第九九表　比律賓國別煙草輸出額連年比較表

出價額ハ同位ノ前ニ表ス

國別	一九二三年		一九二四年		一九二五年		一九二六年		一九二七年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
合計	六〇三一四	100·00	五八四三七	100·00	六三一七三	100·00	四七九七〇	100·00	二四一三三	100·00
其他國	五二五	〇·七	一四五九	二·五	一七〇五	二·七	一一四	〇·二	一一	〇·〇
其和蘭領東印度	四一五〇二	六·八	三九〇〇四	六·七	四一七五	六·六	三一〇四	六·五	一四〇四	五·八
其佛領印度支那	一〇〇四	一·六	一〇〇四	一·七	一〇〇四	一·六	一〇〇四	二·一	一〇〇四	四·一
其英領濠洲	一一〇	〇·二	一一〇	〇·二	一一〇	〇·二	一一〇	〇·二	一一〇	〇·四
其英國	一一	〇·〇	一一	〇·〇	一一	〇·〇	一一	〇·〇	一一	〇·〇
其日本	一一	〇·〇	一一	〇·〇	一一	〇·〇	一一	〇·〇	一一	〇·〇
其米國	五四七四一	九〇·二	五二七四一	九〇·一	五九七四一	九四·六	四四七四一	九三·二	二二七四一	九四·二

出價額ハ同位ノ前ニ表ス

國別	一九二七年	
	價額	%
合計	四九九〇五二	100·00
其西班牙	一一	0·0
其布哇	一一	0·0
其支那	一一	0·0
其英領濠洲	一一	0·0
其日本	一一	0·0
其米國	四九九〇五二	九九·八

第九五表　比律賓國別椰子實輸出額連年比較表

出價額ハ同位ノ前ニ表ス

國別	一九二二四年		一九二五年		一九二六年		一九二七年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
合計	二九七二九	100·00	五二七四五	100·00	五五三五	100·00	四九九〇五二	100·00
其他國	二三五	0·0	五二	0·1	四〇	0·0	一一	0·0
其布哇	一四五	0·0	一七五	0·0	一〇	0·0	一一	0·0
其支那	一四五	0·0	一七五	0·0	一〇	0·0	一一	0·0
其英領濠洲	一四五	0·0	一七五	0·0	一〇	0·0	一一	0·0
其日本	一四五	0·0	一七五	0·0	一〇	0·0	一一	0·0
其米國	二九四二六	九九·五	五二七四〇	九九·七	五五三五	九九·八	四九九〇五二	九九·八

對日貿易　此島に於ける日本の貿易上の地位は、米國に次で第二位に在りて、一九二七年に於ける對日貿易額は三千七百六十餘萬比であつて、此島總貿易額の約六分九厘を占めて居つた。日本に對する輸出入の大宗は棉花及同製品、野菜類、石炭、鐵寸、洋灰等であつて、左に一九二三年より二七年に至る對日輸出入價額表を掲げる。

第100表　比律賓對日本品目別輸入貿易額進年比較表

品目	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
土、石、硝子及陶器					
棉花及同製品					
〃同子及同製品					
衣服及其他纖維製品					
帽子					
靴及同製品					
銅及同製品					
鋼鐵及同製品					
鐵及鋼板					
鐵及鋼管					
鐵及鋼線					
鐵及鋼釘					
鐵及鋼針金					
鐵及鋼ボルト、ナット					
鐵及鋼鎖					
鐵及鋼ワイヤロープ					
鐵及鋼其他製品					
鐵及鋼機械					
印刷物					
帽子					
硝子及同製品					
果汁					
魚類					
果實					
魚類					
肥料					
電氣機械器具及部品（電力使用のものを除く）					
香水及其他化粧品					
鉛筆					
紙及同製品					
油脂及蠟					
音樂器具					
金屬及同製品					
肉類及魚類					
燐寸					
皮革及同製品					
ラムプ其他（電力用を除く）部分品					
鋼鐵製機械及同部分品					
度量衡器及同部分品					
帽子					
硝子及同製品					
果汁					
チヂミ及ロープ類					
魚類及同製品					
肥料					
電氣機械器具及部品（電力使用のものを除く）					

| | | |

交　通

道路　交通の根幹をなす道路の開設は、比島政府の特に意を注いで居る所であつて、土木工事費は教育費に次いでの豫算の大項目となつて居る。古くは西班牙領有時代からこの方面には多大の努力が傾倒されて居なかつたのであつた。今比島の道路及橋梁建設費及各種道路延長粁數連年比較表を示して參考に供する。

第一〇二表　比律賓道路及橋梁費連年比較表　出所＝同前表

年次	修繕費	建設費	合計
一九一一年	五、六五六、三三四比	三、〇〇七、四八六比	七、三六三、七九比
一九一二年	五、八九九、四六一	三、八二九、三七七	八、三三、八三八
一九一三年	五、八七〇、七九一	四、〇八八、八九九	九、四八八、八九〇
一九一四年	五、八七〇、〇一四	三、九三九、五三〇	九、八〇九、五四四
一九一五年	五、八七〇、七九一	四、〇八八、八九九	九、四八八、八九〇
一九一六年	五、九三五、二四四	四、〇〇六、四四四	一〇、〇四一、六八八

而して一九一三年來の道路の延長粁數を擧げれば次の如くである。

年次	一等道路	二等道路	三等道路	合計
一九一一年	五、一四〇・七粁	二、九六二・三粁	二、七五五・三粁	一一、三六八・六粁
一九一二年	五、四八二・五	二、九六二・〇	二、七五五・三	一〇、四〇五・五
一九一三年	五、四八二・五	二、九六二・〇	二、七五五・三	一〇、四〇五・五
一九一四年	五、六三四・九	二、九六二・〇	二、七五五・三	一一、三五二・二
一九一五年	五、六三四・九	二、九六二・〇	二、七五五・三	一一、三五二・二
一九一六年	五、六三四・九	二、九六二・〇	二、七五五・三	一一、三五二・二

第一〇三表　比律賓各種道路延粁數連年比較表　出所＝同前表

即ち前表に依つて明かなるが如く、一九一七年に於ける道路開通粁數は一等道路六、〇三三粁、二等道路二、九二二粁及三等道路二、二二二粁を示し前年に比較すると、一一等道路は約二百粁も增加して居つて、如何に比島政府が道路の改修開發に盡力して居るかゞ解る。一等道路とはあらゆる交通事が一年中の或る時期を限つて交通し得る道、二等道路は一年中の或る時期の外は交通し得る道、三等道路とは徒歩或は動物又は動物の引く車の往復し得る道を云ふのである。

鐵道　沿革　現在比律賓には二つの鐵道會社即ち馬尼剌鐵道會社(Manila Railroad Co., Ltd.)及比律賓鐵道會社(Philippine Railway Co.)がある。前者は呂宋島に於て後者はセブー島に於て其業務を經營して居る。馬尼剌鐵道會社は一八九二年頃英國人の手によつて創設されたのであるが、革命騒ぎが嬰じた爲め全線に亘て莫大なる損失を蒙つた結果、一時經營困難に陷つたのである。所が比島が米領となつて以來、產業開發上必要不可缺なものとして極力この救濟に努力し政府は一九一七年に於て八百萬比の鐵道公債を發行し其の收益に當つた結果今日の基礎を作るに至つた。されど一會社の經營に係るときは云へ、官有事業の一として其の得失は政黨各派に於て、相當重大視されて居るのである。

馬尼剌鐵道會社線

本會社は馬尼剌鐵道會社に比較して規模小さく、所有鐵道も二線を數ふるのみである。即ちセブー島の東岸にある一線さ、パナイ島イロイロ市を起點とするカピス線である。

延長粁數一島内鐵道延粁數は千二百七十二粁であつて、其中馬尼剌鐵道が千六十粁、比律賓鐵道が二百十二粁を所有して居る。此の數字は凡て數年來不變である。

廢止線　現在の所據定線として居る所は馬尼剌鐵道會社のアルネロス、パサカオ(Pasacao)間である。現在は汽船連絡によつて僅に其の交通を保つて居るが、同驛間は非常な險峻な山岳あり、工事困難を極めるだらうこと云はれて居る。未だ豫算に計上されたこと云ふ譯でもない。

乘車賃銀　一馬尼剌鐵道の乘車賃銀は一粁當一等五仙二等二仙半となつて居る。夫れで次に爰では主要各驛間の距離表であるから、一等五仙或は二等二仙半に距離を乘ずれば、馬尼剌から所要驛迄の賃銀の大體の見當はつくこと思ふ。

馬尼剌發北上線

停車場名	馬尼剌よりの距離	停車場名	馬尼剌よりの距離	停車場名	馬尼剌よりの距離
Caloocan	五・三粁	Calumpit	四五・六粁	Capas	101・三粁
Polo	一一・五	Apalit	四九・六	Murcia	10九・九
Meycauayan	二五・01	Sto. Tomas	五六・五	S. Miguel, T.	11三・三
Marilao	二八・二	S. Fernando	六二・六	Tarlac	11九・四
Bocaue	三四・六	Calulut	六九・五	Gerona	1三1・九
Bigaa	三六・四	Tablante	七五・五	Paniqui	1三五・三
Guiginto	三九・1	Angeles	七六・四	San Julian	1四四・0
Sta. Isabel	四二・六	Dau	八〇・八	Moncada	1四七・八
Malolos	四七・四	Mabalacat	八四・10	Poponto	1五二・六
S. Marcos	四九・八	Bamban	九二・三	Bautista	1六〇・1

Bayambang	一三四·五	Maasin, P.	一六·六0	Agoo	三四一·九
Quesala	一六·七0	Mangaldan	一0一·六	Paraton	三三五·九
Don Pedro	一四一·一七	San Fabian	一0三·五六	Aringay	三四0·六
Malasiqui	一三五·六	Alacan	一一一·八	Cava	三四四·六
San Carlos	一八一·0四	Rabon	一一六·0七	Urayong	三四七·六
Buenlag	一八·七七	Damortis	一一七·一0	Santiago	三五0·三三
Calasiao	一九一·八五	Cupang	一一四·八五	Bauang Sur A.	三五三·六三
Dagupan	一九三·六0	Sto. Tomas U.	一一七·七一		

馬尼剌南部線

停車場名	距マニラ馬尼剌の粁	停車場名	距マニラ馬尼剌の粁	停車場名	距マニラ馬尼剌の粁
San Lazaro	一·三五	Sta. Rosa, L.	四三·六0	Lusacan	一0一·三五
Legarda	四·九二	Cabuyao	四七·四一	Taguan	一0七·五四
Santa Mesa	六·四九	Mamatid	五一·三五	Candelaria	一一一·七一
Pandacan	七·八三	Calamba	五六·0八	Lutucan	一一八·六三
Paco	九·三九	Pansol	六0·六四	Sariaya	一二四·七0
Culi-Culi	一三·一四	Los Baños	六四·九一	Morong	一三六·七0
Balagbag	一七·三五	Junction	六七·七九	Lucena	一三九·一三
Sucat	一五·0一	Masaya	七七·三一	Paghilao	一四三·六一
Alabang	一八·六九	San Crispin	八四·七六	Palsabangan	一四八·七七
Muntinlupa	二0·0一	San Pablo	八八·六六	Malicboy	一五七·四四
S. Pedro, L.	二三·三七	Santa Ana	九二·三三	Sipa	一六0·七七
Biñang	二六·七六	Tiaon	九八·三六	Laguimanoc	一六三·七一

Yawe	一七一·六六	Banban	二一三·八	Calauag	二四四·三一
Agdangan	一七六·三五	Camohaguin	二一六·七	Saulong	二四七·六三
Panson	一八·六六	S. Vicente	二一九·四四	Dalagang	二五二·三一
Summit	一八三·四四	Lopez	二二六·0	Aluneros A.	二五三·三八
Siain	一九二·三三	Sta. Lucia	二三三·三一		
Gumaca	二10·五八	Hondagua	二三七·八		

馬尼剌鐵道會社及比律賓鐵道會社の鐵道延長、其他、收入の數字を表示すれば次の如くである。

第一〇四表　馬尼剌鐵道會社、鐵道延長・機關・客・貨車及收入連年比較表

年次	延長	機關車	客車	貨車	收入
一九一一年	一0四·七0粁	一五	一四0	一八0	一0三·三一比
一九一二年	一0四·七0	一五	一四0	一八0	一0三·三一
一九一三年	一0四·七0	一五	一四0	一八0	一0三·三一
一九一四年	一0四·七0	一五	一四0	一八0	一0三·三一
一九一五年	一0四·七0	一五	一四八	一七六	一一三·六六
一九一六年	一0四·七0	一五	一四八	一七六	一一三·六六
一九一七年	一0四·七0	一五	一四八	一七五·九	一一三·六六

第一〇五表　比律賓鐵道會社、鐵道延長・機關・客・貨車及收入連年比較表

年次	延長	機關車	客車	貨車	收入
一九一一年	二二二·00粁	一五	五一	一0三	一一七·四比
一九一二年	二二二·00	一五	五一	一一九	一二五·五
一九一三年	二二二·00	一五	五一	一二0	一二五·五
一九一四年	二二二·00	一五	五一	一二0	一二五·五
一九一五年	二二二·00	一六	五三	一二八	一二九·五
一九一六年	二二二·00	一六	五三	一二八	一二九·五
一九一七年	二二二·00	一六	五四	一二八	一二九·五

自動車　極東に於て自動車數の最も多い地方は比律賓だと云はれる。一九二七年に於ける比島自動車數は二萬五千千百六十三臺であつて、其中一萬七千七百六十五臺が乘客用、七千七百九十八臺がトラックとなつて居る。乘客用の自動車中フォードが數に於て一番多くつゞいてドッヂ、ビュイックとなつてゐる。將來道路の完成と相俟つて益々其の活躍範圍は增加するであらう。今一九二七年に於ける比律賓各州別自動車數を擧げれば次の表の如くである。

第一〇六表　比律賓各州別自動車數表　出所一四前表

州名	乘客用	貨物用	州名	乘客用	貨物用
Abra	一三	七	Cebu	六七	四三
Agusan	三	一四	Cotabato	一七	一五
Albay	一六五	二一三	Davao	一六五	六八
Antique	一0	一三	Ilocos Norte	一三八	六六
Bataan	四八	一七	Ilocos Sur	一一八	一0七
Batangas	一六八	一00	Iloilo	六九	四四
Bohol	一一五	五	Isabela	一0七	三0
Bukidnon	一六	一四	Laguna	五二	三四六
Bulacan	三六	一三八	Lanao	一三	四五
Cagayan	一一七	五	La Union	六六	三八
Camarines Norte	四五	一六	Leyte	一二六	一五四
Camarines Sur	一五0	一五	Marinduque	三九	三七
Capiz	一三一	一一三	Masbate	一六	五
Cavite	三五	一五	Mindoro	一三	一七

Misamis	五01	一二	Samar	四0	四
Mountain	一七	一四	Sorsogon	一六	六
Nueva Ecija	五五一	一四一	Sulu	四一	三六
Nueva Vizcaya	一五	五	Surigao	10	五五
Occidental Negros	一一五六	四三	Tarlac	一三一	一七
Oriental Negros	一三五	一六	Tayabas	五六一	一三
Palawan	五	四	Zambales	五一	一九
Pampanga	五六一	一四六	Zamboanga	一九六	七一
Pangasinan	一四六	一三六	Baguio（市）	一五四	六五
Rizal	一0九一	四九	Manila（市）	七五六	二一六
Romblon	一	一	合計	一七六五	七一九六

海運　西暦一五二一年にマゼランが來比した時、既に比島と諸外國との交通は開かれて居つたのであつて、其の相手國は專に支那、日本、印度、爪哇及スマトラであつた。支那の商人は小さな戎克に乘つて物々交換を目的として來航し、又西班牙領有となつてからも續續して居つたのであつた。一七一五年に至つて貿易船制度（Galleon）が採用された。即ち二艘のガレオンのみが比島から物貨を運び出す事が許されて居つたのであつて、其の相手國は墨西哥に限られて居つた。其後比律賓商會（Compania Real de Filipinas）に西班牙と比律賓（馬尼剌、アカプルコ—Manila Acapulco—貿易を除くの貿易特權が許容された。又馬尼剌にある商人により所有せらるゝ船は支那貿易を許され、又外國船でも支那及印度の商品を積載して居るものに限つて比島諸港を許された。一八一五年に至つて數百年の歷史を持つた先の貿易船制度は廢止せられ、西班牙と比律賓間の船は何等制限を受けない事となつた。そこに續いて一八三四年馬尼剌は世界的に開港場となり、其の結果諸島の繁榮

は目に着す様になつた。其後引續いてイロイロ、セアー、サムボアンガ、ラパック及ボーロー も開港せられたのである。

出入船舶數一現在開港場になつて居るのは馬尼剌、イロイロ、ムボアンガ、レガスピー及ザバオであつて、先に開港場であつたバラバック、ツサ

は閉鎖された。今之等各港の出入船舶數を表示すれば次の知くである。

第一〇七表　比律賓各港別外國貿易歐亞船舶數及噸數

噸數進年比較表

出所＝一九二七年商務局報告

年	次	入港 船舶數	入港 噸數	出港 船舶數	出港 噸數
馬尼剌	一九一一	六四〇	三一四、四五六	六三五	三一四、〇〇二
	一九一二	六八二	三二五、〇八四	六五二	三一七、〇一一
	一九一三	七一四	三四〇、八五二	六八一	三二五、〇八四
	一九一四	七一〇	三四〇、〇一〇	六八一	三二五、〇八四
	一九一五	七一九	三四二、〇一〇	六八一	三二五、〇八四
	一九一六	七一〇	三四〇、〇一〇	六八一	三二五、〇八四
	一九一七	七一〇	三四〇、〇一〇	六八一	三二五、〇八四
宿務	一九一一	一四〇	一〇一、〇一〇	一四〇	一〇一、〇一〇
	一九一二	一四〇	一〇一、〇一〇	一四〇	一〇一、〇一〇
	一九一三	一四〇	一〇一、〇一〇	一四〇	一〇一、〇一〇
	一九一四	一四〇	一〇一、〇一〇	一四〇	一〇一、〇一〇
	一九一五	一四〇	一〇一、〇一〇	一四〇	一〇一、〇一〇
	一九一六	一四〇	一〇一、〇一〇	一四〇	一〇一、〇一〇
	一九一七	一四〇	一〇一、〇一〇	一四〇	一〇一、〇一〇
イロイロ	一九一一	一、一〇四	四五六、〇一〇	一、一〇四	四五六、〇一〇
	一九一二	一、一〇四	四五六、〇一〇	一、一〇四	四五六、〇一〇
	一九一三	一、一〇四	四五六、〇一〇	一、一〇四	四五六、〇一〇
	一九一四	一、一〇四	四五六、〇一〇	一、一〇四	四五六、〇一〇
	一九一五	一、一〇四	四五六、〇一〇	一、一〇四	四五六、〇一〇
	一九一六	一、一〇四	四五六、〇一〇	一、一〇四	四五六、〇一〇
	一九一七	一、一〇四	四五六、〇一〇	一、一〇四	四五六、〇一〇
ザバオ	一九一一	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一二	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一三	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一四	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一五	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一六	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一七	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
ツサ	一九一一	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一二	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一三	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一四	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一五	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一六	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一七	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
レガスピー	一九一一	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一二	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一三	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一四	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一五	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一六	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一七	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
サムボアンガ	一九一一	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一二	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一三	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一四	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一五	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一六	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一七	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
イロイロ	一九一一	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一二	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一三	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一四	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一五	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一六	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一七	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
セアー	一九一一	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一二	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一三	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一四	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一五	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一六	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一七	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
バラバック	一九一一	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一二	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一三	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一四	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一五	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一六	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
	一九一七	一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇

比律賓國籍別外國貿易歐亞船舶數及噸數

第一〇八表

船籍國	一九一三年 隻數	一九一三年 噸數	一九一四年 隻數	一九一四年 噸數	一九一五年 隻數	一九一五年 噸數	一九一六年 隻數	一九一六年 噸數	一九一七年 隻數	一九一七年 噸數
比律賓	三一	五、四六二	三一	五、四六二	三一	五、四六二	三一	五、四六二	三一	五、四六二
巴那馬	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇
番茶	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇
諾日	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇
伊太利	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇
獨逸	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇
佛國	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇
芬蘭	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇
和蘭	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇
丁抹	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇
支那	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇
英國	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇
英領北美	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇	一	一、〇一〇
合計	一一	九、二七六	一一	九、二七六	一一	九、二七六	一一	九、二七六	一一	九、二七六

出所＝一九二七年商務局報告

一つて英國隻數なつては其中一一六九隻を占め、米國之に次ぎ一〇三隻、日本は第三位で六〇隻である。

一九二七年比島に出入港した船舶數は全部で四六〇隻であつて英國隻數を表示せば次の知くである。

年	次	入港 船舶數	入港 噸數	出港 船舶數	出港 噸數
一九一一		一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
一九一二		一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
一九一三		一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
一九一四		一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
一九一五		一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
一九一六		一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇
一九一七		一〇一	四一、〇一〇	一〇一	四一、〇一〇

合計																							
一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三
一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四
一		一		一		一		一		一		一		一		一		一		一		一	
一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四	一四五	四
一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三

The Swedish East Asiatic Co., Ltd.		瑞		約	月	一	回	Rotterdam, Amsterdam, Hamburg, Copenhagen, Oslo and Gothenburg.	
(Macondary & Co.)	Norwegian African and Australian Line			約	月	一	回	Antwarp, Rotterdam, Hamburg, Oslo, Gothenburg & other Scandinavian ports.	
Lloyd Triestino Navigation Co.		伊	4					From Manila via Hongkong for Brindisi, Venice & Trieste (Fiume).	
濠洲航路									
Nippon Yusen Kaisha	Yokoham - Melbourne	日	3	月		一	回	Yokohama, Nagoya, Kobe, Nagasaki, Hongkong, Manila, Davao, Thursday Is., Townsville, Brisbane, Sydney, Melbourne.	定
Osaka Shosen Kaisha	Yokohama Adelaide	日	3	月		一	回	From Japan to Hongkong, Manila, Sydney, Melbourne, Adelaide.	定
Australian Oriental Line, Ltd.			12	月		一	回	From Hongkong and Australian ports.	定
Eastern Australian S. S. Co.	Eastern Australian Line	英	4	月		一	回	From Japan to Hongkong, Manila, Thursday Is., Townsville, Brisbane, Sydney, Melbourne.	定
爪哇航路									
Java-China-Japan Lijn	Sourabaja Shanghai	和	6						
Osaka Shosen Kaisha	Java Service	日	3	月		一	回	Osaka, Kobe, Moji, Keelung, Manila, Tawao, Netherland East India.	定
比支航路									
	Manila-Amoy		1						定
比英北婆航路									
Sabah Steamship Co.	Zamboanga Sandakan	英	1	一	週	一	回	Zamboanga, Jolo, Sandakan.	定
比日航路									
Osaka Shosen Kaisha	Philippine Service	日	2	隔日航海				Yokohama, Nagoya, Osaka, Kobe, Moji, Manila, Iloilo,	定
								復航 { Davao, Cebu, Iloilo, Keelung, Kobe, Osaka, Yokohama / Davao, Zamboanga, Portland, Cebu, Keelung, Kobe, Osaka, Yokohama	

第一一〇表　比律賓內國航路一覽表

會社名	航路名及航路別	國別	船舶數	回數	寄港地	備考
Compania Maritima	Manila-Cebu	比	2	一週二回	Manila, Cebu.	定
〃　〃	Manila-Pulupandan	〃	1	一週一回	Manila, Iloilo, Pulupandan.	定
〃　〃	Manila-Tacloban	〃	1	一週一回	Manila, Catbalogan, Tacloban.	定
〃　〃	Manila-Legaspi	〃	1	一週一回	Manila, Legaspi.	定
〃　〃	Manila-Capiz	〃	1	一週一回	Manila, Ibahay, New Washington, Capiz.	定
〃　〃	Manila-Jolo	〃	?	一週一回	Manila, Cebu, Dumaguete, Zamboanga, Cotabato, Jolo.	定
〃　〃	Manila-Davao	〃	1	一週一回	Manila, Cebu, Zamboanga, Davao.	定
〃　〃	Manila-Davao Gulf	〃	2		Manila, Cebu, Zamboanga, Cotabato, Davao, Mati Port & around Davao Gulf.	不定
Ynchausti & Co.	Manila-Iloilo	〃	1	一週一回	Manila Iloilo.	定
〃　〃	Manila Iloilo	〃	1	一週一回	Manila, Pulupandan, Iloilo.	定
〃　〃	Manila-Eastern Coast of Luzon	〃	2		Manila, Bulan, Gubat, Legaspi, Tabaco, Lagonoy, Nato.	不定
Ty Camco Sobrino	Manila Tacloban	〃	1	一週一回	Manila, Calbayog, Catbalogan, Tacloban.	定
〃　〃	Manila-Guiuan	〃	1		Manila, Tacloban, Cagayan de Misamis, Surigao, Guiuan.	不定
〃　〃	Manila-Borongan	〃	1		Manila, Cebu, Carigara, Tacloban, Borongan.	不定
Teodoro R. Yango	Manila-Sorsogon	〃	2		Manila, Masbate, Sorsogon.	不定
〃　〃	Manila Zambales	〃	1	一週一回	Manila, Zambales.	定
〃　〃	Manila-Bataan	〃	1	一日一回	Manila, Bataan.	定
Yu Biao Sontua & Co.	Manila-Surigao	〃	1		Manila, Tacloban, Cagayan de Misamis, Surigao.	不定
Hercules Lumber Co.	Manila-Jolo	〃	1		Manila, Cebu, Zamboanga, Davao, Jolo.	不定
〃　〃	Manila-Lumarraw	〃	1		Manila, Bais, Dumaguete, Lumarraw.	不定
〃　〃	Manila-Bayan	〃	1		Manila, Lumang, Bayan.	不定
Comania General de Tabacos de Filipinas	Manila-Aparri	〃	3	五日一回	Manila, Vigan, Currimao, Aparri.	定

關稅關係にあるものであらうが、第二位の英國が約三分の一の參加力を有して居るのは偉大である。詳細は次表を參照されたい。

海運狀況　比島の海運の大半は米國船によつて牛耳られて居る。之は勿論

第二二表　比律賓國籍別船舶輸出入貨物額連年比較表

出所＝一九二七年比島關稅局年報

船舶國籍	一九一三年 輸入	一九一三年 輸出	一九一三年 總額	一九一四・一九年 輸入	一九一四・一九年 輸出	一九一四・一九年 總額	一九二五年 輸入	一九二五年 輸出	一九二五年 總額
合計	一五、九四五、四九八	四、六〇五、四三四	一〇、五五一、九三二	一五、九一一、七五一	四、六〇五、四三四	一〇、五五一、九三二	三四、八五九、一一五	一〇、四四四、一一五	四五、三〇三、二三〇
物典	六、五三二、九八五	一、三八五、〇〇〇	三、九一七、九八五	六、四三八、五八八	一、三八五、〇〇〇	三、九一七、九八五	一三、八五八、四三六	一、三八五、〇〇〇	一五、二四三、四三六
牙	一、五四四、一一五	一、三三一、一一五	二、八七五、二三〇	一、五四四、一一五	一、三三一、一一五	二、八七五、二三〇	一、五四四、一一五	一、三三一、一一五	二、八七五、二三〇
馬	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇
威	一、五四一、一一五	一、三三一、一一五	二、八七二、二三〇	一、五四一、一一五	一、三三一、一一五	二、八七二、二三〇	一、五四一、一一五	一、三三一、一一五	二、八七二、二三〇
本	一、五四一、一一五	一、三三一、一一五	二、八七二、二三〇	一、五四一、一一五	一、三三一、一一五	二、八七二、二三〇	一、五四一、一一五	一、三三一、一一五	二、八七二、二三〇
義									
邊	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
國	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
關	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
抹	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
那	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
國	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
英	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
美	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
比	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
律賓	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇

船舶國籍	一九一六年 輸入	一九一六年 輸出	一九一六年 總額	一九一七年 輸入	一九一七年 輸出	一九一七年 總額
合計	三五、八五九、四九八	一〇、四四四、一一五	四五、三〇三、二三〇	三四、一一一、一五五	一〇、四四四、一一五	四四、五五五、二七〇
物典	一三、八五八、四三六	一、三八五、〇〇〇	一五、二四三、四三六	一三、八五八、四三六	一、三八五、〇〇〇	一五、二四三、四三六
牙	一、五四四、一一五	一、三三一、一一五	二、八七五、二三〇	一、五四四、一一五	一、三三一、一一五	二、八七五、二三〇
馬	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇
威	一、五四一、一一五	一、三三一、一一五	二、八七二、二三〇	一、五四一、一一五	一、三三一、一一五	二、八七二、二三〇
本	一、五四一、一一五	一、三三一、一一五	二、八七二、二三〇	一、五四一、一一五	一、三三一、一一五	二、八七二、二三〇
義						
邊	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
國	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
關	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
抹	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
那	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
國	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
英	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
美	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
比	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇
律賓	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇	一、三二一、一一五	一、三三一、一一五	二、六五二、二三〇

通信

一 郵便

概說　一九二七年十二月現在の郵便局數は、一等郵便局五百四十四で、郵便、電信、爲替及貯金事務を取扱ひ、二等郵便局は三百八十四で、郵便、爲替及貯金事務を取扱ふ。三等局は其數僅に五十一、郵便及貯金事務を、四等郵便局は單に郵便事務を取扱ふばかりである。

郵便料金　現行郵便規約には比島内、米國及其領土、米西郵便聯盟國及其他諸國の四種に分けて郵稅を定めてある。

比島内郵便物は一種、二種、三種に區別されてゐる。第一種は封書（手で書いたもの、タイプしたもの、プレス、マニホールド總てを含む）全部及び一部分手で書いたもの又はタイプせるもの、或は原稿寫本にして印刷校正紙及小包の如く校閲を要するもの及葉書にて、封書は二十瓦迄二仙、二十瓦又は端數を增す毎に二仙、重量に關係なし。但し長さ又は圓周一・八米を超ゆることを得ない。葉書は一葉二仙。

第二種は合衆國又は比島郵便局にて、第二種の認可を得たる新聞紙定期刊行物にして郵便局長の承認を得たる出版業者又は其代理店が正當の購讀者に宛てたるもの、又は郵送購讀者數の一割を超えざる見本に限り、毎一瓩につき五仙、一瓩又は其端數を增す毎に五仙、重量に制限なし。但し大きさの制限は第一種の通り。

第三種は第一種及第二種以外のもの、毎六十五又は端數を增す毎に二仙、目方六百瓦を超えるものに對しては、五百瓦に對し十二仙の割、但し配達夫によつて配達せらるゝの外、僻なき地方には五瓩を限度とし其他は二十瓩迄とす。容量は長さ又は圓周二・一米を超ゆることを得ず。

合衆國に對するもの―第一種は封書の比島のものと同樣）毎オンス又は端數に對し、四仙、目方五十オンス迄を限度とする。而して合衆國公用郵便たりとも四封度を超ゆるを得ず（一冊の書籍にして四封度を超過するものは、此の限りに非ず）。長さ又は圓周は七呎を限度とする。

葉書は一般に用ひらるゝ大きさのものにて一枚毎に二仙。

第二種は新聞紙定期刊行物にして、比島若しくは米國郵便局にて、第二種郵便物の認可を受け、郵便局長の承認を得たる出版業者又は代理店の名に依つて、正當なる購讀者に郵送するもの。重量に制限なく、長さ及圓周は六呎を限度とする。一封度又は端數に對し二仙、郵送數の一割を超ゆる見本に對しては四オンス又は端數毎に二仙。

第三種は宣傳冊子、寫眞及其他印刷物（本其他の印刷物には四封度を超え小包とせざるもの、寫本、原稿等を除く）、二オンス又は端數毎に二仙、四封度迄を限度とし、長さ又は圓周六呎を超ゆることを得ぬ。

第四種は一、二、三種に屬せざる郵便物。但此種郵便物にして、表に差出人の住所氏名を記載せざるものは受け付けぬ。四オンスを超えざるものに對しては一オンス又は端數毎に二仙、四オンスを超過するものに對しては一封度又は端數毎に二十四仙。重量の制限五十封度にして、長さ又は圓周七呎を超えざるもの。

米西郵便條約聯盟國宛郵便物　米西郵便條約聯盟國とはアルゼンチン、ボリビヤ、コロムビヤ、コスタリカ、キューバ、西班牙、エクアドル、ニカラグア、祕露、サルヴアドル、ホンデュラス共和國、ドミニカ共和國、ハイチ共和國をいふ。別に第一種、第二種の區別を設けず。單に

一、封書　一オンス又は端數毎に四仙、極限四封度迄。

二、葉書　一葉に對し二仙、私製葉書は四仙。

三、印刷物（定期刊行物を除く）　二オンス又は端數毎に四仙、八封度十二オンスを限度とし、一面十八吋以内のもの、丸きものは直徑六吋長さ四十吋

以内。

四、新聞紙及定期刊行物、四オンス又は端數毎に二仙。

五、商用書類、十オンス以内十六仙、二オンス又は端數を增す毎に四仙、八封度十二オンスを限度とする。大きさ印刷物に同じ。

六、商用見本　四オンス以内八仙、二オンス又は端數を增す毎に四仙、大きさの限度前項に同じ。

七、單一書籍　二オンス又は端數毎に二仙、十一封度を限度とする。

其他諸國への郵便物―封書　二十瓦迄は十六仙、二十瓦又は端數を增す毎に八仙、目方二瓩迄、大きさ一面四十五糎、筒形のものにありては長さ七十五糎、直徑十糎以内。

葉書　幅七―九糎、長さ一〇―一四糎の範圍、一枚十仙。往復葉書の各葉も同樣。

印刷物　新聞紙、定期刊行物、書籍、冊子、寫眞、繪畫、地圖、型錄、其他全部を印刷せるもの、校正紙と同封の寫本、原稿等五十瓦迄四仙（點字は五百瓦迄二仙）の限度二瓩。然し點字及單一書籍は三瓩迄、大きさは封書に同じ

商用書類　個人通信を封入せざる運送狀、訴訟書類、出版物目錄、其他二百瓦迄一六仙。五十瓦又は端數を增す毎に四仙。二瓩を限度とし、大きさ前項に同じ。

商品見本　商品に對する說明及差出人の住所氏名を記入したるのみにて、商用に適せざる品。百瓦迄は八仙。五十瓦又は端數を增す毎に四仙。五百瓦迄を限度とし、大きさ三十糎、幅二十糎、厚さ十糎、筒形の場合は、長さ三十糎、直徑十五糎の範圍。

郵便書留料―何れの種類を問はず、郵便物は總て書留さなすことを得。書留料として普通郵便稅の外に左の料金を課する。比島内十六仙。米國及他諸國二十仙。

小包郵便―送り先によつては船便を以て直接に、或は寄港地積替を以て間接に、萬國小包郵便事務を掌つて居る。距離の遠近、積替の難易によつて料金にも相違があり、又重量の制限に相違がある。何種の郵便物に對しても郵稅不足の場合は、差出人に戻すか、又は其旨を記載した通知を發し、決して名宛人に送るな樣ことをしない。

此外比島内及比律賓、米國間には、商品に限り代金引換小包郵便の規定がある。普通郵稅、書留料の外に左に記した割合で手數料を徵收される。手數料は切手で前納する規定になつて居る。

二十比迄	二十仙
五十比迄	四十仙
百比迄	七十仙
二百比迄	一比二十仙

郵便事務―馬尼剌郵便局を初めとして各地郵便局に郵便貯金の設備がある。この爲めに郵便局では貯金希望者に貯金箱を貸出したりして居る。此現金貯金の外に切手貯金の制度もある。此の小額の資本を吸收したものは、比島國立銀行の手を經て群島内幾多の生產業開發のために投資される。又比較的低利で之を借入れる事も出來る。一九二三―二七年に於ける比律賓郵便貯金統計を示せば次の如くである。

第一一二表　比律賓郵便貯金關係統計表

出所日一九二八年比島統計要覽

電信　一九二七年の統計に據れば、有線電信所が五百八十四、線の延長一萬五千七百五十四粁に及んで居る。又島内海陸電線の延長は千百十三粁である。通信料金は同一群島内でも距離の遠近に依つて非常に相違がある。通信文のみを數へて十語迄を一番信とし、十語迄を一番信に計算する。日本線は一綴十五文字を一語として取扱つて貰へる。同一區域内は四十仙で、此の外に商業文として五十語に及ぶものは幾分の割引料金で取扱つて貰へる。

第一二表　比律賓郵便爲替國係統計表

年次	爲替局數	比島拂爲替發行 數	比島拂爲替發行 金額	比島拂爲替發行 料金	合衆國拂爲替發行 數	合衆國拂爲替發行 金額	合衆國拂爲替發行 料金	合衆國拂爲替發行 合衆國比島以外ニ於テ支拂ハレタル爲替 數	合衆國拂爲替發行 合衆國比島以外ニ於テ支拂ハレタル爲替 金額	合衆國拂爲替發行 合衆國比島以外ニ於テ支拂ハレタル爲替 料金
一九一一年	四三	一八、七九二	三五、九二四比	一八、〇九四比	一五、九七七	三五、八六八比	四、八九五比	三五、九〇七	三一、四一八比	三五、八六八比
一九一二年	四三	一九、〇八三	三五、七一二	一八、九二三	一四、六三三	三五、八六八	五、〇二三	三五、九〇七	三一、四一八	三五、八六八
一九一三年	四三	一九、〇八三	三五、七一二	一八、九二三	一四、六三三	三五、八六八	五、〇二三	三五、九〇七	三一、四一八	三五、八六八
一九一四年	四六	二〇、六二九	四一、二五八	一九、八二九	一五、〇二三	三五、八六八	五、〇二三	三五、九〇七	三一、四一八	三五、八六八
一九一五年	四六	二〇、六二九	四一、二五八	一九、八二九	一五、〇二三	三五、八六八	五、〇二三	三五、九〇七	三一、四一八	三五、八六八
一九一六年	四六	二〇、六二九	四一、二五八	一九、八二九	一五、〇二三	三五、八六八	五、〇二三	三五、九〇七	三一、四一八	三五、八六八
一九一七年	五四	二二、九二六	四五、八五二	二一、九二六	一六、〇九四	三五、八六八	五、〇二三	三五、九〇七	三一、四一八	三五、八六八

比島拂爲替發行ノ項ハ同島内ノ郵便爲替ヲ含ム

比島ニテ他ノ諸支拂國ハ合衆國外ノ諸國ヲ爲替ヲ以テ支拂ハレタル合衆國ニ對シテ比島爲替ハ外國ニ於テ支拂ハレタル合衆國爲替ハ

一七四

九五、二三二、金額五二、〇〇三、三三三比ニ於ケル爲替事務ニ就テ見ルニ一九二七年ニ於ケル島内拂爲替取組數ハ一、

第一三表　比律賓郵便爲替國係統計表

年次	郵便貯金局數 一等	郵便貯金局數 二等	郵便貯金局數 合計	口座數	貯金 數	貯金 平均	貯金 金額	拂戻 數	拂戻 平均	拂戻 金額	差額 平均	差額 金額
一九一一年	四三		四三	六、五四三	一〇、七四〇	三六、三比	四、七四、八二比	九四、三二	五二、三比	四、九三、七五比	三四、七比	三六、七八比
一九一二年	四六		四六	七、六五六	一一、二三五	三七、四六	四、二九六、三八	八〇、九三	五二、四	四、一七、三九	四四、三九	三五、六八
一九一三年	四四五		四四五	八、六五五	一三、七五〇	三八、〇六	四、八五、四二九	九〇、四四	五二、四	四、七四、三九	四四、三九	三五、六八
一九一四年	四五八		四五八	九、六四一	一四、一二〇	三四、〇六	四、九四、〇四八	九〇、四四	五二、四	四、七四、三九	四四、三九	三五、六八
一九一五年	四五八		四五八	一〇、七四三	一五、七四〇	三四、〇六	五、〇〇、二四	九〇、四四	五二、四	四、七四、三九	四四、三九	三五、六八
一九一六年	四五八		四五八	一一、七四三	一五、七四〇	三四、〇六	五、〇〇、二四	九〇、四四	五二、四	四、七四、三九	四四、三九	三五、六八
一九一七年	四五八		四五八	一二、七四三	一五、七四〇	三四、〇六	五、〇〇、二四	九〇、四四	五二、四	四、七四、三九	四四、三九	三五、六八

一七四

比律賓：通信

直通電信線を持つて居らぬ場合は多少高い料金を拂はねばならない。現今の最高料金は三比二十仙である。

第一四表　比律賓内國普通電信料金表（馬尼剌より各州宛）

州名	料金	州名	料金
Abra	〇・六〇比	Davao	一・六〇比
Agusan	一・〇〇	Ilocos Norte	一・〇〇
Albay	一・〇〇	Ilocos Sur	〇・六〇
Antique	一・二〇	Iloilo	一・二〇
Bataan	〇・六〇	Isabela	〇・六〇
Batanes	一・六〇	Laguna	〇・六〇
Batangas	〇・六〇	Lanao	一・六〇
Bohol	一・六〇	La Union	〇・六〇
Bukidnon	二・〇〇	Leyte	一・六〇
Bulacan	〇・六〇	Manila Branch Station	〇・二〇
Cagayan	一・〇〇	Marinduque	〇・六〇
Camarines Norte	〇・六〇	Masbate	一・一〇
Camarines Sur	〇・六〇	Mindoro	〇・六〇
Capiz	一・一〇	San Jose, Mindoro	一・一〇
Cavite	〇・六〇	Misamis	一・六〇
Cebu	一・六〇	Mountain	〇・六〇
San Francisco de Camotes, Cebu	二・〇〇	Nueva Ecija	〇・六〇
Cotabato	二・〇〇	Nueva Vizcaya	〇・六〇
Occidental Negros	一・六〇	Sorsogon	一・〇〇
Oriental Negros	一・六〇	Sulu	二・六〇
Palawan	一・六〇	Surigao	一・六〇
Pampanga	〇・六〇	Tarlac	〇・六〇
Pangasinan	〇・六〇	Tayabas	〇・六〇
Rizal	〇・五〇	Zambales	〇・六〇
Romblon	一・〇〇	Zamboanga	二・六〇
Samar	一・六〇	Isabela de Basilan, Zamboanga	二・六〇

第一五表　比律賓外國普通電信料金表（比律賓より各國宛）

地名	料金	地名	料金
桑港	一・六〇比	新嘉坡	〇・八〇比
シカゴ	一・七八	英領印度	一・〇六
紐育	一・八四	日本	〇・七五
香港	〇・三〇	濠洲	一・二五
上海	〇・三〇	倫敦	一・五〇

此外無線電信所が三十六、其中八箇所は米國陸軍又は海軍用である。海外用通信線としてはイースタン・エキステンション・オーストレーリア・エンドチャイナ會社線及太平洋商業電線會社の二種がある。

前者は馬尼剌から香港へ海底電線を布設し、歐洲、濠洲へ連絡して居り、後者はグアム及布哇を經て桑港に通ずるものと、香港に通ずるものがある。又

比律賓に籍を有し、主として沿岸航路に就いて居る船舶で、無線電信の設備のあるものも多々ある。左に一九二三―二七年に至る電信機設置の跡及利用程度を表示する。

第一二六表　比律賓電信關係統計表　出所＝一九二八年比島駐在處

年次	電信局數	陸上線	發信數	金電收信入料
一九一一年	六二	一四三五哩	三六〇五六七	二二六二六比弗
一九一二年	五四	一四三五哩	三六〇五六七	二二六二六比弗
一九一三年	五四	一四三五哩	三六〇五六七	二二六二六比弗
一九一四年	五五	一四三五哩	四二三五六七	二三五四〇二比弗
一九一五年	五五	一四三五哩	四七三〇〇七	二四四〇〇七比弗
一九一六年	五五	一四三五哩	五七四〇八六	二四四〇〇七比弗
一九一七年	五五	一四三五哩	五七四〇八六	二四四〇〇七比弗
一九一八年	五五	一四三五哩	五七四〇八六	二四四〇〇七比弗
一九一九年	五五	一四三五哩	五七四〇八六	二四四〇〇七比弗
一九二〇年	五五	一四三五哩	五七四〇八六	二四四〇〇七比弗
一九二一年	五五	一四三五哩	五七四〇八六	二四四〇〇七比弗
一九二二年	五五	一四三五哩	五七四〇八六	二四四〇〇七比弗
一九二三年	五五	一四三五哩	五七四〇八六	二四四〇〇七比弗
一九二四年	五五	一四三五哩	五七四〇八六	二四四〇〇七比弗
一九二五年	五五	一四三五哩	五七四〇八六	二四四〇〇七比弗
一九二六年	五五	一四三五哩	五七四〇八六	二四四〇〇七比弗
一九二七年	五五	一四三五哩	五七四〇八六	二四四〇〇七比弗

電話　馬尼剌市を初め何れの地方にも公衆電話の設備のない所はない。終し總て個人會社の經營に係るもので、一九二七年末の調べによると使用電話機總數一萬九千八百五十、全長六萬一千粁さなつて居る。馬尼剌市内は略ぼ毎月十二比、住宅用は毎月六比であるが、即ち營業用は毎共電式自動交換裝置で、共用途に依つて料金に相違がある。馬尼剌市内は略ぼ毎日經つてから申込の電話は直ちに架設に取り掛るから、此の手紙領收後成るべく早く必要の金額を携へ、所定の用式に依り、電話使用契約の署名をする。他に向けかちからさいふも出頭しなければ、差し當り希望なきものと見做して、若し四日を經過するも出頭がある。其處へ十比の保證金を一箇月分の料金前料金にも格段差異はない。然し漸次共通式が採用されつゝある。馬尼剌市では電話を取付けて貰ふには、先づ比律賓電信電話會社（Philippine Telephone & Telegraph Co.）へ用途の趣を記載した申込書を送る。そうすると二、三日經つてから申込の電話は直ちに架設に取り掛るから、此の手紙領收後成る可く早く必要の金額を携へ、所定の用式に依り、電話使用契約の署名をする。

馬尼剌市　比島文化、政治の中心地であつて、一九二七年末推定人口は三十四萬三千人を稍せらるゝ。呂宋の東南馬尼剌灣港の奥ラアーナ湖から流れ出るパシツグ河に跨り南北六哩に亘る。行政的には市側が布かれてあつて、

綱、電話機設置料及通話線試驗料さして一比微收されるが、それから四五日經てば通話が出來るやうになる。若し一箇年以内に電話を止める事になれば十比の保證金は會社に沒收されねばならぬ。然し一年を經過すれば加入者の請求に應じて何時でも返濟して呉れる。

電話が一般に普及して居るにも拘らず、遠距離通話は今日迄試みられた事がなかつた。然し一九二六年十二月上旬バナイ島イロイロミネアロス島ブルバンガンさの間約二十四哩の海底電線に依つての通話が成功して、愈々遠距離通話敷設も漸次採用されるに於ては次の如くである。

第一二七表　比律賓電話數及通話距離延長表　出所＝同上

年次	電話數	通話距離延長
一九一一年	四三一	四〇五七八粁
一九一二年	四七三	四九九四四
一九一三年	五〇六	五三五六六
一九一四年	五三七	五六七六六
一九一五年	五六八	五九九六六
一九一六年	五九〇	六二一六六

注　一九二七年の數字は概數

重要都市

馬尼剌市　比島文化、政治の中心地であつて、一九二七年末推定人口は三十四萬三千人を稍せらるゝ。呂宋の東南馬尼剌灣港の奥ラアーナ湖から流れ出るパシツグ河に跨り南北六哩に亘る。行政的には市側が布かれてあつて、

第一二八表　比律賓馬尼剌外國貿易額進年比較表　出所＝一九二七年比島駐在處報告

年次	輸入	輸出	貿易總額
一九一一年	一五六、三五四、二比	一三六、七四〇、六三一比	二九二、四九四、八七四比
一九一二年	一八六、三四三、三三一比	一四四、七三六、八九一比	三三一、〇八〇、二二二比
一九一三年	一八五、一三三、三四九比	一四二、三五六、八九一比	三二八、四九〇、二四〇比
一九一四年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九一五年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九一六年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九一七年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九一八年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九一九年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二〇年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二一年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二二年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二三年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二四年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二五年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二六年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二七年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比

港勢　馬尼剌港は馬尼剌灣の入口コレヒドル（Corregidor）島を去る事三十哩、灣の東北隅、馬尼剌河口に近い地點を流れ下るパシツグ河口に區切られたもので、地理的に世界各港に通ずる中心點をなし、灣内が廣くて、風波は穩に、水は深くて干潮時でも三十呎より淺くなる事はなく滿干の差は僅に三呎半、潮流の影響を受ける事はなく、古くから支那、ボルネオ、スマトラ、時さしては新嘉坡方面さ不定期の交易をして居た。一八三四年初めて開港場になつてから、漸次幣港船舶の數も殖え、米國の領有さなつてからは長途の數度をなし、現在では三大棧橋さ一岸壁さが商船に提供され、其延長六千呎を超えて居る。

第一二八表　比律賓馬尼剌外國貿易額進年比較表　出所＝一九二七年比島駐在處報告

年次	輸入	輸出	貿易總額
一九一一年	一五六、三五四、二比	一三六、七四〇、六三一比	二九二、四九四、八七四比
一九一二年	一八六、三四三、三三一比	一四四、七三六、八九一比	三三一、〇八〇、二二二比
一九一三年	一八五、一三三、三四九比	一四二、三五六、八九一比	三二八、四九〇、二四〇比
一九一四年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九一五年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九一六年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九一七年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九一八年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九一九年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二〇年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二一年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二二年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二三年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二四年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二五年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二六年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比
一九二七年	一五二、四四五、〇八六比	一二六、〇〇〇、〇〇〇比	二七八、四四五、〇八六比

自治體を成し市長總般の事務を掌る。

港務　馬尼剌港は馬尼剌灣の入口コレヒドル（Corregidor）島を去る事三十哩、灣の東北隅、馬尼剌河口に近い地點を流れ下るパシツグ河口に區切られたもので、地理的に世界各港に通ずる中心點をなし、灣内が廣くて、風波は穩に、水は深くて干潮時でも三十呎より淺くなる事はなく滿干の差は僅に三呎半、潮流の影響を受ける事はなく、古くから支那、ボルネオ、スマトラ、時さしては新嘉坡方面さ不定期の交易をして居た。一八三四年初めて開港場になつてから、漸次幣港船舶の數も殖え、米國の領有さなつてからは長途の數度をなし、現在では三大棧橋さ一岸壁さが商船に提供され、其延長六千呎を超えて居る。

馬尼剌市案内　舊城壁内（Intramuros）　船を捨てゝ馬尼剌に上陸する時先づ眼に映ずるものは、蒼然たる舊城壁である。是は十六世紀の末、外敵の襲來を防禦する目的のために築造されたものであつて、其長さ二哩半に及び一市街を包圍して居る。城壁内は長さ一哩、幅半哩であつて、市街は

今馬尼剌市の名所舊蹟に關いての案内を記す。

自治體を成し市長總般の事務を掌る。

港務　馬尼剌港は馬尼剌灣の入口コレヒドル（Corregidor）島を去る事三十哩、灣の東北隅、馬尼剌河口に近い地點を流れ下るパシツグ河口に區切られたもので、地理的に世界各港に通ずる中心點をなし、灣内が廣くて、風波は穩に、水は深くて干潮時でも三十呎より淺くなる事はなく滿干の差は僅に三呎半、潮流の影響を受ける事はなく、古くから支那、ボルネオ、スマトラ、時さしては新嘉坡方面さ不定期の交易をして居た。一八三四年初めて開港場になつてから、漸次幣港船舶の數も殖え、米國の領有さなつてからは長途の數度をなし、現在では三大棧橋さ一岸壁さが商船に提供され、其延長六千呎を超えて居る。

馬尼剌市案内　舊城壁内（Intramuros）　船を捨てゝ馬尼剌に上陸する時先づ眼に映ずるものは、蒼然たる古色蒼然たる舊城壁である。是は十六世紀の末、外敵の襲來を防禦する目的のために築造されたものであつて、其長さ二哩半に及び一市街を包圍して居る。城壁内は長さ一哩、幅半哩であつて、市街は

今馬尼剌市の名所舊蹟に關いての案内を記す。

レガスピー・サルゲネ記念碑（Legaspi-Urdaneta Monument）　馬尼剌ポラール及舊城壁の中央近生に建立せらる。マゼラン業半にしてセブー港外マクタン島に殿死後、西班牙は屢々兵船を艤して引續き比島遠征を企圖したが、一五六五年に至つてレガスピー將軍は遂にセブーを占領し次で一五七〇年には馬尼剌をも征服するに至つたのである。又サルゲネ僧は西班牙皇帝の懇請に應じて、レガスピーの率ゐた艦隊の航海長さしてレガスピーを援けた怪僧である。同碑は是等兩人の偉業を記念せんがために建立されたものである。

ルネタ公園（Luneta Park）　舊城壁の南西、海岸に面する格圓形の美生公園であつて、馬尼剌市に於ける唯一の心氣更新の眞適地さして杖曳く者多く、殊に夕刻頃は家族朋友相連れ、馬尼剌港より徐に吹き來るそよ風に頬をなぶらせつゝ散策を試みるもの頗る多い。リサール記念碑の近くに市の音樂堂があつて、毎週水、金、土及日曜（午後六時より）の夕刻には比島

巡警隊又は米國陸軍々樂隊の奏樂がある。其の時には數百の自動車は公園内の道路に堵列し、數千の聽衆は妙なるメロデイーに聞き惚れて居る。西班牙時代の此地は國事犯の處刑場であつて、比島の志士リサールも受刑者の一人であつた。同公園の海岸に近い一帶の芝生をバーンハム・グリーン(Burnham Green)と稱する。之は馬尼剌市内各種の文明的改善を設計した技師の名に因めるものである。

リサール記念碑(Rizal Monument)　ルネタ公園内に在つて、馬尼剌灣に向つて屹立する等身大の銅像が之である。ホセ・リサールは比島不出世の大偉人であつて、今尙全比島民によつて神の如くに尊敬されて居る。幼にして廣く海外に學び、六箇國語に通じ、書を著して祖國窮狀を世界に訴へ西班牙の惡政竝に僧侶の跋扈を非難したので、西國政府は非常なる恐慌を來し、當時蘇土に達したリサールを欺いて歸島せしめ直ちに獄に投じ、裁判官は奸僧及愚昧な總督の讒言によつて遂に死刑を宣告したために、リサールは一年十二月三十日黎催に三十五歳でルネタの露と消えたのである。比島が米國の領有に歸するや、直ちに是の國士の偉業を永遠に記念せんがため記念碑を銃殺された場所に建立し、毎年十二月三十日を以て公休祭日となし、全島を擧げてリサールの德を敬慕しつゝある。

馬尼剌ホテル(Manila Hotel)　バーンハム・グリーンに隣接し、陸海軍將校倶樂部との間にルネタ公園を挾み、南は馬尼剌灣に面する絶好の位置を占めて居る。半官營の馬尼剌鐵道會社はこの大株主である。五階建の鐵筋混凝土大建築物で、比島第一のホテルである。海に直面して居る大食堂は毎夜晩餐に續いて舞踏會の催しがある。比島商工局ツーリスト課に於ては特に同ホテル内に係員を出張せしめ、一般旅客の便を計つて居る。

アーミー・アンド・ネービー倶樂部及エルクス倶樂部(Army and Navy Club. & Elks Club)　馬尼剌ホテルと對峙してアーミー・アンド・ネービー倶樂部がある。米國陸海軍將校の倶樂部であつて、内部の構造頗る華美、毎週土曜日にはテイー・ダンス會を催して居る。之に隣してエルクス倶樂部があり。在留米人間に於ての最も有力な代表的倶樂部として、之亦豪奢を極め、道路を挾んでルネタ・ホテル(Luneta Hotel)に對して居る。

馬尼剌水族館(The Aquarium)　科學局の管理に屬して居て舊城レヤール門(Real Gate)の稜堡内に設けられてゐる。舊稜堡の輪廓に從つて、長さ二百七十五呎、幅二十五呎の一條の混凝土隧道を築き、厚さ一吋の板硝子を嵌め込んだ二十七箇のタンクがあつて、採光、通風、水替への方法等は全部紐育水族館の構造に做つて居る。海膽、海盤車、海蛇、河豚、巨蠔、たつのおとしご、其他珍奇美麗な魚類が數十種あり。尙此外鰐魚、鱶及び龜飼養の爲めの隧道外に直徑四十呎の池二箇所を築造し、又隧道の端を利用して大蛇を飼つてゐる。隧路の上舊城壁に上れば、涼風徐ろに吹き來り、ゴルフ・リング、ルネタ公園等を眼下に見下し景色又絶佳である。毎日午前九時より十二時迄、午後二時より六時迄(日曜は午後九時迄)、料金二十仙を徴して一般公衆の觀覽に供し、門番に於て是等珍奇な魚介の繪葉書を賣捌いて居る。

教育局(Bureau of Education)　舊城内カビルド街に在り、比島公立學校制度の本部であつて、工藝品陳列館をも設けられてゐる。館内には學生の手に成つた各種の工藝即ち木細工、刺繍、竹細工、籐細工物等を陳列し、同品を販賣すると共に特に別の注文にも應じてゐる。

比島圖書博物館(Philippine Library & Museum)　舊城内のヘネラル・ルーナ(General Luna)に在つて、各種の比律賓關係書籍、寫本、美術品等を普ねく蒐集し、閱覽室に於ては各國の新聞雜誌を公開してゐる。希望者には無料で前記書籍の貸與閱讀を許し、毎日午前八時から午後八時四十五分迄、但し日曜日は午後四時から八時四十五分まで開館してゐる。博物館に關しては別項に揭げた。

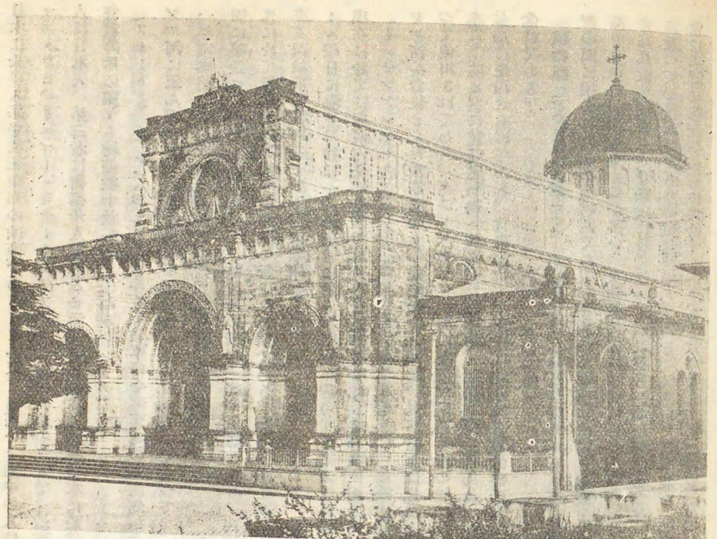

馬尼剌市城内に於ける大伽籃

サント・トマス大學(University of Santo Tomas)　舊城内アユンタミエント(次項參照)の背後に在る。一六一一年に創立せられたものであつて、東洋に於ける基督教保護に依る大學中で最古のものである。同大學はドミニカン教派の經營に係り、創立以來女子の入學を許さなかつたが、一九二四年に至つて始めて此の禁制を解いた。同大學圖書部には各種の參考書籍、殊に科學方面に關する貴重な書籍竝に標本が豐富に所藏せられ、毎日曜日午前九時から十一時迄一般公衆に開放してゐる。同大學の正面に建立される銅像は、其創立者ミゲール・ベナビデス(Miguel Benavides)副僧正の像である。

アユンタミエント(Ayuntamiento)　舊城内プラサ・マッキンレー(Plaza Mackinley)に在る。當初西班牙政廳の所在地であつて、一七三五年に建築された最初の建築物の隅石は今尙現建築物の玄關に殘してある。比島下院を始め内務、教育、司法、財務、農務及商務交通の六省竝に比島獨立委員會本部があり、階下はマーブル・ホール即ち大理石廣間と稱せられてゐるのがある階段の正面にはマゼランの戰死後同遠征隊を率ゐて最初の世界周航を完成した航海者フアン・セバスチアン・エルカノ(Juan Sebastian Elcano)の像がある。

カセドラル羅馬加特力教大會堂(Cathedral)　舊城内プラサ・マッキンレーに在り、馬尼剌羅馬加特力教大僧正が此處に駐在して居る。伽籃は羅馬ビザンチン式である。地震の爲めに數回に亙つて倒壞され、又改築せられて、現在の建築物は一八七三年に竣功したのであつて、其巨大な圓屋根は遠く海上から望見することが出來る。禮拜堂は同寺院中の最も莊嚴な箇所で、金色燦然として頗る美觀を呈し、丸天井は異常に高く又精巧な壁畫を以て塡められてゐる。

サン・ドミンゴ寺院(San Domingo Cathedral)　舊城内ソラナ街(Cabalerio)のサント・トマス大學に隣してゐる。コルソナス僧に依つて畫かれた

比律賓・サンミゲル(San Miguel)　比島醸造會社の製品。一九一四年の創業。ビール、麥酒、ソーダ水、果實水、ジンジャーエール、ミネラルウォーター等を製造販賣してゐる。

教會、大角堂園藝場等點在してゐる。比島獨立運動の指導者ホセ・リサール(José Rizal)の像がある。

比律賓・サンラザロ(San Lazaro)　馬尼剌市の總合病院。一九一〇年に設立。病院内に看護婦養成所がある。

比律賓・サンルカス(San Lucas)　馬尼剌市の東北郊にある。一九一〇年に設立された比島最初の私立大學。

比律賓・サンルカス醫學(San Lucas Medicina)　比律賓大學に創立された醫學部。

比律賓・サンルカス醫學校(San Lucas Medicina)　比律賓大學醫學部。

比律賓・サンルカス病院(San Lucas Hospital)　比律賓大學醫學部附屬病院。

比律賓・サンルカス藥學(San Lucas Farmacia)　比律賓大學藥學部。

比律賓・サンルカス藥學校(San Lucas Farmacia)　比律賓大學藥學部。

比律賓・サンルカス藥科(San Lucas Farmacia)　比律賓大學藥學部。

比律賓・サンルカス藥學部(San Lucas Farmacia)　比律賓大學藥學部。

比律賓・サンルカス藥學科(San Lucas Farmacia)　比律賓大學藥學部。

比律賓・サンルカス藥學校

初め、比律賓を最初に日本に紹介した彼の大日本商業史の著者菅沼貞風氏及び諸野濱軍少尉候補生等の墓もある。

フォート・マッキンレー及アヅペ舊跡(Ruins of Guadalupe) フォート・マッキンレーはリサール州パシッグ町に近い一丘陵にある。比律賓群島に於ける最大なる兵營であつて、馬尼剌灣、馬尼剌市、ラグナ湖等一帶を眼下に見下し最も風光好の地である。兵營及び將校宿舍等頗る整頓し、營内は又廣大である。米國陸軍にあつては現在馬尼剌に駐屯してゐる比島管區軍司令部を始め比島各所の兵營を同地に集中せんとする計畫であると云はれてゐる。

フォート・マッキンレーに近くアヅペの舊跡がある。一六二〇年スペイン人に依り築かれた大伽籃の遺跡であつて、米比開戰闘の際燒失されたものであると云ふことである。

馬尼剌日本人會 馬尼剌の日本人會は 227 David, Binondo にある。

第二九表 在馬尼剌重要會社商店名及所在地表 (出所アニュアル・トラデ・リスト)

商號	所在地
自動車販賣業	
Estrella Auto Palace	536-568 Gandara Sta. Cruz
Manila Overland Sales Co.,Inc.	805 Echague, San Miguel
Manila Trading & Supply Co.	Port Area
Pacific Commercial Company	Pacific Bldg., Binondo
銀行	
Bank of the Philippine Islands	10 Plaza Cervantes, Binondo
Chartered Bank of India, Australia and China	21 Plaza Moraga, Binondo
China Banking Corporation	Dasmarinas and Juan Luna, Binondo
Hongkong and Shanghai Banking Corporation	Corner Juan Luna and San Gabriel, Binondo
International Banking Corporation	Pacific Bldg., Binondo
Mercantile Bank of China	90 Rosario, Binondo
Monte de Piedad and Savings Bank	75 Plaza Goiti, Sta. Cruz
Peoples Bank & Trust Company	Peoples Bank Bldg., Cor. David and Dasmarinas, Binondo
Philippine Trust Co.	Monte de Piedad Bldg., Plaza Goiti, Sta. Cruz.
Yokohama Specie Bank, Ltd.	34 Plaza Cervantes, Binondo
雜貨商	
Bazar Siglo XX	Central Office; 101-103 Plaza del Conde, San Nicolas
Nippon Bazaar, The.	16-24 Plaza Moraga, Binondo
書籍店及文房具店	
Bren, R.	29-31 Magallanes, Cor. 89-91 Beaterio, Intramuros
National Supply Co., Inc.	341 Ronquillo, Sta. Cruz
Philippine Education Co., Inc.	101 103 Escolta, Binondo
葉巻煙草製造	
Compania General de Tabacos de Filipinas	212 M. de Comillas, Paco
Cosmos Cigar Factory	1580-1588 Juan Luna, Tondo
El Oriente Fabrica de Tabacos, Inc.	732 Evangelista, Quiapo
Helena Cigar Company	36 Novaliches, San Miguel
Katubusan	501 Clavel, San Nicolas
La Comercial	1207 Arlegui, Quiapo
La Paz y Buen Viaje	429 Asuncion, San Nicolas
La Profesora Nacional y la Fuerza	824 Misericordia, Sta. Cruz
La Prueba Tobacco Co., Inc.	2006 Azcarraga, Quiapo
La Yebana Company, Inc.	57 Gastambide, Sampaloc
刻煙草製造	
Katubusan	501 Clavel, San Nicolas
La Yebana Company, Inc.	57 Gastambide, Sampaloc
ホテル旅行業	
Hanson & Orth, Inc.	Rooms 612-614 Pacific Bldg., Binondo
藥業小賣	
Botica Boie (Philippine-American Drug Co.)	95 Escolta, Binondo
Botica Insular	Plaza Leon XIII, Cor. Quesada, Tondo
Lagos Drug Store, E.	81 Gardiner, Lucena, Tayabas
People's Drug Store	330-332 Dasmarinas, Binondo
Universal Drug Store	511-512 Rizal, Sta. Cruz
刺繍工場	
Daisy Philippine Underwear Co., Inc.	1850-1866 Azcarraga, Sta. Cruz
La Nueva Ecijana Embroideries	312 Lipa, Sampaloc & 608 Rizal Sta. Cruz
Lara's Embroidery	75 M. H. del Pilar, Ermita
貿易業	
Aguado Hermanos	103 Balmes, Quiapo
Atkins, Kroll & Co., Inc.	15-17 Plaza Cervantes, Binondo
Dy Buncio & Co., Inc.	191-211 M. de Binondo. San Nicolas
George, O'Farrell & Cie., Inc.	931 R. Hidalgo, Quiapo
Germann & Co., Ltd.	156 Juan Luna, Binondo
Hercules Lumber, Co., Inc.	814 Globo de Oro, Quiapo
Kuenzle & Streiff, Inc.	343-347 T. Pinpin, Binondo
Mitsui Bussan Kaisha, Ltd.	Second Floor, Pacific Bldg., Binondo
O Chu Cheng & Co.	419 Dasmarinas, Binondo
Philippine Cork and Insulation Co., The	250 Uli-Uli, San Miguel
Reither E.	139-143 Juan Luna, Binondo
Rosenstock & Company	115 T. Pinpin, Binondo
Roxas, Viuda de Pedro P. y Herederos de Antonio R.	719 Echague, San Miguel
Samson Lumber Co., Inc.	817 Globo de Oro, Quiapo
Stevenson & Co., Ltd. W. F.	Hogar Bldg., Binondo
Yuchausti & Co.	845 M. de la Industria, San Nicolas
廠販引業	
Hanson & Orth, Inc.	Rooms 612-614 Pacific Bldg., Binondo
Li Teh & Co., Inc.	719 Azcarraga, Tondo
Macleod & Co.	Chaco Bldg., Plaza Cervantes, Binondo
Mitsui Bussan Kaisha, Ltd.	Second Floor, Pacific Bldg., Binondo
Ohta Development Co.	67 Barraca, San Nicolas
Stevenson & Co., Ltd. W. F.	Hogar Bldg., Binondo
新聞雜誌店	
American Chamber of Commerce Journal	180 David, Binondo
China Light Review	628 Nueva, Binondo
Dawn, The	330 M. H. del Pilar, Ermita
Dia Filipino	1092 R. Hidalgo, Quiapo
El Comercio-La Opinion	65 Juan Luna, Binondo

El Debate	65 Juan Luna, Binondo
El Mercantil	Room 18, 19 and 20 Cosmopolitan Bldg., Sta. Cruz
Fookien Times Co., Inc.	103 Juan Luna, Binondo
La Defensa	La Defensa Bld g., Sta. Cruz
Manila Daily Bulletin	Corner Raon and Evangelista, Quiapo
Manila Times, Tet	Cosmopolitan Bldg., Sta. Cruz
Pagkakaisa	65 Juan Luna, Binondo
Philippine Education Magazine	101-103 Escolta, Binondo
Philippines Herald, The	61 Muralla, Intramuros
Rosenstock's Manila City Directory	101-103 Escolta, Binondo
Sampagita	65 Juan Luna, Binondo
Sugar News Co. and Sugar News Press	Sugar News Bldg., 671 Dasmarinas, Binondo
Woman's Outlook The	P. O. Box 1357, Manila
精米所	
Kwong Ah Phoy & Co.	404 Sto. Cristo, San Nicolas
砂糖取引業	
Chua Cho Ching & Co.	321 M. de Binondo, San Nicolas
North Negros Sugar Co.	Hogar Bldg., Binondo
Roxas, Viuda de Pedro P. y Herederos de Antonio R.	719 Echague, San Miguel
Victorias Milling Co.	Hogar Bldg., Binondo

セブー港　セブー島東岸に位し、馬尼剌より三百六十八浬群島第二の貿港である。本島は前面にあるマクタン島によって波浪を防がれて居るため港内の波靜かで且つ近年擴張工事の完成と共に三十呎の吃水を有する船舶は自由に棧頭で荷役をなし得るに至り、ヒンデルランドの好條件と相俟つて、將來ますます發展の氣運に惠まれて居る。

市街は新舊二區に分れ、新市街は南業區、道路平濶、コンクリートを敷き兩側には大小商店軒を並べ頗る繁華であるが、舊市街の方は土人の居住地であつて、道路も未だ改修せられてゐない。現在此島上院議員ウスメニヤ氏は此の地の出身なるため、曾て知事補たりし時、市區の改正、近代的設備等に大いに力を盡し、今日に於てもセブー市民は其の德を頌して、ウスメニヤ街、ウスメニヤ公園によつて其の名を遺して居る。セブー港一九二七年の對外貿易は、輸入一一、九四四、八二四比、輸出五七、八二八、三三〇比を示した。

イロイロ港　パナイ島の東南端に在るイロイロ島の首府であつて、馬尼剌を去る三百四十六浬、群島中第三の要港である。現在人口六萬、イースタン・エクステンション・ケーブル會社の電信局があつて、群島内各地間の通信を取扱ひ、別にネグロス島東岸の都市バコロッドに一支線を有する。其他に郵便局の電信があつて、島内諸島嶼間の通信を取扱つて居る。外國貿易額は一九二七年輸入一一、五九〇、〇一七比、輸出七七、三六〇、七八三比を數ふ。

サムボアンガ港　ミンダナオ島の西南端にあり、馬尼剌より五〇八浬途中帶港の都合によつて約六日乃至八日を要する。本港はミンダナオ島唯一の貨物集散地であつて、日本郵船會社の歐洲航路船が寄港する。人口約二萬四千、市街は濕地であつて、前面に小サンボアンガ・デル・スル島、大サンボアンガ・デル・スル島及約十七浬を隔てバシラン島を控へ、自然港を形成して居る。故に南方からの風波は防げるが、海峽の潮流頗る迅く、水深貳時は約八哩に及ぶ、ことがあるので郵船會社船の如き大船は總て錨泊し得ず、遠く沖に錨泊するのを普通とする。

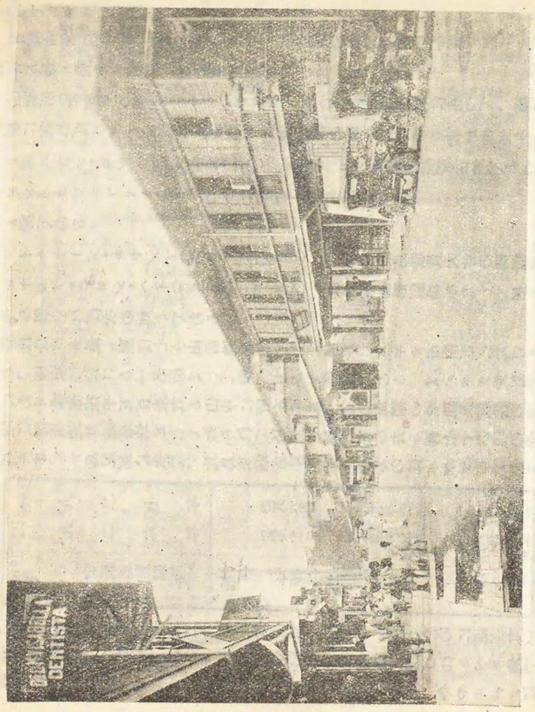

比律賓・・重要都市

ダバオ港　南洋に於ける日本人栽培企業地として有名なのは英領北ボルネオのジッセロ及米領比律賓のダバオである。就中後者は移民の對象地として注意を集めて居り、又比較的短日月で成果を得られ且地方的栽培物であり麻を取扱つて居る故で可成り世界的のものとなつて居る。このダバオはミンダナオ島の東南ダバオ灣の奥にあつて且ダバオ州の首府である。最近日本郵船の歐洲航路は往復船共にこの地に寄り、移民往來の便を計つて居る。現在日本人が麻の栽培をしてゐる面積は約二萬四千町歩位で、四十有餘の會社がこれに當つてゐる。この内大宗とも稱せらるべき會社は太田興業株式會社であつてタロモ(Talomo)に本社を置き、馬尼剌、サンボアンガ、神戸に支店其他に出張所を設け麻の商取引に從事して居る。本會社は故太田恭三郎氏の創設にかゝつたもので、氏はダバオ灣港内に靜かに眠れる三神敬三郎氏さは實にダバオの神さ稱せらる。太田氏は二十餘年前に往來し馬尼剌にて雜貨商を營まんとしたのであるが、明治三十六年比島政府が首府比の巨費を投じて建設したベンゲット道路工事のため日本人二千五百人を移入し、この食料を取扱へるに當つて緣を有つた氏は工事終了後その勞働者の一隊を率ゐてダバオに渡し、麻

の栽培に從事したのである。此の當時の苦心は報ひられて、今やバギヲは邦人安住の地となつたのである。比島に來訪する者の必ず訪づれるべき地である。同港の外國貿易は一九二六年に於て始めて數字を表したのに過ぎない。

年次	輸入	輸出	計
一九一六年	二九三比	二八四比	二八四三比
一九二七年	四八五四	二〇五四	二〇九四

バギヲ　馬尼剌に次で、比島來訪者の興味を喚るのはバギヲ市である。同地は健康地及避暑地として知られて居る。馬尼剌を去る百七十六哩の北呂宋にありて海拔千五百米なる山中に所在する。其の周圍の美觀及氣候の涼冷なる、極東に於ける一名所さして數へらるゝ所以である。又バギヲ愛好者は世界に於ける最も麗はしき山居避暑地さして居る。バギヲ市附近に於ける名所地を擧ぐれば次の如くである。

キヤムプ・ジョン・ヘイ(Camp John Hay)　は無蓋圖形劇場なして居る。

テイチヤーズ・キヤンプ(Teachers Camp)　は毎々比島教員大會の開催せらるゝ所である。

コンスタブラリー・ヒル(Constabulary Hill)

ドミニカン・ヒル(Dominican Hil)　ドミニカン派修道院所在地であつて、同所に在ればバギヲ全體の鳥瞰圖、又支那灣の眺を專にする事が出來る。

測候所(Jesuit Observatory)　ミラドール(Mirador)山頂に在つて、極東に於ける最も美しき測候所さして知らるゝ。

日曜市場(Sanday Market)　バギヲ來訪者の異常の興味を惹き起すものの一つである。

雜

度量衡　比律賓に於て現在使用されてゐる度量衡には、次の三つがある。卽ち法定度量衡制、西班牙制度量衡(Old Castilian)、米突制度量衡の三つである。而して法定度量衡制は、米制度量衡及米突制度量衡の二つに分れてゐるが、以下各度量衡表を擧げ參考に資せん、(但し米突制度量衡は旣に署名なるを以て玆には省略する)。

第二〇表　比律賓度量衡表　出所ニ九年馬尼剌市アレタムリー

積	度	單位名稱	米國制度量衡 命位	米突制との比較
平方	長	哩 Mile	ヘアーロン	一・六〇九三粁
		ファーロン Furlon	四ロッド	〇・二〇一二粁
		ロッド Rod	五・五碼	五・〇二九二米
		Yard	三呎	〇・九一四四米
		Foot	十二吋	〇・三〇四八米
		Inch		二・五四粍
		Hand	四吋	一〇・一六粍
		Fatham	二碼	一・八二八八米
平方	面	哩 Sq. mile	六四〇英畝	二五九・〇粁方(二五九キロアール)
	英方	反 Acre	四ルード	四〇・四七アール
	ルード	Rood	四平方ロッド	一〇・一一
	平方ロッド	Sq. Rod	三〇・二五平方碼	二五・二九平方米
	平方碼	Sq. Yard	九平方呎	〇・八三六一平方米
	平方呎	Sq. Feet	一四四平方吋	〇・〇九二九平方米
方	吋	Sq. Inch		六・四五公分

積				
積	商船體積	100立方呎	二・八三立方米
	貨物の體積	四噸	一・一三噸
	立方呎 Cubic Feet		〇・〇二八三立方米
容量	ブッシェル Bushel	四ペック	三五・二三立
	ペック Peck	八クオート	八・八〇九立
	クオート Quart	二パイント	一・一〇一立
	パイント Pint		〇・五〇立
液量	バーレル Barrel	三一½ガロン	
	アンカー Anker	10ガロン	三七・八五立
	ガロン Gallon	四クオート	三・七八五立
	クオート Quart	二パイント	〇・九四六立
	パイント Pint	四ジル	〇・四七三立
	ジル Gill		〇・一一八立
常衡	噸 Ton	二〇ハンドレッドウェイト	一〇一〇・〇瓩
	ハンドレッドウェイト Cwt.	四クオーター	五〇・八〇四瓩
	クオーター Quarter	二五磅	一二・七〇〇瓩
	封度 Pound	一六オンス	四五三・五九六瓦
	オンス Ounce	一六ドラム	二八・三四五瓦
	ドラム Dram		一・七七一八瓦

但し稅關及種商取引に於ては英國常衡卽ち一ハンドレッドウェイト＝一一二封度、一噸＝二〇封度を用ふ。

金			
衡	封度（五七六〇グレン）	一トロイオンス	三一・一〇三瓦
	オンス Ounce	二〇トロイオンス	三一・一〇三瓦
	ペニウェイト Pennyweight	一〇グレン	一・五五瓦
	グレイン Grain		〇・〇六四八瓦
藥衡	封度 Pound	一二オンス	三七三・二四瓦
	オンス Ounce	八ドラクム	三一・一〇三瓦
	ドラクム Dram	三スクラプル	三・八八七瓦
	スクラプル Scruple	二〇グレイン	一・二九五瓦
	グレイン Grain		〇・〇六四八瓦

西班牙制度量衡

常衡	トネラダ Tonelada	一〇キンタル	九一〇・一八瓩
	キンタル Quintal	四アローバ	四六・〇〇瓩
	アローバ Arroba	三五リブラ	一一・五〇瓩
	リブラ Libra	一六オンサ	〇・四六瓩
	オンサ Onza		〇・〇二八七瓩

1 瓲＝2.1734736 Libras

衡	チヤヒス Chahiz	二ファネガ	四六公斗
	ファネガ Fanega	二セレミネ	五五・〇〇瓩
	セレミネ Celemine	四カルテイロ	四・三五瓩
	カルテイロ Cuartillo		一・一五瓩

1 立＝0.86 Cuartillo

液量（酒及油）	モーヨー Moyo	二カンタ	二六・一四立
	カンタラ Cantara	八レセ	一〇・三四立
	レセ Azumbre	四カルテイロ	二・〇七立
	カルテイロ Cuartillo		〇・五一立

1 立＝1.983 Cuartillos

穀物	カバン Cavan	二石	ガンタ	半石
量	ガンタ Ganta	八チュパ	チュパ	二合
	チュパ Chupa	0·三合		

1 立＝2.666 Chupas

液量	ティナハ Tinaja	六ガロン	ガロン	四合
	ガンタ Ganta	八チュパ	チュパ	二合
	チュパ Chupa	0·三合		

支那人人量衡

衡常	ピカル Picul	10チャンタ		六〇斤
	チナンタ Chinanta	10カテー	ルイ	六斤
	カテーイ Catty	1タエ	ル	一斤
	タエル Tael	0·三斤		

1 斤＝1.666 Catties

其他の諸衡

釘	(Nail)	Keg ＝100封度
小麥粉	(Flour)	Barrel ＝196同
豚肉	(Pork)	,, ＝200同
牛肉	(Beef)	
脫殼玉蜀黍	(Corn shelled)	Bushel ＝56同

穗軸附玉蜀黍	(Corn on cob)	Bushel ＝70同
牡蠣	(Oysters)	,, ＝40同
蛤	(Clams)	,, ＝100同
蕎麥	(Buckwheat)	,, ＝48同
クローバー種	(Clover seed)	,, ＝60同
馬鈴薯	(Potatoes)	,, ＝60同
ライ麥	(Rye)	,, ＝56同
小麥	(Wheat)	,, ＝60同
糖蜜	(Molasses)	Gallon ＝1同
鹽	(Salt)	Barrel ＝200同

外國貨幣との換算率　比律賓貨幣と主要外國貨幣との法定比價は次の通りである。

第二一表　比律賓貨幣對主要外國貨幣換算率表

國名	貨幣單位	分比との例純
Argentine Republic	Peso	1·三四
Austria	Kronen	0·四〇
Belgium	Franc	0·三八
Brazil	Peso	1·〇三
Australia	Pound	五·三五
Canada	Dollar	1·00
France	Franc	0·三八
Germany	Mark	0·四〇
Great Britain	Pound Sterling	五·三五
Hongkong	H. Dollar	1·10
India, British	Rupee	0·四五
Italy	Lira	0·三八
Japan	Yen	0·四八
Java	Guilder	0·六〇
Mexico	Peso	0·四九
Netherlands	Guilder	0·六〇
Portugal	Escudo	一·一八
Siam	Tical	0·三五
Spain	Peseta	0·一六
Sweden	Krone	0·二七
United States of America	Dollar	1·00

比律賓法定休日及祭日

新年	一月一日
ワシントン誕生日	二月二十二日
聖木曜及聖金曜	四月最初の木曜及金曜日
勞働祭	五月一日
南北戰爭戰死者紀念日	五月三十日
獨立紀念日	七月四日
馬尼剌占領日	八月十三日
休戰紀念日	十一月十一日
感謝日	十一月最終の木曜日
ボニファシオ紀念日	十一月三十日
基督降誕節	十二月二十五日
リサール紀念日	十二月三十日
選擧日	毎三年六月第一火曜

外國領事

國名	領事名	所在地
Argentine Republic	J. F. Fernandez(V. C.)	109 Juan Luna, Binondo, Manila
Belgium	M. Verlinden(C.)	50 Escolta, Binondo, Manila
Czecho-Slovakia	Leo Schnurmacher(C.)	61 Juan Luna, Binondo, Manila
Chile	Damian de Urmeneta(C.)	803 Isaac Peral, Ermita, Manila
China	Koliang Yih(C. G.)	60 M. H. Del Pilar, Ermita, Manila
Costa Rica	Vicente C. Fernandez(C.)	Lack and Davis Building, Manila
Denmark	G. P. Datema(C.)	979 M. de la Industria, San Nicolas, Manila

France	Leopold Kahn(A. C.)	Room 321, Perez Samanillo Bldg., Manila
Germany	G. Wilde (C. G.)	Plaza Cervantes, Chaco Bldg., Manila
Great Britain	Thomas Harrington, H. B. M. (C. G.)	Wise Bldg., 174 Juan Luna, Binondo,Manila
〃 〃	H. S. North (A. V. C.)	Iloilo
〃 〃	Walter Easton(A. V. C.)	Cebu
〃 〃	J. W. McMaster(A. V. C.)	Zamboanga
Italy	Dr. C. G. Ghezzi(C.)	2676 Herran, Sta. Ana, Manila
Japan	越田佐一郎(C. G.)	215 Roxas Building, Binondo, Manila
.....Davao Detached Office	齊藤　彬(V. C.)	Davao
Liberia	R. Summers(C.)	793 Santa Mesa, Sampaloc, Manila
Mexico	Pio V. Corpus,(H. C.)	404 Lamayan, Santa Ana, Manila
Netherlands	P. K. A. Meerkamp van Embden (C. G.)	979 Muelle de la Industria, Binondo, Manila
Nicaragua	Dr. Carlos Gelano (A. C. G.)	1921 Herran, Paco, Manila
Norway	Captain N. C. Gude(C. G.)	152 Valenzuela, Sampaloc, Manila
Panama	E. C. Ross (C.)	101 Lara San Nicolas, Manila
Peru	A.M. Barretto y Rocha(C.)	22 Novaliches, San Miguel, Manila
Portugal	J. W. Ferrier(C.)	12 Escolta, Binondo, Manila
Russia	Consul for France in Charge	
Spain	Emilio de Motta(C. G.)	Casa de Espana, Taft Ave. and San Luis, Ermita,Manila
〃	Manuel Gonzalez Ruiz(A. V. C.)	Cebu
〃	Jose Fabregas (C. A.)	Ilagan
〃	Jose Manuel Reguera (C.)	Iloilo
〃	Juan Manuel Perez(C. A.)	Tuguegarao
〃	Marcelino Lozano(C. A.)	Zamboanga
〃	Jose Solis (C. A.)	Lucena
〃	Cipriano A. y Anduiza (C. A.)	Jovellar, Albay
〃	Ernesto Moret (C. A.)	Currimao, Ilocos Norte
Sweden	A. G. Henderson (A. C.)	Chaco Bldg., Plaza Cervantes, Manila
Switzerland	A. Sidler (C.)	330 Kneedler Building, Santa Cruz, Manila
Turkey	Consul for Spain in charge	
United States of America	Insular Collector of Customs, Acting	
United States of Venezuela	Albert P. Delfino (C.)	931 R. Hidalgo, Manila

註略字 A. C. = Acting Consul　A. V. C. = Acting Vice Consul　C. = Consul　C. A. = Consul Agent　C. G. = Consul General　H. C. = Honorary Consul　V. C. = Vice Consul

歷代總督

第一代	William H. Taft	一九〇一—一〇四年
第二代	Luke E. Wright	一九〇四—一〇五年
第三代	Henry Clay Ide	一九〇五—一〇六年
第四代	James Francis Smith	一九〇六—一〇九年
第五代	William Cameron Forbes	一九〇九—一一三年
第六代	Francis Burton Harrison	一九一三—一一一年
第七代	General Leonard Wood	一九一一—一一七年
第八代	Henry L. Stimson	一九一七—

新聞・雜誌・定期刊行物

新聞雜誌名	發行地
日刊	
Ang Bayan	Manila
Ang Watawat	De la Rama Bldg., Manila
Araw	Manila
Chinese Commercial News	P. O. Box 452, Manila
Chinese National Tribune	Manila
El Adalid	Iloilo, Iloilo
El Centinela	Iloilo, Iloilo
El Comercio	432 P. Gomez, Manila
El Debate	De la Rama Bldg., Manila
El Mercantil	P. O. Box 606, Manila
El Pueblo	Iloilo, Iloilo
Kong Li Po The	522 Benavides, Manila
La Defensa	P. O. Box 289, Manila
La Nacion	1210 Gral. Luna, Manila
La Prensa	Iloilo, Iloilo

La Revolución	Cebu, Cebu
La Tribuna	Iloilo, Iloilo
La Vanguardia	334 Carriedo, Manila
Man Ho Po, The	839 Jaboneros, Manila
Manila Daily Bulletin	Raon-Evangelista, Manila
Manila Times, The	Cosmopolitan Bldg., Manila
Palahayagan	Iloilo, Iloilo
Philippines Herald, The	3 Muralla, W. C., Manila
Taliba	334 Carriedo, Manila
Tribune, The	334 Carriedo, Manila

週刊區

El Precursor	P. O. Box 101, Cebu, Cebu
Nueva Luz	Bacolod, Occ. Negros
Official Gazette-Gaceta Oficial	Manila
Philippine Chinese S. S. Corporation	820 San Fernando, Manila

週刊區

El Fenix	Zamboanga, Zamboanga
El Imparcial	Zamboanga, Zamboanga
El Heraldo Bicol	Legaspi, Albay
Hojas Católicas	Zamboanga, Zamboanga
Juan de la Cruz	Naga, Camarines Sur
La Voz del Pueblo	Zamboanga, Zamboanga
Makinaugalingon	62 Iznart, Iloilo, Iloilo

Manogbantay	Iloilo, Iloilo
Philippine Collegian, The	U. P., Manila

週刊

Ang Katarungan	Cagayan, Misamis
Ang Republika	Manila
Ang Paraluman	Manila
Balintawak	Manila
Bagong Kusog	P. O. Box 121, Cebu, Cebu
Benedicto's Weekly	P. O. Box 2021, Manila
Daguiti Naimbag a Damag	San Fernando, La Union
Dalaga	Manila
Dalan ti Cappia-Way of Peace	Manila
Eco de Samar y Leyte	Calbayog, Samar
El Boletin Catolico	Cebu, Cebu
El Heraldo Ilocano	Vigan, Ilocos Sur
El Mensajero	Vigan, Ilocos Sur
El Obrero	San Fernando, Pampanga
Estudio	Manila
Filipino Youth, The	Mexico, Pampanga
Freeman The	P. O. Box 318, Cebu, Cebu
Independent, The	1098 R. Hidalgo, Manila
Ing Catala	San Fernando, Pampanga
Ing Katipunan	San Fernando, Pampanga
La Lucha	P. O. Box 996, Manila

La Verdad	Tuguegarao, Cagayan
Lioaoa	Manaoag, Pangasinan
Liwayway	334 Carriedo, Manila
Mindanao Herald, The	Zamboanga, Zamboanga
Philippines Free Press	684-6 Rizal Avenue, Manila
Public Opinion, The	Cagayan, Misamis
Sampaguita	Manila
Sinceridad	Tuguegarao, Cagayan
Whip, The	Iloilo, Iloilo
Ti Bagnos	Laoag, Ilocos Norte
Way of Peace-Ang Daan ng Kapayapaan	Manila

旬刊

Bitoen ti Amianan	P. O. Box 39, Laoag, Ilocos Norte
Banagbanag	Cebu, Cebu
Excelsior	442 A. Mabini, Manila
Bagong Magbalantay	Naga, Camarines Sur
Paraluman	Manila
Vox Populi	Manila

隔週一回

Bulalakaw	Manila
Ideles	P. O. Box 55, Dagupan, Pangasinan
Khaki and Red	Oriente Bldg., Manila
School News Review, The	Manila

月刊區

Ang Dalan	Dipolog, Zamboanga
Ang Mabuting Balita	Manila
Say Abogado Cristiano Pangasinan	Lingayen, Pangasinan
Sillimanian, The	Dumaguete, Oriental Negros
State and Screen	Manila
Mizpa	Manila

月刊

American Chamber of Commerce Journal	Manila
Amigo del Pueblo	Manila
Ang Kahayag	Cebu, Cebu
The Little Apostole of the Mt. Province	Manila
Ang Tanglaw	Manila
Ateneo Monthly, The	Manila
Babalang Kristiano	Manila
Boletin Eclesiastico de Filipinas	Manila
Boletin de la Iglesia de San Ignacio	Manila
Boletin Oficial de la Cámara de Comercio Espanola de Filipinas	Manila
Cable Tow, The	Manila
Cabuhi Sang Banua	Jaro, Iloilo
Commerce and Industry Journal	Bureau of Com. and Ind., Manila
Cultura Social	Manila
Damag a Nacristianoan	Manila

Damag ti Pagarian, Ti	Manila
Diocesan Chronicle	Manila
Ecos	1223 Vergara, Manila
El Norte	Manila
Far Eastern Free Mason, The	Manila
Filipino Teacher, The	Manila
Health Educator, The	R-409 Filipinas Bldg., Manila
Heraldo Maritimo	Manila
Isagani	Manila
Journal of the Philippine Islands Medical Association	Manila
La Mujer	Manila
Leyte News, The	Tacloban, Leyte
Manugbantala	Iloilo, Iloilo
The Mouthpiece	Manila
National Forum	Manila
Philippine Agriculturist	Los Baños, Laguna
Philippine Education, The	34 Escolta, Manila
Philippine Islands Sunday School Journal, The	Manila
Philippine Journal of Education	Manila
Philippine Journal of Science	Manila
Philippine Observer, The	607 Tennessee, Manila
Post Telegraph Review, The	1027 Dakota, Manila
Progreso Economico de Filipinas	Manila
Philippine Republic, The	Manila
Panagbiag	Manila
Rizal Review, The	Manila
Revista de la Camara de Comercio de las I. Filipinas	12 Escolta, Manila
Revista Filipina de Medicina y Farmacia	c/o Medical & Pharmaceutical Association, Manila
Rural Credit Credito Rural	843 Lepanto, Manila
Sugar Central & Planters News	P. O. Box 514, Manila
Surat Habar Sing Sug	Zamboanga, Zamboanga
Trabajo	211 Carriedo, Manila
Unitas	Manila
Woman's Outlook, The	700 Rizal Avenue, Manila
Union Voice, The	Manila

年四三

Ang Sulo	Manila
Ilocano, Pagadalan a Maipaay Iti Escuela-Dominical	S. Fernando, La Union.
Pearl of the Orient, The	Iloilo, Iloilo
Philippine Agricultural Review	Manila
Philippine Christian The,	Manila
Philippine Presbyterian	Manila
Phliippine Survey, The	Oriente Bldg., Manila
Silliman Alumnus	Dumaguete, Or. Negros

第二三表　比律賓米及砂糖消費額連年比較表

出所税関年報一九二八年比島貿易概覧

年次	産額 島内消費	産額 輸出	産額 合計	外國品 輸入	外國品 輸出	外國品 純輸入	消費 合計	消費 一人當消費
米								
九二一年	一、三三五、四八五	一、〇四〇、六五五	一、三七五、一四〇	六四、四九〇	二、一一〇	六二、三八〇	一、三五七、五二〇	一一五六
九二二年	一、三七五、一四〇	一、〇四〇、六五五	一、三七五、一四〇	六四、四九〇	二、一一〇	六二、三八〇	一、三五七、五二〇	一一五六
九二三年	一、三七五、一四〇	一、〇四〇、六五五	一、三七五、一四〇	六四、四九〇	二、一一〇	六二、三八〇	一、三五七、五二〇	一一五六
九二四年	一、三七五、一四〇	一、〇四〇、六五五	一、三七五、一四〇	六四、四九〇	二、一一〇	六二、三八〇	一、三五七、五二〇	一一五六
九二五年	一、三七五、一四〇	一、〇四〇、六五五	一、三七五、一四〇	六四、四九〇	二、一一〇	六二、三八〇	一、三五七、五二〇	一一五六
九二六年	一、三七五、一四〇	一、〇四〇、六五五	一、三七五、一四〇	六四、四九〇	二、一一〇	六二、三八〇	一、三五七、五二〇	一一五六
九二七年	一、三七五、一四〇	一、〇四〇、六五五	一、三七五、一四〇	六四、四九〇	二、一一〇	六二、三八〇	一、三五七、五二〇	一一五六
九二八年	一、三七五、一四〇	一、〇四〇、六五五	一、三七五、一四〇	六四、四九〇	二、一一〇	六二、三八〇	一、三五七、五二〇	一一五六
砂糖								
九二一年	四三七、〇〇〇	三七、八四五	四七五、八四五	三一〇、四四八	六、四五六	三〇四、〇〇二	七四一、〇〇四	一一·〇一
九二二年	四三七、〇〇〇	三七、八四五	四七五、八四五	三一〇、四四八	六、四五六	三〇四、〇〇二	七四一、〇〇四	一一·〇一
九二三年	四三七、〇〇〇	三七、八四五	四七五、八四五	三一〇、四四八	六、四五六	三〇四、〇〇二	七四一、〇〇四	一一·〇一
九二四年	四三七、〇〇〇	三七、八四五	四七五、八四五	三一〇、四四八	六、四五六	三〇四、〇〇二	七四一、〇〇四	一一·〇一
九二五年	四三七、〇〇〇	三七、八四五	四七五、八四五	三一〇、四四八	六、四五六	三〇四、〇〇二	七四一、〇〇四	一一·〇一
九二六年	四三七、〇〇〇	三七、八四五	四七五、八四五	三一〇、四四八	六、四五六	三〇四、〇〇二	七四一、〇〇四	一一·〇一
九二七年	四三七、〇〇〇	三七、八四五	四七五、八四五	三一〇、四四八	六、四五六	三〇四、〇〇二	七四一、〇〇四	一一·〇一
九二八年	四三七、〇〇〇	三七、八四五	四七五、八四五	三一〇、四四八	六、四五六	三〇四、〇〇二	七四一、〇〇四	一一·〇一

入國に關する注意

海外より比律賓に入らんとするに二途あり。一は北方馬尼剌から、他は南方ミンダナオ島のサンボアンガからである。然し後者即ち英領北ボルネオ通過は甚だ不便であるから（一週一回）、旅客は香港から馬尼剌へ入るを普通とする。

比律賓…雜

米國人及び比律賓人でない旅客は入國に際し、米貨六弗を入國許可料として、汽船會社で切符購入の際納付させられる。旅客が六十日以内にて比島を去る場合は、汽船會社に相當な手續を履んで請求すれば、入國檢査は嚴重であつて、契約勞働者其他傳染病疾患の十二指腸トラホーム）を有する者は絶對上陸を禁ずる。十八才以上の者は英金五十

本、紙巻煙草三百本迄の携帯を許され、又アルコール飲料は課税せられず、銃器は百比を擔保として警察に納付するに非ざれば、本品の携帯入國は許されない。

移民としての入國の注意を記述すれば、大體前のと變りはないが、ダバオに渡航するものが多い故茲にはダバオを眼目として記述する。

神戸又は門司から日本郵船會社の濠洲航路船に乘れば、途中支那の上海若しくは香港及び比島の馬尼剌を經てダバオに到る。此間約十四日間位を要する。又大阪商船會社の南洋航路船（毎數月）又は米國船で來て馬尼剌でダバオ行の沿岸船に乘り換へてもよい。然し日本郵船の濠洲航路を利用する方が總ての點から見て得策である。移民として入國する際には見せ金三十弗が必要である。

ホテル及旅館　＊は日本人旅館

地名	ホテル名及ホテル所在番地
Angeles, (Pampanga)	Angeles Hotel
Aparri, (Cagayan Luzon)	Modern Aparri Hotel and Bar
Baguio, (City oL)	Baguio Hotel, Pines Hotel, Salvador Vallejo Hotel
Bacolod, (Occ. Negros)	Bacolod Hotel, Hotel Leong
Batangas, (Batangas)	Batangas Hotel
Bauang Sur, (La Union)	Bauang Hotel
Cabanatuan. (Nueva Ecija)	Ramos Hotel
Cagayan. (Misamis, Mindanao)	Boarding House
Capiz, (Capiz)	Fonda Capicena
Cavite, (Cavite, W. C.)	Hotel Cavite
Cebu, (Cebu)	Sam Rock Hotel, Hotel Dapat, Hotel Cebu, International Hotel, Hotel Filipino, Royal Hotel.
Dagupan, (Pangasinan)	Hotel Dagupan, Luzon Hotel, Hotel Cosmopolitan.
Davao, (Davao Mindanao)	Davao Cluba nd Hotel, *Kashiwabara Hotel
Dumaguete, (Or. Negros)	Hotel Cosmopolitan
Iloilo, (Iloilo)	Iloilo Hotel, Bilbao Hotel, American Hotel
Iriga, (Camarines Sur)	Iriga Hotel
Laoag, (Ilocos Norte)	Laoag Hotel
La Union (San Fernando de la)	Hotel Dakanay, San Fernando Hotel
Legazpi, (Albay)	Eastern Hotel
Lucena, (Tayabas)	Malaya Hotel
Manila	American-European Y. M. C. A.-136 Concepcion, Manila
〃	Aquino, Juan-238 Concepcion, Manila
〃	Chicago Hotel-219 Calle Real, W. City
〃	Delmonico Hotel-278 General Luna, W. City
〃	*Fujikawa, K.-106 Mendoza, Quiapo
〃	Gibson, A. J.-522 A. Mibini, Ermita
〃	Gotham, The 963 M. H. del Pilar, Malate
〃	Hotel Dimas-Alang-525 Magdalena, Trozo
〃	Imperial Hotel-118 Calle Real, W. City
〃	*Japanese Hotel-335 Legidor, Quiapo
〃	Kenwood Hotel, (American)-1099 R. Hidalgo, Quiapo
〃	La Palma de Mallorca-154 Calle Real, W. City
〃	Lion D'or-17-A Calle Real, W. City
〃	Luneta Hotel-38 San Luis, Ermita
〃	Manhattan Hotel, The-1133 M. H. del Pilar, Ermita-Malate
〃	Manila Hotel-Luneta, Manila
〃	*Manilakan Hotel-1089 R. Hidalgo, Quiapo
〃	Mapalad Hotel & Restaurant-1060 Azcarraga, Tondo
〃	Metropole Hotel-323 P. Gomez, Quiapo
〃	New Chicago Hotel-613 Rizal Ave., Sta. Cruz
〃	New Paris Hotel-135 Plaza Sta. Cruz
〃	New York Hotel-106 Calle Real, W. City
〃	Olmstead, The-25 Alhambra, Ermita
〃	Oriente Hotel-121 Calle Real, W, City
〃	Plaza Hotel-Plaza Goiti, cor. Rizal Avenue, Sta. Cruz
〃	Puyat, G. (Lodging House)-181 Calle Magallanes, W. City
〃	San Sebastian Hotel & Bar, A. Auerbach-103 Legarda, Quiapo
〃	Shigematzu, Y.-422 Platerias, Quiapo
〃	Sinukuan Hotel-817 Aguilar, Sta.Cruz
〃	St. Anthony Hotel 625-Dakota, Ermita
〃	Stag Hotel-300 Calle Echague, Quiapo
〃	Tammany Hall-268 Gral. Luna, W. City
〃	Washington, The New-(Hotel)-Calle Echague, Quiapo
〃	Windsor Hotel, The-4 Nebraska, Ermita
Naga, (Camarines Sur)	Naga Hotel
Pagsanjan, (Laguna)	Abella Hotel
San Fernando de la Union	Hotel de San Fernando, Dakanay Hotel.Bauang Sur Hotel
San Fernando de la pampanga	San Fernando Hotel
Santa Cruz, (Laguna)	Santa Cruz Hotel
Sibul, (Bulacan)	International Hotel
Tacloban, (Leyte)	Tacloban Hotel
Tagbilaran, (Bohol)	Hotel Fortich
Tarlac, (Tarlac)	Tarlac Hotel
Tuguegarao, (Cagayan, Luzon)	Hotel P. Abraham
Vigan, (Ilocos Sur)	Vigan Hotel, Hotel Peking
Zamboanga, (Zamboanga, Mindanao)	Plaza Hotel

文献目録

1. Algue, J. (Rev.) :- The Cyclones of the Far East, 1904
2. Atkinson, F. W. :- The Philippine Islands, 1905
3. Barrows, D. P. :- A Decade of American Government in the Philippines 1903-1913, 1914
4. Beyer, H. O. :- Population of the Philippine Islands in 1916, 1917
5. Benitez, C. :-History of the Philippines, Economic, Social and Political, 1926
6. Briggs, C. W. :- The Progressing Philippines, 1913
7. Camus, M. :-Annotated Philippine Forms, 1926
8. Carpenter, F. G. :- Through the Philippines and Hawaii, 1925
9. Census of the Philippine Islands, taken Under the Direction of the Philippine Commission in the Year 1903 & 1918
10. Cole, F. C. :- The Tinguian; Social, Religious, and Economic Life of a Philippine Tribe, 1922
11. Compilation of Laws and Regulations relating to Public Lands in the Philippine Islands, 1921
12. Craig, A. (Editor) :- The Former Philippines Through Foreign Eyes, 1917
13. Crow, C. :-America and the Philippines, 1914
14. De Tavera, T. H. P. :- Medicinal Plants of the Philippines, 1901
15. Elliott, C. B. :- The Philippines; to the End of the Commission

Government, a Study on Tropical Democracy, 1917
16. Fernandez, L. H.:-A Brief History of the Philippines, 1919
17. „ :-Philippine History Stories, 1925
18. Fisher, F. C.:-The Civil Code of Spain with Philippine Notes and References, 1925
19. Fisk, B. A.:-War Time in Manila, 1913
20. Forbes-Lindsay, C. H.:-The Philippines, Under Spanish and American Rules, 1906
21. Foreman, J.:-The Philippine Islands, 1905
22. Kalaw, M. M.:-Self-Government in the Philippines, 1919
23. „ :-The Development of Philippine Politics (1872-1920), 1926
24. Kalaw, T. M.:-The Philippine Revolution, 1925
25. Kroeber, A.L.:-Peoples of the Philippines, 1919
26. Laubach, F. C.:-The People of the Philippines, 1915
27. Le Roy, J. A:-The Americans in the Philippines, 2 Vols., 1914
28. Luna, R:-The Provincial and Municipal Code of the Philippine Islands Compiled and Annotated, 1922
29. Malcolm, G. A.:-The Constitutional Law of the Philippine Islands, 1926
30. „ : The Municipal Code and the Provincial Government Act Compiled and Annotated 1911
31. Malcolm, G. A. and Kalaw, M.:-Philippine Government, Development, Organization and Functions, 1923
32. Mayo, K.:-The Isles of Fear, the Truth About the Philippines, 1925

33. Meer, B. L.:-The Internal Revenue Law of the Philippine Islands Annotated, 1925
34. Miller, H. H.:-Economic Conditions in the Philippines, 1913
35. National Almanac and Guide of the Philippine Islands, 1926—比律賓案內書
36. Perkins, E. A.:-Philippine Business Law, 1920
37. Quezon, M. L.:-Governor-General Wood and the Filipino Cause, 1924
38. Report of Insular Collector of Customs(Anually)
39. Retana, W. E.-Aparato Bibliografico de la Historia General de Filipinas 3 Vols., 1906
40 Revised Administrative Code of the Philippine Islands of 1917, 1926
41. Robb, W.:-The Khaki Cabinet and Old Manila, 1926
42. Roosevelt, N.:-The Philippines, a Treasure and a Problem, 1926
43. Rosenstock'a Manila City Directory 1928-29. 馬尼剌市デイレクトリー
44. Statistical Bulletin of the Philippine Islands(Anually)
45. Storey, M. and Lichauco, M. P.:-The Conquest of the Philippines by the United States 1898-1925, 1926
46. The Penal Code of the Philippine Islands, 1911
47. Williams, D. R.:-The United States and the Philippines, 1925
48. Worcester, D. C.:-The Philippines, Past and Present, 2 vols., 1914
49. 外務省編 海外各地在留本邦人職業別人口表
50. 同 上 第一回貿易會議準備資料
51. 商工省編 比律賓の現狀
52. 鶴見祐輔著 南洋遊記
53. 三神敬長著 比律賓事情
54. 松波仁一郎著 比律賓と日本
55. 臺灣總督官房調査課編 南支那及南洋調書
56. 井上直太郎著 比律賓群島と太田恭三郎君

佛領印度支那

佛領印度支那

地理

位置・面積・境界　佛領印度支那は亞細亞の東南隅に位し、南北、北緯八度より二十三度、東西、東經九十八度より百七度の間に展開し、北は廣東、廣西及雲南の支那諸省、西北は緬甸、西は暹羅、西南は暹羅灣、東は支那海を以て境となし、交趾支那の植民地及東京・安南・柬埔寨・老撾の各領土を以て形成されてゐる。

その總面積は約七十三萬七千餘平方粁（朝鮮、樺太、臺灣を含む日本總面積より約五八、七九一平方粁＝三、八二四平方里＝大となる）にして、之を分別すれば次の如し。

第一表　佛領印度支那各國面積比較表　出所＝統計年鑑第一卷

	平方粁	平方里
交趾支那	六四、〇〇〇	（四一五〇）
東京	一一五、六〇〇	（七、五〇八）
安南	一五〇、一〇〇	（九七三一）
柬埔寨	一七五、七〇〇	（一一、三九二）
老撾	二三一、四〇〇	（一五、〇一〇）
計	七三七、一〇〇	（四七、七九四）

山系　山脈は西より來る山脈の分脈であつて北部は一帶に山嶽の崎峽重疊せるを見る。卽ち東京の西北部及老撾は高原地にして僅かに河川の流域に狹小なる平地が存してゐる。此高原中著名なのはトラン・ニン（Tran-ninh）高原で、此に次ぐのがュア・パン（Houa-phan）である。共に老撾の中央部に蟠屈してゐる。海拔千二百米突乃至千五百米突を算し、高き峰は三千米突に達してゐる。メコン河は此高原に沿ひて數多の支流を發し、山岳地方唯一の交通機關である。東京は沿岸少許の地を除き、他は皆山地でエレファン（Eléphant）山附近に於ては海拔二千米突に及んでゐる。西藏山脈は老撾より南下し安南を縱貫し交趾支那の境に於て盡き、安南に於て絕壁斷崖となり、又は峻嶮な奇形の岬角、幾多の島嶼を現出してゐる。天產物は多く此山脈に包藏せらる。又是等の山は此地の骨骼を爲すものであり又支那境の西北高臺より下つてゐる諸大河の盛んな洗瀉作用により築かれた沖積土の肥沃な低原である。何れの國に於ても河流は其國の運命を決する主要なるものであるが、本領土の如きは殊に其の感が深い。

高地測量の十分盡されてゐない本領土に於て、現在の處高度の分明せる主要高山及その所屬國及縣を列擧すれば次の通りである。

第二表　佛領印度支那主要山岳及標高表　出所＝一九二〇年印度支那地圖

山岳名	標高（米突）	所屬國及縣區
Fan Si Pan	三、一四三	東京　Laokay 縣
Sông Xan	二、九八五	〃　Yen-bay 縣
Lung Cung	二、九二三	〃　〃 縣
Sa Phin	二、八七九	〃　Song-ia 縣
Mong Ca	二、八三四	〃　Yen-bay 縣
P. Bia	二、八一一	老撾　Tran-ninh 縣
Sài Lai Leng	二、七一一	老撾　Tran-ninh, Cammon,
Tao Phong Xan	二、六二九	安南　Nghe-an 川縣境
Sam Sunn	二、六二一	東京　Laokay 縣
P. Huat	二、四五二	老撾　Tran-ninh 縣
		安南　Nghe an 縣

P. Sung Ma	二四〇米	東京	Son-la	縣
Pou Sang	二三〇米	老撾	Tran-ninh	縣
P. Nam Can	二四〇米	東京	Lai-chau	軍政區
P. Khé	二三〇米	老撾	Tran-ninh	縣
P. Nam Long	二三〇米	東京	Lai-chau	軍政區
P. Ta Tong	二一〇米	東京	〃	〃
p. Pane	二〇五米	老撾	Houa-phan	縣

河系　河川には紅河 (Fleuve Rouge)、ヴァイ・ヒン河 (Tai-ping)、メコン河 (Mékong) の長流、其他安南に諸河流がある。紅河は東京地方主要の大河で、支那の雲南省に於て雪嶺に分水され、上流を富里江と名付けられ、國境に於てノアール (Noire) の大支流及其他の幾流を合して巨流となり東京灣に入つてゐる。ヴァイ・ヒン河は東京を流れる大河で紅河に次ぐ大川で、海防に至り海に注いでゐる。時に洪水氾濫し、耕作物等は非常な損害を被ることがあるが故に、二重三重の堅固な堤防が築かれてゐる。凡そ河川の築土作用は驚くべきもので、現に紅河最新の三稜洲は幅員百三十粁を數へてゐる。現今海岸より約九十七粁の内地にあるハノイ (Hanoi) は、千三百餘年前迄は悪く海面であつた。又十七世紀の頃佛人の貿易港であつたハイフォン (Haiphong) も、今は海岸を距ること五十粁の内地となつてゐる。之即ち風向き潮汐きの作用による沈澱作用によるもので、東京灣は斯くて次第に縮少せられつゝあるのである。

メコン (湄公或は瀾公) 河は本領土に於て最も重要なる河流で、源を西藏の高原に發し、雲南、上緬甸を貫いて老過さ邏羅さの境を爲し、爰暹羅 (Siam) 領内を流れてゐる。六月から十月に至る雨季に於て、プノンペン (Pnom-Penh) 迄通じて全長約四千二百粁 (二千六百餘哩) を註せらるゝ船舶の如きは全流殆んど通じない。

交趾支那の三角洲より成る海岸は、メコン三角洲の分岐によりて深き水道を有するが、海岸港を缺いてゐる。西貢港はドナイ河の支流西貢河畔に所在する。

安南海岸の北部は豐饒にして人口多きも港灣に乏しい。終し南部は不毛且つ岩質であるにも拘はらず、佳良なる入江と安全なる碇泊地に富む。

交趾支那の三角洲より成る海岸は、メコン三角洲の分岐によりて深き水道を有するが、海岸港を缺いてゐる。西貢港はドナイ河の支流西貢河畔に所在する。

吃水の船舶のみ航行し得る

此地に傳來してゐて、紀元前五世紀時代には印度の勢力顯著なものがあつた。クメル國は其當時頗る優勢で既往幾百年に亙つて土著王朝之を治めてゐた。アンコールの都市の建設は九世紀の末であつたが、其後間もなく佛教大に勢力を加へ始め、國教である婆羅門教と拮抗する樣になつた。交趾支那及南部安南の征服せられたのは十二世紀の頃で、柬埔寨西部の住民との間に戰爭が絕えなかつた。けれど其後幾許ならずしてクメルの勢威漸く衰へ、十四世紀の初め暹羅のタイ(Thai)族大に興つて遂にクメルの覇絆を脫した。かくてタイ族の斷えざる攻擊は其內訌の因を作り十五世紀遂にアンコールを廢棄するの止むなきに至つた(後說住民の部參照)。

泰西諸國の出現　泰西諸國の此舞臺に現はれたのは十六世紀の頃葡人が初めて柬埔寨に立脚地を得たのが嚆矢である。其後蘭人繼いで來たが、十七世紀の中葉佛人の渡來する迄は歐人の勢力は微々として振はなかつた。

柬埔寨に於ける暹安兩國軋轢　十七世紀の初め、南部安南のニュエン(Nguyen)主權者達は交趾支那に侵略を始めた。これに續いて其翌十八世紀に於て當時暹羅及安南の二國によつて各支持された二人の王者が統治してゐた柬埔寨は強力な兩隣國間鬪爭の巷となつたのである。柬埔寨の二縣バッタムバン(Battambang)及シエムラップ(Siemrap)、は十八世紀の末葉暹羅が之を併合してしまつた。斯くて兩國の對抗は長期に亙つた戰の後、一八四六年の條約によつて結末を告げたが、同條約の下に暹羅の被保護者を王位に卽かしめ、安南人は柬埔寨を撤退することゝなつた。

安南東京に於ける支安兩國の主權　現今安南及東京として知られてゐる兩國の紀元十世紀迄の主權者は支那人の末裔である樣である。又其治下にあつた民族は主として其文化を印度に受けたチャム族(Chams)及初め南部支那から來たと一般に認められてゐる安南人であつた。九八六年支那の勢威を排除して安南王朝が建設せられた。十五世紀の初期一時支那主權の囘復を見たが、一四二八年安南朝が再び主權を掌握して十八世紀の終り迄之を持續した。此四百年間は王者と稱するもの、その多くは有名無實の傀儡たるに過ぎずして、其實權は東京に於てはトリン族(Trinh)又南部安南に於てはニュエン族の掌中にあつた。此南部安南は一五六八年交趾支那として知られる別箇の主權國となつたのである。十八世紀の末此地に叛亂起りニュエンの天下を覆したが、同族中の一員であるジア・ロンは同國の主權囘復の目的を以て救援を求めんとして、ピニョー・ド・ベーヌ(Pigneau de Béhaine)といふ宣敎師を佛國へ派遣した。

一七八七年の佛國條約　一七八七年十一月二十八日ヴェルサイユに於て監督ピニョーはジア・ロンの代理としてルイ十四世と條約を結んだが、此條約に據つてジア・ロンを交趾支那の王位に復せしむる爲に所望した援軍に對する報酬として、トウラヌ及プューロ・コンドール(Pulo Condore)島を佛國に讓渡したのである。本條約は亦兩國間の同盟をも設定し、之に據れば佛國若し他國と開戰する場合交趾支那は佛國を助くるの義務を有し、交趾支那王は他より侵略せられる場合にのみ佛國の援助を求め得ることゝなつてゐる。

註　櫻井時太郎氏著「東洋史集成」に安南の沿革として次の如く記述しあり。(下卷二六四頁)

安南は、印度支那の東部地方をさすものにして、もと三部に分れ、北部を交趾とし中央を占城とし南部を眞臘といへり。古昔稱して越といひ又南蠻といへり。古傳說は傳はらず。その風俗は古へより斷髮文身にして漢人と異なれり。秦の始皇帝一統の七年嶺南の地を取りて南海・桂林・象郡を置けり。象郡は卽ち交趾地方なり。漢の武帝の時嶺南を交州とし、象郡を合浦・交趾・九眞・日南の四郡に分ち、その後罪人流徙の地とせり。東漢の初めに馬援交趾を伐ちて、日南の南界に銅柱を建てゝ華夷の境界を標示せり。三國の時、吳は嶺南を分ちて廣州・交州とし合浦を以てその分界とせり(馬援の銅柱は日南)。これより支那は合浦を以て支那との分界線とし、安南はこの合浦以南交州等の地を稱することゝなれり。

その後交州の南方に林邑國起り(祇た區連といふ、土人なるべし)、瀾滄江の下流に扶南國(土人の建國起り、又交州に一時漢人(李賁)の南越國を建つるありしも、南越は隋のために亡ぼされ、扶南はついで扶南屬部の酋長に奪はれて眞臘國となれり。唐の時には交州に安南都護府を置けり。安南の稱これより起れり。林邑はついで安南都護の攻むる所となりて占婆(シャンパ)に遷り、これより占城國と稱せり云々。

二　第十九世紀の中葉以降

一八六二年の佛西條約　ジア・ロン王の繼承者は佛國の勢力に反感を懷いてゐたが、間もなく耶蘇敎宣敎師及信徒の迫害が起つた。此事があつて一八五八年トゥウ・ドゥツ(Thu Duc)在位中、遂に佛西艦隊のトウラヌ來著となり、同市占領に續いて西貢を强襲し、同地を作戰の根據地としたが、兵力足らず守勢に出づるの外なく、聽て一安南主將の封鎖する所となつた。一八六一年二月シャルニェー(Charnier)提督援軍を率ゐて西貢に來著し、安南軍を擊退しミト(Mytho)を占領するに至つた。東京に於けるトゥウ・ドゥツ王に對する叛逆と交趾支那よりの米穀供給の停止とは、遂に王をして佛西に降服せしめ且條約(一八六二年六月五日)を締結するの外なからしめた。同條約によつて交趾支那の三州を割讓し、且その地は佛國の領有となり、西班牙は唯基督敎宣傳の自由と又安南から誅求した償金四百萬弗に對する一小分配額以外何等得る所がなかつた。

一八六三年對柬埔寨條約　一八六三年當時既に交趾支那總督に任ぜられてゐた提督ラ・グランディエール(La Grandière)は、ドンダール・ラグレア(Doudart Lagree)を柬埔寨のノロドム王(Norodom)の宮廷に派して、同國に於ける暹羅の勢力に對抗を試みた。其努力の結果、柬埔寨は一八六三年八月十一日フドン(Houdong)に於て調印したる條約を以て、佛の保護國たることを承認したのである。又安南の各州知事等の助長する所である陰謀的反抗行動を鎭壓終熄せしめんが爲めに、一八六二年の條約に據り安南の權下に存置してゐた交趾支那の三州は、一八六七年六月二十五日の宣言によつて之を併合した。其の後間もなく一八六七年七月十五日柬埔寨の政治的地位及限界を制定せんがために、巴里に於て佛暹兩國の間に條約を結び、之に據つて暹羅は受貢の權利を拋棄し、バッタムバン及アンコール二州に對する報償として佛國の保護國たることを承認するに至つた。

佛國の東京侵入　東京は一八〇一年迄漠然と安南に聯合してゐたが、ジア・ロン興りて初めて之を確然其權下に置いた。一八六二年の條約後其鑛産に富めるの說ありたる爲め漸く佛國の注目する所となつた。佛國の一商人ジアン・ドゥプュイ(Jean Dupuis)といふ者が、當時タイ・ピン(Hai-yin)の叛徒と交戰中であつた支那當局に、軍需品を雲南に運搬せんとして紅河の航路利用を企て、且之を佛人貿易のために開放せしめん爲めセネ大尉(Captain Senez)は西貢より派遣された。ドゥプュイは東京當局の反對にも拘はらず其計畫を遂行したが、河內に歸來した時既に當國より退去命令の發せられてゐるのに會した。けれども彼は此の命令に服しなかつたので問題は紛糾した。本問題解決の爲めガルニエーをして分遣隊を率ゐて河內に赴かしめた。併し同人は全然ドゥプュイに加擔し、且東京當局はドゥプュイ放逐の問題以外何等の商議をも彼と爲すことを拒んだので、河內の堡砦を攻擊し、之を陷れて自ら之れに據つた(一八七三年十一月)。更に一方援軍を西貢に請ひ、其間小枝隊を以て三角洲にある五箇所の重要城塞を占領した。此時に當り東京軍は黑旗團として知られ東京の國境を荒してゐた支那賊徒の巨魁 Lin Yung-fu (Lu Vinh-phuoc) に救援を求めた。黑旗團は直ちに來り攻め、第一戰に於てガルニエー戰死した。由來西貢當局は侵略政策を以て利ありとしなかつたので、安撫

王に謝罪の爲めフイラストル（Philastre）を使として派し、一方又三角洲城塞の三箇所から佛軍を撤退せしめた。

一八七四年の佛安條約　一八六七年ラ・グランディエールによつて三縣併合以來、順化王朝に對し偶々交涉を重ねて來たが、進捗が遲期の通りでないので、改めて莊重に事態の改修に著手し其結果一八七四年三月十五日の條約となり、之を以て一八六二年の條約に代らしむるに至つた。本條約によつて安南は漸く一八六七年の併合を認め、之が代償として佛は一八六二年以降延滯した賠償金未拂額凡そ二二〇、〇〇〇磅を拋棄したのである。支那境域の山賊又東京沿岸の海賊鎭壓の爲めに佛國は陸海軍の援助を安南に與へ、且安南をして其海陸軍再設、行政上の秩序囘復、關稅及租稅徵收の制度創設及其他公金に係る事業に資せしめんが爲めに人才と原料との供給を約束した。安南は又他國と政治的同盟締約の權利を廢棄して、唯佛國へ通告を與へた上で通商條約を結び得る權限のみを保留した。耶蘇敎に對しては更に完全な保護を約し且信徒の參政的無資格を解除するに至つた。次で一八七四年八月三十一日通商條約を締結して、港灣の或もの及支那國境に至る紅河は之を貿易の爲めに開放するに至つた。ロッシュシュアール伯（Comte de Rochechouart）は政治的條約を以て安南王の主權と對外國の完全なる獨立を佛國に於て承認し、之を支那政府に通告した處、支那政府は之に囘答を送り安南の永年支那の屬國であつた事實を指摘したが、條約の條項に對しては何等異議を唱ふる所がなかつた。併し漸く一八八一年九月二十四日曾國藩は、支那政府に於て一八七四年の條約を承認し能はざる旨をパルテルミイサアン・イレール（Barthélemy Saint Hilaire）に通告した。

支那の對安南主權　ガルニエーの戰歿及佛國軍隊の東京撤退後に於て、佛國の利益と勢威とは甚しき影響を受け、爲めに對支那關係は依然として曾の如くなり、而もガルニエー侵犯は安南王朝をして支那に接近せしめ、貢稅の

北京送達をして更に規則正しからしめ、且一八八六年王は益々其支那屬領たるの位置を確認した文書を特使によつて送達したのである。當時支那は北京ガゼットに王の文書を發表し其責任を受諾した。

佛國の東京征服　一八八二年突趾支那の大守ル・ミイル・ド・ヴイレー（De Myre de Villers）は雲南に通ずる紅河航路を開拓せしめんがため、一小兵力と倶にアンリ・リビエール（Henri Rivière）を派遣した所、彼も亦ガルニエーと等しく東京人の反抗に會つたので、河内の壘砦を襲擊し更に進んで三角洲に於ける諸地の城塞を占領した。茲に再び黑旗團の邀援するに當りヴイレー亦ガルニエーと同樣初會戰の犧牲者として斃れた（一八八三年五月）。此事變はジュール・フエリー（Jules Ferry）をして積極的政策斷行の決心を爲さしめたが、先づ南定及海防を除いて各地邊在の守備隊を撤退せしめた。然るに河内は黑旗團の攻圍に陷つたので、クルベー（Courbet）提督、ボネ（Bonet）大將倶に大にこれが擊破に努めたが、遂に效を奏しないので陸軍大將アルマン（Harmand）が代表者として順化府に赴いたが、ドュウ・ドュツの繼承者之に敵對したが爲め順化の攻擊となり、アルマンは條約を結び（一八八三年八月二十五日）、之に據つて安南は佛の保護國たることを諾し、又別に一條を突趾支那に併合せられ、且佛國の東京に於ける軍政施設の權限を認めるに至つた。茲に於てボネは巴里に在る支那代表の抗議があるにも拘はらず、ソン・タイを侵攻し、一八八三年十二月十六日一擧に之を占領した。

佛・支の葛藤（一八八四―五年）　此戰爭に於て、佛軍は支那の軍隊を對手に奮戰したが、一方北京に於ては一八八二年以來協商を繼續してゐたが、何等進捗を見なかつた。然るに漸く一八八四年の春に至り、天津の總督李鴻章より當時欝隊を率ゐて上海に來著した佛國提督に通告を發して、李が相知の間柄である佛國海軍士官フルニエー（Fournier）大尉と共に刻下の時局に對し商議を遂げんことを申入るゝに至つた。斯くて籌備的協商は李とフルニエー

との間に成立し（一八八四年五月十一日）、之れに據つて支那は東京より撤退して佛安條約を尊重せんことを誥し、又佛國は支那南方の國境を尊重し、且將に佛が安南と結ばんとした條約に於て支那の夢威に敬意を表せんことを約したのであつた。其翌月（一八八四年六月六日）順化に於て別箇の條約締結せられ、之を以て東京及安南に於ける佛國の保護權を擴張し、又其不備の點を發見した一八八三年のアルマン條約の領土設定問題を改訂し、且一八七四年の諸條約を改修したが、多少不滿の聲起りたる爲めその實施は數年之を延期した。これに關聯して印度支那總督トムソン（Thomson）はノロドム王と協商を重ね、一八六三年八月十一日の條約を確定完結して佛國の地位を鞏固ならしめ、又柬埔寨に於ける奴隷制度を撤廢したのである。不幸にして一八八四年五月十一日の李對フルニエー協約の實施に關し甚だしい誤解が起つた。即ち該協約の追加條章に於て東京の或地點より支那軍隊の撤退に關して其期日を規定したが爲め、佛國司令官之が實行交涉の爲め現地に赴きたる所、支那當事者は未だ當該指令に接しなかつたので兩者茲に衝突し佛軍敗戰するに至つた。其の後佛・支の間に敵意存續してゐたが、一八八五年四月四日巴里で調印せられた議定書にて漸く落著を見た。本議定書の效果はフルニエー協定を確認することにあつた。更に（一八八五年六月九日）天津に於て締結された條約に據つて支那は現在及將來佛・支の間に結ばるゝ「條約、協定及申合」を尊重すべきことを約定したのである。其後二箇の協定（一八八七年六月二十六日）によつて支那及東京の境界を劃定し、今日の東京及支那に於ける通商關係を設定するに至つた。

東京の平定　一八九一年に到る迄、概ね一八八四年の條約を楯として東京及安南の征服と併合とを進めた。一八八五年七月順化府の占領せらるゝに方り、安南政府背叛したが、この亂は直ちに鎭壓され、新王は逃れ、安南に內亂起るに至つた。東京亦叛き、これ等に隨つて起つた擾亂は、黑旗團及東京軍を驅つて國內勦撫を專に爲さしめたのである。東京の占領は幾多賊徒團に對する悠久的な闘爭となり、一八八五年から一九〇年に亙りたるが故に佛國に取つては多大の出費となつた。一八九一年四月總督ド・ラネッサンの著任と共に一新時代が開かれた。ド・ラネッサンは東京の平定は一に順化王朝を通じて之を得らるゝ事の確證を得たので、平素併合を慊れてゐた王意を安んぜしめ得る樣に協定を結んだので、王は直ちに布告を發した所、唯黑旗團の賊徒による擾亂を除いて他は悉く鎭定する程の效果を齎した。其後間もなく黑旗團も亦平定し、頭領は悉く降服した。

佛の對暹紛爭　其後幾千も無く運維との國境の闘爭が起つた。これに續いて佛國の代表者と暹羅軍との間に軋轢を生じ、監督官グロスクラン（Grosgurin）の死（一八九三年六月五日）後、佛國政府は、ストゥン・トレン（Stung-Treng）及コン（Khong）を占領した。更に盤谷に於て賠償を要求したが拒絕され、最後の通牒を發したが應じないので、佛砲艦は盤谷に强航して第二回の通牒を送致した。該通牒は一、暹羅軍が媚公の左岸を撤退する迄、佛軍はシヤンタブン（Chantaboun）を占領すること。二、バツタムバン、シエムラップ及メコン（媚公）の右岸全般に亙り十五哩半以內に於ける軍隊駐屯を暹羅に對して禁止すること。三、トンレサップ（Tron le Bap）上に武裝船を置くことを禁ずることの三箇條の要求であつた。此最後の通牒は卽時實行され、暹羅軍は媚公の左岸を撤退し、且ルアン・プラバン（Luang Prabang）王は老齡を占領した佛軍に事なく降服した。一八九三年十月三日盤谷でル・ミイル・ド・ヴイレーの締結した條約竝に協商に據つて暹羅は媚公の左岸に於ける領土及河中の諸島に對する全主張を拋棄し、バツタムバン及シエムラップ兩縣若しくは媚公の右岸廣程二五粁に及ぶ地點に於て軍隊又は要塞地帶を置かないことを約定し、且當條約及協商の條項の悉く實行を見る迄佛國のシヤンタブン占領の繼續に同意した。

英國の干渉及一八九六年の佛英聲明　佛・暹の紛議に對して、英國政府は事態重大なりと看て取つたので、巴里に於て交渉を開始し、ダフェリン卿（Lord Dufferin）及ドゥヴェル（Develle）により、一八九三年七月三十一日覺書を調印したが、之に據つて兩國は上部媚公に於ける双方の領地内に中立地帶設定の必要を認め、且つ該地の限界は更に之を決定すべきことを約した。此目的の爲めに佛英委員巴里にて會議を催したが、當該領土の政治的境界及地文的形狀に對して精密な知識を缺いでゐる爲め、其目的を達することが出來なかつた。故に兩國の專門家を現場に派し、調査を遂げしむる迄行動を停止することを五に約した。然るに一八九五年六月二十日北京で締結した佛・支協約は再び問題を峻烈ならしめたのである。これは以前一八九四年三月一日の協約によつて、英國はアヴア王（King of Ava）及支那皇帝の兩者と共に主權を行使して居たムン・レム（Mung-lem）及キャン・ユン（Kiang-hung）の二小縣を支那に委ぬることに同意したが、先づ英國と前以て協議せずして兩縣の如何なる部分も之を他國に讓渡し得ざるべしといふ條件を附してゐたのである。キャン・ユンは媚公に跨つて位するが、佛國協約によつて左岸に於ける同地の一部を佛國に讓渡したのである。在北京英國公使より之に對し抗議を申出でたが、結局支那は賠償を英國に致すことゝなり、同時に一八九六年一月十五日の共同宣言によつて英佛は媚公の盆地を以て支那國境に到る兩國の版圖若しくは勢力範圍の境界たらしむべきことを約したのである。

廣州灣租借と一九〇四年及一九〇七年の佛暹條約　一九〇四年二月十三日の新佛暹條約は一八九三年の同條約を改訂した。卽ちシャンタブンを撤退し、而して媚公沿岸の中立地帶に代ふるバサック（Bassac）、メルプレイ（Melpurey）、ダン・サイ（Dan sai）及クラット（Krat）の瀕海地方を以てし之を抛棄した。一九〇七年六月二十三日の追締協約によつて濕羅はバッタムバン、シェムラップ及シソフォン（Sisophon）を放棄し、代償として一九〇四年に割讓したクラット及ダン・サイを得た。是より先一八九九年十二月二十八日佛國は支那より向ふ九十九ヶ年の約定の下に廣州灣を租借した。

氣　候

概說・氣象觀測機關の組織　印度支那の氣候は土地の緯度及高度に依つて著しい差異があるが、一般に炎暑であることは全國共通である。が併し本領土は南北に長き故、兩極端を比較する時はその炎暑にも若干の差があり、殊に北部は山地多き故南端とは餘程異なつてゐる。卽ち西眞の如き其四時に於ける寒暖の差は頗る少ないが、反之、北部河内は稍其趣が異なり、冬季夏季の劃然とした區別が出來る。要之印度支那の氣候を一言に盡せば所謂熱帶氣候であると言ひ得る。又その特徵とも言ふべきものを煎じ詰めれば、本領土の氣候は季節風に支配されると言ひ得られる。卽ち總體より見て冬季季節風の乾季、夏季々節風の雨季に分れ、前者は十一月―四月、後者は五月―十月に分別し得る。

印度支那の中央氣象臺は東京のキェン・アン（Kien-an）縣、キェン・アンに在り、フ・リェン中央氣象臺（le Observatoire Central de Phu-lien）と稱す。その位置は東經二〇六度三七分三一秒、北緯二〇度四八分二二秒、高度一一五・六米突である。尙氣象觀測機關の組織に就ては後說學術技藝調査機關の部を參照ありたし。

氣溫　交趾支那は全然熱帶的で年中大差なく、年平均溫度攝氏二十七度六分、四月から六月迄は三十五度に騰ることがある。此季節は最も激烈な暑氣の候である、乾季の溫度は月により大差があるが、先づ平均最高溫度三十二、三度から平均最低溫度二十一、二度の間を往來す。雨季は乾季程月々に大差なく平均最高三十一度附近から平均最低二十三度邊である。

註　平均最高最低溫度に關しての詳細は後說表を參照

東埔寨は平均溫度二十七度、四時を通じて交趾支那に酷似するも、北部は老撾と同じである。

安南は南北に長き故寒暖の差が多く、而も一方は海に面し他方は山を負ふが故に、地形の關係からも季節に依つては溫度の差が著しい。中部の順化附近は平均二十五度、北部のタン・ホア（Thanh-hoa）附近は二十六、七度を示し、南北に於て約二度餘りの差がある。

東京は印度支那半島の最北部に位し、高原多く且前面に東京灣を控へて居るので、氣候は前記諸地方と餘程趣を異にし、乾燥季は頗る清涼を覺え寧ろ冬季とも言ひ得る程である。デルタ地方に於ては此季節に於て十度から八度に下ることがあるといふ。一月から三月迄は霖雨冷氣共に到り、山地に於ては殊に甚だしい。暑熱の最も甚だしいのは五月中旬から八月中旬迄で三十二度餘を示す。

老撾は氣候の調和を欠き、溫度の昇降も甚だ區々である。三月に於て最高三十四、五度を示すかと見れば、最低十八度に降下することがある。併し北部高原地帶に於ては東京と異なる所がない。

雨量　交趾支那及東埔寨は每年五月から十月頃迄降雨あるも、夫以外には降雨至つて稀である。東京に於ては七、八、九の三月卽ち雨季に於て降雨量の多きことは當然であるが、又乾季に於ても降雨がある。殊に此期間には小雨降續き、本邦に於ける梅雨期の如く徹を生ず。依つて東京に於ては乾季必ずしも乾燥季と云ふことが出來ない。安南地方は氣溫同樣な樣で、中部安南は七、八月最も雨量多く、南方に進むに從ひ次第に少ない。每年の降雨量は西眞に於て一、七五〇粍から二、〇〇〇粍、河内に於ては九〇〇粍から一、〇〇〇粍を示す。最も多量に降雨する地方は東埔寨のカムポ縣（Kampot）地方である。中央氣象臺の記錄に於て年當最多降雨量、月當最多降雨量及日當最多降雨量を示した年月日及場所は次の通りである。

年當最高降雨量記錄　一九二三年　七九二八粍　東埔寨カムポ縣 Kaskong

月當最高降雨量記錄　一九二三年八月　二五三二粍　東埔寨カムポ縣 Kaskong

日當最高降雨量記錄　一九二七年九月二十二日　六三〇粍　東京カン・エン縣 Kébao

濕度　他の熱帶海洋氣象（Climat Tropical Marin）を有つ總ての國と同樣に印度支那も亦その大氣中に於ける濕度は非常に高い。水蒸氣の張力も亦氣溫と同樣一年中に種々變化があるが、概して濕度（l'Humidité relative）は降雨の如何に關係するが、平均して最も高いのは東京のデルタ地方及北部地方である。中部安南は印度支那南部よりも高い。東京に於ける月平均最低濕度は十二月の五六・四%から二月の七六・二%の間に在り、平均最高濕度は十二月の九〇・六%から二月の九八・四%の間である。絶對最高中の最低濕度は十二月の九九%であつたが、他の總ての月に於ては一〇〇%を觀測された。絶對最低は十二月の二九%であつた。

風位　印度支那は南西の夏季々節風、北東の冬季々節風の二季節風の支配を受ける。これは印度支那南部、中央老撾及南部老撾に於て最も規則的に示される。又夏季々節風の方位は長き安南海岸線によつて變化し、東京灣に於て南南東に變化する。又一方半島の北部地方及東京灣に於ては、その等壓線狀況に應じて南東及東へ變位するか、或は反對に西に變位する。又比島北部・臺灣・支那東海岸一帶に於ける颱風の出現は、夏季々節風を南西に或は西へと變位せしむる。概して天候の爽快な時は濕度は低く、氣溫高く、風位は緩やかである。又變位の結果應々海岸地帶には次の如き狀態がある。卽ち土地は終日非常な高氣溫を有つてゐるにも拘はらず、海軟風（Brise de Mer）が吹く事である。茲に注目に價することは、メコン低地から安南山脈中の低

部（七〇〇―八〇〇米突）を通路として横斷し、中部及北部安南へ向つて非常な强風の吹く時は、前述と同樣な狀態を示すことである。これは殊に乾季の末期に多く、この風は一般に老颱風と稱せられ、往々農作物に甚大なる被害を與へる。

反對に太平洋の高氣壓の進行即ち低氣壓圈の海面後退の時、夏季々節風は南東或は東へと變位し、且一般に驟雨を伴ふのが常であるが、時往豪雨を伴ふ大暴しとなる。

冬季々節風の强さは、その中心位置の如何と亞細亞大陸に在る高氣壓の程度如何により頗る多種多樣である。概して十一月、十二月及一月初めに於ては、東京灣と安南山脈の東部斜面に强烈な北東風吹き荒び、反對に安南山脈西部斜面及メコン溪谷に於ては冬季々節風は弱い。一月の終りに向ふと季節風はその强度を急速に減じて來ると同時に東へ變位する。更に又注意を要することは四月の中頃迄には時往北東の突風が、起ることであるが、これは概して長く續かない。即ちこの季節が、支那の高氣壓が亞細亞大陸の東部へ遠ざかり、又西部地方の低氣壓が印度支那半島の北部に動き始める季節となるのである。

大氣の變動現象（旋風・颱風・驟雨）　大陸的低氣壓（Les Dépression Cyclonigues Continentales）即ち旋風は印度支那半島の北部及東京灣より南部へは進展しない。旋風は即ち支那海に稀に發生するが、それも慨して暴れ方は少ない。

海洋的低氣壓（Les Dépressions Cyclonigues Océaniennes）即ち颱風は支那海に進入し、或は南部支那の沿岸或は印度支那の沿岸に達するが、その發生地は大部分比律賓群島の東部一帶又屢々西部カロリン群島（Carolines）附近にも發生する。一般に颱風季は六月から始まり、東京灣に颱風が達するのは六月から九月の間が最も多い。安南の沿岸地帶に達するものはその出現が最も緩慢である。季節は九月から十一月である。又東京灣に達した颱風は、多くの場合支那海で暴れた程激しく無く、その程度は餘程弱くなつてゐる。即ち山地の多い海南島や雷州半島に依つて緩和された後だからである。颱風の總ては又その中心が印度支那半島の山地に達するや否や非常な豪雨を伴ふを常とする。交趾支那は時往颱風に襲はれるが頗る稀である。襲來するとすればその時節は十二月から三月迄の間である。又颱風の數及その被害程度は年に依つて多樣であるが、次の表は一九一二年より一九二七年迄十五年間に於ける颱風襲來度數を表示したものである。

第三表　一九一二年―二七年印度支那に襲來せる颱風種別度數表

出所＝印度支那經濟時報第一九二號

	香港から廣州灣にかけて襲來したる颱風	中部安南に襲來したる颱風	南部安南に襲來したる颱風	交趾支那に襲來したる颱風
五月に二回			六月に三回	五月に二回
六月に四回			七月に七回	八月に一回
七月に十回			八月に六回	九月に二回
八月に十一回			九月に六回	十月に十一回
九月に三回			十月に二回	十一月に一回
十一月に一回				
計 三十一回	計 二十四回	計 十七回	計 七回	

註　尙又右表以外に支那海に這入つた颱風はその數百十一あるが、これ等は何れも臺灣、香港以北の支那沿岸及日本等即ち何れも北へ進路を向けたものである。

右の中特別に被害の大きかつた颱風を擧ぐれば

一九一二年十一月三日　ニヤ・トラン地方に襲來した颱風

一九二四年十月二十三日　中部安南海岸一帶に襲來した颱風

一九二六年十一月七日及八日　ニヤ・トラン地方に襲來した颱風

の三で、特に後の二つは大暴しでその被害は甚大であつた。

次に印度支那の驟雨に就て一言せんに、本領土の驟雨は頗る頻繁にあると言ひ得る。中央氣象臺の調査に據れば、東京デルタ地方及東京中央部の山地々方の一九〇七―一九年間の驟雨日數平均は次の通りである。

一月	〇七	二月	〇九	三月	三三	四月	一〇二	五月	一九七	六月	二六二	七月 二六〇
八月	二七四	九月	二一〇	十月	二六	十一月	三二	十二月	〇二	一年計	一五三二	

次に印度支那各地主要測候所別の氣温、濕度、雨量、風位を表示して讀者の參考に資せん。

但し左表の記錄年は

第四表　佛領印度支那各地月別氣温・雨量・濕度・風位表

Leo-kay（東京）　東經一〇三度五七分、北緯二二度三〇分、高度九三米突

出所＝印度支那經濟時報第一九二號

月次	氣温（攝氏）平均温度	氣温（攝氏）最高温度平均	氣温（攝氏）最低温度平均	氣温（攝氏）絶對最高温度	氣温（攝氏）絶對最低温度	雨量（粍）降雨日數	雨量（粍）雨量	午前十時に於ける平均濕度（%）	風位
一月	一七・三	二一・三	一三・三	三一・一	一二・一	一八二	四六	八六	S 68 E
二月	一八・二	二一・八	一四・四	三四・〇	一三・〇	三二六	六三	八四	S 62 E
三月	二二・五	二五・五	一七・四	三七・〇	一八・二	六五・三	一〇二	八二	S 59 E
四月	二四・六	二九・〇	二〇・三	三九・〇	一〇・〇	一一〇・四	二二・七	八一	S 62 E
五月	二七・三	三一・八	二二・七	四二・八	一四・八	二三七・七	一五二	八〇	S 54 E
六月	二八・五	三二・六	二四・五	三九・〇	一八・八	二一二・四	一六五	八二	S 36 E
七月	二八・五	三二・五	二四・六	三八・四	二一・八	一八二	四〇一・八	八四	S 45 E

氣温　一九〇七―二六年の平均（註一）

濕度　一九〇七―二六年の平均（註二）

雨量　一九〇七―二六年の平均

風位　一九〇七―一九年の平均

註一　但し下記年度の記錄を欠く：Luang Prabang（一九〇七―一一年）Tiên-tcha（一九〇七年及一九〇八年）、Hué（一九〇七―一四年、一九二〇年及一九二一年）、西貢（一九一〇年）。

註二　但し下記年度の記錄を欠く：Luang Prabang（一九〇七―一一年）、Tiên-tcha（一九〇七年、一九〇八年、一九一一年及一九一七年）、Hué（一九〇七―一三年、一九二〇年及一九二一年）、西貢（一九一〇年）。

Mon-cay（海寧）　緯度二一度五分，北緯　東經一〇七度二三分，高度四米

月	氣溫（攝氏） 平均溫度	氣溫（攝氏） 高平均溫度	氣溫（攝氏） 低平均溫度	氣溫（攝氏） 高絕對溫度	氣溫（攝氏） 低絕對溫度	雨量（粍） 雨量	雨量（粍） 降雨日數	濕於午前七時三十分平均（%）	風位	
一月	二一	二五	一八	三二	一四	一四	一一	八一	北	N 30 E
二	二一	二五	一八	三二	一四	一四	一一	八一	北	N 32 E
三	二二	二六	一八	三二	一四	一四	一一	八一	北	N 33 E
四	二四	二七	二〇	三三	一六	一四	一一	八一	北	S 57 E
五	二六	二九	二二	三四	一八	一四	一一	八一	北	N 42 E
六	二七	三〇	二三	三四	二〇	一四	一一	八一	北	N 40 E
七	二七	三〇	二三	三四	二〇	一四	一一	八一	北	N 33 E
八	二七	三〇	二三	三四	二〇	一四	一一	八一	北	N 30 E
九	二六	二九	二二	三三	一九	一四	一一	八一	北	S 20 E
十	二四	二七	二〇	三二	一六	一四	一一	八一	北	S 33 E
十一	二二	二六	一八	三二	一四	一四	一一	八一	北	S 57 E
十二	二一	二五	一八	三二	一四	一四	一一	八一	北	N 42 E
年	二三	二七	一九	三四	一四	一四	一一	八一	北	N 40 E

Hanoi（東京）　緯度二一度二分，北緯　東經一〇五度五二分，高度四米

月	氣溫（攝氏） 平均溫度	氣溫（攝氏） 高平均溫度	氣溫（攝氏） 低平均溫度	氣溫（攝氏） 高絕對溫度	氣溫（攝氏） 低絕對溫度	雨量（粍） 雨量	雨量（粍） 降雨日數	濕於午前七時三十分平均（%）	風位	
一月	一七	二一	一四	三一	一〇	一八	一二	八二	北	N 50 E
二	一七	二一	一四	三一	一〇	二〇	一三	八二	北	N 73 E
三	二〇	二四	一七	三四	一二	三〇	一四	八一	北	N 73 E
四	二四	二八	二一	三六	一六	五一	一四	八一	北	N 71 E
五	二七	三一	二四	三八	二〇	一四〇	一五	八一	東	E
六	二八	三二	二五	三八	二二	一八〇	一五	八一	南	S 35 E
七	二八	三二	二五	三八	二二	一六〇	一五	八一	南	S 34 E
八	二八	三二	二五	三八	二二	一四〇	一四	八一	南	S 7 E
九	二七	三一	二四	三七	二一	一〇〇	一二	八一	南	S 7 E
十	二五	二九	二二	三六	一九	六〇	一〇	八一	南	S 18 E
十一	二二	二六	一九	三四	一五	二〇	五	八一	北	N 86 E
十二	一九	二三	一六	三二	一二	一〇	二	八一	北	N 81 E
年	二二	二六	一九	三八	一二	五八〇	一〇四	八一	北	N 63 E
次	北北東	北北東	北北東	南南東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	N 69 E

Long son（東京）　緯度二一度五四分，北緯　東經一〇六度四分，高度一〇米

月	氣溫（攝氏） 平均溫度	氣溫（攝氏） 高平均溫度	氣溫（攝氏） 低平均溫度	氣溫（攝氏） 高絕對溫度	氣溫（攝氏） 低絕對溫度	雨量（粍） 雨量	雨量（粍） 降雨日數	濕於午前七時三十分平均（%）	風位	
一月	一七	二一	一四	三一	一〇	一八	一二	八二	北	N 50 E
二	一七	二一	一四	三一	一〇	二〇	一三	八二	北	N 73 E
三	二〇	二四	一七	三四	一二	三〇	一四	八一	北	N 73 E
四	二四	二八	二一	三六	一六	五一	一四	八一	北	N 71 E
五	二七	三一	二四	三八	二〇	一四〇	一五	八一	東	E
六	二八	三二	二五	三八	二二	一八〇	一五	八一	南	S 35 E
七	二八	三二	二五	三八	二二	一六〇	一五	八一	南	S 34 E
八	二八	三二	二五	三八	二二	一四〇	一四	八一	南	S 7 E
九	二七	三一	二四	三七	二一	一〇〇	一二	八一	南	S 7 E
十	二五	二九	二二	三六	一九	六〇	一〇	八一	南	S 18 E
十一	二二	二六	一九	三四	一五	二〇	五	八一	北	N 86 E
十二	一九	二三	一六	三二	一二	一〇	二	八一	北	N 81 E
年	二二	二六	一九	三八	一二	五八〇	一〇四	八一	北	N 63 E
次	北北東	北北東	北北東	南南東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	N 69 E

Mon-cay（海寧）　緯度二一度五分，北緯　東經一〇七度二三分，高度四米

月	氣溫（攝氏） 平均溫度	氣溫（攝氏） 高平均溫度	氣溫（攝氏） 低平均溫度	氣溫（攝氏） 高絕對溫度	氣溫（攝氏） 低絕對溫度	雨量（粍） 雨量	雨量（粍） 降雨日數	濕於午前七時三十分平均（%）	風位	
一月	二一	二五	一八	三二	一四	一四	一一	八一	北	N 30 E
二	二一	二五	一八	三二	一四	一四	一一	八一	北	N 32 E
三	二二	二六	一八	三二	一四	一四	一一	八一	北	N 33 E
四	二四	二七	二〇	三三	一六	一四	一一	八一	北	S 57 E
五	二六	二九	二二	三四	一八	一四	一一	八一	北	N 42 E
六	二七	三〇	二三	三四	二〇	一四	一一	八一	北	N 40 E
七	二七	三〇	二三	三四	二〇	一四	一一	八一	北	N 33 E
八	二七	三〇	二三	三四	二〇	一四	一一	八一	北	N 30 E
九	二六	二九	二二	三三	一九	一四	一一	八一	北	S 20 E
十	二四	二七	二〇	三二	一六	一四	一一	八一	北	S 33 E
十一	二二	二六	一八	三二	一四	一四	一一	八一	北	S 57 E
十二	二一	二五	一八	三二	一四	一四	一一	八一	北	N 42 E
年	二三	二七	一九	三四	一四	一四	一一	八一	北	N 40 E

Hanoi（東京）　緯度二一度二分，北緯　東經一〇五度五二分，高度四米

月	氣溫（攝氏） 平均溫度	氣溫（攝氏） 高平均溫度	氣溫（攝氏） 低平均溫度	氣溫（攝氏） 高絕對溫度	氣溫（攝氏） 低絕對溫度	雨量（粍） 雨量	雨量（粍） 降雨日數	濕於午前七時三十分平均（%）	風位	
一月	一七	二一	一四	三一	一〇	一八	一二	八二	北	N 50 E
二	一七	二一	一四	三一	一〇	二〇	一三	八二	北	N 73 E
三	二〇	二四	一七	三四	一二	三〇	一四	八一	北	N 73 E
四	二四	二八	二一	三六	一六	五一	一四	八一	北	N 71 E
五	二七	三一	二四	三八	二〇	一四〇	一五	八一	東	E
六	二八	三二	二五	三八	二二	一八〇	一五	八一	南	S 35 E
七	二八	三二	二五	三八	二二	一六〇	一五	八一	南	S 34 E
八	二八	三二	二五	三八	二二	一四〇	一四	八一	南	S 7 E
九	二七	三一	二四	三七	二一	一〇〇	一二	八一	南	S 7 E
十	二五	二九	二二	三六	一九	六〇	一〇	八一	南	S 18 E
十一	二二	二六	一九	三四	一五	二〇	五	八一	北	N 86 E
十二	一九	二三	一六	三二	一二	一〇	二	八一	北	N 81 E
年	二二	二六	一九	三八	一二	五八〇	一〇四	八一	北	N 63 E
次	北北東	北北東	北北東	南南東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	N 69 E

Long son（東京）　緯度二一度五四分，北緯　東經一〇六度四分，高度一〇米

月	氣溫（攝氏） 平均溫度	氣溫（攝氏） 高平均溫度	氣溫（攝氏） 低平均溫度	氣溫（攝氏） 高絕對溫度	氣溫（攝氏） 低絕對溫度	雨量（粍） 雨量	雨量（粍） 降雨日數	濕於午前七時三十分平均（%）	風位	
一月	一七	二一	一四	三一	一〇	一八	一二	八二	北	N 50 E
二	一七	二一	一四	三一	一〇	二〇	一三	八二	北	N 73 E
三	二〇	二四	一七	三四	一二	三〇	一四	八一	北	N 73 E
四	二四	二八	二一	三六	一六	五一	一四	八一	北	N 71 E
五	二七	三一	二四	三八	二〇	一四〇	一五	八一	東	E
六	二八	三二	二五	三八	二二	一八〇	一五	八一	南	S 35 E
七	二八	三二	二五	三八	二二	一六〇	一五	八一	南	S 34 E
八	二八	三二	二五	三八	二二	一四〇	一四	八一	南	S 7 E
九	二七	三一	二四	三七	二一	一〇〇	一二	八一	南	S 7 E
十	二五	二九	二二	三六	一九	六〇	一〇	八一	南	S 18 E
十一	二二	二六	一九	三四	一五	二〇	五	八一	北	N 86 E
十二	一九	二三	一六	三二	一二	一〇	二	八一	北	N 81 E
年	二二	二六	一九	三八	一二	五八〇	一〇四	八一	北	N 63 E
次	北北東	北北東	北北東	南南東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	N 69 E

Luang Prabang（盧勃拉邦）　東經一〇二度五七分，北緯一九度五七分，高度三〇〇米突

月	氣溫（攝氏）						雨量		濕度（%）	風位
	平均溫度	高平均溫度	低平均溫度	高絕對溫度	低絕對溫度	平均較差	降雨量（粍）	降雨日數		
一月	攝氏一九·〇	攝氏二五·〇	攝氏一三·〇	攝氏三六·〇	攝氏〇·〇	攝氏一二·〇	粍一·〇	日一	六〇	N 75 E
二	二〇·〇	二六·〇	一四·〇	三七·〇	一·〇	一二·〇	一·〇	一	五七	N 67 E
三	二二·〇	二八·〇	一五·〇	三八·〇	三·〇	一三·〇	一一·〇	二	五二	N 54 E
四	二四·〇	三〇·〇	一八·〇	三九·〇	八·〇	一二·〇	四二·〇	五	五二	N 62 E
五	二六·〇	三二·〇	二一·〇	四〇·〇	一四·〇	一一·〇	一四二·〇	一一	六二	S 85 E
六	二六·〇	三二·〇	二一·〇	四〇·〇	一四·〇	一一·〇	一九二·〇	一四	七二	S 83 E
七	二六·〇	三二·〇	二一·〇	四〇·〇	一四·〇	一一·〇	一九二·〇	一四	七二	S 86 E
八	二六·〇	三二·〇	二一·〇	四〇·〇	一四·〇	一一·〇	一九二·〇	一四	七二	S 80 E
九	二五·〇	三一·〇	二〇·〇	三九·〇	一三·〇	一一·〇	一四二·〇	一一	七二	S 61 E
十	二四·〇	三〇·〇	一八·〇	三八·〇	八·〇	一二·〇	五二·〇	六	六二	S 52 E
十一	二一·〇	二七·〇	一五·〇	三七·〇	三·〇	一二·〇	一二·〇	二	六二	S 29 E
十二	一九·〇	二六·〇	一三·〇	三六·〇	〇·〇	一三·〇	粍·〇	〇	六二	S 25 E
年	攝氏二三·〇	攝氏三二·〇	攝氏一四·〇	攝氏四〇·〇	攝氏〇·〇	攝氏一二·〇	粍一四二·〇	日一〇一	六二	S 35 E

Phu-Lien（中圻富蓮）　東經一〇六度四三分，北緯二〇度四八分，高度一一米突

月	氣溫（攝氏）						雨量		濕度（%）	風位
	平均溫度	高平均溫度	低平均溫度	高絕對溫度	低絕對溫度	平均較差	降雨量（粍）	降雨日數		
一月	攝氏一六·〇	攝氏二一·〇	攝氏一二·〇	攝氏三二·〇	攝氏五·〇	攝氏九·〇	粍一四·〇	日四	八〇	N 83 E
二	一七·〇	二二·〇	一二·〇	三三·〇	五·〇	一〇·〇	一四·〇	四	七八	N 86 E
三	二〇·〇	二五·〇	一五·〇	三五·〇	八·〇	一〇·〇	三四·〇	七	七五	S 80 E
四	二三·〇	二八·〇	一八·〇	三七·〇	一一·〇	一〇·〇	一一四·〇	一四	七五	S 61 E
五	二五·〇	三〇·〇	二一·〇	三八·〇	一五·〇	九·〇	二一四·〇	一八	七五	S 52 E
六	二五·〇	三〇·〇	二一·〇	三八·〇	一五·〇	九·〇	二一四·〇	一八	七五	S 29 E
七	二五·〇	三〇·〇	二一·〇	三八·〇	一五·〇	九·〇	二一四·〇	一八	七五	S 25 E
八	二五·〇	三〇·〇	二一·〇	三八·〇	一五·〇	九·〇	二一四·〇	一八	七五	S 35 E
九	二四·〇	二九·〇	二〇·〇	三七·〇	一四·〇	九·〇	一四四·〇	一一	七五	N 35 E
十	二二·〇	二七·〇	一七·〇	三五·〇	一〇·〇	一〇·〇	五四·〇	六	七五	N 6 E
十一	一九·〇	二四·〇	一四·〇	三三·〇	六·〇	一〇·〇	一四·〇	四	七五	N 15 E
十二	一七·〇	二二·〇	一二·〇	三二·〇	四·〇	一〇·〇	粍·〇	〇	七八	N 4 E
年	攝氏二〇·〇	攝氏二五·〇	攝氏一五·〇	攝氏三七·〇	攝氏四·〇	攝氏一〇·〇	粍一一四·〇	日一〇一	七六	N 14 E

Dong-hoi（廣治）　東經一〇六度三七分，北緯一七度二九分，高度七米突

月	氣溫 平均溫度	氣溫 高平均最低不溫度	氣溫 高絕對最度	氣溫 低絕對最度	雨量 雨量（粍）	雨量 降雨日數	風位
一月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 13 E
二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 30 E
三	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 39 E
四	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 75 E
五	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 87 E
六	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	S 44 W
七	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	S 58 W
八	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	S 71 W
九	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 35 E
十	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 59 E
十一	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 75 E
十二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	S 47 W
年	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	S 56 W
一月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	S 61 W
二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 13 W
三	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 12 W
四	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 14 W
五	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 20 W
六	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	

佛領印度支那……氣候

Vinh（榮）　東經一〇五度四〇分，北緯一八度三四分，高度六米突

月	氣溫 平均溫度	氣溫 高平均最低不溫度	氣溫 高絕對最度	氣溫 低絕對最度	雨量 雨量（粍）	雨量 降雨日數	風位
一月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 24 E
二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
三	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
四	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
五	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
六	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
七	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
八	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
九	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
十	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
十一	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
十二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
年	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
一月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
三	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
四	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
五	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
六	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
七	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
八	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
九	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
十	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
十一	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
十二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
年	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	

Thanh-hoa（淸化）　東經一〇五度五〇分，北緯一九度四八分，高度四米突

月	氣溫 平均溫度	氣溫 高平均最低不溫度	氣溫 高絕對最度	氣溫 低絕對最度	雨量 雨量（粍）	雨量 降雨日數	風位
一月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 40 E
二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 50 E
三	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 73 E
四	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 73 E
五	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	S 81 E
六	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	S 26 E
七	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	S 7 E
八	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	S 40 E
九	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 67 E
十	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 56 E
十一	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 13 E
十二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	N 21 E
年	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
一月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
三	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
四	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
五	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
六	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
七	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
八	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
九	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
十	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
十一	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
十二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	
年	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	

佛領印度支那：氣候

月	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	年
次	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
氣溫（攝氏）平均溫度	二六・四	二四・七	二一・〇	一八・五	一九・二	二一・七	二四・七	二六・四	二七・六	二七・四	二七・〇	二六・四	二六・四	二六・四	二六・四	二四・〇
平均最高溫度	三二・二	三〇・〇	二六・八	二四・〇	二四・〇	二六・八	二九・〇	三二・二	三二・二	三二・二	三二・二	三二・二	三二・二	三二・二	三二・二	三二・二
平均最低溫度	二一・七	一九・四	一六・一	一四・〇	一四・〇	一六・一	一八・九	二一・七	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二一・七	二一・七	二一・七	二一・七
絕對最高溫度	三五・〇	三四・七	三二・二	三一・一	三一・一	三二・二	三四・七	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇
絕對最低溫度	一五・〇	一三・九	一〇・〇	七・七	七・七	一〇・〇	一三・九	一五・〇	一六・一	一六・一	一六・一	一六・一	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇
雨量（粍）降雨日數	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八
風位	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W
午前十時に於ける平均濕度（%）	八四	八五	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四

Phanthiet（Annam）

東經一〇八度一七分三〇秒、北緯一一度六分二〇秒、高度一五米突

月	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	年
次	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
氣溫（攝氏）平均溫度	二六・四	二四・七	二一・〇	一八・五	一九・二	二一・七	二四・七	二六・四	二七・六	二七・四	二七・〇	二六・四	二六・四	二六・四	二六・四	二四・〇
平均最高溫度	三二・二	三〇・〇	二六・八	二四・〇	二四・〇	二六・八	二九・〇	三二・二	三二・二	三二・二	三二・二	三二・二	三二・二	三二・二	三二・二	三二・二
平均最低溫度	二一・七	一九・四	一六・一	一四・〇	一四・〇	一六・一	一八・九	二一・七	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二一・七	二一・七	二一・七	二一・七
絕對最高溫度	三五・〇	三四・七	三二・二	三一・一	三一・一	三二・二	三四・七	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇
絕對最低溫度	一五・〇	一三・九	一〇・〇	七・七	七・七	一〇・〇	一三・九	一五・〇	一六・一	一六・一	一六・一	一六・一	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇
雨量（粍）降雨日數	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八
風位	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W
午前十時に於ける平均濕度（%）	八四	八五	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四

Phanthiet（Annam）

東經一〇八度一七分三〇秒、北緯一一度六分二〇秒、高度一五米突

佛領印度支那：氣候

月	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	年
次	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
氣溫（攝氏）平均溫度	二六・〇	二三・五	二〇・二	一七・三	一八・〇	二〇・二	二三・五	二六・〇	二七・三	二七・〇	二六・八	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二三・五
平均最高溫度	三二・五	三〇・〇	二六・八	二四・〇	二四・〇	二六・八	二九・〇	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五
平均最低溫度	二一・〇	一八・七	一五・四	一二・九	一二・九	一五・四	一七・九	二一・〇	二一・八	二一・八	二一・八	二一・八	二一・〇	二一・〇	二一・〇	二一・〇
絕對最高溫度	三五・〇	三四・七	三二・二	三一・一	三一・一	三二・二	三四・七	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇
絕對最低溫度	一五・〇	一三・九	一〇・〇	七・七	七・七	一〇・〇	一三・九	一五・〇	一六・一	一六・一	一六・一	一六・一	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇
雨量（粍）降雨日數	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八
風位	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W
午前十時に於ける平均濕度（%）	八四	八五	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四

Quinhon（Annam）

東經一〇九度一二分、北緯一三度四五分、高度一五米突

月	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	年
次	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
氣溫（攝氏）平均溫度	二六・〇	二三・五	二〇・二	一七・三	一八・〇	二〇・二	二三・五	二六・〇	二七・三	二七・〇	二六・八	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二三・五
平均最高溫度	三二・五	三〇・〇	二六・八	二四・〇	二四・〇	二六・八	二九・〇	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五
平均最低溫度	二一・〇	一八・七	一五・四	一二・九	一二・九	一五・四	一七・九	二一・〇	二一・八	二一・八	二一・八	二一・八	二一・〇	二一・〇	二一・〇	二一・〇
絕對最高溫度	三五・〇	三四・七	三二・二	三一・一	三一・一	三二・二	三四・七	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇
絕對最低溫度	一五・〇	一三・九	一〇・〇	七・七	七・七	一〇・〇	一三・九	一五・〇	一六・一	一六・一	一六・一	一六・一	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇
雨量（粍）降雨日數	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八
風位	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W	N W
午前十時に於ける平均濕度（%）	八四	八五	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四

Quinhon（Annam）

東經一〇九度一二分、北緯一三度四五分、高度七米突

Qui-nhon（安南）東經一〇九度一三分，北緯一三度四五分，高度六米突

月	年次	氣溫 平均溫度	氣溫 高不適溫度	氣溫 低不適溫度	氣溫 最高溫	氣溫 最低溫	雨量 雨量（粍）	雨量 降雨日數	濕度 平均濕度（%）	風	
十	一九〇一	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日			
十一	一九〇二	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	11 E
十一	一九〇三	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	29 E
一	一九〇四	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	72 E
二	一九〇五	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	55 E
三	一九〇六	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	47 E
四	一九〇七	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	49 W
五	一九〇八	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	44 W
六	一九〇九	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	53 W
七	一九一〇	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	1 W
八	一九一一	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	14 E
九	一九一二	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	11 E
十	一九一三	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	4 E
十一	一九一四	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	71 E
十二	一九一五	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	19 E
一	一九一六	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	26 E
二	一九一七	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	14 E
三	一九一八	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	25 E
四	一九一九	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	72 E
五	一九二〇	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	71 E
六	一九二一	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	57 E
七	一九二二	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	60 E
八	一九二三	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	35 E
九	一九二四	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	53 E
十	一九二五	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	54 E
十一	一九二六	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六		
十二	一九二七	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六		
一	一九二八	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六		
二	一九二九	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六		
三	一九三〇	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六		

Quang-ngai（安南）東經一〇八度五〇分，北緯一四度一分，高度二米突

月	年次	氣溫 平均溫度	氣溫 高不適溫度	氣溫 低不適溫度	氣溫 最高溫	氣溫 最低溫	雨量 雨量（粍）	雨量 降雨日數	濕度 平均濕度（%）	風	
八	一九〇一	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日			
七	一九〇二	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	11 E
六	一九〇三	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	29 E
五	一九〇四	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	72 E
四	一九〇五	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	55 E
三	一九〇六	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	47 E
二	一九〇七	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	49 W
一	一九〇八	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	44 W
十二	一九〇九	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	53 W
十一	一九一〇	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	1 W
十	一九一一	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	14 E
九	一九一二	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	11 E
八	一九一三	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	4 E
七	一九一四	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	71 E
六	一九一五	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	19 E
五	一九一六	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	26 E
四	一九一七	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	14 E
三	一九一八	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	25 E
二	一九一九	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	N	72 E
一	一九二〇	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	71 E
十二	一九二一	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	57 E
十一	一九二二	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	60 E
十	一九二三	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	35 E
九	一九二四	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	53 E
八	一九二五	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六	S	54 E
七	一九二六	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六		
六	一九二七	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六		
五	一九二八	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六		
四	一九二九	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六		
三	一九三〇	二六·〇	三二·〇	一九·〇	三四·〇	一六·〇	一四·〇	一	七六		

Saigon（西貢）東經一〇六度四二分，北緯一一度一分，高度一〇米

月	氣溫 平均溫度	氣溫 高平均最低溫度	氣溫 低平均最高溫度	氣溫 高絕對最低溫度	氣溫 低絕對最高溫度	雨量 雨量（粍）	雨量 降雨日數	濕度 午前七時平均（%）	風位	
一月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
二月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
三月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
四月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
五月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
六月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
七月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
八月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
九月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
十月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
十一月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
十二月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
一年	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		

Cap Padaran（岬名）東經一〇九度三五分，北緯一一度五三分，高度九〇米

月	氣溫 平均溫度	氣溫 高平均最低溫度	氣溫 低平均最高溫度	氣溫 高絕對最低溫度	氣溫 低絕對最高溫度	雨量 雨量（粍）	雨量 降雨日數	濕度 午前七時平均（%）	風位	
一月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
二月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午	N 24 E	
三月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午	N 29 E	
四月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午	N 37 E	
五月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午	N 62 E	
六月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午	S 46 W	
七月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午	S 62 W	
八月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午	S 55 W	
九月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午	S 55 W	
十月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午	S 58 W	
十一月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午	N 13 E	
十二月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午	N 24 E	
一年	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午	N 55 E	

Nha-trang（芽莊）東經一〇九度一一分，北緯一二度一五分，高度一一米

月	氣溫 平均溫度	氣溫 高平均最低溫度	氣溫 低平均最高溫度	氣溫 高絕對最低溫度	氣溫 低絕對最高溫度	雨量 雨量（粍）	雨量 降雨日數	濕度 午前七時平均（%）	風位	
一月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
二月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
三月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
四月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
五月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
六月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
七月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
八月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
九月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
十月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
十一月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
十二月	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		
一年	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍	日	午		

Hon-ba（安南）東經一〇六度四五分，北緯一一度五分，高度四メートル

月	年次	氣溫 平均溫度	氣溫 高平均溫度	氣溫 低平均溫度	氣溫 高絕對溫度	氣溫 低絕對溫度	雨量 雨量（粍）	雨量 降雨日數	濕度午前七時平均（%）	風位
一	一九一二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	一・〇	一	六六	北
二	一九一三	一九・七	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
三	一九一四	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
四	一九一五	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
五	一九一六	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
六	一九一七	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
七	一九一八	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
八	一九一九	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
九	一九二〇	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
十	一九二一	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
十一	一九二二	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
十二	一九二三	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
年		二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北

Chapa（安南）東經一〇五度五五分，北緯二二度二分，高度一メートル

月	年次	氣溫 平均溫度	氣溫 高平均溫度	氣溫 低平均溫度	氣溫 高絕對溫度	氣溫 低絕對溫度	雨量 雨量（粍）	雨量 降雨日數	濕度午前七時平均（%）	風位
一	一九一二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	一・〇	一	六六	北
二	一九一三	一九・七	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
三	一九一四	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
四	一九一五	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
五	一九一六	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
六	一九一七	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
七	一九一八	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
八	一九一九	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
九	一九二〇	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
十	一九二一	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
十一	一九二二	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
十二	一九二三	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
年		二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北

Cap Saint-Jacques（安南岬）東經一〇七度五分，北緯一〇度二〇分，高度一メートル

月	年次	氣溫 平均溫度	氣溫 高平均溫度	氣溫 低平均溫度	氣溫 高絕對溫度	氣溫 低絕對溫度	雨量 雨量（粍）	雨量 降雨日數	濕度午前七時平均（%）	風位
一	一九一二	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	一・〇	一	六六	北
二	一九一三	一九・七	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
三	一九一四	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
四	一九一五	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
五	一九一六	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
六	一九一七	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
七	一九一八	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
八	一九一九	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
九	一九二〇	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
十	一九二一	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
十一	一九二二	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
十二	一九二三	二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北
年		二〇・一	二五・〇	一五・〇	三四・〇	一〇・〇	一〇・〇	二	六五	北

Dalat（安南）—Lang-bian平原—　東經一〇八度二五分，北緯一二度，高度一、五〇〇米突　（一九一八—一六年平均）

年	十二	十一	十	十	九	八	七	六	五	四	三
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
一七·三	一四·三	一五·六	一七·二	一八·八	一九·七	一九·六	二〇·〇	一九·六	一九·六	一八·六	一六·五
一九·六	一五·七	一七·一	一九·〇	二一·一	二三·一	二三·四	二三·七	二二·一	二一·六	一九·六	一七·六
一七·一	一三·七	一四·三	一五·二	一六·四	一六·九	一六·八	一七·二	一七·〇	一六·六	一五·七	一四·一
二一·七	一七·〇	一八·五	一九·七	二一·一	二二·四	二二·四	二二·五	二二·一	二一·八	二〇·五	一八·五
一〇·一	七·四	九·六	一一·六	一三·一	一四·一	一三·九	一四·一	一三·一	一二·五	一〇·八	九·二
九·七	九·四	九·七	八·〇	八·〇	八·〇	八·〇	八·〇	八·〇	八·〇	八·〇	八·〇
一四·一	一四·三	一四·四	一五·二	一五·九	一六·一	一五·九	一六·一	一五·九	一五·六	一四·六	一三·六
一六·〇	一三·七	一三·七	一三·八	一三·五	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三
一六·〇	一三·七	一三·七	一三·六	一三·四	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三

年	十二	十一	十	十	九	八	七	六	五	四	三
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
一六·五	一五·四	一七·二	一八·五	一九·四	一九·四	一九·四	一九·四	一九·四	一九·四	一八·四	一六·五
一九·九	一五·四	一七·一	一九·〇	二一·一	二二·四	二二·四	二二·五	二二·一	二一·八	二〇·五	一八·五
一七·一	一三·七	一四·三	一五·二	一六·四	一六·九	一六·八	一七·二	一七·〇	一六·六	一五·七	一四·一
二一·七	一七·〇	一八·五	一九·七	二一·一	二二·四	二二·四	二二·五	二二·一	二一·八	二〇·五	一八·五
一〇·一	七·四	九·六	一一·六	一三·一	一四·一	一三·九	一四·一	一三·一	一二·五	一〇·八	九·二
九·七	九·四	九·七	八·〇	八·〇	八·〇	八·〇	八·〇	八·〇	八·〇	八·〇	八·〇
一四·一	一四·三	一四·四	一五·二	一五·九	一六·一	一五·九	一六·一	一五·九	一五·六	一四·六	一三·六
一六·〇	一三·七	一三·七	一三·八	一三·五	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三
一六·〇	一三·七	一三·七	一三·六	一三·四	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三	一三·三

年次	月	氣溫（攝氏）平均溫度	高平均溫度最	低平均溫度最	高絕對溫度最	低絕對溫度最	雨量（粍）雨量	降雨日數	濕於午前十時者均に（%）濕於午前十時者均に	風位
一九一一	一	一七·二	二三·七	一〇·四	二六·六	一·八	六·六	二·三		
一八·八	二	一七·八	二三·五	一〇·〇	三〇·二	〇·六	二·一	三·三		
一七·九	三	一八·九	二五·七	一二·〇	三〇·〇	二·五	三·三	七·六		
一九·八	四	二〇·六	二六·四	一三·二	三一·三	四·〇	一四·一	一四·一		
二〇·六	五	二〇·八	二六·三	一四·八	三〇·六	一〇·〇	一七·四	一七·四		
一九·四	六	一九·四	二五·七	一四·四	二九·三	一〇·四	二一·八	二一·八		
一八·六	七	一八·六	二四·五	一三·八	二七·九	一〇·四	二三·二	二三·二		
一九·四	八	一九·四	二五·三	一四·四	二八·三	一〇·六	二三·一	二三·一		
一九·五	九	一九·五	二五·三	一四·六	二八·五	一〇·六	二三·一	二三·一		
一九·五	十	一九·五	二五·三	一四·六	二八·五	一〇·六	二三·一	二三·一		
一九·五	十一	一九·五	二五·三	一四·六	二八·五	一〇·六	二三·一	二三·一		
一九·五	十二	一九·五	二五·三	一四·六	二八·五	一〇·六	二三·一	二三·一		
一九·五	年	一九·五	二五·三	一四·六	二八·五	一〇·六	二三·一	二三·一		

人口

人口・密度　一九二六年度印度支那行政年鑑（Annuaire Administratif de l'Indochine）に據れば、印度支那に於ける總人口は約二千萬人を數へ、その內譯及密度は次表の通りである。

第五表　佛領印度支那國別人口及密度表

國別	人口	面積（方粁）	密度（平方粁當）	密度（平方哩當）
交趾支那	四、四二七、七九六	六四、〇〇〇	六九·三	一七九·六
東京	七、八五五、四八六	一五、〇六九	五一·七	一三九·〇
安南	四、七五六、〇一七	一五〇、一〇〇	三一·七	八四·六
柬埔寨	二、二七二、四〇三	一五、〇〇〇	一四·八	三八·四
老撾	三、四九五、八五五	二三、〇〇〇	一·四〇	三·六三
合計	二三、一〇二、三七三	二七、一〇〇	三九·九四	一〇三·六四

然し、毎五年目一回行はれてゐる印度支那國勢調査の最近數字（一九二六年）に據れば總人口二〇、四九一、〇〇〇人を示し、本表數字より稍大である。

參考の爲めに一九二一年及一九二六年各年の國勢調査數字を次に掲げることゝする。

但し如何なる理由か千位以下は四捨五入してある。（印度支那統計年鑑一卷—Annuaire Statistique de l'Indochine—より）

國別	一九二一年（百平方粁當人口）	一九二六年（百平方粁當人口）
交趾支那	三、七九七	四、一一八
東京	六、八五四	七、四〇二
安南	四、九三三	五、五八二
柬埔寨	二、四〇三	二、五三五
老撾	八一九	八五五
合計	一八、八〇六	二〇、四九一

次に印度支那各縣別人口であるが、最近の正確なる數字がない故、已むを

く一九二一年國勢調査の數字を擧げることゝする。一九二六年國勢調査の數字は未だ發表されてゐない。（但し本表には主要都市を除く）

第六表 印度支那各縣別面積人口密度比較表

縣別	面積（千平方粁）	人口（千人） 男	女	計	密度（千平方粁當）
交趾支那					
Bac-liêu	七·三	九三	八六	一七九	二五
Baria	一·九	三〇	三〇	六〇	三二
Bên-tré	一·五	一三〇	一三一	二六一	一七四
Biên-hoa	一〇·九	六六	六三	一二九	一一
Cân-tho	三·三	一六三	一五六	三一八	一〇五
Châu-dôc	三·九	一〇三	一〇〇	二〇三	七〇
Cho-lon	一·三	一〇三	一〇三	二〇六	一五三
Gia-dinh	一·七	一三九	一三七	二六六	一五三
Go-công	〇·六	四七	四九	九六	一六〇
Ha-tiên	一·七	一〇	八	一八	一一
Long xuyên	三·六	九七	九七	一九四	七五
Mytho	三·三	一六三	一六四	三二七	一四二
Rach-gia	六·八	一一三	一一一	二二四	三四
Sadec	一·五	一〇一	一〇一	二〇二	一三六
Soc-trang	三·二	一〇一	九四	一九五	六七
Tan-an	三·八	五三	五三	一〇五	二七

Tay-ninh	四·一	四七	四五	九二	二二
Thu-dau-mot	六·〇	六七	六一	一二八	一一
Tra-vinh	一·九	一一四	一一三	二二七	一一九
Vinh-long	一·〇	八三	八六	一六九	一六九
Iles de Poulo-condore	〇·一	二	一	三	一一〇
東京					
Bac-giang	五·三	一〇三	一〇七	二一一	四〇
Bac-kan	五·一	一九	一二	三一	七
Bac-ninh	一·一	一六七	一七四	三四一	三四五
Cao-bang（第二要塞區）	四·七	六一	六三	一二四	二六
Hadong	一·七	三六四	三九一	七五五	四四四
Ha-giang（第三要塞區）	一〇·三	一四四	一三五	二六九	七
Hai-duong	二·三	二六三	二〇七	四七一	二三七
Hai-ninh（第一要塞區）	三·三	一四四	九一	二三五	一九
Ha-nam	一·二	一〇一	一〇一	二〇四	三三七
Hoa-binh	四·七	一一三	一一六	二二九	一〇
Hung-yén	〇·九	一六六	一七七	三六三	四二六
Kiên-an	〇·九	一一七	一三〇	二五七	二六六
Laï-châu（第四要塞區）	一九·八	一一七	一一六	二三三	一
Lang-son	六·二	五一	四八	九九	一六
Lao-kay	五·九	一八	一八	三六	六
Nam-dinh	一·三	四一四	四一二	八二六	五五一
Ninh-binh	一·三	一四八	一三九	二〇一	一〇一

Phuc-yên	〇·七	六	六	一二	一〇七
Phu-tho	三·七	一一三	一一六	二二一	六三
Quang-yên	三·三	三六	三七	七三	一一
Son-la	一一·〇	四一	四四	八六	八
Son-táy	一·〇	一一六	一一六	二四二	二四一
Thaï-binh	一·六	四三一	四三七	八六九	五四二
Thaï-nguyên	三·三	三五	三五	七〇	二〇
Tuyên-quang	五·八	一〇	一〇	四〇	七
Vinh-yên	一·一	九一	一〇一	一九四	一六七
Yên-bay	七·五	一九	二〇	五九	八
安南					
Binh dinh	六·一	一一七	一一〇	二二七	八六
Binh-thuan	六·六	四五	四一	八六	一三
Darlac	一一·四	四八	五〇	九八	二
Ha-tinh	六·〇	一六六	一六六	三三二	五七
Haut-donaï	八·六	一七	一九	三六	四
Khanh-hoa	五·四	五〇	五〇	一〇〇	一九
Kontum	一七·三	一〇三	一〇八	二一一	八
Lang-biang	〇·三	一	—	一	三
Nghê-an	一七·〇	一三五	一三一	二六七	一五三
Phan rang	三·三	一三五	一三一	二六六	一七
Phu-yên	三·七	九六	八八	一七四	五〇
Quang-bin	八·三	九二	七七	一六九	二〇

Quang-nam	一一·四	四一三	五六三	八〇六	六三
Quaug-ngai	四·一	一一一	一一一	二二三	一〇三
Quang-tri	四·七	六九	五七	一二四	三一
Thanh-hoa	一〇·一	一五六	一五一	三七三	三四
Thua-thiên et Hué	四·七	一四六	一四一	二八〇	六一
柬埔寨					
Battambang	一二·一	一三八	一四九	二八七	二一
Kampot	一三·七	八一	七六	一五七	九
Kandal	一·七	一五六	一六一	三一七	一八
Kompong-cham	七·九	一七〇	一六九	三四九	四三
Kompong-chhnang	五·六	六五	六四	一二九	二三
Kompong-speu	七·七	六九	七〇	一三九	一八
Kompong-thom	一二·三	七七	七五	一五二	一七
Kratié	一三·八	三一	三一	六二	五
Prey-veng	四·九	一〇一	一〇三	二〇五	四一
Pursat	一一·八	五〇	五〇	一〇〇	九
Soaïrieng	一·八	六六	六七	一三三	四八
Stung Treng	一三·九	一一六	一四	二五〇	一九
Takeo	四·四	一三九	一三九	二七八	六三
老撾					
Attopeu	一一·三	一七	一三	三一	四
Bassac	一四·〇	五〇	五三	一〇三	八

第八表 印度支那在住外國人國籍別人口表

人種別	計	日本人	佛國人以外の歐米人（注二）	印度人（注二）	支那人
交趾支那	二六、三五二	一三五	二〇三	九、四六二	一六、八五二
東京	五、〇〇〇	八五	一	一、一	四、九一四
安南	四、一四二	一二五	一	一四	三、八六二
柬埔寨	一、九七五	一	一	一	一、九七二
老撾	一、一七五	一	一	一	一、一七二
計	三八、五三四	二六八	二〇六	九、五二五	二七、五二五

出所Ⅱ一九二六年印度支那行政年鑑

第九表 印度支那在佛國西人及土人人口表

人種別	交趾支那	東京	安南	柬埔寨	老撾	計
佛蘭西人（注二）	一二三	一〇六	二四八	一九七	五六	七二六
安南人	一四、三五三	五、九四三	四、三五八	一、四四三	一、一四五	二七、〇四二
支那人	一六、八五二	四、九一四	三、八六二	一、九七二	一、一七五	二七、五二五
土人（注三）	一、一	一	一	一	一	四
計	三一、三四四	一〇、〇二三	八、四五一	三、五一八	二、三七六	五五、二七六

出所Ⅱ一九二六年印度支那行政年鑑

佛領印度支那：人口

第七表 印度支那主要都市人口表

都市名	計	歐米人 佛蘭西人	歐米人 其他	日本人	支那人	土人	其他
プノンペン（柬埔寨）	三一、三四四	一、一〇〇	四〇〇	一、一二五	一四、二五六	一三、四五〇	一、一〇〇
サイゴン（交趾支那）	一〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五四、〇〇〇	一、〇〇〇
ハノイ（東京）	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五四、〇〇〇	一、〇〇〇
ハイフォン（東京）	七〇、〇〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	二八、〇〇〇	三八、〇〇〇	七〇〇
ダナン（安南）	二三、〇〇〇	二三〇	二三〇	二三〇	九、二〇〇	一二、四二〇	二三〇
ヴィンイエン（安南）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
ソラヴェン（柬埔寨）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
ルアンプラバン（寮國）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
ターケク（寮國）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
サワンナケート（寮國）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
パクセー（寮國）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
サヴァンナケート（寮國）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
タケク（寮國）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
サラヴァネ（寮國）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
ヴィンイエン（安南）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
ターケク（寮國）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
サワンナケート（寮國）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
パクセー（寮國）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
サヴァンナケート（寮國）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
タケク（寮國）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇
サラヴァネ（寮國）	一〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	五、四〇〇	一〇〇

(一) 佛人五、三三九人、混血兒七四四人、陸海軍人一、〇七六人
(二) 他の東洋人を含む
(三) 陸海軍軍人二、三九八人を含む
(四) 安南人八九、〇一六人を含む
(五) 混血兒三二三人を含む
(六) 安南人支那人混血兒九、六九一人、柬埔寨人二四八人、寮國人三五、一四二人を含む

都市名	計	歐米人 佛蘭西人	歐米人 其他	日本人	支那人	土人	其他
Cammon	三七八	一	一	一	一四	三五	一
Haut-Mékong	二、三九二	一	一	一	一、一四	一、二五	一
Houa-phan	二、一七五	一	一	一	一、一四	一、二五	一
Luang-Pra'bang	二、一一〇	一	一	一	一、一四	一、二五	一
Phong-saly（豫定戍邑）	二、一五七	一	一	一	一、一四	一、二五	一
Saravane	二、一六五	一	一	一	一、一四	一、二五	一
Savannakhet	二、一八五	一	一	一	一、一四	一、二五	一
Tran-ninh	一、八五	一	一	一	一、一四	一、二五	一
Vientiane	二、〇九	一	一	一	一、一四	一、二五	一

註一 交趾支那在住歐米人二〇三人の中一六八人は混血兒にして、その國籍別の分明せるものは、Baria（巴地）、Tay-ninh（西寧）、Gia-dinh（嘉定）縣（米國人三、西班牙人四、英國人三、諸威人一）にして他は不明なり。東京、安南、柬埔寨在住の歐米人の國籍も亦不明なり。

註二 緬甸人亞剌比亞人を含む。

メオ（ミヤオ）族		六一、八〇〇	
未開種族及其他		一二五、三五二	
計		一二七、〇〇〇	
總人口計（前表計を加算）	四、二四四、七三九	七、二八五、二四六	一八、六四九、五八九

註一　この中に混血兒一、二一七人（交趾支那七四四、東京四七三）を含む

註二　支那、安南混血兒を含む

人口增加率　に就ては前記一九二一年及一九二六年の國勢調査の結果に依つて之を見るに次表の通りとなる。

第一〇表　印度支那人口增加率表

國別	一九二一―二六年人口增加數	一九二一―二六年增加數	一年當平均增加數
交趾支那	千人 三三一	八、四五%	千人 六四二
東京	五四八	七、九九	一〇九六
安南	六四八	一三、一四	二九六
柬埔寨	一三二	五、四九	二六四
老撾	三六	四、三九	七二
計	一、八五	八、九六	三七〇

出產・死亡　は衞生の部參照

移民　印度支那へ入る移民は、現在ではその大部分支那人である。次表は移民の出入數を表示したものである。

第一一表　佛領印度支那出入國移民連年比較表　出所＝統計參照第一卷附册

	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
交趾支那に入國する支那人	三五、五〇〇	三一、二〇〇	二五、二〇〇	三三、九〇〇
交趾支那から出國する支那人	二〇、一〇〇	二三、一〇〇	一八、三〇〇	二二、四〇〇
東京に入國する支那人	四、六〇〇	四、四〇〇	四、三〇〇	六、三〇〇
東京から出國する支那人	四、二〇〇	二、九〇〇	一、七〇〇	五、五〇〇
東京より他の印度支那各國へ出た勞働者	—	—	五〇〇	二、二〇〇
東京より太平洋の佛植民地（ニューカレドニア、ニウ・エブリド、佛領ポリネシア等）へ出た勞働者	一、六〇〇	二、一〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇

在住邦人人口　次に印度支那在住邦人の分類は次の通りである。但し本表は一九二七年十月一日現在の統計で、外務省通商局海外各地在留本邦人職業別人口表に據つたものである。

內譯	本業者	家族
本邦內地人（男	一〇五	一二二
本邦內地人（女	一〇二	八一
本邦內地人計	二〇七	三〇三
朝鮮人（男	六	六
朝鮮人（女	三	三
臺灣籍民（男	一	一二
臺灣籍民（女	二	二
總計	三九三	
戶數	八〇	

職業別（內地人のみ）	本業者	家族
農耕畜產、園藝 男	一	一
同　勞働者 男	一二	
飮食料品、嗜好品製造 男	一	
金融保險業 男	一	女 一
物品販賣業 男	一〇	男 一
女	一五	女 一
		六 一

貿易商（店員を含まず）	男	二
	女	三
其他の自由業	男	五
	女	三
會社員、銀行員、商店員、事務員	男	四一
	女	一七
旅宿、料理、貸席及藝妓業、遊戲場、興業場	男	三
	女	六
理髮、髮結、浴場	男	六
	女	一
官公吏、雇傭人	男	八
	女	二
教育關係者	男	二
	女	一
其他の有業者	男	一
	女	一
畫家、彫刻家、音樂家、寫眞師	男	四
	女	一
家事被傭人	男	二
	女	八
學生、練習生	男	一
	女	一
其他の無職業者、職業を申告せざる者	男	五
	女	一

注意　一九二八年度印度支那行政年鑑に據る數字と比較すれば可成りの相違がある。卽ち總計に於て八二人本表の數字が大である。

住民・風俗

人種誌概說　地球上何れの土地でもこの印度支那程、起源、言語、風俗、異をにした種々の人種が錯雜してゐる所は無い。が其中で最も大きな團體を

造つてゐる民族は、安南人、柬埔寨人、タイ(Thai)の三で、此外に山岳地方には幾多の種族が居住してゐる。之に外國人を加ふれば、現在印度支那の住民としては次の五に大別し得る。卽ち一、山岳地方に住む種族二、クメル族卽ち柬埔寨人三、タイ族卽ち老撾人四、安南族(Annamites)卽ち安南人五、外國人である。竝に印度支那人種誌上見逃すことの出來ないことは、現在印度支那に住民として勢力ある前述の各種族は、その殆んど全部が西藏、支那、印度からの侵入民族であることである。而して印度支那に於ける眞の土著民族といふのは、安南で總體にモイ(Moi)—柬埔寨でフノン(Phnong)、老撾でカー(Khas)と呼ばるゝ—と言はれてゐる種族で、何れも現在では侵入或は移住民族に追はれて印度支那の中央を縱斷する山岳地方に原始的な生活をしてゐる。更に之等の侵入民族の中には二層勢力のある他の侵入民族例へばクメル族、安南族等に追はれて山岳地方に入り、土著民族に混入し原始的生活を營んでゐるのもある。從て山岳地方には言語風俗を異にした幾多の部落が存し複雜を極めてゐる。然し之等原住民族に關する歷史的考證は明かでない。が之等侵入民族の中、その印度支那に於ける最も古い居住地として歷史上に分明してゐるものは次の諸種族である。一、クメル族が老撾のヴイエンチアヌ縣(Vientiane)から、メコン河口迄に於ける河の西部一帶に住んでゐた事二、チヤム族(Cham)が支那海沿岸一帶卽ち、メコン河口地帶から現在の安南國境迄の間一帶に住んでゐた事三、安南族が南部支那より侵入し來り紅河のデルタ地方及安南の北部國境迄の海岸地帶に住んでゐた事四、タイ及ミユオン族(Mnong)が東京の中部地方に住んでゐた事等である。卽ち印度支那の歷史は右に述べた種族の侵入後から始まり、又各種族は爾後夫々遺跡を明かにする文化を持つに至つたのである。以下右以後に於ける人種誌的出來事を簡略に記述する（人口の部印度支那在住佛蘭西人及土人人口表參照）。

タイ族の侵入—東京山岳地方及南部クルヌ(Chine)に發したタイ族は、諸種族を征服し乍ら老撾及暹羅へと進出し、茲にクメール國(Khmère)と衝突するに至つた。而して十二世紀に於てクメル族は敗北して、その主都アンコールを蹂躙されるに至つたが、後クメル族は現在の柬埔寨及交趾支那を奪回するに及び、タイ族王國は暹羅及老撾に確實に創設されたのである（歷史の部參照）。

安南族の侵入—安南族は數世紀の間に漸進的に侵入したもので、その間現在安南沿海地域に居たチヤム族を擊破し奪回され或は媾和する等幾多曲折を經てゐる。チヤム族王國が最近に沒落したのは十八世紀の終りである。

平和的移住民族—一、タイ種族の一部で南方支那より東京の高原地方に移住し來つたものがある。卽ちヌン(Nung)、ザアイ(Giay)、ニヤン(Nhang)と呼ばれる種族である。二、マン族(Man)及メヲ族(Meo)は、共に幾世紀かの間に南方支那より東京の山岳地方及老撾高原地方に移住し來り今尙其處に住んでゐる。マン族は平均標高四百乃至八百米突の山地に住み、メヲ族はより以上高き處に居住す。三、以上各種族の外に印度支那に絕えず移住し來つたものに支那人及印度人がある。殊に本領土が佛領となつて以來商業を目的とする同國人の移住する者が非常に多くなつた。

以下各種族個々に就て簡單にその特徵を記述することゝする。

安南人　本種族はモンゴリア型で印度支那に在住する人種中最も大きな團體を作つてゐて、全人口の約四分の三を占めてゐる。本人種は約十世紀の間、支那の支配下にあつたが爲その文化の影響を受けてゐる。

起源及居住地域—起源は不明であるが永年土著住民、支那人、クメル族、タイ族との爭闘の結果、印度支那の最も肥沃な土地を占領し、東京、安南、交趾支那の平地大部分及山岳地方の低窪谷及高原地方にも居住す。

體格—概して大同小異であるが、氣候によつて多少の變化を生じて交趾支那の安南人が最も體格が惡く、東京地方に居る安南人が最も優れた體格を所有してゐる。男は大低五尺二三寸で胸は細長く、手足は細く、足では踝が突出してゐる。安南といふ語は元は踝が出てゐるといふ意味であつたといふ。頭は短頭顱で、顏は平たく幅廣く、額は高く闊く、頰は突出し、目は引きつり鼻は幅廣く、鼻筋が通つてゐない。女は大概五尺以下である。

服裝—男の服裝はだぶ〳〵のズボンの上に、腰に襞のある前が釦になつてゐる袖の細い上衣を着け、頭髮は東にして頭の上に卷きつけ、其上に布を卷いた鉢卷樣のものを戴いてゐる。北部の者はカーキ色を好み南部の者は紺色を好む。女の服裝は同じであるが、ズボンは倘だぶ〳〵で上衣は長い。其外に耳飾りや頭飾りをつけて、大きな笠を被つたり、滯い布を被つたりしてゐる。

家屋—竹と椰子の葉で地上に直かに建てたものも多いが、上流や少し物持ちで都會に住むものは、煉瓦や瓦で支那風に建築してゐる。

言語及文字—言語は單綴語である。文字は從來漢字であるが、佛領後安南人の發音をラテン語に改作したのを使用するのが漸次盛んとなつて來た。

食物—米・魚・豚肉等で大體は支那風である。水及酒をよく飮む。

風俗及習慣—安南人は實直で勤勉で忍耐強く、一般に教育を尊び、子供の時から學業に勉勵である。凡ての社會を通じて讀書、詩賦、觀劇、音樂の趣味を持つて居り、上流の人は可成りに發達した藝術的の情操を持つて居る。快活で祭禮を好み舊習に對しては必ずしも嚴守する態度をとらない。又孰れかと言へば柔和ではなく、爭闘を好み罵詈雜言を敢てする。教練すれば又立派な兵士ともなる。一般に死を苦とせず、苦痛をも敢て恐れない。惡い方面では詐り多く、經濟の觀念が少なく、賭博が好きで子供の時から喫煙の惡習を持ち、又ベテルを噛み、阿片を吸ふことである（宗教に就ては宗教の部參照）。

柬埔寨人　卽ちクメル族はモンゴリア型である。祖先は印度文明の影響を受けてゐる樣である。

起源—往時印度軍が今日の柬埔寨を攻め、其當時の土著民族を山地に追ひ此大地を占領し、その土著民族との混血兒がクメルと呼ぶ種族を作つたものの樣である。この民族が其後追々國威隆盛となり、八世紀九世紀には其全盛を謳つたが、榮枯盛衰の定めに洩れず、タイ族、安南族との不斷の爭闘の爲めに疲弊して、其體力と天才とを失つて、現在の柬埔寨人は其退化した子孫として殘つてゐるに過ぎなくなつた。

體格—柬埔寨でも現在は支那人、暹羅人、安南人、馬來人との混血兒が多くて純粹のクメル型を見ることがなくなつてゐるといふが、純粹のクメル人の體格は偉大で丈も高く、肩は廣く、筋骨は逞しいが、手足は歐人に比し小さく、指は細く爪は硬い。一般に眞直になつて歩く習慣がある。皮膚は菁銅色頭は短頭顱、頭蓋の內容は小さく、額は長廣く、鼻は扁平で而も相當に高く頭髮は黑く硬く多くは縮毛でない。男女共に短かく散髮してゐる。眼は黑く頰骨は突出し、唇は厚く、齒は丈夫で白い。髮は小さく橫顏はアリアン族の樣に平たい。男は腕腿に文身をして居るものが多く、女は一般に體格がよく、臀は廣く腿と腓がよく發達してゐる。

服裝—男の衣服は小さな猿股樣のもの丶上に絹又は木綿の腰卷樣のもの（サンポーと稱す）を纏ふ。之は四角の布で腰の周圍に捲きつけて、其前に合せた兩端を採つて股をくゞらせて背後で帶の間に挾む。この帶には立派な特別のものもあるが、手拭兼用の極く粗末なもの等色々の階段がある。この外に一般に衣服がないが、涼しい時や儀式の時には白い短い絹か木綿製の上衣を着る。足は裸足で頭には何も被らない。上流の人は草履樣のものを履くが勿論外出の時だけである。女も男同樣サンポーを着けるが、胸には肩掛樣のものをつけて上流になると其外に小さい短かい絹がピロードの上衣を着ける。

家屋—家は木又は竹で造り、多くは五尺位の高い杭の上に建てゝゐる。屋根は茅や椰子の葉で葺いてあり、床板は多くは竹の格子を用ふ。家の中は椰

子の葉か板又は竹の格子で幾部屋かに區別され、上流になると屋根のある廊下でつないだ二棟に分れて居て、床、天井、壁等の木組も堅木を用いてゐる時には屋根を瓦で葺き、周圍に庭等を造つてゐるのもある。東埔寨人は一般に花を好み、庭がない時は植木鉢等で家を飾つてゐる。床の高いのは風通しもよく、濕氣を避けて衛生的で且蟲、蛇、獸等に襲はれることもなく、水害も避け得ることが出來る。水害の甚だしい處になると大きな筏の上に家を建てゝ方々に浮いて歩く處もあるといふ。

食物―は米、魚、芭蕉實及種々の野菜である。一般に粗食で、獸肉は極めて稀で酒も殆んど嗜まなかつたが、上流は追々と支那人や安南人の複雜な料理を好む樣になり、酒も下層社會に廣がる樣になつた。食事には箸を用ひず、右手の指を用ひて、食後には口と手を洗ふ習慣がある。

言語及文字―言語は多綴語で、文字は印度語が取り入れられてゐる。

風俗及習慣―一般に清潔を好み、温和で忍耐力が强く、親切で慈善心が深い。性質は一般に快活で協同一致を好み、音樂や遊び事が好きである。貧朴で物を信じ易いが、あまり好奇心は持たぬ樣である。骨の折れる仕事は嫌ひで自分達の日常生活に必要なもの以外には求め樣としない。仕事、休憩、娯樂に對しては何等の規律がない。男女共に煙草をふかし、子供の時からベテルを噛み、阿片も追々用ひられる樣になつてゐる。舊慣をよく守り、家庭は非常に結合が堅い。法律では一夫多妻を認め妾は十人迄よいとされてゐるが然しこの一夫多妻は金持の間だけに行はれ一般には一夫一婦で貞節は非常によく守られてゐる。一夫多妻の場合でも第一夫人が主婦で他の者はこれに隷屬してゐることになつて居て、其習慣は堅く守られて居るもの丶樣である。男子は十八歳から二十歳の間に結婚し、僧侶でない限りは結婚しないと世間から輕蔑されるとの事である。女子は十歳乃至十二歳で生理的に妙齡に達し十五歳から十六歳で結婚する。子供は八歳迄裸で育てられる。男子は八歳で學校に入れるが、女子の教育は疎かにされて家事教育の外は音樂や舞踊を教へるのみである。而して火葬の習慣がある（宗教の部參照）。

タイ族　卽ち一般に老過人と稱せられてゐるが、このタイ族には種別が多く又その汎布區域も廣い。而してタイ族の大きな團體が佛領印度支那以外の土地にも居住してゐる。卽ち暹羅及南部支那に孤立的に居住する種族がある。印度支那に於ては次の種族が居住す。卽ち一、ラオテイアン（Laotiens）―はストエン・トレン（Sting Treng）の上流メコンの谿谷に住む佛教徒二、東京の土著タイ族―この種族は紅河流域に住むが、人々はその左岸に住むものをトー（Tho）と稱し、右岸に住むものを、白タイ（Thai blancs）、黑タイ（Thai noires）、赫タイ（Thai rouges）と稱し之を區別してゐる。三、支那より近世紀に移住したタイ族―之等は近世紀に支那より移住し來り東京高原地方及老過高原地方に居を占めたもので、老過に於ては之をユヌ（Younes）及リユ（Lu）人と稱し、東京ではニュン（Nung）、ザヤイ（Giay）及ニヤン（Nhang）と稱してゐる。

起源―本族はモンゴリア型ではない。又習慣體格等から見て印度人が其起りでアリアン民族の血を受け繼いで居るもの丶樣である。紀元前一世紀頃タイ族はアイ・ラオスといふ名前を持つて居た。今の老過と雲南を占領して居たのが、漸次勢力を增し周圍を征服して七、八世紀頃には全盛となり、北は西藏、西は印度のマガダ王國、東は東京、廣西、南は安南、クメール、緬甸と境を接し、緬甸の北のピアオス王國を征服して其住民を東京、廣西に追ひ今のミュオン、ニヤンの兩族の起源を作つたが、其後南宋人が勢力を得てその戰に敗れ、メコン、メナムの方に逃げなければならなくなつて、此メナムに逃げ込んだ民族が今日の暹羅の起源となり、メコンに引込んだのが今の老過人である。故に暹羅人は自分自身を小タイと名づけ老過人を大タイと名づけゐるといふ事である。

體格―身長は大概五尺二三寸、皮膚の色は常銅色で、顏は平たく、鼻の根元が凹んで居り、眉の部分の骨が突出して、顏は廣く出張り、目は引釣つてゐる。

服裝―男の衣服はサンポーと袈裟樣のもの（ランヂチ）で、女の衣服はサンポーと肩掛である。男女共に散髮である。

家屋―多くは竹で五尺位の杭の上に建て、屋根も藁か竹で日本の寺の屋根の樣に上が尖つて居り、基底の方に反りが入つてゐる。側にはヴェランダが附き臺所ともなり又飾りともなる。家の中は一つの共通の間に二つから五つまでの別室が附屬して居る。

言語及文字―タイ語は多綴語で歌ふ樣な調子がある。安南語と同じ樣に一つの綴で調子が異つてゐて、意味も種々と異つてゐる。文字はアルファベット式で十四の母音及複母音で三十が子音及複子音である。教育は僧侶から受ける。

食物―米を主食とし、乾鹽魚又は鮮魚と稀に野菜を食す。指で食すること はクメル人と同じく、よく水と酒を飮む。男女共にベテルを噛み喫煙す。

風俗及習慣―性質は温和、爭ひ事が嫌ひで慈善心が深く快活で、御祭り、音樂、舞踊其他種々の賭事が好きで、女の方が男よりも働き手である。風俗はかなりに嚴格で、一夫一婦が一般の風習で結婚は早婚である。

チヤム及馬來族　チヤム族は馬來が原產の樣である。而して現在では殆んどその跡を絕ち、安南のファン・ラン（Phan-rang;Kian-hoe縣）地方に約一萬五千人位、ビン・トュアン縣（Binthuan）の九萬八千人と、東埔寨の南東部に馬來族（Malais）と呼ばれてゐる約四萬五千人位である。馬來族と呼ばれるものは彼等が馬來人と混じたが故である。要之此種族は數も少なく部落も他の民族の中に散在し、交趾支那、東埔寨、安南の山岳地方に住居し、獵、樵を業としてゐる。體格は偉大で身長も平均五尺五寸位で、顏貌は印度人に似てゐる。女は踝まで垂れ下る腰卷樣のものを腰に捲きつけて、其上に袖と腰の細い膝の下まで來る上衣を着る。家屋は木と竹で造られ杭の上に建て、入口の一つしかない至極簡單なものである。言語は多綴語で特別の文字を持つて居る（宗教の部參照）。

ミユオン族（Muong）は東京及北部安南の南部地方の山岳地方の低地に居住する種族でその外貌は安南人に似てゐる樣である。又彼等の中には安南語の地方言を話すものが非常に多い。彼等の社會組織は頗る特色あるもので カン・ラン（Quan Lang）と呼ばるゝ世襲酋長の絕對權力下に生活してゐる、祖先は緬甸方面より來た西藏人である。モンゴリア型で、體格は中等、無感覺、狹猾、不正直で支那盜賊の手先となり、安南人、タイ族、佛人等を襲ふ惡い種族である。農夫であるが商業も出來る。

マン（或はヤオ）族　Man（或はYao）は東京及老過高原地方（高度は中位）に居住する種族で、支那より種々遡つた時代に來たものである。本族はマン語を少しも話さない。或者はタイ族の地方語を話し、他の者は支那語の地方語を話すが、何れも共通の風習を持つモンゴリア型で、極めて粗末な木造の小屋又は東京の或地方では岩穴に住む程である。住所不定で獵を事とし、言語は單綴音で鼻音が多く、文字は無い。

メオ（或はミヤオ）族　Meo（或はMiao）族は高地々方（標高の高い山地）に住む種族で、同じく廣西の支那人が內亂の結果移住し來つたものである。移住は多世紀の間に漸次行はれたもので、これは近世紀迄續いた。マン族によく似てゐるが、その區別は言語及風習で見分けられてゐる。種類には白メオ赤メオ、黑メオ等に分れてゐる。

未開種族　この種族はインドネシアン型の原住種族で、一般に蠻人といふ名の下に類似の種族と區別されてゐる。卽ち安南語でモイ（Mois）、東埔寨語でフノン（Phnong）、老過語でカー（Khas）と呼ばれてゐる。彼等は支那海から東京黑河に至る安南山脈中隨所に繁殖す。その中最も主要な種族は安南でヂヤライ（Djarai）、バーナル（Bahnar）、ラーデ（Rhadé）で、東埔寨でスチヤン（Stieng）、老過でボロヴェン（Boloven）の各種族である。言語は各種族共に何處か共通の處があつて、文字は知らずして原始的の風習を持つ。身長は高く平均五尺四寸位、力强く、豪膽、戰好きで獵に巧みであるが農業は拙である。商工業には勿論適しない。食物は下等な米に似て居る穀物が主で、又これで酒を造つて飮む。衣服は暑い處では女は腰卷男は褌だけであるが、北部では周圍の民族と同樣の服裝をなす。中には立派な固有の服裝を持ち、銀銅の耳環鼈飾等をつけるものもある。獵は毒矢を用ひて行ひ、矢につけた毒は巨彙

も一時間の後に斃し得るといふ。水牛は三十分、人間は二十分にて死す。本毒矢は大戟科の植物（Euphorbiacées arborescente）を切つてその浸出汁を煮つめ、軟膏するものが主である。佛人は官吏、商業、軍人等で最も勢力を持することは當然であらう。商業上の勢力者は支那人である。而して大體に於て何れも各國人夫々其習慣を維持してゐる。

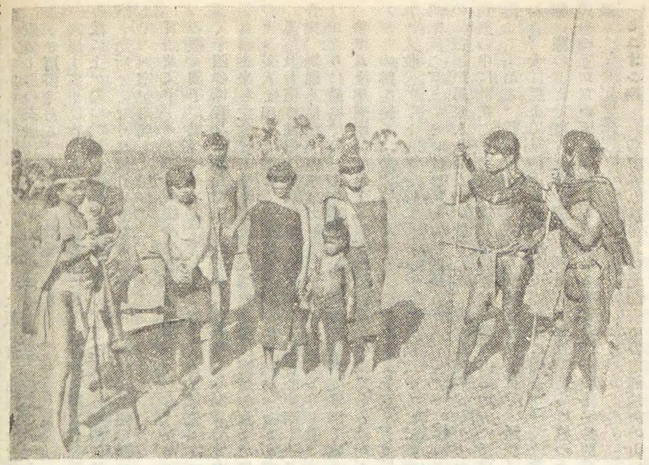

未開種族

註　人口の部印度支那在住外國人國籍別人口表參照

支那人　は印度支那を通じて商所の村落に居住するが殊に多いのはショロン（Cho-lon）、プノム・ペン西貢、海防等の諸都市である。支那人及安南人の混血兒をミン・ユオン（Minh-huong）と呼んでゐる。又シノ・カムボヂアン（Sino-Cambodiens）とは支那人東埔寨人の混血兒を云ふ。

外國人　印度支那に在住する外國人は、支那人を除き、二千三百餘人を示し、之に佛人を加ふれば二八、九七〇人に達す。佛人は二六、六三三人、他の歐米人二八一人、日本人二二八人、印度人一、七二五人、その他は暹羅人、爪哇人の小數を數ふ。支那人は實に四十五萬七千餘人を算す。外國人の居住地は何れも主要都市が大部分である。佛人以外の歐米人の職業は商業に從事するものが主である。佛人は官吏、商業、軍人等で最も勢力を持することは當然であらう。商業上の勢力者は支那人である。而して大體に於て何れも各國人夫々其習慣を維持してゐる。

註　人口の部印度支那在住外國人國籍別人口表參照

宗教

安南人の宗教　全人口の約四分三を占めてゐる安南人の宗教は、表面上は支那に行はれる宗教的教理及儀式の面影を留めてゐる様に見える。勿論過去一千年に亙つて當國を支配した支那統治の印象としても、其深刻なのは當然でなければならないが、然し漢學の素養によつて儒教の感化を受けてゐるのは官吏及智識階級の少數で、一般人民に於ては必ずしも深刻ではない。が先づ國民宗教生活上の主たる表象は祖先崇拜、靈魂崇拜及佛教の外觀を加味した死者尊敬にあるものゝ様である。民家にはその最も貧しいものでも、戸別に祖先崇拜の爲めに一定の場所を備へ、而も家族的儀式に對しては祭壇を設け通則としては長子がこの儀式を行ふのであるが、作法は支那に於て守られてゐるものに等しい。生物物體又は自然界の現象に對し、安南人が靈物視するものは無數にある。樹木就中その老齢のものは皆特殊の神靈を宿し山岳、丘陵、河川等は何れも善悪何れかの靈を有するものとし、雲霧、雷電、風雨其他日月星辰は悉く之等を神として祀り、又動物の中では虎の崇拜が最も廣く行はれてゐる。

東埔寨人の宗教　東埔寨の宗教は佛教であるが、本種族は最初婆羅門教であつたものが漸次佛教に改宗したもので、朝廷には婆羅門教の痕跡がある様である。凡ての男は學校卒業後三箇月は僧侶見習となり、後三箇月間は本當の僧侶として修業しなければならないことになつてゐる。寺院又多數の沙門僧侶は東埔寨の到る處の村落に發見せられる。沙門は克己自制の生活をしてゐるが故に、一般人民に敬愛せられてゐる。靈魂崇拜も亦治く行はれてゐる。

タイ族の宗教　タイ族の宗教は主として佛教である。殊にラオテイアン族は全部佛教徒である。が之も多少婆羅門教の影響を受けてゐる。然し人民信仰上の根本は悪魔に對する恐怖である。老搗に於ては寺院の數は東埔寨程多くはない。又僧侶も寧ろ愚昧で、實際上佛教なるものは僧侶及寺院に對する外形的尊崇の表徴たるに過ぎないもの〻様である。此等の未開地方に於ける宗教的生活を支配する特徴は唯迷信あるのみである。

チヤム族其他　チヤム族の宗教には二種ある。即ち安南に居住するチヤムは婆羅門教を信じ、東埔寨のチヤム即ち馬來族と呼ばれるものは佛教徒である。其他の未開族は鬼神を祭る。

天主教傳道の印度支那に開設されたのは一六六〇年以來の事で、中央東京の如きは今猶ほ西班牙宣教師一團の布教地である。其他にも亦佛國宣教師等多數の根據地を持つてゐる。

政治

一　印度支那總督の身分及權限

佛領印度支那に總督官制の始めて發布されたのは一八八七年十月十七日である。總督任命の手續法は内閣會議の決議を經、大統領令を以て官報に公示する規定であるが、印度支那總督の身分は之を概括的に要約すると左記の二系統に區分することが出來る。即ち

一、印度支那に於ける本國政府の適法なる唯一の受任者たること

二、本國政府に對する印度支那全般の利益代表者たること

前記第一身分に依る總督は、地方分權の一機關であつて、その行使する權限は植民地に對する植民大臣の權能を代行するものである。從つて總督は印度支那最高長官として、自己單獨の全責任を以て、管内全般の政治、社會、財政及經濟的發展の政策遂行に任ずるものである。

第二身分に依る總督は、印度支那各州の一般的計畫に基く指導機關で、印度支那植民地議會開設せられ、一般的利益に對する審議權を行使する時期に至るまでは、特に重要視すべきである。

總督の立法權　佛領印度支那總督は印度支那に於ける佛蘭西共和國々權の受任者なりとは、一九一一年十月二十日大統領令の明文に規定する所で、憲法上本國議會の權能に屬する立法以外、植民地統治に必要な諸法令の制定權が總督の手中にあることは、法文の解釋上當然の事で、唯問題として殘る所は總督がその與へられたる權限の範圍内に於て制定發布する法規は、豫め本屬長官たる植民大臣の承認を必要とするか否かにある。而して本件に關する樞密院の解釋は承認不必要に決定してゐる。その理由とする所は、植民地總督は、その統治する植民地の全領域に亘つて、元首の權能を代行するもので、本國を距ること遠き地理的關係に徴し、且施政の應急敏活を期する必要に基き、地方分權機能の法意を廣義に解釋するを至當となすといふにある。

但しこの權限は當該法律及大統領令がそれを植民地に適用する旨の記載ある場合に限るもので、然らざる場合に於て總督が當該法律又は大統領令を植民地に施行するを可なりと認めたるときは、本國政府に對して豫め植民地に適用する旨を宣示する特別の大統領令發布を申請することが必要である。この反對の場合即ち植民地に適用すべき明文の記載ある法律又は大統領令と雖之を植民地に施行して不便不都合ありと認むる場合は、施行期日の明記なき限り、總督はこが公布に先立つて植民大臣に意見を具申することが出來る。

總督の行政權　總督は植民地に於て行政各部及印度支那豫算支辨に依る各部局（財政部局即ち稅關、郵便電信局、登錄局等を除くの最高長官であつて、總督の行政機に關する沿革は、一九一一年十月二十日大統領令を以て印度支那行政各部の編制に關する權限を委任せられ、越えて一九二〇年九月十一日大統領令に依つて地方官に對する官規及單獨總督令の制定權を認められ

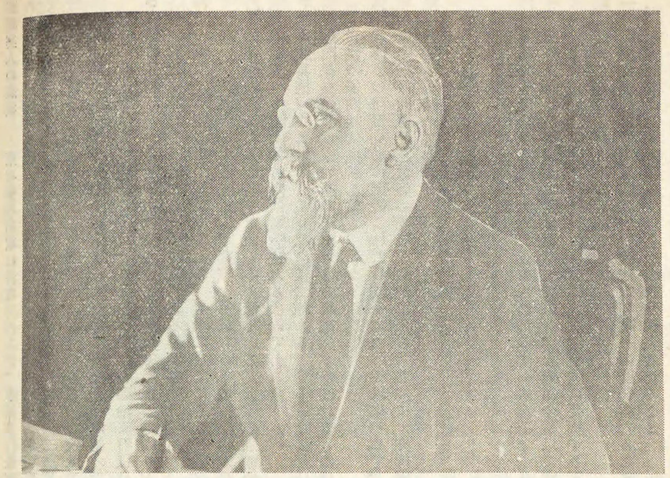

現總督ペーパ・エキスペーエー氏

たることにある。總督の有する行政權の內容は便宜上次に箇條書として列記する。

一、植民地官吏に對し直接又は地方長官を介して間接に監督權を行使す。
一、法律又は大統領令を以て特に任免權を本國政府に保留する場合の外、植民地に於ける總ての文官を任免す。
一、政務の必要な參酌し、印度支那各州を通じ軍部以外の各部局に人員（司法官、裁判書記を除く）を配屬す。
一、印度支那に在勤する官吏の俸給及手當に關する總則を規定す。
一、財政部長を介し植民地に於ける所有權關係の法律行爲に關與す。尙一エクタール以上の土地拂下げ及鑛山拂下の申請を處理す。
一、鐵道敷設計畫を裁定し、國道及縣道を類別す。
一、交趾支那植民地會議、土人諮問會、町村會、西貢港務會議を解散し又は停會を命ずることを得。商業會議所、農業會議所、南農聯合會議所を設置する權限を有す。
一、外國に於て發行する新聞紙及其他の定期刊行物に對する印度支那に移入禁止の權限。印度支那に於て發行する佛蘭西語以外の刊行物に對する發行許可の權限を有す。
一、植民地に於ける公共衞生に關する基準法の規定及公共團體の土地收用許可に關する件。

總督の財政上の權限　總督は植民地豫算歲出（軍事費及植民地檢閱費を除く、この費目は植民軍經理部長の管掌）に對する副仕拂命令官であつて、同時に本國豫算中總督に委任せらるべき他の款項に對しても亦同樣である。豫算に對する總督の權限は、印度支那總豫算案、鐵道、公債、廣州灣及西貢工廠の四附屬豫算案を編成することが眼目である。而して以上の豫算案が年度の初め迄に大統領令に依る正規の承認を得られざるときにして緊急を要する場合は、承認を得るに至る迄の暫定手續として、總督は當該年度中に必要とする修正豫算を編成して之が假施行を爲すことが出來る。この場合總督は修正豫算に對する主たる仕拂命令官であるが、この權限は總督の指命する官吏に委任し得る規定である。

假施行の豫算支出に對しては總督は副支拂命令官及必要に應じ支拂命令官補を任命し、尙地方豫算以外の豫算支辨に對しては國庫代理人を任命して之れを處理せしむ。

以上の外財政上總督の權限を列記すれば次の如くである。

一、地方豫算の實施及年度內に於ける豫算の修正につき、交趾支那に對しては認定權を有し、安南、東京、柬埔寨及老撾に對しては決定權を有す
一、農業會議所の通常及特別豫算並に極東佛蘭西學校の豫算を査定實施せしむ。

一、佛國政府の保證を必要とする場合（この場合は法律に依る認可を要す）の外、印度支那の契約に屬する總ての借款を決定す。これは一切の財政關係事項に對し、全印度支那の適法なる唯一の代表者たる資格に基くものである。
一、新借款の金額と、未償還に屬する舊借款金額とを加算して合計五〇〇、〇〇〇法を超過せざる（超過する場合は大統領令に依る）新借款契約に關する市町村會の決議を承認して之を實施せしむ。
一、印度支那銀行に對し、正貨準備に對する紙幣發行の制限率を規定す。
一、地方豫算關係の工事受負及物品購買契約に對し、印度支那全般に適用すべき約款及一般條件を規定す。

總督の稅制に關する權限　總督は關稅を除き印度支那に適用すべき間接稅を設定する唯一の權限者である。但し稅の割當方法及徵收法は大統領令に依る承認を必要とする。この外稅制に關する總督の權限次の如し。

一、地方長官又は保護領王室徵稅官の發する間接稅以外の各種の稅及賦課金の設定に關する令達は稅の徵收以前に檢證す。
一、廣州灣に於ける同上の稅法を定む。
一、各種の稅、小作料、專賣權其他一切の賦課金の設定、廢止又は修正に關する市町村會議の決議並に每年總督の定むる制限率を超過する特別市町村稅を、最大限十二箇年に等しき期間中設定せんとする同上の決議を査閱實施せしむ。

總督の司法權　普通法の裁判關係に於ける總督の權限は本國に於ける司法大臣の權限と略同樣にして綱要は次の通りである

一、官公廳職員の服務規程違反に對する處罰權
一、刑事裁判所の編制權
一、犯罪關係諸令則の實施保證權
一、民事關係の判決及決定の實施上必要なる權力の附與
一、佛蘭西裁判所に對する土人關係の民事訴訟手續の決定權
一、裁判所及檢事局書記、裁判所通譯に關する法規の制定權並に任命權
一、公證人、執達吏、競賣評價人役場の設置及取締權

原則として總督は裁判組織を變更する權限を有しない。總督府關係の事件に非ざれば總督は官公廳に追訴を命じ又は官公廳の追訴に反對する權限を有せず。

以上は專ら普通法の裁判關係に對する總督の權限であるか、特別裁判權又は國事犯に對する總督の權限は範圍頗る廣汎である。卽ち平時にあつて總督は軍事裁判所の長官であつて、この資格に依り總督は陸軍大佐以下の軍人に對し、常設軍法會議の管轄事件に關し搜査命令及裁判に附すべき命令を發するのである（以上一九〇三年十月二十三日大統領令。總督は又行政裁判所評定官の任命權を有する以外、一八九六年九月十五日及一九〇四年十月十一日大

統領令に規定する左記の特別權を有す。

東京に於ける總督の特別權限―土人又は裁判管轄上土人に準ずべき者の犯罪又は違反行爲にして保護領の保安又は佛國植民の發展に關係ある事件に對しては、總督は普通裁判所の管轄權を免じ、之れを刑事審問委員會と稱する特別裁判所に委附することを得。刑事審問委員會の編成は毎年總督令の定むる所に依り、行政部一等事務官を議長とし、犯罪地の地方長、裁判管轄地の檢事(又は檢事長の申請に依り總督の指命する判事)及印度支那軍司令官の申請に依り總督の指命する陸軍將校を委員とす。刑事審問委員會の決定に對しては總督にのみ上訴することを得る規定である。

安南及東京に共通する總督の特別權限―佛關西に對する暴動及普通刑法の適用を受けざる重大なる政治的騷擾又は公安を害すべき運動の場合に於ては總督は當該地方の理事官の申請及管轄裁判區の檢事長の意見を徴し、左記の司法處分を執行することが出來る。

土人裁判所の裁判管轄に屬する土人又は一八七一年八月二十三日大統領令に依り土人に準ずべき外國人たる亞細亞人に對し、財產刑を併科し又は併科せずして十年以下の拘禁に處すること、若しくは事件に關係ある町村又は組合に對し該事件の鎭定及事後の保安に要したる經費の負擔を命ずること(一九〇四年十月十一日大統領令)。

土人裁判に關する總督の權限は、印度支那各州に於ける裁判組織に依つて一樣でない。東京に於ては總督は理事官の申請に依り二審裁判所の補助判事たる、安南政府の推薦に依り三審裁判所(河內控訴院第二部)の土人評議院を指命す。總督は又二審裁判所の管轄區域を規定する外、裁判所書記の服務規程に關する總則を規定し、且つ裁判關係の令規を定むる王令の實施に任ず。

東埔寨に於ては總督は王令の實施に任ずる以外東埔寨政府に對する保護國法律顧問の任務に當るべき司法部の裁判官を指命す。

老過に於ては總督はヴイエンチアヌ高等法院長たるべき控訴院判事を指命す。

總督の外交に關する權限　外交上印度支那總督は極東諸國に對する佛國政府の代表者である。この資格に依つて總督は極東諸國駐在の佛國外交官又は領事官と直接交涉する權限を有するも、政府の許可を得るにあらざれば外交的商議に干與することを得ざる規定である。この規定に反して爲したる商議は、夫々の場合に應じ政府の事後承認を得るか、又は議會の協贊を經るに非ざれば實施不可能である。

被保護國々王に對する總督の權限は地方豫算の歲入に繰入るべき直接稅及其他の諸稅を設定する王令の承認及實施に關する令達に署名することである但しこの權限は條約に依り保留せらるゝ場合に限ること勿論である。

以上は安南及東埔寨王國に適用すべき權限であつて、老過王國に對しては一九一七年四月二十四日條約第三條の規定に依り現行稅法は既に確定的のものであつて總督は王令の承認又は署名の必要を認めぬのである。

總督の軍事に關する權限　軍事上總督は印度支那內外國防の責任者である。從つて總督は印度支那に駐在する陸海軍を區署し、他の攻勢を擊退する緊急の場合を除くの外何人も總督の同意を得るに非れば如何なる軍事行動も若しくは進行中の軍事行動に對する變更をすることを得ざる規定である。但し軍事行動の指揮及實施は軍事官憲の權限に屬し、總督は總ての場合を通じて直接軍隊を指揮することを得ない。同上の外總督の軍事上に於ける權限としては、軍事地帶の設定、組織又は廢止に關する權限及植民地の全部又は一部に戒嚴令を布告し又は撤廢する權限である。

印度支那總督の責任　印度支那總督はその權限の行使及決定の效果につき植民大臣に依つて代表せらるゝ本國政府に對して全責任を負擔し、總督の施政に對する對本國議會の責任は、監督長官たる植民大臣に歸屬するのである。然し乍ら一九一一年十月二十日大統領令に依り植民省對印度支那總督府の關係たる地方分權の意義に改正を加へてより以來、植民省は漸次地方法規制定に干與することを差控へ、多くの場合その全權を總督府に委附することゝなつた。越えて一九二〇年九月十一日大統領令は明文を以て從來慣め植民省の認可を必要とした地方官吏の官制及是等に對する俸給諸手當の決定に關する總督令は、爾今植民省の認可を必要とせざる旨を規定してこの關係を明かならしむるに至つた。なほ總督の發する各般の總督令に不服あるとき適法なる裁判機關に訴へざる場合と雖、植民大臣は場合に依り該總督令を取消し又は實施を中止することに依つて總督令萬能の弊害を抑制する規定になつてゐる。

要するに總督の全責任は、その與へられたる權限の範圍內に於て署名して發布する諸令達は、何人の奧署をも必要とせざることに歸著するのである。この點は憲法上無責任の地位にある大統領令の發する大統領令が、元首としての署名以外所管大臣の副署を常に必要とすることゝその趣を異にしてゐる要點である。

印度支那總督の特權　總督は本國政府に對し直接交信權を有する印度支那唯一の官憲である。右の外總督の特權とも認むべきものは左の通りである。

一、行政關係事項、法律、大統領令及違警罪と同一程度の處刑を制定する法規の實施に關する諸令達の決裁。

一、印度支那高等警察權につき本國政府の權限を代行す。

一、犯罪人假出獄の許可權、土人裁判所の判決に係る犯罪人に對する刑の減免權(佛國裁判所の判決に係る犯罪人を除く)。

一、總督在官中植民地を裁判所に對し刑事又は民事々件につき起訴又は追訴ぜらるゝことなき特權。

二　行政

イ　中央行政

佛領印度支那…政治

總督の高等諮問機關　印度支那總督の高等諮問機關に總督府會議、同常置委員會、國防會議の三がある。

總督府會議(Conseil de gouvernement de l'Indochine)―本會議は印度支那に於ける高官要路の殆んど總ての人々を網羅する最主要會議で議長及議員の顏觸れは左の通りである。

編成―總督(議長)、印度支那駐屯軍司令官、總督府總務長官(總督不在又は事故あるときは議長の職務を執る)、交趾支那植民地長官、安南・東京・東埔寨・老過各理事長官、交趾支那選出代議士、印度支那司法部長、印度支那財務部長、財政局長、工務檢閱總監、保健警務檢閱總監、印度支那教育局長、印度支那稅關稅務局長、印度支那出納部長、農業牧畜森林檢閱總監、印度支那遞信局長、保安局長、印度支那海軍司令官、交趾支那植民地會議々長、東京・安南・東埔寨選出代表者、西貢・河內及海防商業會議所會頭、交趾支那及東京農業會議所會頭、安南及東埔寨商農聯合會議所會頭、交趾支那及各保護國土人名士(交趾支那植民地長官及各保護國理事長官の推薦に依り毎年總督之を指命す)、總督官房長(幹事の職務を執る)。

以上は總督府會議正規の議員であるが、議員に不在又は事故ある場合は補欠員を以て補充する規定である。此外植民地檢閱總監、財務監督局長は議長と同列にて會議に出席する權利がある。又鑛山局長、民政及軍政部の各課長は各所管事項につき投票權を以て會議に出席し得る規定である。

權限―本會議の權限は、主として一九一六年六月三十日及一九一二年十二月三日改正の一九一一年十月二十日大統領令に據るもので、財政關係事項、稅務關係事項、一般行政關係事項の重要なるものは當然之を會議に諮問する必要がある。

處務規定―本會議は總督之を招集し指定の場所に於て每年勤くとも一回開會するを要し會議は公開しない。總督令に依り會議を若干の委員會に區分し

事件を分擔せしむる規定である。

茲に特別とも認むべきは、官吏以外の議員に對して會議の閉會中と雖も政策以外の問題に就て、各自の希望を具申する權限を認めてゐることである。然し乍ら緊急の場合を除き希望具申の有效期間は前回の通常會議閉會後六ケ月以內に限られてゐる。議長が是等の具申を接受したるときは委員會に移して審査せしめその報告に基きて採否を決する規定である。

總督府會議常置委員會—編成及處務規定—總督府會議常置委員會は委員長(總督(總督不在又は事故あるときは總務長官議長の職務を執る)とし議長の招集に依り出席したる總督會議々員全部を以て編成す。

常置委員會に提出する書類は事件の內容を摘記する報告書と共に開會前勘くとも二日の期限を以て書記課に進達するを必要とす。正規に開會したる場合の議事要錄は總督府會議(書類を委員に回覽してその意見を求むる方法)に依るせず委員間の持廻會議と同一であるが、委員會は多くの場合正式に開會のが普通である。

權限—常置委員會の意見は左記の場合に於て總督府會議の意見に代ばることを得ず。

一、毎年末に於て一般豫算並にその附屬豫算の假決定を爲す場合及地方豫算を實施する場合、又は植民地會計の爲め借款の契約を爲す場合若しくは間接稅の設定及直接稅設定の承認を爲す場合。

二、商業會議所、商農聯合會議所の設置又は一九二二年五月二十七日及同年十月二十日大統領令に定むる特殊の許可を與ふる場合。

三、鐵道敷設計畫を決定する場合。

之に反し常置委員會の意見は一般規定として、總豫算關係の事業に對する公益認定其他二三に於て總督府會議の意見に代ることを得。現行大統領令に依りて豫め總督府會議の諮問を必要とする他の總ての事項に對しては、總督府會議の意見は常置委員會の意見を以て代用することが出來る。特に總豫算及附屬豫算の實施に當つて、大統領令に依る認可が年度の初めに得られざる場合に於て之が假施行を爲すとき、又は前記の豫算に對して總督令に依り年度中に修正を加へたる場合に於て大統領令に依る認可を得るまで修正豫算の假施行を爲すとき若しくは各種豫算の出納計算を決定し之を承認するに當り總督府會議が十月中(十月中に會計檢査が行はれる)に開會せられざるときは、常置委員會の意見は總督府會議の意見を代用する規定である。

尙總督は一九一二年五月十日及一九一六年四月五日兩度の總督令を以て本國法の明文により總督府會議又は同常置委員會の諮問を必須條件とせざる事項に對しても常置委員會には必ず諮問すべき旨を規定した。右の規定を適用して常置委員會に諮問を要する事項は十三項より成る。

國防會議(Conseil de Défense l'Indochine)に就ては國防の部參照。

總督府

總督府總務長官(Secrétaire Général du Gouvernement Général de l'Indochine)は各州の理事長官と資格を同じうし、任命の形式は總督の推薦に依り大統領令を以てする規定で、總督はその有する權限の一部若くは全部を總務長官に保留せられざる行政、財政、經濟及其他一切の政務を處理すべく總督の特別代理權、又は常任代理權を附與せられてゐる(一九一八年四月八日布達)。其他特別の場合もあるが、要之總務長官の主務は總督をして行政管理以外の主務たる統督指導の使命に常に專心せしむるため、印度支那各般の行政管理に關して總督の任務を代理するにありといふことが出來る。

印度支那總督府本屬部局は、總督の任務を直接に補佐する官房と、總務長官の管理下にある總督府直屬の局課とに區別する必要がある。以下この區別により記述することゝする。

總督官房(Direction du cabinet et des affaires Politiques)—には別に祕書課と總督府屬の副官二名とが所屬してゐる。官房長を置きて官房事務を總轄せしめ、官房次長をして之を補佐せしむ。總督官房には官房、文書課、新聞及宣傳課及總督軍事課の各課に分る。

總務長官の監理下にある總督府本屬の局課としては次の如きものがある。

保安局(Direction de la Police et po la Sureté Générales)—本局は政務課、諜報・保安課の二課に分る。

行政訴訟及行政監督部(Service du Contentieux et du Contrôle administratif)—は名稱に示す通りの主務二課に分る。

人事部(Service du Personnel)—三課に分る。

法政部(Service de Legislation et d'Administration)—は第一課(一般法制事務)、第二課(實地法制事務)、第三課(土人關係事務)の三課に分る。

宣傳部(Service de la Propagande et du Tourisme)—は印度支那各種事情の宣傳と、觀光者の旅行案內等を折衝す。

經濟部(Service des Affaires Economiques)—は各種經濟宣傳統計事務を主務とす。

商船部(Service de la Marine Marchande)—は船舶事務勞。

勞働檢閱部(Inspection Générale du Travail)

總督府所屬官衙

印度支那財務監督局(Direction du Contrôle Financier de l'Indochine)—は印度支那に於ける總ての行政機關から獨立してゐる。これは財務監督局の主務が行政官廳に依り植民地に於て支辨せらるゝ各種豫算の實施監督にあるからである。但し財務監督局の豫算實施監督權は交趾支那地方豫算、プノム・ペン市、トウラヌ市、ジヨ・ロン市及一九一一年十月二十日大統領令に依り總督の指定する各都市の豫算、竝に土人の特別豫算に屬する安南政府豫算、交趾支那・東埔寨及東京の各町村組合豫算に及ばざる規定である。財務監督局は又總督若くは植民軍經理部長に對し每年植民大臣より委任する植民省豫算の民政費及軍事費の管理竝に各商業會議所特別豫算に對してその監督權を行使す。河內に本部を置き、各州に支部を置く。又財務監督局長は既定經費の監督權及植民地に於ける印度支那銀行及各支店の監理權を行使す。

印度支那陸軍部(Services Militaires)—國防の項に讓る。

印度支那海軍部(Services Maritimes)—國防の項に讓る。

印度支那司法行政部(Administration de la Justice en Indochine)—後說の司法參照。

印度支那出納部(Trésorerie de l'Indochine)—印度支那に於ける國庫出納事務は、印度支那會計總監(出納部長)の命令下に統一されてゐる。本出納部の權限は植民地に實施すべき國家豫算の一部である歲出入竝に地方及都市豫算の歲計を確保するにある。會計總監は又印度支那一般豫算、東京地方豫算に關する財務部の出納事務一切を實施又は統督す。各國には又會計官或は特別會計官あつて自己の責任の下に所管地方の出納事務を管掌す。

以上財務監督局及外四部は嚴密の意味に於て督所所屬廳とは言へぬ。何故なれば何れも印度支那に於ける總ての行政機關から獨立してゐるからである。

印度支那教育局(Direction de l'Instruction Publique en Indochine)—(教育の部參照)、本局には專門諮問機關として教育諮問會議(Conseil Consultatif de l'Instruction Publique en Indochine)がある。

印度支那財務局(Direction des Finances de l'Indochine)—は總督府の財政事務を管掌し、後說の印度支那登錄部及不動產部は本局に附屬してゐる。

印度支那工務總監部(Administration des Travaux Publics de l'Indochine)—は中央監督機關として總檢閱本部を河內に置き、地方各國に支所を置く。主務は道路、橋梁、其他の土木事業及鐵道事業等である。

保健醫務部(Services Sanitaires et Médicaux de l'Indochine)—は極圏總本部を河内に置き支所を各地に置く。本部に附屬する專門諮問機關として高等衛生會議(Conseil Supérieur l'Hygiène)がある—(衛生の部參照)。

農業牧畜森林總監部(Inspection Générale de l'Agriculture, de l'Elevage et des Forêts)—は印度支那全國の農務關係の局課に對する技術的及職業的監督、農業・牧畜・養蠶・養魚及淡水漁業に關する一般的事項の調査等を爲す。

印度支那稅關稅務局(Administration des Douanes et Régies de l'Indochine)—は本部を河内に設置し、稅關、稅務、商業統計、會計、物品、行政訴訟の事務を分掌せしむ。地方は各國に支部(老撾は監督部)を置き、管轄地域に於ける所管事務を分擔せしむ。

印度支那遞信局(Administration des Postes, des Télégraphes et des Téléphones)—は印度支那に於ける郵便電信事務を總轄す。

印度支那登錄部(Service de l'Enregistrement, des Domaines et du Timbre)及印度支那不動產部(Service de la Propriété Foncière en Indochine)—は共に印度支那財務局に屬し、前者は各國主要都市村に支所を設け、後者は登記官を西貢に駐在せしむ。

印度支那文庫記錄局(Direction des Archives et des Bibliothèques de l'Indochine)—本部を河内に置き、各國に支部を置く。

印度支那鑛山局(Direction des Mines de l'Indochine)—は鑛山部、地質部、調査研究部の三部より成り、本部は河内に在る。

極東佛蘭西學院(Ecole Française d'Extrême-Orient)—(教育の部參照)。

印度支那中央氣象臺(Observatoire Central Magnétique et Météorologique)

印度支那漁業海洋部(Service Océanographique des Pêches de l'Indochine)—(後說學術技藝調査機關の部參照)。

印度支那地質部(Service Géographique de l'Indochine)—は河内に本部を置き、陸軍の陸地測量部なども之に部屬せしめてゐる。

印度支那無線電信部(Service Radiotélégraphique de l'Indochine)—本部は河内に在り、北部(河內)及南部(西貢)管理局に分れ、夫々管理局下に多數の無線電信局あり。別に西貢に在る la Générale de T. S. F. (Hza) 會社の經營するラヂオの監督局がある。

在本國印度支那經濟事務所(Agence Economique de l'Indochine)—は印度支那對本國の生產消費關係及各種の投資關係を相互に悉知せしむる仲介機關で巴里に設置されてゐる。

在本國土人指導部(Service d'Assistance Morale et Intellectuelle des Indochinois en France)—は本國在住の印度支那土人の保護・取締・指導を主務とするもので最近(一九二七年六月十五日總督令)設置されたものである。

口　地方行政

印度支那を形成する各國は聯邦國(l'Union)と呼ばれ、更に之を廣義に採り佛領植民地と稱してゐるが、各國に於ける地方行政は交趾支那植民地政廳(Gouvernement de la Cochinchine)及東京・安南・柬埔寨・老撾各理事廳(Résidence Supérieur)の管轄下に行はれ、更に各地方下には多數の縣行政及市政が行はれてゐる。一方印度支那總督府所屬官衙の中央監督下に於て各地方廳に夫々支部の如き位置の機關があつて地方行政の任に當つてゐる。行政長官は、交趾支那は植民地長官(Gouverneur de la Cochinchine)他は理事長官(Résident Supérieur)である。

各地方直屬の機關　これは各廳に依つて組織は區々であるが、大體に於て、長官々房及內務の二局直屬し、內務に於ては更に各課に分轄され總ての內政事務に當つてゐる。又各廳には夫々諮問機關ありて、交趾支那に於ては交趾支那參事會(Conseil privé de la Cochinchine)他の老撾を除く各廳に於ては保護國會議(Conseil Protectorat)がありて。又交趾支那には交趾支那植民地會議(Conseil Colonial de la Cochinchine)がある。

交趾支那參事會、東京・安南・柬埔寨保護國會議一の編成の大體は、議長は各理事長官(交趾支那は副總督)之に當り、議員は、各國內務局長、駐在軍指揮官、檢事總長(安南及柬埔寨に於ては初審裁判所檢事)、工務管區技師長、公民權を有する佛人二名及土人二名にて、一般には行政、特別の場合には司法に關する單純なる諮問機關である。

交趾支那植民地會議—は佛人議員十名(佛人選擧團體より選出)、土人議員十名(土人選擧團體より選出)、四貢商業會議所佛人代表者二名、交趾支那農業會議所佛人代表二名より成り、議員の任期は四箇年、年一回副總督は通常會議を召集す。會議の權限は、會議の決議する事件の性質により各異なつてゐる。即ち決議が確定的效力を有する場合もあれば又效力を生じない場合もある。又行政廳の承認を經て初めて實施される場合もある。

印度支那中央行政中に述べた中央監督機關の管轄下にあつて、各地方に支部の如き位置にある機關としては次の如きものがある。

司法部(Service Judiciaire)

工務管區(Circonscription Territoriale des Travaux Publics)

水上衛生警察部(Service de la Police Sanitaire Maritime)—老撾にのみ無し

保健地方部(Direction Locale de la Santé)

稅關稅務部(Sous-direction des Douanes et Régies)

出納部(Trésorerie)—柬埔寨・老撾は特別出納部(Trésorerie Particulière)

遞信部(Sous-direction des Postes et Télégraphes)

教育部(Service de l'Enseignement)

農務部(Service Agricoles)—(但し東京のみ農商務部—Services Agricoles et Commerciaux)

獸醫・牧畜・獸疫部(Service Vétérinaire, Zootechnique et des Epizooties)

森林部(Service Forestier)—老撾にのみ無し。

各國特設の機關としては、

地籍部(交趾支那・東京・柬埔寨)(Service du Cadastre et de la Topographie)

直接稅部(交趾支那)(Service des Contributions Directes)

移民部(交趾支那・柬埔寨)(Service de l'Immigration)

警察部(交趾支那・東京・柬埔寨)(Service de la Sureté)

監獄部(交趾支那・東京・柬埔寨)(Services Pénitentiaires)

水先案內部(交趾支那—西貢水先案內部、東京—海防水先案內部)(Service du Pilotage de la Rivière de Saigon—Port du Haiphong)

柬埔寨經濟博物館及觀光案內部(Musée Economique du Cambodge et Office Local du Tourisme)

同上印刷局(Imprimerie du Protectorat du Cambodge)

同上港務部(Port et Flotille du Cambodge)

同上文庫記錄部(Service des Archives et de la Bibliothèque Centrale du Cambodge)

以上は地方廳行政機關の概略を記述したが、茲に注意すべきは、安南(東京を含む)、柬埔寨及老撾の一部には王國が現存してゐることである。而して夫々王國土人中央行政が殆んど形式的に行はれて保護國としての面目を立てゝゐる。左に此等王國土人中央行政機關に就て一言附加して置きたい。

安南帝國中央行政機關　安南帝國の最高官として、皇帝輔弼の責に任ずる四柱と稱する四名の官吏がある。內閣は內務・大藏・曲禮・工務・文部・陸軍及司法の七省に分れ主務大臣夫々統轄す。

帝國政府の會議機關として、理事長官を議長とする內閣會議(皇帝未成年の場合は攝政會議之に代る)、樞戒會議及帝族會議の三がある。

以上の外順化皇室の制度として主要なる機關に一、財務局（獨立豫算に屬する安南政府の豫算管理に任す、豫算歲入の殆んど全部は地方廳豫算の補助金で一九二四年度は一、八三四、二〇〇比弗であつた）二、天文臺　三、王室衛生局　四、警衛局　五、王室圖書館等がある。

柬埔寨王國中央行政機關　柬埔寨瑪事長官を議長とする內閣會議、國王を補佐す。內閣は內務・宗教・司法・宮內・大藏・美術・海軍・陸軍・商農・文部の十省に分ち各大臣を置く。王室豫算歲入の大部分は地方豫算の補助金を以て之に充つ。一九二四年補助金は五〇〇、六〇〇　比弗であつた。

リユアン・プラバン王國（老撾）の中央行政機關　リユアン・プラバン（Luang Prabang）王國は老撾の一部を領土とするもので國王は四名の顧問官に依り補佐せらる。第一顧問官は教育及宗教大臣の任務を執りて第三王と稱し、第二顧問官は內務大臣で第四王と稱し、第三顧問官は王國のモイ土人の監督に任じ、第四顧問官は老撾土人行政務の監督官としてヴイエンチアヌに派遣せらる。王國の豫算は老撾の地方豫算支辨さす。

首府及各國首都　現在印度支那の首府は、東京の河內と一般に承認されてゐる。又事實に於て總督府及中央行政官衙は河內に所在してゐるが、嚴密に詮義すれば、河內が印度支那の首府とは言ひ得ない。如何にといふに、一八八七年十一月十二日の大統領令に依つて、總督は西貢を駐在地とすべきものなりと規定しあり、其後本法文は何等改訂されてゐないからである。で法律に據れば西貢が印度支那の首府であり、實際は河內が首府であるといふ頗る微妙な關係にある。本書には一般に認められてゐると同樣に暫く後者を採ることにした。

佛領印度支那行政系統一覽圖

（總督の高等諮問機關）（總督府會議）（國防會議）

總督府
- 總督官房
- 保安局
- 行政訴訟及行政監督部
- 人事部
- 法制部
- 宣傳部
- 經濟部
- 商船部
- 勞働檢閱部
- （所屬官衙）
  - 各種專門諮問機關
    - 印度支那財務監督局
    - 印度支那司法行政部
    - 印度支那出納部
    - 印度支那陸軍部
    - 印度支那海軍部
  - 印度支那財務局
    - 印度支那工務總監部
    - 印度支那保健衞生部
    - 印度支那農業牧畜森林總監部
    - 印度支那稅關稅務局
    - 印度支那遞信局
    - 印度支那鑛山局
    - 極東佛蘭西學院
    - 印度支那中央氣象記錄局
    - 印度支那文庫
    - 印度支那漁業海洋部
    - 印度支那教育局
    - 印度支那無線電信部
    - 印度支那地質部
    - 在本國印度支那經濟事務所
    - 在本國印度支那指導部
  - 印度支那登錄部
  - 印度支那不動產部
- （地方廳）
  - 各廳行政長官所屬の各技術諮問機關
  - 交趾支那參事會
  - 交趾支那植民地會議
  - 保護國會議（安南・東京・柬埔寨）
  - 安南帝國行政
  - 柬埔寨王國行政
  - リユアン・プラバン王國行政
- （各廳共設の機關）
  - 司法部
  - 工務管區
  - 水上衞生警察部（老撾に無し）
  - 保健地方部
  - 稅關稅務部
  - 出納部
  - 遞信部
  - 教育部
  - 農務部（東京・農商務部）
  - 獸醫・牧畜・獸疫部
  - 森林部
- （廳特設の機關）
  - 地籍部（交、東、柬）
  - 直接稅部（交、趾支那）
  - 移民部（交、東、柬）
  - 警察（交、東、柬）
  - 獄部（交、東、柬）
  - 監視案內部（交、東、柬）
  - 水先案內部（交、東、柬）
  - 柬埔寨經濟博物館及觀光案內部
  - 柬埔寨印刷局
  - 柬埔寨港務部
  - 柬埔寨記錄部
- 縣・郡・市・町・村行政

聯邦各國の首都は各地方長官の所在地で、東京は河內、交趾支那西貢、安南順化、柬埔寨プノム・ペン、老撾はリユアン・プラバンである。

縣行政機關　これにて地方統治機關中地方國行政系統は終つた。地方行政機關の下には縣行政機關がある。以下簡單に縣行政機關を說明する。印度支那各國に於て非軍事地域に於ける縣の行政長官たる知事は文官とし軍事地域所屬の縣知事は武官である。知事の專門諮問機關として各國共通のものは衞生會議があるだけである。交趾支那・東京・安南には土人救濟信用組合監督委員會がある。

縣會Ⅰは印度支那各國に於て夫々名稱・編成及權限を異にしてゐる。が竝には餘り詳細に亙るので省略することゝする。土人地方行政機關を說くに當つては先づマンダラン（Mandarin）即ち官人に就て說明する必要がある。官人の職は古き歷史を有する榮譽ある階級の稱呼で、これには武官・文官の二種あるが、現在では武官は殆んど其實在を喪ひ文官のみ存在す。この官人が土人府縣行政事務に直接又は間接に關與してゐる。階級は九級十八等に分れてゐる。

縣行政の下には郡村行政がある。郡行政は郡長及助役、町村行政は村役員會之を行ふ。が、その制度は各國によつて幾許かの相違がある。

都市行政　現在印度支那に於て自治制を實施する都市は、西貢、河內、海防、ジヨ・ロン、プノム・ペン及トウラヌの六市である。その中西貢、河內、海防の三は一級都市として大統領令により、餘の三は二級都市として總督令により夫々特別市制を實施してゐる。何れも市長及助役、市會により行政は行はれてゐる。

三　司法

印度支那司法行政部は他の大部局と異なり、廣く全般に亙つてその權能を總べる單獨の長官なるものがない。現行法の解釋としては、印度支那司法部の長官は總督であるとなす（印度支那總督の權限參照）。印度支

那司法行政は次の諸機關に區分せらる。

控訴院(Cour l'Appel)—は河内及西貢の二箇所に在し、管轄區は前者は交趾支那、柬埔寨、安南、老撾及支那雲南を除く)、後者は東京、廣州灣、安南及西貢控訴院管轄以外の老過ぺである。

檢事局(Parquet Général)—は同じく西貢、河内の二箇所に在り、各檢事總長之を統轄する。

通事及飜譯課(Bureaux des Interpretes et des Traductions)—之も同じく西貢及河内の二市に設置され、職務は文字通り通譯及飜譯を主務としてゐる。

印度支那行政訴訟參貢會(Conseils du Contentieux Administratif de l'Indochine)—本機關も河内、西貢の二箇所に設けられてゐる。

始審裁判所(Tribunaux de Ier Instance)—は所在地の等級に應じて一、二、三の三級に區別されてゐる。第一級始審裁判所は西貢、河内海防に設けられ、第二級始審裁判所は Mytho, Vinh-loug, Cân-tho, Phnom Penh, Tourane の五箇所に在り、第三級始審裁判所は Bac liêu, Bên-tré, Châu-dôc, Long-xuyên, Rach-gia, Soc-trang, Tra-vinh の七箇所に在る。

混合商事裁判所(Tribunaux de Commerce Mixtes)—は河内、海防、西貢の三都市に設置され、商事裁判官として商人二名を裁判に關與せしむるのが特徴である。商事裁判官の任期は二箇年で、當該都市の商業會議所佛人選擧人中より選擧される。

治安地方裁判所(Justices de Paix a Competence Etendue)—は普通法裁判の下級機關で支那、安南、東京、老撾の各地に設置されてゐる。

治安裁判所(Justice de Paix)—は西貢に設置され、職務は前に同じ。

四 立法

印度支那には立法機關がない。前述總督の權限の中、立法權を參照。

第一三表 印度支那主要官署別官吏表

出所=一九二六年度印度支那豫算說明書

官吏別	歐人	土人
總督府關係の官吏	五四	五九
警察及司獄官吏	五六	二二
法官吏	二六	五六
財務・國庫出納・陸地測量部關係の官吏	三三	二三六
稅關・專賣・鑛務吏	九七	二九二
教育關係の官吏	七三	五七七
土地登記・商業帳簿關係の官吏	二五	三七九
工務局關係の官吏	四七	三七六
運輸關係官吏	四九	三三三
計	七四	三六六
	五七三	三七四六

註 本表は一九二七年の豫算に登錄された人件數字で、この中には交趾支那地方豫算に依つて支辨される官吏數は含まれてゐない。又兵隊も含まれてゐないが定員外に派遣された軍人を含んでゐる。

印度支那高官錄 出所=一九二八年度印度支那豫算說明書

官名	氏名
總督府:—	
Gouverneur Général	Pasquier
Secrétaire Général de Gouvernement Général	Monguillot
Directeur du Cabinet et des Affaires Politiques	Trillat
Directeur de la Police et de la Surete Général	Jeanbrau
Chef de Service du Personnel	Vincenti
„ „ de Legislation et d'Administration	Giudicelli
„ „ du Contentieux et du Controle Administratif	de Masson de Saint-Felix
„ „ de la Propagande et du Tourisme	Eckert
„ „ des Affaires Economiques	Smolski
„ „ de la Marine Marchande	Lorin
Inspecteur Général du Travail	Delamarre
Général de Division breveté Commandant Supérieur des Troups du Groupe de l'Indochine	Andlauer
Captaine de Vaisseau, Commandant la Marine en Indochine	Decoux
Premier Président, Chef de l'Administration de la Justice	Habert
Directeur de Contrôle Financier de l'Indochine	Nores
Trésorier Général de l'Indochine	Paris
Directeur Général de l'Instruction publique en Indochine	Thalamas
Directeur des archives et des Bibliothéques en l'Indochine	Boudet
Directeursdes Finances de l'Indochine	Lavit
Chef de Service de l'Enregistrement, des Domaines et du Timbre	Duc
Chef de Service de la Propriété Fonciere en Indochine	de Bernard de Feyssal
Inspecteur Général des Travaux publics de l'Indochine	Pouyanne
Directeur du Service Géographique de l'Indochine	Mailles
Insepcteur Général des Services Sanitaires et Médicaux	Gaide
Directeur des Douanes et Régies de l'Indochine	Kircher
Directeur des Services de l'Indochine (Administation des postes, des Télégraphs et des Téléphones de l'Indochine)	Walter
Chef de Service Radiotél égraphique de l'Indochine	Gallin
Directeur des Mines de l'Indochine	Lochard
Inspecteur Général de l'Agriculture, de l'Élevage et des Forêts	Henry
Chef de Service du Observatoire Central Magnétique et Météorologique	Bruzon
Directeur (Service Oceanographiques des Pêches de l'Indochine	Krempf
交趾支那政廳:—	
Gouverneur de la Cochinchine	Blanchard de la Brosse
Chef de Cabinet	Grandjean
Directeur des bureaux du Gouvernement	Renault
Chef de service Agricoles de la Cochinchine	Robin
Chef de Service Vétérinaire, Zootechnique et des Epizooties de la Cochinchine	Le Louet
Chef du Service Forestier de la Cochinchine	Capfali
Chef de Service du Cadastre et de la Topographie de la Cochinchine	Roussotte
Chef de Service de l'Immigration de la Cochinchine	Philip
Chef de Service de la Sureté de la Cochinchine	Striedter
Directeur (Services Pénitentiaires de la Cochinchine	Vallat
Chef der Service du Pilotage	Casta Lumio
Chef du Service du l'Enseignement de la Cochinchine	Vanet
Directeur local de la Santé en Cochinchine	Coulogner
Chef de circonscription à Saigon (Travaux publics)	Monat
Sous-directeur de la Cochinchine(Douanes et Régies)	Dugommier
Trésorier Payeur à Saigon	Guigues
Sons-directeur de la Cochinchine (Postes, Télégtaphes, Téléphones)	Roque
東京理事廳:—	

Resident Supérieur au Tonkin	Robin
Chef de Cabinet	Delsalle
Inspecteur des Service Commerciaux, Inspecteur Travail	Guerrier
Chef l'Enseignement au Tonkin	Lafferranderie
Chef des Services Agricoles du Tonkin	Braemer
Chef du Service Vétérinaire et Zootechnique du Tonkin	Baron
Chef du Service Forestier du Tonkin	Gambini
Chef de Service du Cadastre et de la Topographie du Tokin	Lemaire
Chef de Service de la Sureté du Tonkin	Arnoux
Chef de circonscription à Hanoi (Travaux publics)	Lemai
Directeur local p. i. de la Santé du Tonkin	Rongier
Sous-directeur du Tonkin (Douanes et Régies)	Boulain
Directeur du Tonkin(Postes, Télégraphes, Téléphones)	Marin-Lamellet
安南理事廳：—	
Resident superieur en Annam	Fries
Chef de Cabinet	Patau
Service de l'Enseignement de l'Annam	Deletie
Chef du Service Vétérinaire, Zootechniques et des Epizooties de l'Annam	Dervaux
Chef de Services Agricoles de l'Annam	Texier
Chef de Service Forestier de l'Annam	Fangeaux
Chef de circonscriptioná Hué (Travaux Publics)	Valette
Directeur local de la Santé en Annam	Normet
Sous-directeur de l'Annam (Douanes et Régies)	Poulain
Trésorerie particulier	d'Encausse de Ganties
Sous-directeur de l'Annam (Postes, Télégraphes, Téléphones)	Defurne
安南帝國 (Empire d'Annam)：—	
Empereur d' Annam	S. M. Bao-Dai
攝政 (Régent)	S.E.Ton-That Han
Ministre de l'Intérieur	S. E. Nguyên-Huu-Bai
Ministre des Finances	S. E. Nguyên-Khoa-Tan
Ministre des Rites	S. E. Ho-dac-Trung
Ministre de la Guerre	S. E. Vo-Liêm
Ministre de la Justice	S. E. Ton-That-Dan
Ministre des Travaux publics	S. E. Vo-Liêm
Ministre de l'Instruction Publique	S. E. Ho-dac-Trung
柬埔寨理事廳：—	
Résident Supérieur au Cambodge	Le Fol
Chef de Cabinet.	Torel
Chef p. i. du Service de l'Enseignement du Cambodge	Villemejane
Chef de Services Agricoles du Camdodge	Magen
Conservateur p. i. du Musée Economique	Pretre
Chef du Service Vétérinaire, Zootechnique du Cambodge	Merals
Chef du Service Forestier au Cambodge	Guibier
Ingénieur-geomètre (Service du Cadastre)	Bru
Chef de Service de l'Immigration du Cambodge	Kuyl
Chef de la Sureté du Cambodge	Cremazy
Chef d'Imprimerie	Valenceau
Chef de Service des Archives et de la Bibliothéque Centrale du Cambodge	Larriu
Chef de circonscription à Phnom Penh (Travaux-publics)	Rigal
Directeur local de la Santé au Cambodge	Bouvaist
Sous-directeur p. i. du Cambodge (Douanes et Régies)	Chauvin
Trésorier particulier du Cambodge	Chabassiere
Sous-directeur du Cambodge (Postes, Télégraphes, Téléphones)	Brousse
柬埔寨王國 (Royaume du Cambodge)：—	
國王陛下	S. M. Sisowath-monivong
王子殿下	Kethmonirath
Ministre de l'Intérieur et des Cultes	S. A. R. le Krom Prèa Norodom Phanuuvoog
Ministre du Palais Royal, des Finances et des Beaux-Arts	S. E. l'Oknha Véang Thiounn
Ministre de la Guerre et de l'Instruction Publique	S. E. l'Oknha Chakrey P. Ponn
Ministre de la Justice	S. E. l'Okha Youmréach Chea
老撾理事廳：—	
Resident Supérieur au Laos	Bose
Chef de Cabinet	Roques
Suhstitut du Procureur général	Cressent
Chargé de la Direction du Service de l'Enseignement au Laos	Tafforin
Chef du Service vétérinaire et Zootechnique au Laos	Conti
Chef de Services Agricoles du Laos	Pidance
Chef des le circonscription à Vientiane (Travaux publics)	Mariage
Chef p. i. du Service de l' Assistance médicale au Laos	Bedier
Inspecteur Indépendant à Vientiane (Douanes et Régies)	Couppe de Lahongrais
Trésorier particulier à Vientiane	Coudere
Sous-directeur du Laos (Postes, Télégraphes, Téléphones)	Peyret

警察（所刊務所）

印度支那に於ける警察制度は、各國一樣でない。卽ち交趾支那・東京・柬埔寨の各國には、獨立の警務部があり、又主要都市卽ち西貢、堤岸（ジヨ・ロン）、河内、海防、ファム・ペン各市には各市區行政中に警察署が所在し、各獨各市の警察行政に任じてゐる。が印度支那を通じて警察官吏の數は極めて少ない。卽ち一九二六年の統計に於ても其數歐人五六四人、土人巡査二、四六二人を數ふるに過ぎない。而もこの數字には司獄官吏が含まれてゐるのであるから、印度支那全體の廣袤から見れば非常に少ないものと言ひ得る。然らば他の都市村落に於ける警察行政や保安は如何にして保たれてゐるかといふに、茲に特に擧げなければならないのは印度支那民兵隊（Garde Indigène）の事である。この民兵隊は印度支那各地に在つて總ての警察事務を行つてゐるのである。以下印度支那民兵隊に就て少し述べたい。

印度支那民兵隊　茲に謂ふ印度支那民兵隊は本來の意義に於ける軍隊とその性質を異にし、專ら文官の命令下（稀くも平時にあつては）に置かれ、國內の安寧秩序を保持するを本務とするものである。民兵隊は一般的名稱であつて內容は印度支那土人巡警隊・交趾支那民警隊・安南及東京巡察隊・印度支那都市巡警隊・東京別働隊・老撾村落警察隊等である。

印度支那土人巡警隊　印度支那土人巡警隊は佛蘭西の印度支那領有當時よ

り組織せられたものであるが、陸軍官憲の指揮下に置かるゝ特別の場合を除き、原則として總督の統督下に於て各州長官に隷屬する。巡警隊所屬の佛人及土人定員は、總督の定むる所に依り適宜之れを配屬し、各國首都に巡警隊長を駐在せしめて管内一般の指揮に任ぜしむ。巡警隊の平時に於ける任務は内務及外務の二種に區分せられ、内務勤務としては、巡警隊長は地方行政長の認許を得て軍事及職業教育、兵器及彈火藥の保存、被服行李倉營手入及雜役を課す。外務勤務としては地方行政長は管内の保安特に夜警、偵察及密行、護送、護衛、官廳の警備、四人の監視、交通警察に關する事項に就き巡警隊長に命令を發す。

戒嚴令の布告せられたる場合、動員時、戰時及其他非常の場合に於ては、巡警隊は陸軍官憲の區署を受くる規定である。

交趾支那民警隊―交趾支那民警隊は、平時にありては地方行政長の監督下に於て、管内の保安、騷擾の取締、犯罪搜査、四人の警護に任ず。戰時又は戒嚴令下若くは非常時にありては、陸軍官憲の區署を受けて行動す。民警隊は年齡三十五歳未滿にして品行方正の證明書ある陸海軍除隊兵の志願者より二箇年の契約を以て徵募し、初め四週民警團に收容して必要なる教育を施し、行政廳の指命する任地に配屬せしむる規定である。

安南及東京巡察隊―安南及東京巡察隊は舊制度に依る安南王國軍隊に代つたもので、主として安南王室の警護を目的とす。舊安南王國軍隊として現在するものは、國王の侍從武官と順化駐屯の五箇大隊（一大隊約百人）あるのみで、巡察隊としては巡査一箇大隊及王陵守護一箇大隊あり、孰れも順化に駐屯す。

印度支那都市巡警隊―印度支那都市巡警隊は戰時中國内の主要都市に組織したもので、嚴密なる意味の民兵ではない。隊員は佛人土人保護籍民及聯盟外國人を問はざる規定で、隊員は別に制服を著用せず、唯行政官廳の申請に依り陸軍部より武器兵裝を貸與することになつてゐる。隊員は入隊後最初の四箇月間は、十五日毎に一回、以後は毎月一回陸軍將校又は下士の指導する教育を受く。

東京別働隊―東京別働隊は一九〇九年五月二日總督令を以て東京の山岳地方に設定せられたもので、山岳地方在住の土人を以て編成する一種の補助巡査隊である。定員は理事長官の定むる所に依り各地方にこれを配屬し、年齡十九歳以上五十歳以下の制限を設くる以外、別に勤務年限の制限なし。

老撾村落警察隊―老撾村落警察隊は一九一七年六月十二日總督令に依り設置せられたもので、土人行政廳の警護、犯罪搜査、四人護送、各種土人官吏に對する命令の傳達、公金庫の護衛、老撾王室及高官の護衛及内務勤務等を主務とす。隊員は二箇年の期限を以て志願契約に依り徵募し、定員は老撾理事長官の定むる所に依る。

次表は印度支那各地に於ける民兵隊員數を表示したものである。

第一四表　佛領印度支那各國別民兵隊員表　出所日謨計年鑑第一發行册

	一九二二年	一九二六年
歐人		
安南	六七	七〇
東埔寨	三九	四四
老撾	三	三
東京	三	三
計	二六三	二八〇
土人		
安南	二九五二	三一三六
東埔寨	二〇六七	二四七五
老撾	一〇四	一〇五

人	東京			
印度支那總計		五一四八	七四三〇	
		一二六〇七	一五、一〇六	
		一二八七〇	一五三八六	

刑務所　刑務所は印度支那各國に存在することは勿論であるが、官制上職員の所屬定員を有する主要刑務所は、交趾支那、柬埔寨及東京の三國のみである。

印度支那刑務所には懲治監・拘禁場・海防及トウラヌ監獄・地方監獄及少年懲戒所等がある。懲治監は交趾支那に一箇所、東京に三箇所あり、專ら土人及土人に準ずべき亞細亞人たる囚人を收容し、拘禁場は合計五箇所あり、前記の外歐人囚人をも收容す。海防及トウラヌ監獄は土人及歐人囚人を收容するも、刑期一年未滿の者に限り、地方監獄に於ては拘禁場と同一の囚人を收容するを原則とする。が實際には土人裁判所の刑事被告人及犯罪人を收容し少年懲戒所は未丁年の男囚を收容す。

國防

印度支那國防上、本國に對する唯一の責任者は總督である。これは一九〇一年十一月九日及一九〇三年五月二十六日大統領令の明示する所で總督は印度支那に駐屯する陸海軍を區署し、他の攻勢を擊退する緊急の場合を除く外何人と雖も總督の同意を得るに非れば一切の軍事的行動を開始し得ざる規定である。但し軍事的行動の直接指揮及實施は司令官以下の軍事官憲の權限に屬し、總督は總ての場合を通じて直接軍隊を指揮することを得ない（政治の部總督の軍事に關する權限參照）。

國防會議　印度支那國防の最高機關として印度支那國防會議がある。

編成―會議の議長は總督、副議長は印度支那軍團司令官之に任じ、安南・東京駐屯軍司令官、印度支那砲兵隊司令官、印度支那海軍司令官、印度支那軍司令部參謀長（幹事）を議員として、國防上の樞機を審議する。

國防會議が特殊の聯合委員會として行動する場合、即ち國土の防備と數箇の行政部局と、共通關係を有する事業計畫に就て研究する場合は、國防會議は前揭當議員の外左記の者を臨時議員として、票決權を附與して會議に參列せしむ。

當該關係國の理事廳（交趾支那は植民地政廳）文官或は武官代表者、保健警務檢閱總監、工務檢閱總監、出納部長等。

國防會議は定期集會の規定がなく、議長の招集に依つて隨時開會す。

權限―國防會議の權限は次の三種に區別することが出來る。

一、植民地の軍事及防備組織に關する諸問題の現場に於ける第一次的調査（是等諸問題の第一次的調査は本國植民省内にある各植民地防備諸問會議に於て行はる）。

二、總督が所管大臣の同意を得るに先だち、至急處理の必要を認めたる一切の軍事的施設に對する意見の表明。

三、植民地防備に關係ある諸問題にして、總督より諮問せられたる事項の調査。

一　印度支那陸軍部

印度支那駐屯軍及印度支那所在の陸軍各部局は、孰れも本國陸軍省の所管であるが、本國陸軍部と對立する植民地陸軍部の一部をなすものである。植民地陸軍部は各植民地及保護領の防備上より特に編成せられた兵力の全部を内容とし、印度支那駐屯軍はその第一軍團を成すものである。駐屯軍司令官は陸軍中將を以て補任せしめ、河内に駐在す。印度支那に駐屯する兵種は主として歩兵、砲兵、航空兵の三種で、工兵は砲兵司令部所屬として、東京及交趾支那にある工兵主人中隊に依つて代表せられてゐる。官階及職制上の區

別は將校以下下士卒を通じ總て本國と同樣で、各兵種の兵力は凡そ左記の通りである。

軍團の編成概略

軍司令部參謀本部（河內）

東京・安南師團（河內）は二個步兵旅團に分れ、各旅團司令部の所在地は河內、Bac-ninh で、外に交趾支那・柬埔寨管轄の第三旅團（旅團司令部—西貢）がある。各旅團には又數個の步兵聯隊及土人狙擊步兵聯隊、更に第一外國人編成大隊（佛領アルジェリーに於て編成された外國人の佛國軍隊の印度支那駐屯）が附屬す（後段編成一覽圖を參照）。

印度支那砲兵司令本部は又河內に在り。司令官は少將を以て補任し、安南東京砲兵司令部、交趾支那・柬埔寨砲兵司令部に分ち、夫々副司令部、植民地軍砲兵工卒混成中隊、土人工兵中隊及自動車支隊、戰車小隊、植民地軍砲兵聯隊等附屬す。

印度支那航空隊は河內に司令部を置き、各地に三小隊を設け、別にバック・マイ（Bach-mai）に技術部を置く。

衞戍管區　印度支那衞戍管區は現在五管區あり。司令部はモン・カイ（Mong-cay）、カオ・バン（Cao-bang）、ハ・ジャン（Ha-giang）、レイ・シャウ（Lai-chau）、フオン・サリイ（Phong-saly）、にあり。主務は要塞の監理、公安維持、軍事徵發、徵兵事務の監督等である。更に下に多くの分區がある。

軍事部局

植民地陸軍參謀部混成支隊　河內に在る。

憲兵隊—は安南・東京支隊、交趾支那柬埔寨支隊ありて、前者の支隊司令部は河內に、後者は西貢にある。

植民地陸軍電信中隊—河內及西貢に在る。

印度支那軍團經理部—河內に本部を置き、各地に經理支部を置く。

印度支那軍團衞生部—河內に本部を置き、各地に藥材部、病院、衞生隊等がある。

印度支那陸軍法務部—は四常設地方軍法會議と常設高等軍法會議の二種機關の外に一陸軍監獄がある。常設高等軍法會議は河內に設置され印度支那全國を管轄區とする。各地方常設軍法會議は判士長と四名の判士を以て編成し總て將校又は下士官を被告の官階に應じて補佐せしむる規定である。陸軍監獄は河內に在り、軍法會議の判決による刑期の短き犯罪人を收容す。

印度支那軍事鐵道班—は鐵道營業區（工務管區）技師長の區署を受け、平時に在つては印度支那軍司令官の統轄する印度支那鐵道中央軍事委員會に所屬し、戰時又は內亂時に於ける鐵道の利用法に關する一切の方法を豫め講究し置くを主務とする。

陸軍收容所—は海防・西貢に所在し、入營兵又は除隊兵若くは本國より派遣せられたる軍人軍屬の一時的收容所で、第二旅團に屬す。

陸軍諜報課—印度支那軍團參謀本部に所屬し、極東に於ける外國兵力の實情及進步の狀況を報告し、兼て植民地の防禦組織となるべき各種の資料を蒐集するを主務とする。

軍馬補充廠—は河內に在る。

兵員　最近の兵員數に就ては見るべきものがないが、印度支那統計年鑑第一卷に據れば、一九二三年七月一日現在に於て士官五九一人、兵卒一九、一〇五人である。

左はその內容を擧げ且つ一九一三年の兵力と比較表示したものである。

第一五表　佛領印度支那所屬別陸軍兵員數表

	東京・安南駐屯			交趾支那・柬埔寨駐屯			印度支那全體		
	士官	佛人兵	土人兵	士官	佛人兵	土人兵	士官	佛人兵	土人兵
參謀	三一	一五	一〇	五	一八	六	三六	三	一六
附屬步兵	三四	一、五〇六	五三	三四	一、二四	五一	六八	二、七二〇	一四
佛領植民地の編成する步兵	二五	九九〇	—	一一七	一、八六六	一、八三五	二五九	二、八五六	一、八三五
土人狙擊步兵	一九〇	五〇六	九、二五五	四九	二三五	三三五	二三九	八〇〇	一〇、八九二
砲兵	六四	四六五	五八八	五二	三五	一、二八四	一一六	一、五一四	一〇、八九二
工兵	三	八	一五四	一	七	一、二八四	四	一、五一四	一〇、八九二
戰車隊	一	一二	—	六	三一	—	一	一二	—
航空隊	九	二六	一三四	一一三	一一三	—	一二三	一三九	一三四
經理部	二五	三一	二一〇	一二	一三	—	一三七	一四四	二一〇
衞生部	二九	二三	一九四	五	一三	—	三四	三五	一九四
軍事無線電信隊	二	三三	三六	二	二	—	四	三五	三六
土人工卒隊及自働車支隊	四	二八	一〇一	二	二三	—	六	三八	一〇一
軍馬補充廠	一	四	五九	—	—	—	一	四	五九
憲兵	三	一三一	六三五	四	二一	—	七	一三九	六三五
一九二三年計	四二一	三、七七一	一〇、八四九	二四二	一、九八八	一、三五一	六五三	五、七六四	一二、二〇〇
一九一三年計	五三五	六、〇九五	一〇、三七五	三三七	一、九三七	二、四五一	八七二	八、〇三二	一二、八二六

印度支那軍團編成一覽（右側括弧內は司令參謀所在地）

植民地軍步兵第九聯隊（Hanoi）—第一大隊（Hanoi）、第二大隊（Haiphong）、第三大隊（Hué）、戰車小隊（Hanoi）

第一旅團 東京狙擊步兵第一聯隊（Hanoi）—第一大隊（Hanoi）、第二大隊（Laokay）、第三大隊（Lai-chêu）、第四大隊（Phong-saly）

第一旅團 東京狙擊步兵第九聯隊（Nam-dinh）—第一大隊（Nam-dinh）、第二大隊（Yên-bay）、第三大隊（Ha-giang）

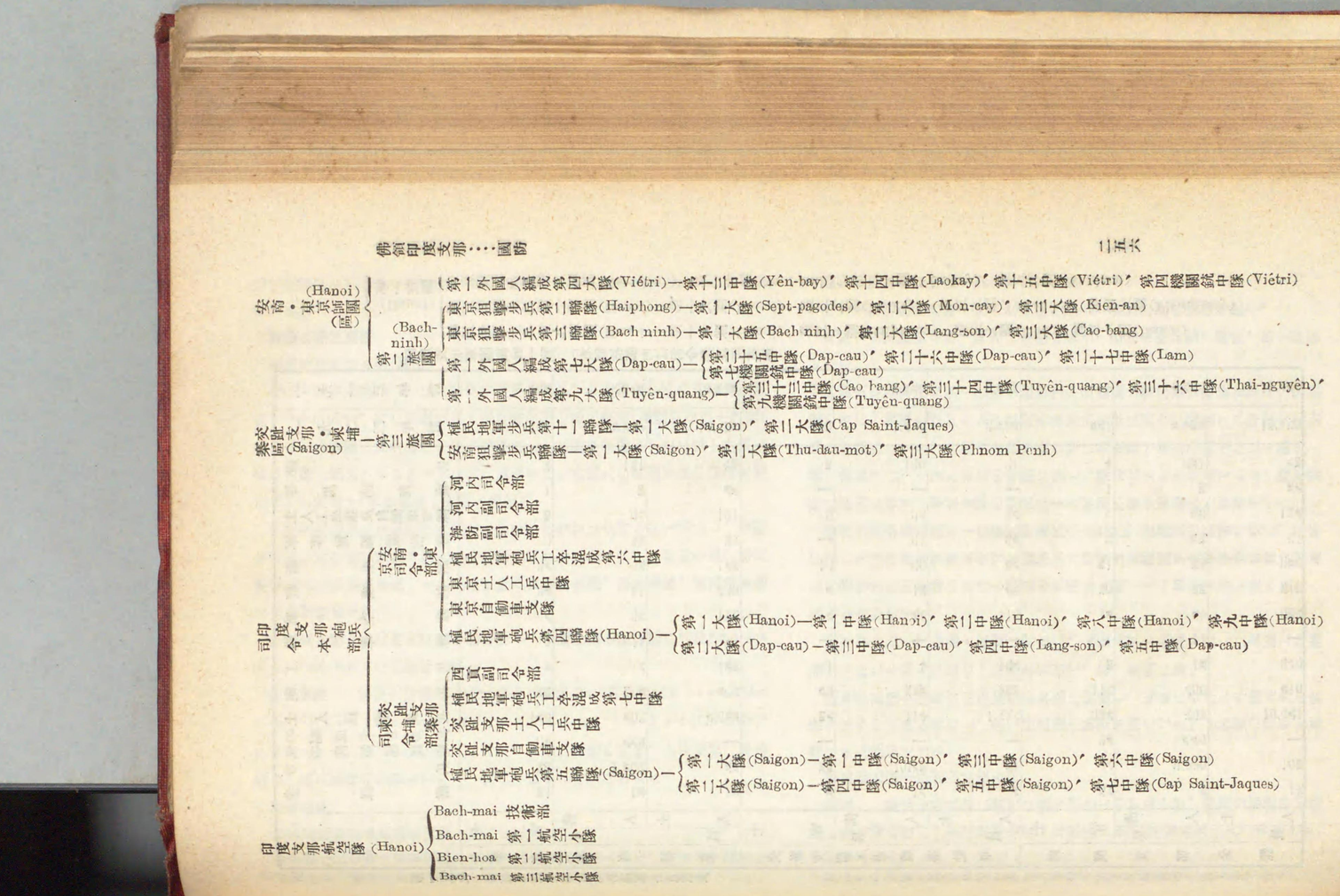
印度支那航空隊（Hanoi）
Bach-mai 技術部
Bach-mai 第一航空小隊
Bien-hoa 第二航空小隊
Bach-mai 第三航空小隊
司令部
司令官
副官
参謀
副官
副官
副官

その中最も重要なるものは、キヤツプ・サン・ジヤツク岬、西貢、トウラヌ、順化、海防、鴻基等である。

教育

概況　佛領以前の印度支那土人教育は、東京・安南・交趾支那に於ては概ね古風の土人學堂に於て行はれた。これは退職官吏等の學者によって行はれたもので、正則的な教育法で無かつたことは勿論である。從つて一般に教育は普及されてゐなかつた。又佛領後に於ても懶惰な土民は、自ら教育を受けやうとする者少く、現代に於ても近代的教養を持つ者は極く僅少なりと言ふことが出來る。最近は稍教育普及し、各種學校の新設されるものぼつ〳〵起り、教育機關の體系も稍整つたかの感がある。安南語に對し羅馬字法が適用される樣になつてからは、高等程度の學校には廣く之を應用してゐる。東埔寨に於ては、字母及固有の文字を具有する國語があるから、讀書兩樣に對する教育は、先づ一般に普及してゐると言ひ得る。學事は概ね寺院にて僧侶が之を授けるのを常としてゐた。老撾は未だ教育が普及してゐない。

が先づ概して印度支那は、一般に近代的教育に浴してゐないと見るが至當であらう。如何にといふに、あの廣大なる土地に、土人尋常小學教育を施す學校が僅かに三千六百餘校、又生徒數二十三萬六千餘人といふ僅少な數字を示してゐるからである（一九二七年）。從つて東京・交趾支那等の市街地に居住する土人を除きその大部分は、文化的世運に觸れないで、極めて低級な生活に滿足してゐるのを見受ける。

教育行政　現在の印度支那に於ける教育制度の基本法は、初等・中等普通教育及實業教育に關しては、一九一七年十二月二十一日の總督令、高等專門教育に關しては一九一八年十二月二十五日の總督令で、爾來屢改正增補せられて今日に至つてゐる。印度支那教育行政の中央機關としては印度支那教育局があり、大統領令に依り任命せらるゝ局長を置く。教育局長は印度支那大學（註）、アルベール・サロー中學校及其他の學術機關を直轄し、總督を補佐してゐる。右以外の教育機關は何れも地方廳長官の權限に屬してゐる。

（註）河内に所在するも、所謂嚴密な意味の大學ではない。大學と稱してゐるに過ぎない。依つて之には總長なるものもなく、又内容は各種專門教育で、所謂大學といふより高等專門學校程度のものである。而して入學者は醫藥學校を除き全部土人に限られてゐる。後段土人の高等教育を參照ありたし。

中央教育行政の組織―前記印度支那中央局は總書課を除く四課より成り、その擔當事務は次の通りである。別に視學官二名ありて局長を補佐す。

第一課　高等教育―大學の統制―訴訟

第二課　人事―私立教育―教育關係建物の認可―學校の分類

第三課　財政

第四課　學術・技藝專門機關の統轄

外に專門諮問機關として教育諮問會議がある。

地方教育行政の組織―印度支那教育行政の地方機關として、各地方長官の權限下に地方教育課長を置く。地方教育課長は技術關係に於て教育局長の監督を受け、管内各學校を監理するものである。

教育實施機關　印度支那教育實施機關として、初等普通教育機關・中等普通教育機關・高等普通教育機關・實業教育機關・土人特殊教育機關がある。以下順次之を說明する。

一　初等教育機關

初等普通教育には、佛蘭四人初等教育と土人初等教育の二に分ち得る。

佛蘭四人初等教育は佛本國に於ける初等教育と總ての點に於て同じ教育方法を授けるもので、種類には尋常・高等小學校及師範學校の三種がある。

而して入學者は全く佛人に限られてゐる。

尋常小學校―は男子・女子及混合の三種があつて、各必要都市に設立されてゐる。勿論課程は高等小學校及中等學校への入學準備に必要なる課程を授けるものである。印度支那を通じて三十校、一、四五二人の生徒を收容す（一九二七年現在）。

高等小學校及師範學校―は女子の入學するものは未だ出來てゐない。何れも男生徒の學校のみで、女子の爲には特に河内及西貢に在る、佛蘭西女學院に於てこの課程を授けられるのみである。高等小學校は印度支那を通じて五校、五八九人の生徒を收容してゐる（一九二七年現在）。

土人初等教育　は佛本國の小學教育法に印度支那地方の教育法を加味した教育方法で、種類も前佛蘭西人初等教育同樣、尋常・高等小學校及師範學校の三がある。入學者は土人に限られ、使用語は土語であるが、隨意科の形で佛語も教へてゐる。

尋常小學校―は五つの過程より成る。卽ち幼稚科・準備科・尋常科・中等尋常科・高等尋常科の五科で、年限は五箇年間である。就學兒童年齡は八歲以上十六歲迄と定められてゐる。而して尋常小學校は更に次の二種に分れてゐる。

一は前記五科の課程の全部を設備するもので、本種尋常小學校は、少くとも一縣の首府に一つは置かれてある。本小學校は土人全科小學校と稱してゐる。

二は前記五科の内の三科のみより成るもので、納稅者五百以下の市町村に設立されることになつてゐる。本小學校は土人別科小學校と稱す。

印度支那を通じて全科小學校は三一三校、生徒數七七、六八〇人、別科小學校三、三二九校、生徒數一五九、二〇〇人を數ふ（一九二七年現在）。

高等小學校及師範學校―は四年制で、印度支那を通じ一九校、四、七三八人の生徒を收容す（一九二七年現在）。

二　中等教育機關

中等普通教育も又佛蘭四人及土人中等教育の二に分別し得。

佛蘭西人中等教育　初等教育と同じく佛本國のそれと同じ過程を持つもので、印度支那には河内及西貢の二箇所に男女共學のもの二校あるのみである。卽ち前者は教育行政の項に述べたアルベール・サロー官立中學校（Lycée Albert Sarraut）で、教育局の直轄に屬し、後者は西貢公立中學校（Collège Chasseloup-Laubat）である。本校卒業生は大學及同等程度の入學資格を附與される。而して入學者は原則として佛人に限られてゐるが、土人子弟も入學し得ることが出來る。一九二七年の在校生は前者歐人及混血兒三四八人、東洋人一九六人、計五四四人、後者は四八九人を數へた。

土人中等教育　に於ては、從來前記佛蘭四人中等教育の所に述べた河内及西貢の二中學校に於て、高等小學校卒業の土人を入學せしめるのみであつた。修業年限は二箇年で、卒業者は土人中等學校卒業の資格を得て、印度支那の高等教育を受け得たのである。一九二七年現在としては土人中學校としては河内及西貢に二校あるに過ぎないが、最近主要地に土人公立中學校設立されて土人中等教育の設備が可成り好くなつて來てゐる。この中東京・河内の公立中學校は比較的以前より設立されてゐて、一九二七年の生徒は六一人を數へた。

三　高等普通教育機關

佛蘭西人高等教育　機關としては唯一校河内の醫藥學校あるのみである修業年限は五箇年で、最初の一箇年は豫科として（次の土人高等教育參照）、物理・化學・博物學を授け、後四箇年間醫學の課程を終へれば、佛本國に於けると同樣の學位を得る。

土人高等教育　としては次の各學校がある。一般にこの高等教育機關を總稱して河内大學と言つてゐる。

印度支那醫藥學校—École de Médecine et de Pharmacie de l'Indochine—は土人高等教育機關の重要なるもので、特別醫學（本科を終へれば學位を得る事前述佛人高等教育機關に述べたものと同様）・普通醫學・藥學・軍醫・助産の各科に分れてゐる。修業年限は四箇年で、本校のみ佛蘭西人も土人と共學にて四箇年を修め得ることになつてゐる。只佛蘭西人は更に一箇年を研究せしめて、本國に於けると同様の資格を得られる樣になつてゐる。

印度支那美術學校—École des Beaux-Arts de l'Indochine—は極く最近出來た學校で美術及建築學を本科とする、年限五箇年の學校である。

印度支那法文政學校—École des Hautes Études Indochinoises—は主として土人行政官吏志願者に對し、法律行政及文科に關する一般的教育を施すのが目的である。本校は以前法政學校と言つてゐたのを最近組織を新しくして文科を加へたもので、修業年限は三箇年、卒業生は見習二年の後三等書記に任命される。

獸醫學校—École Vétérinaire—は修業年限四箇年で、卒業生は見習獸醫に任命される。學校に獸醫病院を附屬せしめ、家畜の診療を行ふ。

高等師範學校—École Supérieure de Pédagogie—修業年限は三箇年で、文科・理科に區分さる。最終學年は實地教授に充當し、河内所在の中學校に於て實習せしむ。

高等農蠶業學校—École Supérieure l'Agriculture et de Sylviculture—修業年限三箇年、最終學年を農・林の二科に區分し、專門の教育を施す。卒業生は二箇年間の見習を了へたる後、農・林業各部の三等技手に任命せらる。

商業遞信學校—École de Commerce, des Postes et Télégraphes et de Radiotélégraphie—は商業志望及遞信局官吏志望の青年に對し、必要なる教育を施すを目的とし、商業・郵便・無線電信部の三部より成る。修業年限は三箇年である。

土木工務學校—École des Travaux Publics—は入學に一定の資格を要せず入學試驗に依つて生徒を採用す。土木科・建物及地籍科・地質科の三科に區分し、卒業生は工務・地籍・地質の各部に於て技手補に任用さる。修業年限は二箇年である。

應用科學學校—École des Sciences Appliquées—本校は土木工務學校の高等科課程を施す學校で一九二二年に於て設立されたものである。年限は一箇年で官公廳及私設工業關係の技術員を養成するを目的とし、高等工務科・化學工業科・電氣科・鑛山科・高等測量及地籍科の五科に分れてゐる。

四　實業教育機關

印度支那に於ける實業教育機關としては、工業學校（École Pratique d'Industrie）及裝飾工藝學校（École d'Art Indigène et d'Art décoratif）である。何れも土人の就學機關で、印度支那を通じ十一校、生徒數一、一六三人を數ふ（一九二七年現在）。

工業學校—は工業實習學校と稱し、將來熟練なる職工長たるべき教養ある職工を養成するを目的とする。修業年限は三箇年で、程度は初等教育程度である。現在は西貢、海防、プノム・ペン、順化、ヴィエンチアン五校の外に四貢には機關士學校といふのが新設された。

裝飾工藝學校—西貢に所在するのは裝飾工藝學校（École d'Art décoratif et Industriel）と稱し、河内のは應用工藝學校（École des Arts appliqués de Hanoi）と稱してゐる。修業年限は何れも四箇年で、河内のを除き他は何れも印度支那に於ける地方的傳統工藝の作振を助長すべき工匠の養成を目的とし、河内のは裝飾工藝の主任者を補佐すべき圖案家又は技術員を養成するを目的とす。此外に最近突如支那に設立せられたものにデア・デン製圖製版學校（École de Dessin et de Gravure de Giadinh）、ヒエン・ホア及トゥ・ドゥ・モ土人技藝學校（École d'Art Indigènes de Bién-hoa et Thu-dau-mot）が設立され、此種學校は五校を數ふるた至つた。

五　土人特殊教育機關

土人特殊教育機關に、東埔寨法政學校、安南政府高等研究所、老撾法政學校、プノム・ペン巴利高等學校等がある。

東埔寨法政學校—本校は一九一七年十一月二十日東埔寨王令に依り設置せられたもので、東埔寨官吏及裁判官の養成、又は是等官吏に對する補習教育を施すを目的とし、修業年限を二箇年とする。

安南政府高等研究所—一九二二年十月二十五日安南王令に依り、安南文部大臣の監督下に設置せられたもので、印度支那法文政學校卒業生たる安南人學生を一定の人員を限り收容する。學生は安南政府より年額六百比弗の學資を補給せらる。研究年限は二箇年である。

老撾法政學校—本校は一九二三年六月十二日理事廳令に依つて、設置せられたもので、老撾青年官吏の志願者に對し、十箇月間法政教育の補習を施すを目的とす。

プノム・ペン巴利高等學校—は一九一四年設置、巴利語、サンスクリット語等の特別教育に依り、佛教學を研究するを目的とする。修業年限は五箇年で、極東佛蘭西學校長（後段學術技藝調査研究機關參照）の保護下に、東埔寨文部大臣に隷屬す。

教育費　初等教育費—に就ては、新しき統計無く（完全なのが一九二二年の統計）、最近のものは何れも不完全で玆に纏め得ざるを遺憾とす。又事實各地方廳の報告中にその費目を擧げてゐないものもあり、果して印度支那全體の初等教育費が果して幾何なりやを擧げることは、事實上不可能である。但し安南・東京の地方廳報告には之を擧げてゐる。依つて玆にはその兩者中、比較的詳細に費目を分けてゐる安南理事廳の報告に依りそを揭げ、更にその學校數と對比して、先づ最近大體の校當り費用の見當を附け別に古いが完全である一九二二年の關係統計を擧げて、讀者の參考資料とする。尙中等學校以上の費用は、總豫算より支出されるを以て、印度支那總豫算項目中にも揭げある故、玆に、容易に之を揭げられる。

先づ一九二二年度の初等教育費に關する統計を見るに、佛人小學校の教育費は左表の通りである。

第一六表　佛領印度支那佛人初等學校教育費表

出所＝印度支那統計年鑑第二卷
金額單位＝千弗

		安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	計
佛人小學校	學校數	九	一	二	一	二	二五
	職員數	一〇	七	六	一	一〇	四四
	生徒數	一、三九	九〇	一、〇八	一一	一、九一	三、三九
	教育費	一〇	一〇	一三	四	一〇八	一七五
佛人高等小學校	學校數						
	職員數						
	生徒數						
	教育費						
教育費	人件						
	物件						
	計						

次に土人初等教育費を同年度の報告に據つて見れば、

第一七表　佛領印度支那國別土人初等學校教育費明細表

出所＝同前表
金額單位＝千弗

	學校數	教員數	生徒數	教育費	人件	物件	計
安南	一〇九	一三五	一、三八八	一〇	一〇九		一〇九
東埔寨	一一	一一	三四一	一三	一一		一一
交趾支那	一〇六	一一	三、〇八八	一三	一〇六		一〇六
老撾	一	一	三四	四	一		一
東京	一〇	一〇	二、九一	一〇八	一〇		一〇
計	二五	四四	七、三九	一七五	二四四		二四四
					一三五		一三五
					一三一		一三一
					一、八八		一、八八
					二九六		二九六

本項の最初に述べた通り、更に最近の教育費を知るために、安南の初等教育費及生徒數を擧ぐれば、

費用の分擔	市町村分擔	縣營支出	地方豫算支出	費用の分擔	件數	計	下級職員俸給	及雇員傭給	土人	歐人	教育費總額	內譯	生徒數	職員數	計	歐人	土人	學校數	計	別科小學校	全科小學校	地方
二七																						安南
																						柬埔寨
																						支那
																						那跋
																						老撾
																						東京
																						計

中等・高等・實業教育費及中央教育行政費に就て、最近各年度の總額を察するに、一九二五年に於て二、〇〇〇、八〇比弗、一九二六年二、三七二、二比弗、一九二七年二、三五九、八〇〇比弗を示し、一九二七年の內譯は次の通りである。

第一九表　印度支那中央教育行政、高等・中等・實業教育費表

費目	件數	費額
中央教育行政費	一三一	一三四、〇〇〇
高等教育費	一九	一九、〇〇〇
中等教育費	四七	四七、五〇〇
實業教育費	二三	二三、五〇〇
計	一七一	一七四、〇〇〇

（出所は前同）

第二〇表　佛領印度支那校種別私立學校一覽表

校種別	佛人學校	土人學校
東京		
安南		
交趾支那		
柬埔寨		
計		

（一九二七年度）

私立學校　印度支那に於ける私立學校は、之を宗教學校及普通學校の二に大別し得る。卽ち左表の通りである。但し老撾には私設學校無し。

有表の參考として、安南の初等學校數及生徒數を擧ぐれば、

校種別	一九二七年 校數	教員數	生徒數	一九二六年 校數	教員數	生徒數
土人高等小學校	六七	四六	二、三九	六九	四六	二、三〇
佛人小學校	一六	一〇二	二、九七	一六	一〇二	二、九三
計	八三	一五二	五、〇三六	八五	一五四	五、〇二三

（註二）

註一　佛人四九人、土人は男子訓導二二人、男子補助訓導四二人、男子臨時補助訓導六五人、女子訓導二五人、女子補助訓導四五人、佛人四八人、土人は男子訓導二一四人、男子補助訓導四一八人、女子訓導七四人、女子補助訓導二〇人、女子補助訓導四三人

註二　男子臨時補助訓導六五人、女子訓導二五人、女子補助訓導四五人

青費を表示すれば、

第一八表　印度支那安南初等教育費進年比較表

（出所は前同）

費目	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
建物費	一、四四五、〇〇〇	一、四八〇、〇〇〇	一、五二〇、〇〇〇	一、五八〇、〇〇〇	一、六四〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇
人件費	一、三四五、〇〇〇	一、三五八、〇〇〇	一、三七二、〇〇〇	一、三八六、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四一五、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇
計	二、七九〇、〇〇〇	二、八三八、〇〇〇	二、八九二、〇〇〇	二、九六六、〇〇〇	三、〇四〇、〇〇〇	三、一一五、〇〇〇	三、一八〇、〇〇〇

年度	佛教學校 學校數	佛教學校 職員數	佛教學校 生徒數	普通學校 學校數	普通學校 職員數	普通學校 生徒數	高等小學校 學校數	高等小學校 職員數	高等小學校 生徒數	補習科附小學校 學校數	補習科附小學校 職員數	補習科附小學校 生徒數	小學校 學校數	小學校 職員數	小學校 生徒數	別科小學校 學校數	別科小學校 職員數	別科小學校 生徒數	國語及支那字教授學校 學校數	國語及支那字教授學校 職員數	國語及支那字教授學校 生徒數	支那人學校 學校數	支那人學校 職員數	支那人學校 生徒數	計 學校數	計 職員數	計 生徒數
一九一四年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九一五年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九一六年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九一七年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九二四年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九二五年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九二六年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九二七年	一	一	一										一	一	一										二	二	二

年度	佛教學校 學校數	佛教學校 職員數	佛教學校 生徒數	普通學校 學校數	普通學校 職員數	普通學校 生徒數	高等小學校 學校數	高等小學校 職員數	高等小學校 生徒數	補習科附小學校 學校數	補習科附小學校 職員數	補習科附小學校 生徒數	小學校 學校數	小學校 職員數	小學校 生徒數	別科小學校 學校數	別科小學校 職員數	別科小學校 生徒數	國語及支那字教授學校 學校數	國語及支那字教授學校 職員數	國語及支那字教授學校 生徒數	支那人學校 學校數	支那人學校 職員數	支那人學校 生徒數	計 學校數	計 職員數	計 生徒數
一九一四年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九一五年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九一六年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九一七年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九二四年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九二五年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九二六年	一	一	一										一	一	一										二	二	二
一九二七年	一	一	一										一	一	一										二	二	二

註　概略數字

以下教育に關する各種統計を擧ぐ。

第二一表　佛領印度支那各學校佛人職員數連年比較表

出所ハ同前表
年度ハ學年度

年度	教授	小學教育訓導（男女）	實業教育教授	教室主任	計	職員別	アルベール・サロー中學校	東京	交趾支那	柬埔寨	安南	老撾	計
一九一四年	三	九	一	一	一四								
一九一五年	三五	一八	一	一	五五								
一九一六年	二六	一八	一	一	四六								
一九一七年	二三	九	一	一	三四								
一九二四年	一八	一〇	一	一	三〇								
一九二五年	一八	一一	一	一	三一								
一九二六年	一九	一一	一	一	三二								
一九二七年	一九	一一	一	一	三二								

年度	高等小學教育教授	小學教育男子訓導	小學教育女子訓導	小學教育男子補助訓導	小學教育女子補助訓導	職員別	アルベール・サロー中學校	東京	交趾支那	柬埔寨	安南	老撾	計
一九一四年	一	一											
一九一五年	一	一											
一九一六年	一	一											
一九一七年	一	一											
一九二四年	一	一											
一九二五年	一	一											
一九二六年	一	一											
一九二七年	一	一											

第二二表　佛領印度支那各學校土人職員數連年比較表

出所ハ同前表
年度ハ那曆年度

第二四表 佛領印度支那土人學校種別校數及生徒數連年比較表

校種別	年度	小學						高等小學						中學					
		一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年
東京	校數	二五	二五	二五	二五	二五	二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一、九二三	一、九二三	一、九二三	一、九二三	一、九二三	一、九二三	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
交趾支那	校數	四	四	四	四	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
柬埔寨	校數	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
安南	校數	七	七	七	七	七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
老撾	校數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
計	校數	三七	三七	三七	三七	三七	三七	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	生徒數	三、六四五	三、六四五	三、六四五	三、六四五	三、六四五	三、六四五	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇

出所 印度政府印刷局報告書

第二三表 佛領印度支那佛人學校校種別校數及生徒數連年比較表

校種別	年度	小學						高等小學						中學					
		一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年
東京	校數	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一
	生徒數	二、〇二九	二、〇二九	二、〇二九	二、〇二九	二、〇二九	二、〇二九	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
交趾支那	校數	四	四	四	四	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
柬埔寨	校數	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
安南	校數	七	七	七	七	七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
老撾	校數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
計	校數	三四	三四	三四	三四	三四	三四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	生徒數	三、五四五	三、五四五	三、五四五	三、五四五	三、五四五	三、五四五	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇

出所 印度政府印刷局報告書

第二三表 佛領印度支那佛人學校校種別校數及生徒數連年比較表

校種別	年度	小學						高等小學						中學					
		一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年
東京	校數	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一
	生徒數	二、〇二九	二、〇二九	二、〇二九	二、〇二九	二、〇二九	二、〇二九	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
交趾支那	校數	四	四	四	四	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
柬埔寨	校數	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
安南	校數	七	七	七	七	七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
老撾	校數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
計	校數	三四	三四	三四	三四	三四	三四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	生徒數	三、五四五	三、五四五	三、五四五	三、五四五	三、五四五	三、五四五	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇

出所 印度政府印刷局報告書

註一 外に臨時補助訓導七六四人あるも本表より之を除く

註二 外に臨時補助訓導八五三人あるも本表より之を除く

註三 外に臨時補助訓導五人其他三人あるも本表より之を除く

第二四表 佛領印度支那土人學校校種別校數及生徒數連年比較表

校種別	年度	小學						高等小學						中學					
		一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年
東京	校數	二五	二五	二五	二五	二五	二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一、九二三	一、九二三	一、九二三	一、九二三	一、九二三	一、九二三	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
交趾支那	校數	四	四	四	四	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
柬埔寨	校數	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
安南	校數	七	七	七	七	七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
老撾	校數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
計	校數	三七	三七	三七	三七	三七	三七	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	生徒數	三、六四五	三、六四五	三、六四五	三、六四五	三、六四五	三、六四五	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇

出所 印度政府印刷局報告書

第二三表 佛領印度支那佛人學校校種別校數及生徒數連年比較表

校種別	年度	小學						高等小學						中學					
		一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年
東京	校數	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一
	生徒數	二、〇二九	二、〇二九	二、〇二九	二、〇二九	二、〇二九	二、〇二九	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
交趾支那	校數	四	四	四	四	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
柬埔寨	校數	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
安南	校數	七	七	七	七	七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
老撾	校數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	生徒數	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
計	校數	三四	三四	三四	三四	三四	三四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	生徒數	三、五四五	三、五四五	三、五四五	三、五四五	三、五四五	三、五四五	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇

出所 印度政府印刷局報告書

	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
印度支那氣象臺	一、一七五	一、二五〇	一、三一七	一、三六三
農學調査研究所	六四、八五七	七〇、〇六八	八五、三一二	八二、三二五
印度支那漁業海洋部	一、〇六三	一、一三〇	一、一五三	一、一八〇
印度支那パストゥール研究所	六七、九四二	八八、九五六	九二、七八四	九六、六五二
細菌學醫學分析室	一〇五	一四三	一五八	一七四
解剖病理學室	八一五二	一〇八九〇	一一七四三	一二〇五三
恐水病室	八三一	四一〇五一	四五、五二一	四七、七四四
天然痘ワクチン室	四八	五一	五七	六五
細菌ワクチン室	二、〇〇一	三、〇〇三	三、三四八	四、一七三
結核ワクチン室	三、三三五	三、五三九	三、八七四	四、一七三
乳汁酵母室	一、〇四二	一、二三七	一、三八七	一、四四八
巴里パストゥール研究所血清治療室	二、三八、七〇八	二四、二八六五		

註　此内に師範學校を含む

次に印度支那高等專門學校の在學者數を擧ぐれば、一九二六年度に於て次の數字を示してゐる。

印度支那醫藥學校	一三七名（別に籌科九名）
獸醫學校	三〇名
印度支那美術學校	一八名
高等師範學校	七五名
高等農蠶業學校	三〇名
商業逓信學校	五〇名
土木工務學校	六四名
應用科學學校	四名

學術技藝調査研究機關

印度支那に於ける學術技藝調査研究機關として擧ぐべきものは、

印度支那パストゥール研究所
極東佛蘭西學院
各地所在保健衞生實驗室
鑛物試驗所
總督府經濟部
圖書館

印度支那パストゥール研究所　は在本國巴里のパストゥール研究所の監理下にあつて、從來はニヤ・トラン及西貢のニパストゥール研究所を組織してゐた。が一九二六年に至つて河内にもパストゥール研究所設置され、東京地方に於ける細菌學の研究を行ふことゝなつた。而してこの三パストゥール研究所を總轄して印度支那パストゥール研究所と稱す。尚一方スオイ・ジヤオ（Suoi-gia）、ドラン（Dran）、ヂリン（Djiring）及ホン・パ（Hon-Ba）の各植物生物學試驗場（La Station de Biologie Végétale）を監理し、農業企業家に資を與へ、パストゥール研究所と共に印度支那の經濟發展に益する所多大である。

印度支那パストゥール研究所の職務は、一は一般保健及公衆衞生に關して地方より質問者ありたる場合、人體及動物細菌學・應用化學の見地より之に應答すること、二は人體及動物病理學・一般保健等に關する研究をなし、延いて地方事業の進展を圖るのにある。左に各研究所別によりその組織及職務を略記する。

西貢パストゥール研究所―は次の各部に分れてゐる。

一、人體細菌學部
細菌學醫學分析室　本室の一九二六年に於ける各種細菌病者調査數は二八、九七一件に及んでゐる。
恐水病室　一九二六年施療一、一二六件
天然痘ワクチン室　交趾支那、南部安南、柬埔寨に配布した種痘ワクチンは一九二六年に三、四五一、三一〇帖で、別に乾燥ワクチン一二、八〇〇帖を造つてゐる。使用牛數は三一〇頭。
各種細菌ワクチン室　コレラ、ペスト、腸チフス、淋菌等の各種ワクチンを一九二六年には三、四〇七、九七〇帖造つてゐる。
巴里パストゥール研究所血清治療室　一九二六年には各種血清六五、一三五罎を造つた。
乳汁酵母室
社會衞生室
結核研究室
昆蟲及マラリア研究室

二、動物細菌學部　本細菌學はニヤ・トラン研究所に於て、殆んど專問に研究してゐる。本研究所に於ては、交趾支那に於ける各種動物疾病を擔當してゐるのみである。

三、化學部　は次の各室に分る。
生物化學研究室
料水監督室
審輸食料品取締室
地方工業に關する應用化學室

四、教育部

五、調査部

河内パストゥール研究所―は次の各部に分れてゐる。

一、人體細菌學部
細菌學醫學分析室
解剖病理學室
恐水病室
天然痘ワクチン室
細菌ワクチン室
結核ワクチン室
乳汁酵母室
巴里パストゥール研究所血清治療室

二、教育部

三、調査部
ニヤ・トラン、パストゥール研究所―は次の各部より成る。
一、實驗部
牛ペスト研究室
獸疫ワクチン室
二、教育部
三、調査部
尚前述せる植物生物學試驗場中、ドラン、ヂリン兩場には規那の栽培を行つてゐる。
所長及費用―印度支那パストゥール研究所長は、退職植民地軍々醫 Kerzin 氏でニヤ・トランに駐在してゐる。又研究所費は一九二六年度決定豫算では六萬三千比弗を計上されてゐる。

極東佛蘭西學院　は一九〇一年二月二十六日大統領令を以て、總督の統轄と佛蘭西學士院の監督下に、河内に設置せられたもので、その目的は印度支那考古學・言語學の研究指導、歷史、記念建造物の調査及保存、印度・支那・日本・馬來等隣接諸國の文化の研究等で、學生は一定の教養ある印度及極東

諸國の研究を志望する青年及研究の爲め極東に在留する學者より成り、自己の研究の傍ら、學院の特殊目的に向つて協力する。

院長は總督及本國學士院の推薦に依り、大統領令を以て任命さる。現院長は Arnousseau 氏である。

刊行物—本院の調査刊行物は、夫々 Bulletin となり、Série となり、又 Mémoires Archéologique となつて出てゐる（各々に就ては後說雜の部文献目錄參照）。

圖書館—本學院の主要圖書館は、河内に在る。其他地方には、老過リュアン・プラバン、柬埔寨プノム・ペンの二箇所に在つて、夫々各王朝以來の珍奇文献を所藏す。

博物館—は河内及ヴイエンチアヌに在る。主として支那人安南人の彫刻物が多い。

保健衞生實驗室　本室は印度支那各地に所在する印度支那保健醫務檢閱總本部所管の實驗室の事で、纏つた一の機關があるのではない。筆者の便宜上本項目を設けたまでゝある。これには次の種類がある。

印度支那癌豫防部—部長は Dr Le Roy des Barres 氏である。

保健及密實抑止實驗室—は東京河内に在る。

保健及細菌學實驗室—は安南順化、柬埔寨プノム・ペンにあるも、後者は研究所と稱す。

この外に天然痘ワクチン研究所各地に所在するも老過ヴイエンチアヌを除き、全部西貢パストウール研究所の監理下にある。

鑛物試驗所　は印度支那鑛山局下の一局鑛物試驗部の中にあるが、後述の鑛業中には之を省き玆に所載するが至當であらう。

本試驗部は次の試驗所より成つてゐる。

鑛物化學試驗所—各種鑛物の分析試驗を行ふ所である。

金屬試驗所—各種金屬（建築材料をも含む）の試驗所である。

右の外に撮影所があるが玆には省略す。

部長は Schneider 氏であるが實用に就ては後述鑛業の部參照）。

總督府經濟部　本部は從來總督府附屬官衙として一局をなしてゐたものであるが、一九二七年に於て內容を部分けして總督府へ直屬せしむることゝなつた。現在總督府經濟部の職務は、各種經濟事情統計の蒐集及作成と商業關係事務の二務に分れてゐる。玆に特に掲げた理由は勿論前者の職務に據る。卽ち各種經濟事情、各種統計の蒐集作成所として參考に擧げたのである。所屬官衙として一局をなしてゐた時は 刊行物として Bulletin Economique de l'Indochine を各月刊行し、別に年七册乃至八册のセリイを出してゐた。之れは印度支那研究者の好資料であつた。恐らく、總督府に直屬後と雖も當所より刊行されるものと信ぜらる。部長は統計官 Smolski 氏である。

圖書館　は印度支那文庫登錄局の所管で、河内の中央圖書館及地方圖書館に分れる。

中央圖書館—各種の圖書を集めてゐるが、殊に印度支那及東洋關係の書籍を所藏す。番號・アルファベティツク・種類に依り夫々分類された三通りのインデックスを備へてゐる。一九二六年度に於ける本館の圖書閱覽者總數は三六、〇〇〇人、日當り平均一〇〇人乃至一二五人で、最高記錄は二五〇人を示してゐる。閱覽者の三分之一は歐人で、三分の二は安南人である。本館貸出圖書部の成績は、一九二六年八月一日より一九二七年五月三十一日迄の間に貸出者數二九、三一五人、日當り平均一〇二人、貸出圖書數五六、九三七册を示した。

地方圖書館は安南、柬埔寨、交趾支那、老過の各國に所在し、理事廳の監理下に在る。

安南圖書館—は順化に所在し、圖書棚一、四二四棚を有す。

柬埔寨圖書館—はプノム・ペンに所在し、圖書棚約八千を有す。一九二六年度には八、一三三人の入館者あり、一日當り平均二七人を示す。貸出圖書は二萬部を越えた。圖書は柬埔寨歷史書、專門書が多い。

交趾支那圖書館—は西貢に所在し東洋關係書及美術書に富む。平均一日當り讀者四六人を示し、入館者は貸出部と共に四二、七〇〇人といふ數字である。

老過圖書館—は最近ヴイエンチアヌに設置されたものである。

中央圖書館長は、印度支那記錄文庫局長 Boudet 氏である。費用は一九二七年度豫算には、人件費四七、五五〇比弗、物件費一三、四〇〇比弗を計上されてゐる。

氣象臺　印度支那に於ける氣象臺は、東京キエン・アン縣のキエン・アンに所在するフ・リエン中央氣象臺の管轄下に印度支那各地に氣象臺（Station Météorologique）及測候所（Station Climatologique）を置く。氣象臺は次の各地に所在し、其數二五に達す。

支那：雲南府、廣州灣 Fort Bayard.

東京：Lao-kay, Lang-son, Mon-cay, Hai-duong, Haiphong.

安南：Thanh-hoa, Vinh, Dong-hoi, Quang-tri, Tourane, Quang-ngai, Qui-nhon, Nha-trang, Pa-tiran.

交趾支那：Baria. Ha-tien.

柬埔寨：Phnom Penh, Kratié, Battambang.

老過：Ban Houei Sai, Vientiane, Savannakhet, Pakse.

測候所は支那蒙自及龍州を加へ計四五箇所に所在す。卽ち

支那：蒙自及龍州（Lung Tcheou）

東京：Lai-chau, Chapa, Tuyên quang, Thanh-ha, Phu-tho, Tam-dao, Son tay, Hanoi, Nam-dinh, Ninh-binh.

安南：Cao-bai, Lao-ba, Hué, Kontum, Pleiku, Phuphog, B. Mélouté, Hon-ba, Dalat, Quinquina, Djiring, Phan-thiet.

交趾支那：Tay-ninh, Thu-dau-mot, Saigon, Gia-dinh, Cân-tho.

柬埔寨：Stung Treng, Kompong-thom, Siem Reap, Kompong-chhnang, Kompong-chhang, Pursat, Kompot.

老過：Luang Prabang, N. Khonmang, Paksane, Nape, Xieng Vang, Tchepone, Tadeing, Saravane, Attopeu.

中央氣象臺—は次の組織より成る。卽ち、氣象觀測部、雨量觀測部、農事氣象部、表時部、地震部。

刊行物—定期刊行物としては、次の如きものがある。

1. Bulletin mensuel des observations faites dans les Stations Météorologiques et Climatologiques du réseau indochinois.
2. Annales du Service Météorologique.
3. Bulletin sismologiques mensuels.
4. Ultérieurement, relevés des observations relatives au magnétisme terrestre.

中央氣象臺長は Bruzon 氏である。

農學調査研究所　Institut des Recherches agronomiques—は農業・牧畜・森林總監部に屬し、一九二五年印度支那理化學研究に代り西貢に設置せられたものである。未だ組織も新しい。職員も一九二七年に於て出揃つた程である。目的は農林學、殊に熱帶農學の調査研究にあることは勿論で、一九二七年當初に出來た大體の組織は、植物學及森林工藝學部・化學部・植物病理學部・植物苗木養成及檢疫部の四部を設置するに定つたものゝ樣である。地方に於ける組織は同年七月一日の總督令に據り略次の如く定つてゐる。卽ち實驗室及各種苗木養成所及檢疫支所を交趾支那に設け、將來本所の南部印度支那部の基礎を作り、交趾支那、柬埔寨、南部安南にその恩惠を與へんとするもの樣である。次に植物學及森林工藝學・化學・植物病理學の三部より成る。北部印度支那部の創設は一二年後に決定される筈である。

印度支那漁業海洋部　は一九二二年九月十日總督令に依り、安南ニヤ・トラン附近（Can-la）に設立せられたものである。

漁獵の化學的、專門的調査及實際、印度支那近海の漁場開發、漁業工業の調査及實際、海底地圖の作成等である。

部長は Krempf 氏である。

衛　生

概況及衛生行政

南洋を通じて暑熱の最も激しい所ではあり、又面積に於ける衛生狀態は可成り努力をなしつゝあるも、毎年相當の流行病發生し、概して未だ衛生狀態は完全に良好なりと言へないが、當局の努力に依つて年々に悪病者の數は減じてゐる。市街地に比して住民少く未開地多き爲め、政府が年々衛生には可成り努力をなしつゝあるが、一九二六年の如きは、ヨレラ全印度支那に蔓延し、約二萬人の罹病者を示し最近に於ける大記錄を示した。其他の流行病さしては天然痘・ペスト等が主なる流行病なるも年々その數は激減してゐる。

印度支那に於ける土人の出生死亡統計に就ては不明である。唯全印度支那に於ける歐人さ、交趾支那及東京に於ける亞細亞人の出生死亡統計のみ分明してゐる。それは次の通りである。

第二五表　佛領印度支那歐人出生・死亡統計連年比較表

年	出生	死亡
一九二三年	三一	一九
一九二四年	四一	九
一九二五年	一四二	九
一九二六年	一四五	一〇
一九二七年	一四〇	一〇

出所＝佛領印度支那政府統計局報告書

第二六表　交趾支那亞細亞人出生・死亡統計連年比較表

年	出生	死亡
一九二三年	三一、〇〇〇	四六、〇〇〇
一九二四年	四一、〇〇〇	五一、〇〇〇
一九二五年	四三、〇〇〇	四六、〇〇〇
一九二六年	四五、〇〇〇	三八、〇〇〇
一九二七年	四六、〇〇〇	五三、〇〇〇

出所＝同上

死亡の中一九七名は救護班所屬の定員、六七名は植民地軍所屬の軍醫及藥劑官、教護班嘱託の醫師、臨時勤務の開業醫等である。

佛人醫官一一九二七年六月三十日現在に於ける佛人醫官は一八四名で、其内訳は次の通りである。

種別	人數
土人醫官	一一
土人助手醫員	一
土人助産婦	一
土人藥劑員	一
土人助手藥劑員	一
將來土人醫官たるべき者	二
土人助手醫員たるべき者	一
土人助産婦	一
同上現在に於て	三四五名を數ふ。

佛人醫官は一九二七年六月現在に於て一八九名を數ふ。

土人醫官一現在に於ては二名あるのみであるが、一九二六年の如きは、ヨレラ全印度支那に蔓延し、約二萬人の罹病者を示し最近に於ける大記錄を示した。其他の流行病さしては天然痘・ペスト等が主なる流行病なるも年々その數は激減してゐる。

印度支那に於ける土人の出生死亡統計に就ては不明である。唯全印度支那に於ける歐人さ、交趾支那及東京に於ける亞細亞人の出生死亡統計のみ分明してゐる。それは次の通りである。

第二五表　佛領印度支那歐人出生・死亡統計連年比較表

年	出生	死亡
一九二三年	三一	一九
一九二四年	四一	九
一九二五年	一四二	九
一九二六年	一四五	一〇
一九二七年	一四〇	一〇

出所＝佛領印度支那政府統計局報告書

第二六表　交趾支那亞細亞人出生・死亡統計連年比較表

年	出生	死亡
一九二三年	三一、〇〇〇	四六、〇〇〇
一九二四年	四一、〇〇〇	五一、〇〇〇
一九二五年	四三、〇〇〇	四六、〇〇〇
一九二六年	四五、〇〇〇	三八、〇〇〇
一九二七年	四六、〇〇〇	五三、〇〇〇

出所＝同上

死亡の中一九七名は救護班所屬の定員、六七名は植民地軍所屬の軍醫及藥劑官、教護班嘱託の醫師、臨時勤務の開業醫等である。

佛人醫官一一九二七年六月三十日現在に於ける佛人醫官は一八四名で、其内訳は次の通りである。

種別	人數
土人醫官	一一
土人助手醫員	一
土人助産婦	一
土人藥劑員	一
土人助手藥劑員	一
將來土人醫官たるべき者	二
土人助手醫員たるべき者	一
土人助産婦	一
同上現在に於て	三四五名を數ふ。

第二七表　佛領印度支那各種醫師數連年比較表

出所＝一九二七年醫事衛生報告書

年	土人助産婦	土人藥劑員	土人助手醫員	佛人醫官	計
行政官廳				八	八
東京				四〇	四〇
安南				二七	二七
交趾支那	四四	八	四	四〇	九六
柬埔寨	一〇	一	一	一〇	二二
老撾	一〇	一	一	一〇	二二
廣州灣	一	一	一	一	四
在外病院	一	一	一	八	一一
所1パストリ研究	一	一	一	五	八
計	一六	一二	一〇	一二七	一六五

第二八表　佛領印度支那各國別各種病院數表

關の配置は次表の通りである。

病院　印度支那に於ける各年末現在の各種病院數及之に準ずべき療養機關の配置は次表の通りである。

出所＝同前表

種別・年次	遷移院動産	容姙所婦収	療養所	院簡易病	院主要病	備考
	一九二六年	一九二五年	一九二四年	一九二六年	一九二五年	一九二四年	
東京	—	—	—	五	四	四	各年次は何れも六月末日現在、土人醫官は僅少なるを以て本表より除く。
安南	—	—	—	二	二	二	
支那埔寨	—	—	—	二	二	二	
老撾	—	—	—	一	一	一	
廣州灣	—	—	—	一	一	一	
計	—	—	—	一一	一〇	一〇	

種別・年次	院精神病	隔離所	癩療養	癆病院	所癩療養	孤児院	托児所	癆療院	濟癩疾院	備考
	一九二六年	一九二五年	一九二四年	一九二六年	一九二五年	一九二四年	一九二六年	一九二五年	一九二四年	一九二五年	一九二四年	
東京	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	各年次は何れも六月末日現在、土人醫官は僅少なるを以て本表より除く。
安南	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
支那埔寨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
老撾	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
廣州灣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
計	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	

第二九表　佛領印度支那各國別入院患者數及同手當延日數

連年比較表

出所＝同前表

	在院患者		外病院		計		（入院患者數）
	一九二一年	一九二二年	一九二一年	一九二二年	一九二一年	一九二二年	
東京	四〇二	四一五	四八二	四八五	八八四	八九〇	
安南	四一五	四一五	八六三	八六三	一二七八	一二七八	
支那埔寨	四一五	四一五	七七三	七七三	一一九〇	一一九〇	
老撾	四一五	四一五	七七三	七七三	一一九〇	一一九〇	
廣州灣	四一五	四一五	七七三	七七三	一一九〇	一一九〇	
計	二〇一〇	二〇一〇	三八四四	三八四四	五八五四	五八五四	

	在院患者		外病院		計		（同上手當延日數）
	一九二一年	一九二二年	一九二一年	一九二二年	一九二一年	一九二二年	
東京	一四五二〇	一四五二〇	一〇〇七二	一〇〇七二	二四五九二	二四五九二	
安南	一四五二〇	一四五二〇	五四九五	五四九五	一九九七五	一九九七五	
支那埔寨	一四五二〇	一四五二〇	五四九五	五四九五	一九九七五	一九九七五	
老撾	一四五二〇	一四五二〇	五四九五	五四九五	一九九七五	一九九七五	
廣州灣	一四五二〇	一四五二〇	五四九五	五四九五	一九九七五	一九九七五	
計	七二六〇	七二六〇	三五〇二五	三五〇二五	九七七二五	九七七二五	

最近五箇年間の患者統計を示せば次の二表の通りである。但し各種病院、癩養所及救護班の施療患者及一般診察患者數（癩療養所を除く）である。

第三〇表　佛領印度支那國別一般診察患者數及保健相談者數連年比較表

出所＝同前表

	（保健相談者數）						
	二一九年	二一九年	三一九年	三一九年	四一九年	五一九年	六一九年
東京	四四〇三	四五〇三	五五〇八	五五九五	五五九五	五五九五	六六一〇
安南	四四〇六	五四九四	五四九四	五四九四	五四九四	五四九四	六六一〇
支那埔寨	三五〇四	四四〇六	四四〇六	四四〇六	四四〇六	四四〇六	五五九四
老撾	三五〇四	三五〇四	四四〇六	四四〇六	四四〇六	四四〇六	五五九四
廣州灣	三五〇四	三五〇四	四四〇六	四四〇六	四四〇六	四四〇六	五五九四
計	一九〇五	二一九五	二二四二	二二四二	二二四二	二二四二	二六一〇

	（同上手當延日數）						
	二一九年	二一九年	三一九年	三一九年	四一九年	五一九年	六一九年
東京	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四
安南	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四
支那埔寨	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四
老撾	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四
廣州灣	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四	七六四四
計	三八二〇	三八二〇	三八二〇	三八二〇	三八二〇	三八二〇	三八二〇

註　癩療養所施療患者を含まず、含めば恐らく八〇〇〇若しくは夫以上なるべし。

第三表　佛領印度支那國別水上衛生警察檢疫船舶成績連年比較表

出所＝同前表

國別	檢疫船舶隻數						檢疫處分		注意事項					
	汽船	軍艦	大型帆船（或瓩滿用）	汽船	帆船（或瓩滿用）	特別に船舶注意を要し檢疫處分を受けたる船舶數	歐人	土人	族行狀下附 歐人	族行狀下附 土人	痲痺防止注射 歐人	痲痺防止注射 土人	檢疫港內隔離たる船舶數	檢疫港內隔離たる船客數 歐人	檢疫港內隔離たる船客數 土人
一九二六年	三五														
計	三八														
一九二五年	三五														
計	四八														
一九二四年	一九														
計	一〇二														

第三表　佛領印度支那在外病院成績連年比較表

出所＝同前表

所在地名	病床數 歐人用	病床數 土人用	入院患者數 歐人 人數	入院患者數 歐人 延日數	入院患者數 土人 人數	入院患者數 土人 延日數	診察件數 歐人 相談者數	診察件數 歐人 診察者數	診察件數 土人 相談者數	診察件數 土人 診察者數
一一一一										
九九九九										
二二二二										
五四三二										
年年年年										
一一一一										
九九九九										
二二二二										
五四三二										
年年年年										
一一一一										
九九九九										
二二二二										
五四三二										
年年年年										
一一一一										
九九九九										
二二二二										
五四三二										
年年年年										
一一一一										
九九九九										
二二二二										
五四三二										
年年年年										

第三表　佛領印度支那國別水上衛生警察檢疫船舶成績連年比較表

出所＝同前表

國別	檢疫船舶隻數						檢疫處分		注意事項					
	汽船	軍艦	大型帆船（或瓩滿用）	汽船	帆船（或瓩滿用）	特別に船舶注意を要し檢疫處分を受けたる船舶數	歐人	土人	族行狀下附 歐人	族行狀下附 土人	痲痺防止注射 歐人	痲痺防止注射 土人	檢疫港內隔離たる船舶數	檢疫港內隔離たる船客數 歐人	檢疫港內隔離たる船客數 土人
一九二六年	三五														
計	三八														
一九二五年	三五														
計	四八														
一九二四年	一九														
計	一〇二														

廣老灣州　廣安東安那志　（一般診察患者數）

廣老灣州	廣安東安那志	計	在廣州灣外病院
二三六	二三六	二三六	二三六
七九一	七九一	一五五九五	一五五九五
九一五	九一五	九六六五	九六六五
九四四	九四四	一四六〇八	一四六〇八
一四九三	一四九三	一四六〇四	一四六〇四

佛領印度支那…衛生

救護班　は印度支那に於ける主要なる衛生行政實施機關で、前述せる佛人醫官、土人醫官、土人助手醫員、土人助手醫補員、土人助產婦を以て編成さる。各國に局長駐在（河內、順化、西貢、プノム・ペン、ヴィエンチアン、ヌ各國には地方保健委員會ありて地方衛生行政に任ず。又國立病院・其他各國病院・療養所・肺疾所・實驗室等を設けこを管理す。

水上衛生警察　は各國主要都市に本部を置き前救護班に同じ、但し老撾を除く、各地に支所を設置す。一九二六年に於ける各國別に於ける檢疫船舶成績は次表の通りである。

在外病院	計
二五六〇七	三四八〇四
二五九五四	三六六〇四
二五九五四	四三八〇八
二五九五〇	五〇七〇四
一四六〇七	五四六〇四

在外病院　は印度支那總督府の支辨にかゝる支那及泰國所在の在外病院で、前記の如く計九箇所にある。其內最も規模の大なのは廣東で、佛人軍醫官二名、支那人醫員七名より成り、別に七十名の慶生州屬である。次表は各在外病院に於ける成績表である。但し一九二六年の患者數及收容し得る醫學校を附設されてゐないの詳細なる數字は未だ發表

出所＝同前表

在廣州灣外病院	計	在廣安東安那志
二五六〇七	三四八〇四	二五六〇七
二五九五四	三六六〇四	一五五九五四
二五九五四	四三八〇八	九六六五四
二五九五〇	五〇七〇四	一四六〇八
一四六〇七	五四六〇四	一四六〇四

傳染病　コレラ―前にも一言した通り、コレラは印度支那に於ける傳染病中毎年流行を來すものであるが、一九二六年には殊に激しく、非常に大きな記錄を示した。最近十箇年の間に於て最も流行を來したのは、一九一九年で罹病者七千人（死亡約五千人）を示したのを頂上として、一九二五年當初迄は非常に激減し、同年當初の如き二百人足らずの罹病者を見るに過ぎなかつたが、翌一九二六年には急激な流行を來し、罹病者一九、九七九人（死亡一五、四三三人）といふ數字を示したのである。卽ち左の如し。

國別	罹病者	死亡者
東京	七、六〇四	五、一九二
交趾支那	五、一二七	三、九九三
柬埔寨	四、四〇八	四、〇七七
安南	一、二四三	九〇四
廣州灣	一、〇六三	七四六
老撾	五三四	五二一
計	一九、九七九	一五、四三三

その死亡率は全印度支那七六・六%を示し、國別最高は老撾の九七・六%、柬埔寨の九二・四%の順で、頗る高い。この爲めに使用された豫防ワクチンの注射件數二、一七二、七八四と言ふ數字を示した。

天然痘―も流行病の一である。近年に於ては一九一八年及一九二四年に成り流行を見た。卽ち兩年共その罹病者六千人に近く、死亡者は一九二四年の方稍多く千五百人を越えた。一九二五年に於ても餘勢あり、約五千四百人の罹病者を出したが、一九二六年に入つて急減してゐる。卽ち一九二六年に於ては、二、二七九人の罹病者あり、死亡者はその中四三九人を示した。ワクチン注射數は四、三五八、一二九といふ數字である。罹病者の減少はワクチン注射が著しき効果を表したものと言はれてゐる。

ペストーは近年益々減少を示してゐる。近年最も猖獗を示したのは、矢張り一九一八年で千八百五十餘人の罹病者（死亡者約一、四八〇）を出した。其後に於ては、一九二二年に可成り流行し約千三百人に近い罹病者を出した。それ以後漸次少くなり、一九二六年の如きは二百三十九人にしか達しない。それも老撾東京の二國には全然發生せず、廣州灣（一一五）、交趾支那（六九）、柬埔寨（五三）が發生地であつた。

癩病―は交趾支那が他の國々に比して最も多い事は餘り知られてゐない。約一萬人と見積られてゐる。東京に於ては、一九二六年五六四人の新患者發見され、合計二、三五一人といふ數字が計上された。老撾にては七四人、柬埔寨にては一八二人が發見された。

トラホームーは甚だ多い。一九二六年交趾支那に於ては施療患者二、八〇七人中五二七人は細粒呈狀結膜炎であつた。又堤岸及西貢の眼科移動施療班及治療所に於ては施療患者數二六、一六九人に達した。河内の移動施療班に於ても同じく可成りの數字を擧げてゐるが、東京地方は交趾支那よりも患者が多いといふことである。

衞生費　一九二六年に承認された豫算内容を擧ぐれば次の通りである。

總額五、四七九、三九二・六七比弗（前年五、三八七、六一五・〇〇）の中

第三三表　一九二六年佛領印度支那衞生費表

出所は同前表　比弗

保健醫務部内各部局費	二三、五四〇・〇〇
印度支那パストゥール研究所補助費	六三、〇〇〇・〇〇
在外病院費	一二三、七七一・〇〇
救護班廳舍建築費	五四四、四〇〇・〇〇
東京	一、一九一、七〇〇・〇〇
安南	九七七、六六一・三六
交趾支那	一、四八八、六一三・〇四
柬埔寨	六四九、六二九・〇〇
老撾	二九九、三四六・二七
廣州灣	一七、七三二・〇〇

この支辨分擔は

印度支那總豫算より	二〇三、〇二〇・〇〇
印度支那地方總豫算より	四、七七八、〇三七・六三
特別都市豫算より	二三二、四八四・〇〇
特別縣豫算より	一三一、九三〇・五二
寄附其他の豫算より	三三、九二〇・五二

財政

制度及概況　印度支那政府の財政制度は、植民地高等會議の協贊を經て總督に依て裁決せられ、本國に於て植民大臣の發議に基き、內閣を通過し、大統領令を以て最後に裁決せられる（詳細は政治の部―總督の財政上の權限參照）。中央財政の收支事務は印度支那出納部長たる會計總監之を管掌し、地方財政は地方駐在の會計及特別會計官之を統一管掌する。最近中央政府の實行豫算に於て見るに、歲入七二、三八八、〇〇〇比弗を示し、十年前の五〇、三〇四、〇〇〇比弗に比すれば、約四割四分の增加を示す。これ一般農業其他產業の發達と共に各種官業收入等の增收に基くものである。但し一九二四年二五年に於ては歲入の減少を示し、止むなく每年度の剩餘金を以て當てゝゐた。各年度準備金は九百餘萬比弗（一九二五年）に減じたが、一九二六年には頗る好なる財政狀態を示し、準備金も千百餘萬比弗に增してゐる。從來この豫備金は每年膨脹し、一時一九二二年度末の如き三千七百八十餘萬比弗を示したことがある。歲出も年々增加してゐるが、最近一九二二年以降は膨脹せず寧ろ減少を示してゐた。然るに一九二六年度に於ては急激に七六、〇九二、〇〇〇比弗を示し、前年度に比し約五、〇〇〇、〇〇〇比弗の增加である。是を十年前の四〇、九六〇、〇〇〇比弗に比すれば、實に約八割六分の膨脹である。

財政機關　印度支那に於ける財政機關は、前記政治の部に於ても示した通り次の諸機關に依つて代表される。

印度支那財務監督部―獨立行政機關で、主務は行政官廳に依り植民地に於て支辨せらるゝ各種豫算の實施監督にある。但し本部の豫算實施監督權は交趾支那地方豫算、プノム・ペン市、トウラヌ市、堤岸市及一九一一年十月二十日大統領令に依り總督の指定する各都市の豫算、竝に土人の特別豫算に屬する安南政府豫算、交趾支那、柬埔寨及東京の各町村組合豫算に及ばざる規定である。又本部は總督若くは植民地經理部長に對し、每年植民大臣より委任する植民省豫算の民政費及軍事費の管理竝に各商業會議所特別豫算に對してその監督權を行使す。組織は河內に本部を置き、部長之を統轄し、各國首都に部長代理人を駐在せしむ。

印度支那財務部―は總督府の財政事務を管掌するにあるが、一九〇八年以降登記土地所有權、印紙稅等の純然たる稅務關係事務を兼攝することゝなつた。本部の權限中最も重要なるは總豫算及同附屬豫算關係の權限で、財務部長は總督の特別委任に依り且その責任の下に、又總務長官の監督下に上記豫算の編成及實施に任じ、事實上に於て豫算歲出の主たる支拂命令官である。組織は祕書課を除く五課より成り、財務部長統轄す。

印度支那出納部―は所謂會計檢查院の職務を司る機關で、印度支那會計總監を部長とし、印度支那財政の收支事務を統轄せしむ。中央財政は會計總監之を管掌し、地方財政は、各國主都に駐在する會計官（交趾支那）、若しくは特別會計官をして掌らしむ。

印度支那關稅・稅務局―は其名の通り、各種豫算の歲入となるべき各種間

接稅及其他諸稅の徵收（登錄局所管のものを除く）登錄稅、官有財產收入、印紙稅等）に當つてゐる。卽ちその稅の種類は次の如くである。關稅、關稅附加稅（統計稅、通過稅、解船稅、礦油入庫稅、米穀輸出稅、鑛物輸出稅、保管稅、時間外監視手數料）。

阿片・鹽・酒精の專賣收入、煙草・骨牌の移動稅、礦油・燐寸・火藥類の消費稅と組織は本部を河內に設け局長之を統べ、各地に支部（監督部）を設け、支部長は所轄區域を統轄せしむ。本部は二局に分れ庶務人事課を除く五課より成る。支部は東京（海防）、交趾支那（西貢）、安南（トウラヌ）、柬埔寨（プノム・ペン）に在り、老撾（ヴイエンチアヌ）には監督部を設置す。各支部下には更に各管區ありて、管區內各地には多くの收稅所設置さる。

印度支那登錄局―は財務部長の監督下に局長を置き、事務を總轄せしむ。所管事務は、罰金・科料・訴訟費用及行政處分に基く徵收金の收納事務、抵當物の保管、動產の公賣豫納金收納、同上の登記、相續及無主財產の管理、證券印紙類の販賣事務、不動產又は國債を以てする保證金の保管事務、印紙稅及不動產稅の設定等である。組織は本部を河內に置き、各地に多くの課を設く。

印度支那不動產部―は同じく財務部長、登錄局長の監督下に登錄局の第二級檢閱官部長を兼攝し之を統轄す。交趾支那に不動產主事を駐在せしむ。

豫算　印度支那豫算は總豫算（中央）及地方豫算の二つに分別し得る。

總豫算　最近五箇年間の實行總豫算を比較するに

第三四表　佛領印度支那實行總豫算總額（中央）連年比較表

出所＝統計年鑑第一卷附册　單位＝千比弗

年度	歲入歲出過不足	年度末に於ける準備金（註）
一九二二年	(一)四〇五六	三七八一四
一九二三年	(一)一〇四一一	二六三七
一九二四年	(一)一二七三〇	一二七三
一九二五年	(一)七二六	九四〇五
一九二六年	三七〇四	一二一五九

註　準備金は從來各年度に於ける剩餘金を以て積立てたるものである。不足の場合之を充當する。表中(一)は不足を示す。

歲入の內容概略―

出所＝同前表　單位＝千比弗

第三五表　佛領印度支那實行總豫算歲入內容連年比較表

年度	關稅收入	間接稅收入	專賣收入總額	支出總額	純收入	登記料印紙稅官有財產收入	其他
一九二二年	一二七二	一六四五〇	二九七二三	一八三八四	一〇七四六	二七〇	一七五一〇
一九二三年	一〇八〇五	一八二二	三一、六七一	一八、九五七	一二、七三五	三四五七	一九八四七
一九二四年	九八八五	一五七二	三一、三二八	一五、五九三	一五、七三五	四、一〇二	二〇四三八
一九二五年	九〇二六	一七五七二	二八、五五七	一四、五四〇	一四、〇一七	四、四〇五	一八、九八三
一九二六年	一四、七四二	一五、七八八	三一、四四〇	一五、四一二	一六、〇三八	五、〇九二	二〇、七七八

第三六表　佛領印度支那實行總豫算歲出連年比較表

出所＝同前表　單位＝千比弗

年度	新規事業費	地方豫算及附屬豫算への補助額	其他
一九二二年	一〇七四六	八一一五	
一九二三年	一二、八三一	八、〇三六	
一九二四年	三三五五三	八、四七九	
一九二五年	二二〇九五	九、八〇四	
一九二六年	七二七四	一五、一五九	

一九二七年度修正總豫算案內容―次に一九二七年度に於ける修正總豫算案の內容を擧ぐれば、次の如くである。

第三七表　佛領印度支那一九二七年度修正總豫算案內容一覽表

出所＝一九二七年綱書屬議報告書　單位＝比弗

歲入

經常部

關稅收入	二〇、四九四、九一〇・〇〇
輸出入の際徵收される關稅以外の收入	三、二〇四、一五五・〇〇
消費稅及商品移動稅	一四、三四六、四六〇・〇〇
專賣收入	三一、二二四、八九五・〇〇
登記料、印紙稅、官有財產收入及其他諸稅	七、八〇五、一四三・五五
郵便、電信、電話、無線電信收入	三、一五五、五二七・六四
其他の收入	三、五五九、〇一二・六二
計	八三、七九〇、一〇三・八一

歲出

經常部

一、公債年賦償還金及恩給	二、八七一、八六〇・〇〇 比弗
二、本國政府分擔金	一二、九一五、五四〇・〇〇
財政法に依るもの	二、七五六、〇六〇・〇〇
內陸軍費	八、七四九、八〇〇・〇〇
海軍費	八五六、四〇〇・〇〇
航空費	一八四、〇〇〇・〇〇
其他	三六九、二八〇・〇〇
三、地方豫算補助金	一二、〇九九、六七五・〇〇
四、政策費	四一五、〇八〇・〇〇
機密費	一五五、〇〇〇・〇〇
官吏終身手當金	九、〇八〇・〇〇
外交費	三五、〇〇〇・〇〇
新聞其他補助費	二一六、〇〇〇・〇〇
五、總督府費	七三一、四六〇・〇〇
人件費	五二七、九一〇・〇〇
物件費	二〇三、五五〇・〇〇
六、司法裁判費	八一八、三二〇・〇〇
人件費	七六一、七一〇・〇〇
物件費	五六、六一〇・〇〇
七、財政費	二一、九一八、二〇〇・〇〇
財務監督局費	一三二、五七〇・〇〇
財務部費	二七九、一二〇・〇〇
登錄局費（登記、官有財產及印紙）	三九四、八九〇・〇〇

一〇、郵便・電信・電話費

年度	陸地測量部費	農業・牧畜・森林總監部費	展覽會費	在巴里印度支那經濟事務局費	海員編務部費	鑛山費	經濟局費	保健衛生費	科學研究所費	文庫記錄局費	實業學校教育費	高等學校教育費	中等學校教育費	小學校教育費	施設費	事業品購入費	關稅及稅務局費	計
安南	六、八二三、四八〇・〇〇	三七一、一〇〇・〇〇	六、〇〇〇・〇〇	七三、二三〇・〇〇	一、三二二、七〇〇・〇〇	三、二〇三、五三〇・〇〇	四三五、四三〇・〇〇	五〇、八九三・〇〇	二三九、三七〇・〇〇	六〇、九五二・〇〇	二六六、六二〇・〇〇	二七六、二八〇・〇〇	五、二三一、九五〇・〇〇	二、三一一、三一〇・〇〇	一、四六、六五一・〇〇	二、七三、四三〇・〇〇	六、三三三、八六〇・〇〇	二七、三四〇・〇〇
南京	一八、一一〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	一、三一一、七〇〇・〇〇	二、三〇〇・〇〇	五、五六〇・〇〇	一、一一七、〇〇〇・〇〇	三四八、四三〇・〇〇	八、九三・〇〇	三七、三七〇・〇〇	九、五二〇・〇〇	二八、二八〇・〇〇	二六、二〇〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	二一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇
東埔寨	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇
老撾	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇
交趾支那	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇
計	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇

第三九表 佛領印度支那國別實行地方豫算歲入連年比較表

年度	無線電信部及西貢無線電信所費	遞信局費	郵便・電信・電話費	陸地測量部費	農業・牧畜・森林總監部費	展覽會費	在巴里印度支那經濟事務局費	海員編務部費	鑛山費	經濟局費	保健衛生費	科學研究所費	文庫記錄局費	實業學校教育費	高等學校教育費	中等學校教育費	小學校教育費	施設費	事業品購入費	關稅及稅務局費	計
安南	一、二三五、〇〇〇・〇〇	五、四六二、三〇〇・〇〇	六、八二三、四六〇・〇〇	六、二八一、一〇〇・〇〇	三七一、一〇〇・〇〇	六、〇〇〇・〇〇	七三、二三〇・〇〇	一、三一一、七〇〇・〇〇	三、二〇三、五三〇・〇〇	四三五、四三〇・〇〇	五〇、八九三・〇〇	二三九、三七〇・〇〇	六〇、九五二・〇〇	二六六、六二〇・〇〇	二七六、二八〇・〇〇	五、二三一、九五〇・〇〇	二、三一一、三一〇・〇〇	一、四六、六五一・〇〇	二、七三、四三〇・〇〇	六、三三三、八六〇・〇〇	二七、三四〇・〇〇
南京	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一八、一一〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	一、三一一、七〇〇・〇〇	二、三〇〇・〇〇	五、五六〇・〇〇	一、一一七、〇〇〇・〇〇	三四八、四三〇・〇〇	八、九三・〇〇	三七、三七〇・〇〇	九、五二〇・〇〇	二八、二八〇・〇〇	二六、二〇〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	二一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇
東埔寨	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇
老撾	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇
交趾支那	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇
計	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇

更に歲入に就て最近五箇年の實行地方豫算を比較すれば

第三八表 佛領印度支那一九二六年度實行地方豫算額表

國別	歲入	歲出	過不足
安南	九六、八六〇	九六、八六〇	一三、六三
東京	一八、四三三	一八、四三三	一、六三三
柬埔寨	三、四三六	一〇、六六〇	一、三三七
老撾	三、五三五	三、三三六	一九九
交趾支那	一六、九六〇	一六、九六〇	一、三三六
計	一四、三六九	一四、三六九	一、三三六

地方豫算最近實行豫算に就て見るに

二、雜

建設費

道路橋梁新設費	一三、四〇〇・〇〇	一一、三一〇・〇〇	一五、三五〇・〇〇
農業水利新設費	五、二〇〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇
營繕費	一一、四〇〇・〇〇	一一、二六〇・〇〇	一一、二六〇・〇〇
維持費	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇
工務總監部費	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇
木	一五、三五〇・〇〇	一五、三五〇・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇
計	一四、三六九・〇〇	一四、三六九・〇〇	一、三一一、三一〇・〇〇

九、經濟保健衛生費

年度	總督豫算補助金	各種歲入（但し補助金及各種奬勵金を含まず）	安南	南京	東埔寨	老撾	交趾支那	計
一九一一年								
一九一二年								
一九一三年								
一九一四年								
一九一五年								
一九一六年								
一九一七年								
一九一八年								
一九一九年								
一九二〇年	四九四三	四九四三	二六八	一七四三	七四九	一七四三	一〇七〇一	三五八
一九二一年	五〇七九	五〇七九	二七九四	一七五一	七四九	一七五一	一〇七〇一	三五四五
一九二二年	五八三五	五八三五	二七九四	一七四三	七四九	一七四三	一〇七〇一	三五四五
一九二三年	五八四六	五八四六	二七九四	一七四三	七四九	一七四三	一〇七〇一	三五四五
一九二四年	五八四六	五八四六	二七九四	一七四三	七四九	一七四三	一〇七〇一	三五四五
一九二五年	五八四六	五八四六	二七九四	一七四三	七四九	一七四三	一〇七〇一	三五四五
一九二六年	五八四六	五八四六	二七九四	一七四三	七四九	一七四三	一〇七〇一	三五四五

同じく歲出を比較すれば（但し豫算から豫算への返還額を含まず）

第四〇表 佛領印度支那國別實行地方豫算歲出連年比較表

年度	安南	南京	東埔寨	老撾	交趾支那	計
一九一一年	七六〇二	二五四〇	七六〇五	二六一〇	一二七五	四六二九
一九一二年	七六二三	二五四〇	七六二九	二六四二	一二七五	四六四二
一九一三年	八四二九	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六四六
一九一四年	八四三五	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六四六
一九一五年	九四二一	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六五三
一九一六年	九五四六	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六五三
一九一七年	九五四六	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六五三
一九一八年	九五四六	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六五三
一九一九年	九五四六	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六五三
一九二〇年	九五四六	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六五三
一九二一年	九五四六	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六五三
一九二二年	九五四六	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六五三
一九二三年	九五四六	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六五三
一九二四年	九五四六	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六五三
一九二五年	九五四六	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六五三
一九二六年	九五四六	二五六九	七六二九	二六四二	一二七五	四六五三

公債　印度支那の公債としては次の如きものがある。

一、一八九六年二月十日發布の法令に依り承認せられたる安南・東京兩保護國八千萬法公債、年利二分五厘、償還期限六十年

二、一八九八年十二月二十五日發布の法令に依り承認せられたる二億法公債、一八九九年、一九〇二年及一九〇五年の三回に亙り公募せらるる年利各三分五厘、三分、三分五厘、償還期限共に七十五年

三、一九一二年十二月二十六日發布の法令に依り承認せられたる九千萬法公債、中五千萬法は一九一三年公募、年利三分五厘、償還期限七十五年、殘額四千萬法は二百六萬比弗公債として一九二六年九月印度支那に於て公募、年利八分、償還期限三十箇年

四、一九二一年六月二日法令に依り承認せられる六百十八萬比弗富籤公債、償還期限三十箇年

外に總督豫算の負擔として、一、雲南鐵道整理公債五千三百萬法（年利三分償還期限七十五年）二、雲南鐵道公債七千五百萬法元利償還保證金（年額三百萬法）三、西貢・ミト鐵道公債等がある。

而して印度支那政府が之に對し毎年支拂ひたる額を表示すれば、

第四一表　佛領印度支那公債償却額連年比較表

出所Ⅱ同前表

年度	法公債 各年末に償還すべく基金に繰入れたる額	法公債 年賦償還金額	比弗公債 各年末に償還すべく基金に繰入れたる額	比弗公債 年賦償還額
	千法	千法	千比弗	千比弗
一九一二年	三七、五〇五	一八、三四三	六〇七七	二七七
一九一三年	三七、三八九	一八、三三七	五八七一	四七一
一九一四年	三七、二四四	一八、三二四	五、八八五	四七一
一九二五年	三六、八一四	一八、五六四	五、四五九	四七一

專賣　主管官廳に於ては、本稿の初めに述べた通りである。印度支那に於ける專賣品は、阿片・酒精・鹽の三種である。

專賣收入に就ては總豫算の歳入中に述べた故玆には省略する。阿片は生産販賣總て完全なる專賣事業である。價格は地方に依り、A級B級の二種に分れてゐる。酒精の專賣は東京及北部安南に限られて、其他に於ては次の消費稅が課せられる。卽ち

純酒精一立に付一比弗二〇仙、又土人消費用の精製しない酒精は、一立に付三五仙（但し東京及北部安南に於ては、特に三五度の酒精を二五仙にて販賣す）である。

鹽は岩鹽及粗製鹽は自由製造を許すも、精製鹽の卸賣のみ專賣である。價格は地方に依り種々であるが、その時折局長之を官報に發表する。

右三種の中、阿片の專賣收入最も大きく、年平均約千五百萬乃至二千萬比弗の賣上がある。

稅制の大要　關稅制度―印度支那の關稅制度は佛本國と同一である。輸出稅は、比弗にて規定せられてゐる。佛國品には輸入稅を免除し、又佛本國若くは、同植民地に向け輸出せらるゝものに對しては輸出稅を免除す。印度支那に於ては佛本國同樣統計稅を課するが、保稅倉庫附加稅は之を徵收しない。

國際通過貨物に對しては通過稅を課す。

其他の稅制―原則として間接稅は總豫算に、直接稅は地方豫算に歸屬す。

間接稅は關稅、登錄稅、官有財產收入、印紙稅、郵便、電信電話料、阿片・酒精及鹽の專賣收入、煙草・骨牌の移動稅、礦油・燐寸・火藥及爆竹の消費稅より成る。直接稅は國に依り多少の差異がある。

一九二六年	三、四三九	一七〇七三	七三二	四七二

交趾支那―宅地地租、米田登錄稅、畑地地租、土人人頭稅、河舟稅、營業稅、外國種亞細亞人竝同待遇者人頭稅、自動車稅

東京　歐洲人地租、同營業稅、外國種亞細亞人人頭稅、歐洲人所得稅、土人地租、土人人頭稅、土人營業稅、舟船稅、宅地地租

安南―は大體東京に同じ

柬埔寨―人頭稅に三種がある（一、柬埔寨人マレー人　二、安南人竝同待遇者　三、支那人及印度人）。地租も又米田、砂糖椰子栽培地等に依り異なる。

老撾　給付稅、營業稅、酒精製造稅、同消費稅、武器携帶稅、象頭稅等である。

左表は一九二七年一月―五月末日迄の專賣及間接稅收入額を擧げたるものである。年當りの統計に非ざる故適確なる年收入額を知らんとする者には不都合なれど、尙その大體を窺ひ得るであらう。敢て揭ぐる所以である。

第四二表　佛領印度支那專賣及間接稅收入額比較表

出所Ⅱ一九二七年總督府會議提出書
單位Ⅱ比弗

	一九二七年一月一日―五月末日	一九二六年一月一日―五月末日	差額 増	差額 減
酒精（歐人用一級	四四四、三九二	三八一、二〇九	六三、七八二	
消費稅（土人用二級	二、五九一、四三七	二、三〇五、六七八	三八五、七五九	
礦油消費稅	五三五、八九五	五八五、五七五		二九、六〇〇
燐寸消費稅	四二七、一二五	三九一、二〇八	三五、九〇七	
火藥及爆竹類消費稅	一五八、〇〇四	二一五、六〇〇		五七、五九六
煙草移動稅	二、三三七、四九一	二、一一二、二一六	二二六、二七五	
骨牌移動稅	七八、〇一一	五八、七〇四	一七、三〇七	
計	六、四二八、一四五	五、七三五、五六〇	七二八、〇一一	
			三五、四三六	

阿片專賣收入　六、九二四、一四三　六、〇五八、八七九　八六六、二六三

東京、北部安南酒精專賣收入　三、八四七、七四四　三、四一一、八三三　四三五、八一一

鹽專賣收入　二、〇八七、七九七　一、八三三、四三六　二五八、三五九

計　一三、八五九、八八三　一一、八〇〇、四二〇　一、九五九、四〇三

出所Ⅱ印度支那官報

輸出稅

第四三表　佛領印度支那輸出稅率表

輸出稅（一九二六年三月二十四日大統領令）

稅率表番號	品目	單位	稅率
	第一章　生動物		
一	馬	一頭	比弗四・〇〇
二	牛	同	三・〇〇
三	鹿	同	四・〇〇
四	豚	同	一・五〇
五	仔豚（一五瓩以下）	同	〇・一〇
六	家禽	一頭	三・〇〇
七	象	一頭	一五・〇〇
八	その他	免稅	
	第二章　動物生産物		
九	死せる家禽	風袋込百瓩	三五・〇〇
	加工せるもの或は蹄りたるもの	同	四〇・〇〇
一〇	生絲（塊糸）	正味百瓩	六・〇〇
	屑絲		

一一	燕巢	正味百瓩	一〇〇・〇〇	
一二	其他	免	免	稅
	第三章 水產物			
一三	鮮魚	風袋込百瓩	〇・五〇	
一四	乾・鹽・燻製魚	同	〇・七五	
一五	鱶の鰭	同	一・五〇	
一六	魚肉の捏れ物及鹽漬物	同	〇・五〇	
一七	乾鰕	同	〇・七五	
一八	鰕の捏れもの	同	〇・七五	
一九	海鹿	同	〇・七五	
二〇	魚脂	同	〇・五〇	
二一	其他の水產物	免	免	稅
	第四章 藥料或は香料に使用された動物			
二二	全部	免	免	稅
	第五章 硬質材料品			
二三	貝殼（眞珠母	從價	四%	
二四	其他（寶飾品又は鉋工業に使用されるもの	同	四	
	第六章 澱粉質食料			
二五	玉蜀黍	風袋込百瓩	〇・〇六	

	稻穗、粒及粒三三%以上を含有するカーゴ米	同	〇・七〇	
	粒三%迄を含有するカーゴ米	同	〇・六〇	
二六	白米	同	〇・五〇	
	碎米	同	〇・二八	
	粉米	同	〇・一二	
二七	其他	免	免	稅
	第七章 果物及果實			
二八	全部	免	免	稅
	第八章 植民地產の消費物產			
二九	砂糖（精製	風袋込百瓩	一・〇〇	
	其他	同	〇・三五	
三〇	甘蔗	同	〇・一〇	
三一	糖蜜	同	〇・一〇	
三二	胡椒	同	一・〇〇	
三三	苣荳及沙仁	同	二五・〇〇	
三四	桂皮（大皮	正味百瓩	二五・〇〇	
	小皮	同	〇六・〇〇	
三五	其他	免	免	稅
	第九章 植物質油及液汁			
三六	茴香油	正味百瓩	二五・〇〇	
三七	ゴム・ラック	風袋込百瓩	一・〇〇	

三八	漆	同	五・〇〇	
三九	阿片	禁	制	
四〇	其他	免	免	稅
	第十章 藥材			
四一	大茴香	風袋込百瓩	〇・一〇	
四二	其他	免	免	稅
	第十一章 木材			
四三	木炭	風袋込百瓩	〇・一〇	
四四	其他	免	除	
	第十二章 纖維、蓆、幹等の細工原料			
四五	棉花（粗）	風袋込百瓩	〇・五〇	
四六	苘及苘蓆（粗）	同	〇・五〇	
四七	籐（粗）	同	一・〇〇	
四八	其他	免	免	稅
	第十三章 染料及單寧			
四九	キナ	風袋込百瓩	〇・四〇	
五〇	其他	免	免	稅
	第十四章 雜產物			
五一	全部	免	免	稅
	第十五章 飮料			
五二	全部	免	免	稅
	第十六章 大理石、石、土壤、燃料礦物等			
五三	石灰土	風袋込千瓩	〇・一〇	
五四	石炭（コークス炭	同	〇・一〇	
	煉炭	同	〇・一〇	
五五	其他	免	免	稅
	第十七章—第三十二章迄			
五六—七一	全部	免	免	稅
	第三十三章 スパルト細工物及蔴繊類			
七二	支那藷（單織（苘） （東京藷）（綯織（苘）	風袋込百瓩 同	〇・五〇 一・〇〇	
	模樣織	同	一・五〇	
七三	絲篠	同	二・〇〇	
七四	髓篠	同	二・五〇	
七五	其他	免	免	稅
	第三十四章 各種の細工品			
	一九世紀以前の像、彫刻、繪畫其他の美術品及植民地政府が			

七六	歴史上の美術品として保存し居るもの及一九二四年十二月廿三日の大統領令、一九二五年四月三十日同七月十一日の總督令に該當するもの	禁制
七七	骸骨を含む化石及有史以前の人類の使用具	禁制
七八	其他	免税

輸入税　佛本國に於ける關税法の基本法は一八九二年一月十一日の法律であつて爾來幾度か部分的改正を經て、一九一〇年三月二十九日の法律に依つて大改正が如へられた。これが印度支那に適用せられた舊關税法であるが、更に一九二一年(大正十年)三月二十八日大統領令を以てだしき增税的の大改正を行ひ、翌一九二二年(大正十一年)七月五日總督令に依つて印度支那に適用さるゝに至つた。が更に一九二八年七月二日大統領令を以て增税的大改正が加へられ、十二月二十五日總督令に依り印度支那に適用された。左に掲ぐる表は卽ち之れである。但し印度支那に適用後向ふ三箇月間の實施猶豫が與へられた。依つて一般新關税率は一九二九年の三月二十五日より印度支那に適用されることゝなり、特惠條約を締んでゐない日本は、非常な打撃を蒙るに至つた。併し日佛通商條約に於ては彼我兩國間に於て、その品目於て個々に調査をなした上、締結されることゝなり、現在その調査中であるから遠からず日佛新關税條約の締結と共に緩和されることを期待してゐる。

因に左表は邦品に關係あるものゝみを揭げたが、佛國關税率表は左表に見る通りその品目は實際的でなく、學術的に區別され、頗る複雜を極めてゐる。

第四四表　佛領印度支那輸入税率表

税率表番號	品目	一般税率(法)	特惠税率(法)
一一二	の揮發性油又はエツサンス總て及其他(薄荷油等)	一〇〇・〇〇	
一四一	棉花 脫種したる塊狀のもの		
	洗滌、脫脂、清淨晒白したるもの	二〇・〇〇	五・〇〇
	染色したるもの	四〇・〇〇	一〇・〇〇
	護謨引の有無を問はず葉狀に梳刷したるもの		
	生のもの	六〇・五〇	一五・〇〇
	洗滌、脫脂、清淨晒白したるもの	八〇・〇〇	二〇・〇〇
	染色したるもの	一〇〇・〇〇	二五・〇〇
	浸染せる又藥劑用の吸水性綿	八〇・〇〇	二〇・〇〇
一七三ノ二	乾葡萄製酒及別に記載なき其他總ての料飲物(日本酒を含む)	二六・〇〇	六・五〇
二〇七ノ二	最薄部にて三ミリメートル或は夫れ以下の竿狀に鍛冶し又は平延したる鐵若くは鋼等		
二一〇	鐵又は鋼の平面薄板 次記厚さを有する平滑に切斷せざるもの 一ミリメートル以上	二六・〇〇	六・五〇

(一ヘクトリツトル當一度一コールに付消費税を課し何ら之れに對する關税を課せざる場合に於ても尚ほ一ヘクトリツトル當一度一コールに付消費税を課す。因に右消費税は純アルコール一リツトルに付一・二〇比弗とする)

	十分の六耗—一耗	三六・〇〇
	十分の四耗—十分の六耗	四〇・〇〇
	十分の四耗以下 次記厚さを有する平滑に切斷したるもの	四四・〇〇
	一耗以上	三〇・〇〇
	十分の六耗—一耗	四〇・〇〇
	十分の四耗—十分の六耗	四四・〇〇
	十分の四耗以下 光澤を施したるものにして次記厚さを有するもの	四八・〇〇
	一耗以上	三六・〇〇
	十分の六耗—一耗	四四・〇〇
	十分の四耗—十分の六耗	四八・〇〇
	十分の四耗以下 平滑に切斷の有無を問はず火力を用ひず平延し火力に依り白色又は藍色にしたるものにして次記厚さを有するもの	五一・〇〇
	一耗以上	五六・〇〇
	十分の六耗—一耗	六〇・〇〇
	十分の四耗—十分の六耗	六四・〇〇
	十分の四耗以下	六八・〇〇
	錫鍍、銅鍍、亞鉛鍍又は電氣鍍の有無、白色化の有無を問はず纖線鋼線	九・〇〇
二一二	斷面一平方耗に付抵抗力七〇基瓦以下にして次記直徑のもの	九・〇〇
	二耗以上	一〇・〇〇
	一耗—二耗	一一・〇〇
	十分の六耗以上	一七・〇〇
	一耗—二耗	一八・〇〇
	十分の五耗以下	二〇・〇〇
	斷面一平方耗に付抵抗力七〇—一七五基瓦にして次記直徑を有するもの	二四・〇〇
	二耗以上	二四・〇〇
	一耗—二耗	二七・〇〇
	十分の五耗—一耗	三〇・〇〇
	十分の五耗以下	三三・〇〇
	斷面一平方耗に付抵抗力一七五瓩にして次記直徑を有するもの	三六・〇〇
	二耗以上	四〇・〇〇
	一耗—二耗	四五・〇〇
	十分の五耗—一耗	五〇・〇〇
	十分の五耗以下	五五・〇〇
	斷面一平方耗に付抵抗力七〇基瓦以下にして次記直徑のもの	七〇・〇〇
	二耗以上	七〇・〇〇
	一耗—二耗	七八・〇〇
	十分の五耗—一耗	八〇・〇〇
	十分の五耗以下	八〇・〇〇
二一〇	斷面一平方耗に付抵抗力七〇—一七五基瓦にして次記直徑を有するもの	八〇・〇〇
	二耗以上	八〇・〇〇
	一耗—二耗	八〇・〇〇
	十分の六耗以上	八〇・〇〇
	一耗—二耗	八〇・〇〇
	十分の五耗—一耗	八〇・〇〇
	十分の五耗以下	八〇・〇〇
三一一	化粧品 透明石鹼以外の石鹼	三〇・〇〇
	アルコール又は糖分に依る石鹼	三〇・〇〇
	其他の透明石鹼	三〇・〇〇
	アルコールを含有する其他のもの	三〇・〇〇

	アルコール含有せざる其他のもの	四八・〇〇	一一・〇〇
三一四	醤油	一〇〇・〇〇	二五・〇〇
三四七ノ二	白色又は有色の砂石製、陶器製、磁器製電氣用品にして金屬部も其他のものをも有せざる蠟形絕緣具		
	直徑九〇粍及夫れ以下	四〇・〇〇	一〇・〇〇
	其他	六〇・〇〇	一五・〇〇
	其他の次記重量を有するもの		
	一〇〇瓦以上	八〇・〇〇	一〇・〇〇
	一〇〇瓦―一〇瓦	一四〇・〇〇	三五・〇〇
	一〇瓦以下	二〇〇・〇〇	五〇・〇〇
三六一	白熱電燈球		
	炭化フイラメント式にして緣金を具備するもの	一四〇〇・〇〇	三五〇・〇〇
	金屬フイラメント緣金を具備せざるもの	二〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇
	緣金を具備せざるもの	二八〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇
三六二	其他の硝子製品	一八〇・〇〇	四五・〇〇
三八三	亞麻、大麻、又はラミー製織物にして純物、生地物又は加工したるもの		
	晒したるもの、洗滌前半晒したるもの又は洗滌したるもの（註一）		
	一邊五粍の平方形中經絲及緣絲に於て其各全絲數を二分して次の絲數を有し一〇平方米突に付次記重量を有するもの		

	四〇瓩以上	一三四・〇〇	三五・〇〇
	六絲及夫れ以下	一九六・〇〇	四九・〇〇
	七絲―八絲	二五二・〇〇	六三・〇〇
	九絲―一〇絲	三〇八・〇〇	七七・〇〇
	一一絲―一二絲	三九二・〇〇	九八・〇〇
	一〇瓩以上四〇瓩以下		
	六絲及夫れ以下	二五二・〇〇	六三・〇〇
	七絲―八絲	三六四・〇〇	九一・〇〇
	九絲―一〇絲	四四八・〇〇	一一二・〇〇
	一一絲―一二絲	五六〇・〇〇	一四〇・〇〇
	一三絲―一四絲	六八四・〇〇	一七一・〇〇
	一五絲―一七絲	八三二・〇〇	二〇八・〇〇
	一八絲―二〇絲	一、〇〇八・〇〇	二五二・〇〇
	二一絲―二三絲	一、二四四・〇〇	三一一・〇〇
	二三絲以上		
	一〇瓩以下		
	一四絲及夫れ以下	八四〇・〇〇	二一〇・〇〇
	一五絲―一七絲	一、〇〇八・〇〇	二五二・〇〇
	一八絲―二〇絲	一、二六〇・〇〇	三一五・〇〇
	二一絲―二三絲	一、五一二・〇〇	三七八・〇〇
	二三絲以上	一、八九〇・〇〇	四七二・〇〇
四四〇	捺染モスリン	三五〇・〇〇	八七・〇〇
四五一	毛布	一、四〇〇・〇〇	三五〇・〇〇

四五九	絹織物、眞絲、織物及各種人造絹織物		
	伊太利以外の各國產蠶絹、繅絲、絹絲物其他總ての純絹織物		
	羽二重及之に類するもの		
	生のもの	三、〇〇〇・〇〇	
	練りたるも晒染塗捺染等せざるもの	一、五〇〇・〇〇	
	紙又は厚紙	二、四〇〇・〇〇	
四六一	所謂模造紙以外のもの		
	一平方米突に付三〇瓦以上	四〇・〇〇	一〇・〇〇
	一平方米突に付三〇瓦及夫れ以下	六〇・〇〇	一五・〇〇
	捲煙草用紙		
	捲紙のもの		
	帖製のもの	八八・〇〇	二二・〇〇
	刻板刷寫眞、板刷寫眞、印刷及之に類する繪畫、印象畫、石版刷、著色石版摺、轉畫法に依る著色寫眞、紙、紙製及各種の繪畫像、カレンダー商業上の廣告及寫眞蒐集挿用アルバムの內紙竝に繪葉書を含む		
	一平方米突に付次記重量を有する紙厚紙、或は板紙に手描又は其他の方法に依る金屬泥塗以外の一色塗		
	三五〇瓦及夫れ以下		
	假漆を塗らざるもの	四〇・〇〇	一〇・〇〇
	自三五一瓦至七〇〇瓦		
	假漆を塗らざるもの	二〇・〇〇	五・〇〇
	假漆を塗りたるもの	二六・〇〇	七・〇〇
	七〇〇瓦以上		
	假漆を塗らざるもの	八〇・〇〇	二〇・〇〇
	假漆を塗りたるもの	一〇〇・〇〇	二五・〇〇
	一平方米突に付次記重量を有する紙、厚紙或は板紙に手描又は其他の方法に依る二色若くは數色塗又は金屬泥塗のもの		
	三五〇瓦及夫れ以下		
	假漆を塗らざるもの	八〇・〇〇	二〇・〇〇
	假漆を塗りたるもの	九〇・〇〇	二二・五〇
	自三五一瓦至七〇〇瓦		
	假漆を塗らざるもの	四八・〇〇	一二・〇〇
	假漆を塗りたるもの	五六・〇〇	一四・〇〇
	七〇〇瓦以下		
	假漆を塗らざるもの	二四・〇〇	六・〇〇
	假漆を塗りたるもの	三〇・〇〇	七・五〇
四九〇	トランク		
	被革木製又は板紙製	従價（一五%）	
	全革製	従價（一五%）	
四九一	革製品（札入錢入等は本分類に入る）		

五七九	鑄鉄及鋼製品（鉄道用品ヲ含ム）其ノ他ノ鉄鋼製品ニ該当セサルモノ	00·001	00·0021	00·0021
五七九ノ二	鍛鉄製品（鉄道用品ヲ含ム）其ノ他ノ鉄鋼製品ニ該当セサルモノ	00·001	00·0021	00·0021
一	曲水製以外ノ家具			
	椅子			
	脚ノ付タルモノ、張詰シタルモノ、象嵌シタルモノ、籐ヲ以テ製シタルモノ及ビ「ベンチ」ノ如キ長椅子ニシテ背部ノ高サ一米突以上ノモノヲ除ク	00·011	00·07	00·07
	其ノ他ノ脚附			
	籐製ノモノ	00·001	00·051	00·051
	其ノ他ノモノ	00·011	00·051	00·051
五七八	鋳鉄、鋼鉄、亜鉛鉄又ハ「ルミン」製ノ脚ニ鉄製ノ有無ヲ問ハス籐製ノ座ヲ有スルモノ	00·011	00·051	00·051
	其ノ他			
	直径一粍以上ノ籐ヲ以テ製シタル脚附折畳椅子、陸軍用長椅子、船舶用長椅子、楽隊椅子、風琴椅子及ビ之ニ類似スル椅子	00·001	00·051	00·051
	直径二粍以上ノ籐ヲ以テ製シタル脚附折畳椅子、陸軍用長椅子、船舶用長椅子、楽隊椅子、風琴椅子及ビ之ニ類似スル椅子ヲ除ク	00·011	00·07	00·07
	其ノ他			
	直径一粍及ビ以下	00·021	00·091	00·091
	直径一粍以上二粍未満	00·011	00·07	00·07
	直径二粍以上	00·01	00·051	00·051
	籐ヲ以テ製シタル脚附折畳椅子、陸軍用長椅子、船舶用長椅子、楽隊椅子、風琴椅子及ビ之ニ類似スル椅子ヲ除ク	00·01	00·051	00·051
五七三	鋼又ハ青銅製美術品或ハ装飾品（純金及ビ純銀ノ製品ヲ除ク）ニシテ金ノ木及分離シ得ル物ヲ以テ製シタルモノ並ニ屏風ノ如キ物	00·021	00·091	00·091

四九二	布蓋ヲ有スル馬車、硝子各種ノ有無ニ拘ラズ毛皮敷無蓋車ヲ有スルモノ	00·08	00·0021	00·0021
	軽車製			
	硝子各種ノ有無ニ拘ラズ毛皮敷無蓋車ヲ有スルモノ	00·08	00·0021	00·0021
	軸箱、鋼板ばね、作具、緩衝器、鋼索、鋼索巻取機、鋼索捲上機、鋼索運搬車、鋼索軌道、鋼索鉄道、鋼索鉄道用品、鋼索鉄道用品ノ部分品、鋼索鉄道用品ノ附属品、鋼索鉄道用品ノ修繕品、鋼索鉄道用品ノ附属品ノ修繕品、鋼索鉄道用品ノ部分品ノ修繕品、鋼索鉄道用品ノ附属品ノ部分品ノ修繕品、鋼索鉄道用品ノ附属品ノ部分品、鋼索鉄道用品ノ附属品ノ部分品ノ修繕

彫刻したるもの、象眼したるもの、截喰したるもの、モザイックにて裝飾したるもの、金銀したるもの、漆を塗りたるもの			
小卓子燭臺、花瓶臺、卓子屏風、戸棚又は掛時計入衝立、鏡臺、波璃戸棚一脚圓卓子、掛時計の縁框等		三〇〇〇	七五〇〇
其他		二〇〇〇	五〇〇
剝形を附けたるもの		八〇〇	二〇〇
假漆塗蠟引其他		八四〇	二一〇
六〇三ノ四 其他の木製品		五〇〇	一二五
六一一 笊籠類			
未加工植物製のもの		三二〇	八〇
經木製のもの		三六〇	九〇
鐵製笊籠にして異種糸混編の有無に拘はらず柳製麥桿製又は其他の纖維製のもの		二〇〇	五〇
異種絲混編の有無に拘らず籐裨製のもの		四〇〇	一〇〇
麥桿、樹皮、スパルト棕櫚、纖維又は其他の各種物材料製の帽子、帽子の山或は帽子の鍔			
一筋編			
晒白せず、染色せず、仕上せず、調形せず、無補飾にして素地物又は雜色のもの		〇三	〇一
染色せず、調形せず、無補飾にして素地物又は雜色のもの	〃	〇六	〇二
晒白せず、染色せず、仕上せず、調形せず、無補飾にして素地物又は雜色のもの	一箇當	〇六〇	一箇當 〇一五
晒白し又は調形したるものに	一箇當	一二〇	一箇當 〇三〇
して無補飾のもの			
縫ひたるもの			
晒白せず、染色せず、調形せず、無補飾にして素地物又は雜色のもの	〃	〇六〇	〃 〇一五
晒白し、染色し、仕上げしたるも調形せず無補飾のもの	〃	一二〇	〃 〇三〇
調形したる無補飾のもの	〃	一二〇	〃 〇三〇
補飾したる帽子	〃	一八〇	〃 〇四五
六一二			
護謨製及ガタペルカ製品			
硫化せざる純護謨薄板		八〇〇	二〇〇
硫化護謨絲			
厚き又は直徑三粍又は夫れ以下		一八〇	〇四五
其他		八〇〇	二〇〇
護謨入織物			
纖造金又は銀絲或は又天然若くは人造絲以外の纖絲製		二〇〇	〇五〇

他の材料を混織したるや否とに拘らず天然又は人造絲絲製			
幅二〇粍以下、四五粍以上		八〇〇	二〇〇
其他の幅物		一六〇〇	四〇〇
護謨引織物反物にして一平方米突に付次記重量を有するもの			
八百瓦及夫れ以上		二八〇	七〇
四百瓦及夫れ以下にして一邊五粍の正方形中經及緯絲にて次記絲數を有するもの		三二〇	八〇
四十四絲以下		三六〇	九〇
四十四絲及夫れ以上		四〇〇	一〇〇
一平方米突に付四百瓲及夫れ以下の重量を有し一邊の正方形中經絲及緯絲四十四絲及夫れ以上を有する護謨引織物仕上品		一八〇〇	四五〇
欠項に記載するもの以外の服同附屬及仕上品			
汗除け脇當物		四〇〇	一〇〇
無布葉狀護謨製			
護謨引織物製又は天然又は人造絲絲以外の纖物と併用したる葉狀護謨製		一六〇〇	四〇〇
純粹又は混織の天然若くは人造絲布と併用したる葉狀護謨製		一三〇〇	三五〇

晒白し、染色し、又は白粉塗し、仕上し、或は調形したるもの		一二〇〇	三〇〇
二重編したるもの碗曲形又は結びたるもの			
晒白せず、染色せず、仕上せず、調形せず、無補飾にして素地物又は雜色のもの	一箇當	〇六〇	一箇當 〇一五
晒白し又は調形したるものに	一箇當	一二〇	一箇當 〇三〇
して無補飾のもの			
縫ひたるもの			
晒白せず、染色せず、調形せず、無補飾にして素地物又は雜色のもの	〃	〇六〇	〃 〇一五
晒白又は染色し、仕上げしたるも調形せず無補飾のもの	〃	一二〇	〃 〇三〇
調形したる無補飾のもの	〃	一二〇	〃 〇三〇
補飾したる帽子	〃	一八〇	〃 〇四五
六一〇			
護謨製及ガタペルカ製品			
硫化せざる純護謨薄板		八〇〇	二〇〇
硫化護謨絲			
厚き又は直徑三粍又は夫れ以下		一八〇	〇四五
其他		八〇〇	二〇〇
護謨入織物			
纖造金又は銀絲或は又天然若くは人造絲以外の纖絲製		二〇〇	〇五〇

ズボン吊、靴下留帶、靴下留、帶等			
天然又は人造絲絲以外の纖絲製のもの		一四〇〇	三五〇
天然又は人造絲絲製のものにして他の材料と合織したるもの又は然らざるもの		一二〇〇	三〇〇
其他		一〇〇〇	二五〇
無齒羅紗櫛刷器用特別護謨引織物			
フエルト様にせざるものフエルトを裏打したるもの		二八〇	七〇
履物		三二〇	八〇
護謨引織物製にしてフエルト羊毛、又は羊毛混織布にて補裝したるもの		四〇〇	一〇〇
護謨引織物製にして絹布大麻布又は亞麻布を補裝したる所謂遊浴足袋等		三二〇	八〇
全體護謨底のもの			
バルブ、チユーブ又はタイヤ	一足	二〇〇	一足 〇五〇
粗製加工又は完成したる車輛取附用護謨塊、充實輪		三二〇	八〇
布又は他の材料と結合したるや否とに拘らず純物又は混物軟性又は硬性の護謨製又は或はガタペルカ製調帶管瓣子其他の製作品		二八〇	七〇

六二六 帽	毛製竝に羊毛及毛製フエルト帽子の山、裏地及帽子の鍔を含む				
	仕上又は調形したるものなれど形附或は布附せざるもの	一箇當	一圓	一箇當	一圓
	調形し形附したるも布附等せざるもの	〃	一·五〇	〃	一·五〇
	調形布附等したるもの	〃	二·八〇	〃	二·八〇
六二七	羊毛製フエルト帽	〃	四·〇〇	〃	四·〇〇
	帽子の山、帽子の鍔を含む	〃	一·一〇	〃	一·〇〇
	仕上又は調形したるものなるも形附又は布附等せざるもの	〃	一·六〇	〃	一·五〇
	調形し形附したるも布附せざるもの	〃	一·〇〇	〃	〇·五〇
	調形布附したるもの	〃	一·四〇	〃	〇·六〇
六四〇ノ四	象牙、螺鈿貝、鼈甲、琥珀及アムブロイド製小間物類其他の物（象牙細工置物を含む）	五〇〇·〇〇		二五〇·〇〇	
六四一ノ二	日本種又は支那種木製漆器函				
	同一の假漆にて被塗したるものにして畫彩の有無に拘らず木目又は木の高低を現したるもの	二〇〇·〇〇		五〇·〇〇	
	漆にて被塗したるものにして彩畫の有無に拘らず如何なる木目も現さゞるもの	四〇〇·〇〇		一〇〇·〇〇	
	如何なる木目をも現さず漆にて被塗したるものにして嵌入細工又は彫刻にて裝飾したるもの	八〇〇·〇〇		二〇〇·〇〇	
六四三	左記嵌裝したると否とに拘らず扇子及團扇				
	木、葦、又は竹と紙	一、一〇〇·〇〇		三〇〇·〇〇	
	象牙、螺鈿貝又は鼈甲	八、〇〇〇·〇〇		二、一〇〇·〇〇	
	貴金屬嵌裝以外の其他のもの	一、六〇〇·〇〇		四〇〇·〇〇	
六四四	刷毛				
	木に嵌込みたる普通刷毛				
	植物性纖維、鯨骨絲又は鋼若くは銅の線、鞣たる毛皮の片、或は又は植物材料製或は粗毛製フエルトを嵌裝したるもの	一二〇·〇〇		三〇·〇〇	
	動物性纖維（鯨骨を除く）毛髮純毛フエルト又は毛若くは植物材料二五%以下を混じたるフエルトを嵌裝したるもの	二四〇·〇〇		六〇·〇〇	
	植物性及動物性材料又は植物性材料二五%及夫れ以上を混じたる羊毛フエルトを嵌裝したるもの	一八〇·〇〇		四五·〇〇	
	精製刷毛				
	木、骨、角に嵌込みたるもの	九六〇·〇〇		二四〇·〇〇	
	其他	八〇%	従價	二〇%	従價

六四五 釦					
	白色又は有色の磁器製、陶器製又は素燒磁器製のもの				
	無飾、金銀被にあらざる黑玉製、著色黑玉製、骨製、無縁の小玻璃製	五〇·〇〇		一〇·〇〇	
	白化、假漆塗、金鍍、銀鍍したる銅、亞鉛、亞鉛鍍したる亞鉛、鍍力他の普通金屬と合金したる銅又は通金屬と合金したる鍍力にて作りたる金屬製有孔又は有尾のもの（袴用）張子製木製或は袴及半靴用其他のもの	二〇〇·〇〇		五〇·〇〇	
	普通金屬製或は其他の材料製の所謂合せ釦・ホック及其部分品（註一）				
	ホック類	一瓩當	七〇	一瓩當	一九〇
	合せ釦	〃	一〇·〇〇	〃	二·五〇
	普通金屬製の意匠を凝したる鉛にして布を覆ひたるもの或は然らざるもの、金鍍銀鍍、酸化ニツケル鍍、金鍍銅鍍、泡藥塗又は金屬を被せたるもの、有飾泡藥塗、金鍍、銀鍍の黑玉製のもの	八〇·〇〇		一〇·〇〇	
	紐物針編レース又は刺繍にて覆ひたるもの				
	純又は混紡製	四〇〇·〇〇		五〇·〇〇	
	其他の織物材料製	一二〇·〇〇		一五·〇〇	
六四六ノ一	玩具、遊戲用機具を含み蒸氣電氣又は時計仕掛のもの	三六〇·〇〇		九〇·〇〇	
六四六	遊戲具、玩具、紙製提灯、球花飾及紙製意匠物にして裝飾用のもの、硝子製又は雲母製飾用提灯、其他總てのもの	二四〇·〇〇		六〇·〇〇	
	一二粍及夫れ以下	二八〇·〇〇		七〇·〇〇	
	一二粍以上	一六〇·〇〇		四〇·〇〇	
六五二	有縁玻璃、型入角、コロツヂ木、北米産野牛の角等、セルロイド硬化酪素及其他製のもの	一、一〇〇·〇〇		三〇〇·〇〇	
	螺鈿貝、象牙、鼈甲又は貝殻製の次記直徑を有するもの				
	雨傘及日傘				
	木綿張	一本當	一·〇〇	一本當	〇·二五
	アルパカ張	〃	二·〇〇	〃	〇·五〇
	絹張	〃	五·〇〇	〃	一·二五

註一　百平方米突に付十二瓩以下の重量を有し一邊五粍の正方形中經絲及緯絲に於て其各全絲數を二分して十二絲以上を有するものの稅率は一九二一年十月二十六日附大統領令を以て改正され從價稅七〇%となつてゐる

註一　但しセルロイド製のものは別記の項目に據る

金融

概情　佛領印度支那の金融の大勢は、之を一言に盡せば農業金融竝に貿易金融と言ふを得べし。又其産米は近隣關頁及邏羅の産米に比すれば輸出量に於て幾分の遜色あるも、後說（貿易）の通り輸出品の太宗として、國民經濟上缺くべからざる深き關係を有す。同領産業の對外的關係より見るも、國際貸借の點より見るも、亦最も重要の位置を占め、播種より收穫・消費に至る迄、資金の需要相次ぎ、常に金融界に直接間接に刺戟を與ふる所で、同領金融の繁閑動靜は一に稻作の眞否、産米の豐凶及輸出の盛否に依つて左右支配せられると言ふも過言ではない。

同領に於ける金融市場としては、總貿易の約八割を吞吐する西貢を中心市場とし、北部東京米の輸出港たる海防之に次ぎ、他にプノム・ペン、河內、南定其他小市場は存するが、何れも狹小で前二者の供給範圍内に屬するものである。西貢・海防は其市場を構成する主要機關たる銀行間に何等の統一無く中央銀行たる使命を帶ぶる印度支那銀行は紙幣の發行權を有し、潤澤なる資金を擁すると共に業務上獨占的立場により一頭地を抜き、其他の銀行は外國爲替業務を主眼として設置された支店銀行多く、佛人系拓殖金融機關一二あるのみにて、各銀行間コールの取引無く、預金・貸出金利其他業務の協定も無く、各行自體の事情に依り單獨方針の下に業務の遂行を爲す有樣である。印度支那銀行金利の如きも、金融の繁閑に依つて其移動を示すことなく、從つて一般金融市場は極めて無秩序である。

幣制・通貨及流通高　印度支那の幣制は銀本位制で、銀貨一「ピアストル」（Piastre＝比弗）を本位貨とし、財政上の收支竝に一般商取引に用ひらる。此幣制に就ては、佛本國に於て同植民地通貨を本國同樣金本位制に改め、「フラン」（法）貨に統一を計りたるが、印度支那のみは香港・支那等の銀貨國

第四五表　佛領印度支那硬貨種類・純分・重量表　出所＝統計年鑑第一卷

種類	純分比	重量	強制通用制限
一比弗銀貨	九〇〇	二七・〇瓦	無制限
〇・五〇比弗銀貨（五十仙）	九〇〇	一三・五	無制限
〇・二〇比弗銀貨（二十仙）	舊 四〇〇	六・〇	二比弗
	註二 新 八三五	五・四	
	舊 四〇〇	三・〇	二比弗
〇・一〇比弗銀行（十仙）	單二 新 八三五	二・七	
〇・〇五比弗白銅貨（五仙）	六八〇		
〇・〇一比弗青銅貨（一仙）			
サペック（Sapèque）銅貨 亞鉛貨 眞鍮貨			

註一　サペック（Sapèque）は土人間に通用する穴明錢で、東京及交趾支那に於ては亞鉛貨が通用し、安南には銅が通用してゐる。サペックは佛領當時、地方の安南人間に通用されてゐたもので、現在も地方に於ける小額の貨幣單位として必要上其儘殘つてゐるものである。佛領當時は、銅・亞鉛の二種あつて、その比弗との公定比價は一サペック銅貨が六サペック亞鉛貨に當つてゐた。從來一二度總督令に依り決定されたが、一九一三年には三五〇サペック銅貨が一比弗と大體公定された。一九二一年に於て新サペック貨が流通した。卽ち眞鍮貨で（六サペック亞鉛貨に當る）頗る一般人民に受入れられたものである。その比弗との比價は現在〇、〇〇五比弗となつてゐる。併し實際上この各種サペック貨は、地方に依りその比例が一定してゐない。

註二　一九二〇年迄の舊貨幣は八三五%の純分比を持つてゐたが、一九二一年六月九日及一九二二年一月十二日の大統領令に依り六八〇%の新貨幣となつた。尙此外に一九一九年サン・フランシスコにて鑄造した品位四〇〇%の二〇仙、一〇仙銀貨が流通してゐたが、現在は殆んど回收されてゐる。

以上は硬貨であるが、外に印度支那銀行の發行する紙幣に次の種類がある。卽ち一〇〇比弗、二〇比弗、一比弗の兌換券で無限通用力を有す。而して印度支那銀行は、正貨準備高の五倍に當る兌換券の發行を許可されてゐる。尙此外東埔寨・老過の一部には、舊來の慣習に依り、金・銀・錢棒等を今

第四六表　佛領印度支那補助貨幣鑄造高連年比較表　單位＝千比弗　出所＝統計年鑑第一卷別冊

年度	二〇仙	一〇仙	計	舊貨幣回收額
一九一二年	一四八五	二六一六	四一〇一	四〇〇
一九一三年	一二一七	一四八七	二七〇四	一三六七
一九一四年	二六〇	二六二	五六二	六五〇
一九一五年	五二一	四九一	一〇一二	六一〇
一九一六年	二五〇	四〇	二八〇	六五一

次に各年度に於ける印度支那各國の地方金庫在庫金額を擧ぐれば次の通りである（一九二五年五月末、一九二六年四月末、一九二七年四月末）。

單位＝比弗　出所＝總督府會議報告書

第四七表　佛領印度支那通貨別地方金庫在庫金額連年比較表

國別	年次	紙幣	一比弗銀貨	五〇仙銀貨	二〇仙銀貨
東京	一九二五年	二四四二〇三	八〇三四七	五三三	四〇六八
	一九二六年	二一七九〇三三	六九五八九八	六七三	七三三九

國別	年次	一〇仙銀貨	五仙白銅貨	一仙青銅貨	計
東京	一九二五年	七三三〇〇	一九〇八八	七六〇三一	四一六八一九九
	一九二六年	七四八〇四	二九七三七	七〇八五八	四五四七三〇〇

	交趾支那				柬埔寨				安南				老過				合計			
	一九二七年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二五年	一九二六年	一九二七年		一九二五年	一九二六年	一九二七年		一九二五年	一九二六年	一九二七年		一九二五年	一九二六年	一九二七年	
一月	二五九八三五	三一九八八七	三一二五四四	五四三四五三	一五四六五六	一八三九七	一九二六三	五四三四五三	二八七九八二	二九八八四	三四四四四	五四三四五三	七〇四一	三六八三	二六四四	四四〇九五三	二一二六二	一一〇〇一	一〇五六三五	一〇三五
二月	二五九八三五	三一九八八七	三一二五四四	五四三四五三	一五四六五六	一八三九七	一九二六三	五四三四五三	二八七九八二	二九八八四	三四四四四	五四三四五三	七〇四一	三六八三	二六四四	四四〇九五三	二一二六二	一一〇〇一	一〇五六三五	一〇三五
三月	二五九八三五	三一九八八七	三一二五四四	五四三四五三	一五四六五六	一八三九七	一九二六三	五四三四五三	二八七九八二	二九八八四	三四四四四	五四三四五三	七〇四一	三六八三	二六四四	四四〇九五三	二一二六二	一一〇〇一	一〇五六三五	一〇三五
四月	二五九八三五	三一九八八七	三一二五四四	五四三四五三	一五四六五六	一八三九七	一九二六三	五四三四五三	二八七九八二	二九八八四	三四四四四	五四三四五三	七〇四一	三六八三	二六四四	四四〇九五三	二一二六二	一一〇〇一	一〇五六三五	一〇三五
五月	二五九八三五	三一九八八七	三一二五四四	五四三四五三	一五四六五六	一八三九七	一九二六三	五四三四五三	二八七九八二	二九八八四	三四四四四	五四三四五三	七〇四一	三六八三	二六四四	四四〇九五三	二一二六二	一一〇〇一	一〇五六三五	一〇三五
六月	二五九八三五	三一九八八七	三一二五四四	五四三四五三	一五四六五六	一八三九七	一九二六三	五四三四五三	二八七九八二	二九八八四	三四四四四	五四三四五三	七〇四一	三六八三	二六四四	四四〇九五三	二一二六二	一一〇〇一	一〇五六三五	一〇三五
七月	二五九八三五	三一九八八七	三一二五四四	五四三四五三	一五四六五六	一八三九七	一九二六三	五四三四五三	二八七九八二	二九八八四	三四四四四	五四三四五三	七〇四一	三六八三	二六四四	四四〇九五三	二一二六二	一一〇〇一	一〇五六三五	一〇三五
八月	二五九八三五	三一九八八七	三一二五四四	五四三四五三	一五四六五六	一八三九七	一九二六三	五四三四五三	二八七九八二	二九八八四	三四四四四	五四三四五三	七〇四一	三六八三	二六四四	四四〇九五三	二一二六二	一一〇〇一	一〇五六三五	一〇三五
九月	二五九八三五	三一九八八七	三一二五四四	五四三四五三	一五四六五六	一八三九七	一九二六三	五四三四五三	二八七九八二	二九八八四	三四四四四	五四三四五三	七〇四一	三六八三	二六四四	四四〇九五三	二一二六二	一一〇〇一	一〇五六三五	一〇三五
十月	二五九八三五	三一九八八七	三一二五四四	五四三四五三	一五四六五六	一八三九七	一九二六三	五四三四五三	二八七九八二	二九八八四	三四四四四	五四三四五三	七〇四一	三六八三	二六四四	四四〇九五三	二一二六二	一一〇〇一	一〇五六三五	一〇三五
十一月	二五九八三五	三一九八八七	三一二五四四	五四三四五三	一五四六五六	一八三九七	一九二六三	五四三四五三	二八七九八二	二九八八四	三四四四四	五四三四五三	七〇四一	三六八三	二六四四	四四〇九五三	二一二六二	一一〇〇一	一〇五六三五	一〇三五
十二月	二五九八三五	三一九八八七	三一二五四四	五四三四五三	一五四六五六	一八三九七	一九二六三	五四三四五三	二八七九八二	二九八八四	三四四四四	五四三四五三	七〇四一	三六八三	二六四四	四四〇九五三	二一二六二	一一〇〇一	一〇五六三五	一〇三五
平均	二五九八三五	三一九八八七	三一二五四四	五四三四五三	一五四六五六	一八三九七	一九二六三	五四三四五三	二八七九八二	二九八八四	三四四四四	五四三四五三	七〇四一	三六八三	二六四四	四四〇九五三	二一二六二	一一〇〇一	一〇五六三五	一〇三五

比弗對法公定相場及比弗の對外價値—印度支那比弗の對法貨公定相場は次の通りである。但し紙幣法及金法の二種あつて可成りの差がある。殊に近年度に於ける佛本國法貨の暴落の際には一比弗に對し最高二七法五〇（一九二六年七月二十二日）を示し、一方當時の一九二六年度平均公定金法相場は二・八二法であつた。又參考の爲め一九一三年に於ける對法貨相場を見るに紙幣法、金法共に二・五〇法を示してゐる。

第四八表　佛領印度支那比弗對法・米弗・磅・香港弗平均相場

連年比較表

出所＝印度支那經濟雜報第一九七號

年次	註 紙幣法	註 金法	北米合衆國弗	磅	香港弗
一九二三年	八四七	二・六九	〇・五一三	〇・一一九	〇・九九
一九二四年	〇・〇六八	二・七一	〇・五二一	〇・一一七	一・〇〇
一九二五年	一・二四	二・九三	〇・五八二	〇・一一六	一・〇〇
一九二六年	一・〇一二	二・八二	〇・五四三	〇・一一一	一・〇三
一九二七年	一・二〇	二・八〇	〇・五〇二	〇・一〇〇	一・〇三

註　公定相場

最近に於ける法相場は一九二八年十一月平均紙幣法一二・六一、金法二・五五を示してゐる。

第四九表　佛領印度支那一九二六—二七年各月比弗對法・米弗・磅平均相場表

出所＝同前表

月次	法（紙幣） 一九二六年	一九二七年	北米合衆國弗 一九二六年	一九二七年	磅 一九二六年	一九二七年
一月	一五・三五	一二・六五	〇・五七九	〇・五〇五	一一・九	一〇・三五
二月	一五・五六	一二・三一	〇・五七一	〇・五一三	一一・七	一〇・一七
三月	一六・〇二	一二・三〇	〇・五六四	〇・五〇八	一一・七	一〇・一四
四月	一六・七二	一二・三〇	〇・五六五	〇・五〇八	一一・八	一〇・一四
五月	一七・〇	一二・八七	〇・五五四	〇・五〇四	一一・四	一〇・一四
六月	二二・二八	一二・八〇	〇・五五三	〇・五〇四	一一・四	一〇・一四
七月	一九・三八	一二・八八	〇・五四七	〇・五〇〇	一一・一四	一〇・一〇三
八月	一八・七六	一二・三六	〇・五三五	〇・五〇一	一一・一〇	一〇・一〇三
九月	一八・九三	一二・二〇	〇・五一七	〇・五〇一	一一・一〇	一〇・一〇三
十月	一八・二二	一二・二九	〇・五〇八	〇・五〇〇	一一・〇一	一〇・一〇四
十一月	一四・二二	一二・三〇	〇・五〇八	〇・五〇〇	一一・〇一	一〇・一〇四
十二月	一二・三〇	一二・二七	〇・五〇八	〇・五〇〇	一一・〇一	一〇・一〇四
平均	一七・〇二	一二・八〇	〇・五四三	〇・五〇二	一一・〇	一〇・一〇三

金融機關　印度支那に於ける金融機關としては、銀行及其他の補助金融機關の二つに分類し得る。今箇々に就て之を說明せん。

銀行—印度支那に於ける銀行は、佛人系に屬するもの、中、印度支那銀行が中央銀行の任務を執つてゐる。が、又本行普通銀行業務は勿論商業・爲替銀行及拓殖銀行の業務をも兼營して居る外、專門に興業拓殖的銀行もあり、各方面に對する形は備つてゐるが、土地廣大なる割合に支店所在地も少なく、充分發達して居るとは言はれない。此外英國系、日本系、支那系に屬する外國銀行が主なる市場に支店を設け、主に貿易金融に當つてゐるが、印度支那銀行が有力なる基礎根底の下に低利廻りの資金を擁し、排他的、競爭的態度を以て大に活動して居る爲め、外國銀行支店等の活動經營は仲々苦境に陷つてゐる有樣である。

印度支那銀行（Banque de l'Indochine）

創立・概況・營業成績　一八七五年一月二十一日印度支那の產業開發を主眼として、佛國に於けるコントアール・デスコムト（Comtoir d'Escompte）銀行ソシエテ・ゼネラル（Société Générale）銀行、巴里和蘭（Paris Néderlandaise）銀行の合同經營にて資本金八百萬法（一株五百法、一萬六千株、四分の一拂込）の株式組織植民地銀行として設立せられ、巴里に本店を置き、各地に支店を設置したのである。同社は設立と同時に銀行券の發行權を政府より附與せられ、又本國親銀行の資金援助、經營、指導其宜しきを得たる爲め、業務は順調に進展し、印度支那全體に亙る金融上の實勢力を握り、其信用益々擴大し一八八八年印度支那に於ける中央銀行たるのみならず、更に極東に於ける佛國の利益を代表する政府の機關たるの特質を帶ぶるに至つて、基礎益々安定し、東洋各地に支店、出張所又は代理店を開設し、一面特權銀行として財政的に其機能を發揮し、他面產業の啓發に、商工業の興振に力を致し、順調に發達し、資本金も漸增して、現在七千二百萬法となり、今日に至つたのである。同行の營業振りは特殊銀行の弊として、取引手續が煩雜に流れ、叮嚀親切を缺くとの世評あり。尙其態度は排他的獨斷的に專橫とすら感ずることさへある爲め、同業者竝に一般顧客の氣受は餘り良好ならざる模樣である。

今一九二六年及十前前の一九二六年末に於ける同銀行貸借對照表を比較すれば次の通りである。

第五〇表　佛領印度支那銀行貸借對照表

負債の部	合計	不動産價却準備金	損益未定金	再割引高	未拂込資本金	現金及當座預金	他店勘定	他店借越金	取立手形及荷爲替	當座預金	銀行券流通高
一九一六年	註二					註一					
	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇
一九二六年	註二					註一					
	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇

（出所＝一九二六年紐育參照　單位＝弗）

第五一表　佛領印度支那銀行株式價及株當配當額並年比較表

年次	市價 最高	市價 最低	市價 平均	對一株當配當額
一九〇一年	一三五	一三〇		
一九〇二年	一四〇	一三五		
一九〇三年	一四〇	一三五		
一九〇四年	一四〇	一三五		
一九〇五年	一四〇	一三五		
一九〇六年	一四〇	一三五		
一九〇七年	一四〇	一三五		
一九〇八年	一四〇	一三五		
一九〇九年	一四〇	一三五		
一九一〇年	一四〇	一三五		
一九一一年	一四〇	一三五		
一九一二年	一四〇	一三五		
一九一三年	一四〇	一三五		
一九一四年	一四〇	一三五		
一九一五年	一四〇	一三五		
一九一六年	一四〇	一三五		

第五二表　佛領印度支那銀行金庫現在高及紙幣發行高比較表

年度	金庫現在高	紙幣發行高
一九〇一年		八〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇二年		八〇、三五〇、〇〇〇
一九〇三年		八〇、八〇〇、〇〇〇
一九〇四年		九〇、五二四、〇〇〇
一九〇五年		一〇〇、六四三、〇〇〇
一九〇六年	註	一四〇、四三〇、〇〇〇

（出所＝一九二六—二七年紐育參照）

佛領印度支那銀行貸借對照表

負債の部	合計	不動産價却準備金	損益未定金	再割引高	未拂込資本金	現金及當座預金	他店勘定	他店借越金	取立手形及荷爲替	當座預金	銀行券流通高
一九一六年	註二					註一					
	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇
一九二六年	註二					註一					
	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇

（出所＝一九二六—二七年紐育參照　單位＝弗）

備考　註一　萬位以下不明

註二　十萬以下四捨五入

株價　同行の業績は上記の通り順調に進展したる爲め、株式市價は弘臨を續け、一九二六年に於ける最高市價は、一九二六年の最高市價に比し約五倍に達した程である。同期間に於ける年別市價及毎年配當額は左の通りである（二株五百法）。

第五一表　佛領印度支那銀行株市價及株當配當額並年比較表

年次	市價 最高	市價 最低	市價 平均	對一株當配當額
一九〇一年	一三五	一三〇		
一九〇二年	一四〇	一三五		
一九〇三年	一四〇	一三五		
一九〇四年	一四〇	一三五		
一九〇五年	一四〇	一三五		
一九〇六年	一四〇	一三五		
一九〇七年	一四〇	一三五		
一九〇八年	一四〇	一三五		
一九〇九年	一四〇	一三五		
一九一〇年	一四〇	一三五		
一九一一年	一四〇	一三五		
一九一二年	一四〇	一三五		
一九一三年	一四〇	一三五		
一九一四年	一四〇	一三五		
一九一五年	一四〇	一三五		
一九一六年	一四〇	一三五		

第五二表　佛領印度支那銀行金庫現在高及紙幣發行高比較表

年度	金庫現在高	紙幣發行高
一九〇一年		八〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇二年		八〇、三五〇、〇〇〇
一九〇三年		八〇、八〇〇、〇〇〇
一九〇四年		九〇、五二四、〇〇〇
一九〇五年		一〇〇、六四三、〇〇〇
一九〇六年	註	一四〇、四三〇、〇〇〇

（出所＝一九二六—二七年紐育參照）

高を表示すれば次の通りである。

第五三表　佛領印度支那所在主要金融機關一覽表

銀行名	創立年度	資本金	積立金	本店所在	支店及代理店所在地（本領土內）備考
Banque de l'Indochine 印度支那銀行	一八七五年	五千萬法	千三百二十七萬法	巴里	佛領印度支那ノ內、ビルマ、シャム、ラオス、ヴェトナム、カンボジア、コーチン・チャイナ、トンキン、海防、西貢、河內
Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie 佛華工商銀行	一九二二年	六千二百萬法	一八九二年六月三十日	巴里	支那ノ內、上海、天津、雲南府、漢口、Fort-bayard（廣州灣）

（出所＝一九二六—二七年紐育參照）

其他：Djibouti, Numéa, Papeete, Pondichéry, 新嘉坡

其他の銀行及金融機關一次に印度支那に於ける主要銀行及主要金融會社を表示すれば次の通りである。

註　一九二七年六月一日現在

支店及代理店の所在地は次の通りである。

印度支那：Battambang, Cân-tho, Haiphong, Hanoi, Nam-dinh, Phnom Penh, Saigon, Tourane, Vinh.

支那：廣東、香港、北京、上海、天津、雲南府、蒙自、漢口、Fort-bayard（廣州灣）

Crédit Foncier de l'Indochine 印度支那不動産銀行	一九二三年	五千萬	法	千五百八十七萬	法	巴里	河内、海防、西貢
la Sté Financière Française et Coloniale 佛國及植民地金融會社	一九二〇年	六千萬	法	六千萬	法	巴里	西貢、海防（事業投資銀行）
Banque Industrielle de Chine 中法實業管理公司	一九一三年	千萬	法	千七十九萬四千	法	巴里	西貢、河内、海防（佛支合辦）
Banque de Saigon 西貢銀行	一九二六年	三千萬	法			西貢	
Futien Bank, Ltd. 富滇銀行	一九一二年	五百萬	元	二百萬	元	雲南府	海防
Honkong & Shanghai Banking Corporation 滙豐銀行	一八八三年	公稱五千萬弗 拂込二千萬弗		一九二八年五月八日現在 金貨六百萬磅 銀貨千四百五十萬弗		香港	西貢、海防
The Bank of East Asia, Ltd 東亞銀行	公稱千萬弗 拂込五百萬弗			銀行責任保證準備金二千萬弗		香港	西貢、海防
Chartered Bank of India, Australia and China 渣打銀行	一八五三年	三百萬磅		四百萬磅		倫敦	西貢、海防
橫濱正金銀行	一八八〇年	一億圓		銀行責任保證準備金三百萬磅 九千六百五十萬圓		橫濱	西貢
la Sté Financière des Caoutchoucs 護謨金融會社	一九〇九年	二億萬	法			白耳義ブラッセル	西貢
la Sté Indochinoise de Commerce, d'Agriculture et de Finance 商農金融印度支那會社	一九一九年	千萬	法				

右表の中護謨金融會社は護謨栽培・製造・販賣等總て護謨に關する企業金融機關で、商・農・金融印度支那會社は主として栽培企業（護謨・珈琲・茶・油椰子等）の金融を爲す會社である。

其他の補助金融機關――これは前記銀行及主要金融機關の外に、その補助機關とも見るべき下級金融を司るものを謂ひ、例之印度支那に於て市營質屋、金貸業者及信局なるものを指すのである。以下その大要を述べん。

市營質屋　往年領内各地に私營質舖なるものありしも、徒らに高利を貪り手段方法宜しからず、細民金融機關として害多くして、不適當と認めたるを

以て此營業を禁じ、之に代るに相當資産を有し信用ある支那人（又は土人）に市の命令に依り、期限を定め（普通四年を一期）、質業を兼營せしめ、市は取扱手續及利率等に制限を加へ、之を監督し細民に對する金融を司らしむるものである。

支那人及印度人の金貸業者　領内至る所に支那人の金貸業を營むもの多く在住し、土農及小商工業者は、普通之に依て金融を受けつゝあるが、其勢力は山間僻地に迄瀰漫してゐる有樣で、彼等の貸付方法は擔保付及無擔保何れにもより、無擔保の場合は連帶責任者を立てしめ、擔保付としては農民に融通の場合は其農作物の收穫を引當とし、貸金を相當額の物品にて回收する方法を取るもの多く、貸付期限は三箇月より六箇月位迄にて利率は普通月三分乃至四分見當の高利を貪り、惡辣なる輩の爲め窮迫させらるもの多きも、小額なる需要にも應ずること、取引手續割合に簡單で如何なる僻地にも存在し便利なるが爲め、金利高とは知りつゝも土農細民の之に賴るもの多く、今日の勢力を保持するに至つたのである。

此外西貢市には Chetty（通稱チッテイー）と稱する印度人金融業者約三十軒、一區劃を成して營業を爲して居るが、相當地盤を築き、勢力亦侮るべからざるものがある。彼等は凡て印度マドラスに本據を有する一種族で、殆んど全部が金貸業を主業として各地に出稼して利殖の途を講じ、中には相當巨額の資金を擁し（百萬―三百萬の資本を有するもの少からず）、其制度組織は支那人のそれに比し稍進歩したもので、南洋特殊の金融業者をなし、南洋でチェッテイと云へば直ぐ金貸、高利貸の代名詞となつて居る程著名である。其勢力範圍は印度大陸は元より英領緬甸、關領印度、馬來半島各地に亘り、拔くべからざる下級金融上の覇權を握るに至り、漸次北進して西貢にも及ぼし來れるものである。領内に於ては西貢を除く他の地方には餘り居住者を見受けない。其貸付方法は大體支那人と同樣で、金利は支那人同業者より低利のものもあるが、月賦濟崩しの貸付の如きは非常な高利率に當るものがある。彼等の業務は金貸を主業とするも、預金の吸收を爲すものあり、爲替の思惑賣買を爲すものあり、或は雜貨商等を兼營するものもあり、又は銀行と密接な關係を取結び、銀行と地方細民との中間に立ち、銀行より資金を借入れ之を細民に金融するものもある。チェッテイは銀行に信用深く又銀行も彼等に對する投資は危險率少なき故、遊資の消化策として彼等に投資する向もある。

信局　同領内在留の多數支那人間には、支那内地に見る錢莊、銀號なるものなく華僑の鄕里送金竝に金融信書の託送を業とする信局といふものがある。同領へ出稼ぎの支那人はその數に於て廣東が最も多く、汕頭、厦門、福州之に次ぐが、信局はその地方別に存在する。卽ち廣東人の爲めには廣東人信局、汕頭人の爲めには汕頭人信局なるものがある。而して信局は信局そのものを專業とするものは殆んど無く、普通貿易商又は雜貨商等の兼營に係るもの多く、支那人の大集合地たる堤岸市には約三十軒迄き信局がある。本業は支那人間特有の信用感念と古來よりの慣習とに依り安んじて利用する支那人の機關で業務の性質より見て、金融機關と云ふよりも寧ろ一種の郵便局的事務を主業とするもので、其取扱年額は（主に引受金大體三百萬比弗を下らざる模樣である。金融市場に及ぼす影響もある故玆に附記する所以である。

金利　印度支那に於ける金利は經濟的關係及貿易事情に依り、支那其他東洋各地金融市場の金利と大差なく、一般に高率で、金融界は貿易の關係で殆んど週期的に年々繁閑動搖を來すも、銀行金利は殆んど釘付狀態で移動は少ない。其理由は主なる市場は貿易金融が其主體を爲し、而も中央銀行たる印度支那銀行は紙幣の發行權有り、政府預金を取扱ひ、常に低利廻りの資金が潤澤で、又一般銀行に對し金融を許さない態度にあり、其他の銀行は種々の事情より、主に貿易金融に從事する爲め、爲替の運用操縱により必要なる

資金の調達遊資の消化を爲す結果、爲替相場の移動は常なるも、金利の移動は餘り見ないのである。

預金利率―印度支那銀行は無利息を原則とす。利息付預金を取扱ひ得るも、一、其金額が拂込資本金を超過せざること　二、其利率は割引歩合の半を出る可からざることの二箇條件の制限規定があり、往年は利息付預金を取扱はざりし模樣なりしも、現今は定期預金には顧客の爲め低利を付けて居る有樣である。

其他の銀行は皆資金吸收の必要上、各種預金に利息を付けてゐる。各銀行區々であるが其大體は次の通りである。

一、定期預金　三箇月年二分五厘―三分、六箇月三分五厘―四分、一箇年五分―五分五厘

二、當座預金　年二分―二分五厘

三、小口當座預金　年三分―三分五厘

銀行に依つて前記利率より五厘乃至一分五厘方高率を附するものもある。

貸出利率―印度支那銀行の貸出利率は、

一、貸付金　最高年一割　普通年八分　最低年七分

二、割引手形　最高年九分　普通年八分　最低年七分

三、當座貸越　最高年八分　普通年八分　最低年七分

右利率も資金狀態等にて各銀行區々で、銀行に依つては右利率より一二分高率のものもあるが、先づ大體右に依つて差支へない。

金融界の情勢　金融繁閑の季節―印度支那金融界の情勢は主に貿易の盛衰如何に依り左右せらるゝことは既説の通りで、貿易品中米は輸出品の大宗として繰輸出額の約七割迄くに當り、同領貿易の消長を支配する物産であるから、金融の繁閑動靜は米輸出期に於て緊縮繁忙を來し、然らざる期間は緩慢に閑散を告げるのが、全般に亘る大勢である。主要市場たる西貢・海防南市場の狀態は次の通りである。

西貢金融界の趨勢―西貢に出廻る所謂西貢米（柬埔寨産米も一部分含む）は年一期作で、輸出期節は毎年十二月末より翌年六月頃迄で、三・四・五月が最も旺盛で又玉蜀黍の輸出も此時期であり、且支那人、安南人等の最重要決濟期たる舊曆年末も此上半期にあるから、資金の需要は引續き旺んで、金融界の緊縮を來し、殊に二月より五月に至る四箇月が最も繁忙の季節である。七月以後の貿易は輸出入共上半期に比し減退し、十一月以後年末に際し、多少資金の需要が起り、小繁を呈するも、此間は概して金融は緩慢で、七月、八月、九月が最も閑散の季節である。

海防金融界の趨勢―同市の金融界も重要物産たる米の輸出期を否とに依り繁閑が區分せられるが、同港輸出の東京米は年二作で（三作の所もある）、其第一期作の輸出期は四・五・六月頃で、第二期作の輸出期は九・十・十一月頃で此季節は概れ繁忙期であるが、第二期作は其產量第一期作に比し約五割増しを普通とするが故、自然輸出も旺盛で、此間が最も緊縮を告げる。而して舊年末たる二月初旬頃及新年末は決濟資金の需要あり、小繁を呈し、七・八月が最も閑散の季節である。

東京米の輸出量は年十六七萬噸を普通とし、西貢米に比し甚だ小量ではあるが、西貢港に於ける西貢米と同樣海防港貿易に重要なる地位を占めてゐる。如斯西貢と謂はず海防と謂はず、其金融市場に與ふる主なる刺戟である米の輸出期が年々殆んど同樣であるから、金融の繁閑動搖時期も毎年週期的に繰返されて居る。

外國爲替　同領本位貨幣は銀貨（一比弗）なるが故に、爲替は銀爲替である。而して對外的諸關係上最も密接なる爲替の中心市場は西貢市であるが、大口爲替は市場内で需給圓滑ならざる有樣で、爲替市場としては狹少である。又同地には上海の如く爲替思惑師なるもの殆んど無く、從つて思惑による大口爲替の運用需給が少きため、爲替の需給は一に貿易關係によつて支配せらるゝ狀態である。金融の繁閑時期と爲替の繁閑時期とは全く一致して、即ち地方產米の輸出期節は爲替界活況を呈し供給（賣物）は需要（買物）を超へ、比弗價値の昂騰を告げ、其他の期節は概して貿易の閑散時期で爲替の需給減少して爲替界は平靜に歸し、比弗價値は下落歩調を取るのを通例とする。尚同領爲替相場は前記貿易事情以外諸事由に依つて變動常なく、而も國際爲替上に直接刺戟材料として相場變動の原因を爲すものは突發的に或は週期的に種々あるも、倫敦銀塊相場の移動、佛國に於ける倫敦宛爲替相場の騰落及上海・香港の兩市場の强弱及其氣配が其主なるものである。倫敦銀塊相場は周知の如く世界的銀の標準相場であるから、此相場の移動は銀貨本位國たる同領相場の大勢を左右する事は當然である。次に佛國對倫敦宛相場は機關銀行たる印度支那銀行が各相場の標準となる。對倫敦相場即ち磅相場を建てるに右相場を基準として裁定するが故に其騰落は關係が重大である。又上海・香港は市場大で爲替の需給容易で、中樞市場として東洋各地爲替市場を支配する地位を占め、且同領と關係密接なるが爲め、殊に上海は世界唯一の銀需要國たる支那の中央市場で、更に有力なる爲替思惑師あり、又常に大口爲替の賣買行はれ、世界的銀相場をも左右する勢力を有するを以て、同市場の强弱動搖はその影響極めて大である。香港市場は從來東洋貿易の仲繼港として市況殷賑を極め、上海と共に重要爲替市場として東洋各市場を支配する權威を保持せしも、一九二五年六月突發した同地支那人海員の罷業は漸次惡化擴大して廣東對英政府の爭議と轉じ、遂に經濟的錯誤を生じ船舶の寄港を停止するに至り、同港仲繼貿易は一時杜絶するの狀態に陷り、爭議は約一箇年にして解決せしも、同港の貿易は減退し、其他經濟的諸事情不振を來し、同地爲替相場は現在上海相場に追從して高ト移動する有樣で爲替市場としては從來の權威は失墜するに至つた。

依つて從來は產米の東洋向（主に支那）輸出の大半が香港仲繼にて行はれ、對同港の貿易狀況を持續したりしも時局發生以來主なる產米の消費地たる上海、廣東初め其他は直接貿易を開始したる爲め香港貿易の減退となり、自然爲替上の地位關係の輕減したる實情を首肯せられる。然れども同領に居住の華僑は其數約四十萬に達し、領内の商權は殆んど其掌中にある有樣にて多くは廣東、汕頭、厦門及南方支那人にて、彼等の國へ送金、資金の調達、或は輸入品の代金決濟、又は輸出品代金回收及貿易内外の收支多額に上るも殆んど全部は爲替上利便多き香港貨を使用するが爲め、香港爲替の需給運用は同領に於て比較的圓滑にて、爲替關係に於て香港は尙密接重要なる位置にある。

爲替相場の建て方　爲替相場を建てるには複雜なる方法によるもので、多方面より各種材料を收集し此を參酌考慮して決定する。銀爲替市場たる上海・香港に於ては倫敦標準銀と、其他本位貨との純分比と倫敦銀塊相場により倫敦宛パリテイー（等價）を採算し、更に銀塊相場の前途氣配及其他金融貿易の趨勢爲替事情經濟狀態を參酌して先づ基準相場となる倫敦宛相場を決定し、此に基き順次各地宛相場を建つるもので、以上は上海・香港とも同地首位銀行たる香港銀行が定め、毎朝及相場移動の都度（普通は午前午後の二回）一般に公開するもので之を其地の公定相場と云ふ。而して其地各銀行は此公定相場に自行爲替事情を加味して各建相場とする故に公定相場は倫敦銀塊相場の騰落と合致して高低移動するを常とする。然るに西貢（佛印中央市場）には前記の如く一般指針となるべき公定相場なるものなく、各銀行は自行事情に重きを置き、各自建相場とする有樣なるを以て、毎朝發表する銀行間相場に意外の開きを示し時には突飛相場の現るゝことあり、他市場と稍其趣を異にし爲替繁忙の期節には狹少なる市場なるに不拘、爲替界が混亂するを常とする。從來同地には爲替仲買人なく、各銀行は自行相場を公開せず、寧ろ秘密に取扱ひ來りしも現今は數人の仲買人あり、各行相場は直ちに市場に發表せられ

取引上一段の利便となり、印度支那・佛支商工・横濱正金の各銀行は、毎朝相場表を得意先に配布する等、之を公開し市場の面目は更新しつゝある。印度支那銀行が相場を建てるには、各地宛相場の基準となる倫敦宛相場を決定する方法が上海・香港に於けると異り、先づ西貢、巴里宛相場（フランス相場）と巴里に於ける倫敦宛相場とにより次式連鎖法によりパリテイーを算出し、之に同行諸事情を參酌加味して決定し、次で各地宛相場を建てるのである。

X弗 = 1 Piastre

1 P = Y Fr.（西貢巴里宛）

Z（巴里倫敦宛）= 240 片（1弗）

$$\therefore X = \frac{1 \times Y \times 240}{1 \times Z} =$$

同行に於ける前記西貢巴里宛建て相場には、倫敦銀塊相場及金法價値より採算するならんも、殆んど獨斷的に主に同行爲替事情より打算して自行有利に建て相場し、更に香港宛相場を自由に伸縮して相場全體を調節するを常とするを以て、時に其相場が倫敦銀塊相場の騰落に逆行し或は同領經濟界の實情金融の情勢に適合せず、他の銀貨國に於けると事情を異にし、裁定方法異る他銀行相場と大なる開きを示す事ある所以である。

同領の各銀行の建つる爲替相場は、普通巴里宛・倫敦宛・紐育宛・香港宛・上海宛・日本宛・新嘉坡宛・マニラ宛・爪哇宛・槃谷宛・印度宛の十一箇で、其表示方は從來よりの習慣にて香港・新嘉坡・盤谷宛は支拂勘定の相場にて先方通貨（相手方通貨）を基準として、比弗貨にて相場を建つる。其他は受取勘定の相場にて比弗貨を基準として、先方通貨（相手方通貨）にて相場を表示する。而して支拂勘定相場の內香港・新嘉坡宛に限り先方通貨百弗に對し比弗貨にて相場を現すに何程割增（Prime）或は何程割引（Décompte）とする。例へば

香港宛相場　2⅝ P.

新嘉坡宛相場　10⅝ P.

の如くで、香港宛は香港百弗に對して比弗二分割引即ち九十八比弗換の事で、又新嘉坡宛は海峽弗百弗に對し比弗一割割增即ち百十比弗換へなる事を表はすのである。又

盤谷宛相場　97

は暹羅貨百テイカルに對し九十七比弗なる事を表示するのである。次に受取勘定の相場は、巴里宛相場 12.30 倫敦宛相場 2-10 1/16 紐育宛相場 40-1/2 日本宛相場 105 の如くで內巴里・倫敦宛は一比弗に對する相場で巴里宛は十二法三十仙換へ、倫敦宛は二志零片十六分の一換への意味で、紐育・日本宛は共に百比弗に對し前者は四十九弗二分の一換へ、後者は百六圓換へなる事を表示し、其他は皆之と同樣百比弗に對し何程換へなるかを現すのである。

次に同領通貨は前に述べたる通り比弗貨にて、政府豫算も一八八一年以降比弗建と定められたるが、對本國財政收支及關稅竝に佛商人の商品値段の一部（最近は漸次比弗建てに改めつゝあり）は法貨建てのもの多く、日常此收支に當り、比弗對金法の換算相場が必要の爲め、本國政府は一八八六年十二月法令を以て印度支那總督に右相場の決定權を附與し總督は領內會計事情對本國貸借關係等を考慮して毎日定めて之を公示する事となつた。然し實際は中央銀行たる印度銀行の相場に基き決定してゐる有樣である。之を公定相場（Taux Officiel du Tresor）と云ふ。巴里宛爲替相場の外に此相場がある。

次に戰爭或は財界動搖等の爲め、引受相場を相場表中に揭上出來難き場合に Nominal と云ふ字を附して表はす事があるが、之は實際相場でなく所謂名目相場、見當相場である。

左に對主要外國爲替相場表を揭ぐ。

巴里（一比弗に對する法建）　**第五四表**　佛領印度支那對外國爲替相場表

	一九二六年				一九二五年			
	一覽拂賣	荷爲替手形買	三十日拂 六十日拂	九十日拂	一覽拂賣	荷爲替手形買	六十日拂	九十日拂
一月三十一日	一五·〇〇	一五·四九	一五·五八	一五·六六	一〇·三五	一〇·五〇	一〇·六八	一〇·八六
二月二十八日	一五·五〇	一五·九〇	一六·〇八	一六·二八	一〇·八五	一一·一一	一一·二三	一一·三五
三月三十一日	一六·七五	一七·三〇	一七·五〇	一七·七五	一〇·三五	一〇·六六	一〇·八〇	一〇·九五
四月三十日	一七·一〇	一七·五五	一七·七五	一八·〇五	一〇·六〇	一〇·九一	一一·〇五	一一·二〇
五月三十一日	一七·四〇	一八·一五	一八·三五	一八·五五	一〇·八五	一一·二八	一一·四五	一一·六五
六月三十日	一九·七〇	二〇·七〇	二〇·九五	二一·二五	一一·一〇	一一·四五	一一·六五	一一·八五
七月三十一日	一九·二五	二〇·〇〇	二〇·二五	二〇·五〇	一一·三五	一一·六六	一一·八〇	一一·九五
八月三十一日	一九·二五	二〇·〇〇	二〇·二五	二〇·五〇	一一·三五	一一·六六	一一·八〇	一一·九五
九月三十日	一七·七五	一八·七五	一八·九五	一九·二五	一一·二四	一一·五五	一一·七五	一一·九五
十月三十一日	一九·〇〇	一九·六〇	一九·八〇	二〇·〇〇	一一·三五	一一·六六	一一·八〇	一一·九五
十一月三十日	一九·〇〇	一九·六〇	一九·八〇	二〇·〇〇	一一·三五	一一·六六	一一·八〇	一一·九五
十二月三十一日	一九·〇〇	一九·六〇	一九·八〇	二〇·〇〇	一一·四〇	一一·七一	一一·八五	一一·九九

倫敦（一比弗に對する法建）

	一九二六年				一九二五年			
	一覽拂賣	荷爲替手形買	八日拂 九十日拂	九十日拂	一覽拂賣	荷爲替手形買	八日拂 九十日拂	九十日拂
一月三十一日	二—四 5/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—三 7/8	二—四 2/16	二—四 2/16	二—四 2/16
二月二十八日	二—四 5/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 1/4	二—四 5/16	二—四 5/16	二—四 5/16
三月三十一日	二—四 5/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 1/2	二—四 5/16	二—四 5/16	二—四 5/16
四月三十日	二—四 5/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 3/4	二—四 5/16	二—四 5/16	二—四 5/16
五月三十一日	二—四 5/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 5/8	二—四 5/16	二—四 5/16	二—四 5/16
六月三十日	二—四 5/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 5/8	二—四 5/16	二—四 5/16	二—四 5/16
七月三十一日	二—四 5/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 5/8	二—四 5/16	二—四 5/16	二—四 5/16
八月三十一日	二—四 5/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 5/8	二—四 5/16	二—四 5/16	二—四 5/16
九月三十日	二—四 5/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 5/8	二—四 5/16	二—四 5/16	二—四 5/16
十月三十一日	二—四 5/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 5/8	二—四 5/16	二—四 5/16	二—四 5/16
十一月三十日	二—四 5/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 5/8	二—四 5/16	二—四 5/16	二—四 5/16
十二月三十一日	二—四 5/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 9/16	二—四 5/8	二—四 5/16	二—四 5/16	二—四 5/16

出所＝一九二七年西貢商業會議所報告

四月三十日	二一—四1/16	二一—四7/16	五月三十一日	二一—三15/16	二一—四1/2	六月三十日	二一—四1/16	二一—三13/16	七月三十一日	二一—三3/16	二一—三5/8
八月三十一日	二一—三1/4	二一—三1/2	九月三十日	二一—二7/8	二一—三1/8	十月三十一日	二一—二3/4	二一—三1/4	十一月三十日	二一—二	二一—二1/4
十二月三十一日	二一—0 1/8	二一—0 3/8									

北米合衆國（百比弗にする弗建）

	一九二六年			一九二五年	
	一覽拂賣	六十日拂荷爲替手形買		一覽拂賣	六十日拂荷爲替手形買
一月三十一日	五七3/8	五八3/8		五五1/2	五六3/8
二月二十八日	五七3/4	五八3/4		五六	五七1/8
三月三十一日	五八	五九1/4		五五3/4	五六11/16
四月三十日	五六7/8	五八7/8		五五5/8	五七7/16
五月三十一日	五五3/4	五六7/8		五五3/4	五六13/16
六月三十日	五五7/8	五六		五五13/16	五七1/16
七月三十一日	五五1/8	五六1/4		五五5/16	五七5/16
八月三十一日	五五1/8	五六1/4		五五5/16	五七5/16
九月三十日	五五1/4	五六3/8		五五7/16	五七7/16
十月三十一日	五五3/8	五六1/2		五五1/2	五七1/2
十一月三十日	五五1/2	五六5/8		五五9/16	五七9/16
十二月三十一日	五五5/8	五六3/4		五五5/8	五七5/8

香港（百香港弗に對し比弗建に於ける割引或は割增歩合）（Eは割引Pは割增—三〇八頁參照）

	一九二六年			一九二五年	
	電信賣	十五日拂荷爲替手形買		電信賣	十五日拂荷爲替手形買
一月三十一日	1/2 P	3/4 E		1/2 P	1/2 E
二月二十八日	1/2 P	3/4 E		1/2 P	1/2 E
三月三十一日	1/2 P	3/4 E		1/2 P	1/2 E
四月三十日	1/2 P	3/4 E		1/2 P	1/2 E
五月三十一日	1/2 P	3/4 E		1/2 P	1/2 E
六月三十日	1/2 P	3/4 E		1/2 P	1/2 E
七月三十一日	1/2 P	3/4 E		1/2 P	1/2 E
八月三十一日	1/2 P	3/4 E		1/2 P	1/2 E
九月三十日	1/2 P	3/4 E		1/2 P	1/2 E
十月三十一日	1/2 P	3/4 E		1/2 P	1/2 E
十一月三十日	1/2 P	3/4 E		1/2 P	1/2 E
十二月三十一日	1/2 P	3/4 E		1/2 P	1/2 E

日本（百比弗に對する圓建）

	一九二六年			一九二五年	
	一覽拂賣	六十日拂荷爲替手形買		一覽拂賣	六十日拂荷爲替手形買
一月三十一日	一三七1/2	一三三		一四四	一四七1/4
二月二十八日	一三六1/2	一三〇1/2		一四一	一四五
三月三十一日	一三六	一三〇		一三五	一四五
四月三十日	一三九	一三三		一三三1/2	一四六
五月三十一日	一三八	一三三		一三五	一四九
六月三十日	一三三	一三五		一四一	一四五
七月三十一日	一三八	一三〇		一三六1/2	一四五
八月三十一日	一三五	一三八		一四四	一四八
九月三十日	一三〇	一三〇		一四〇	一四四
十月三十一日	一三一	一三一		一四一	一四八

	一九二六年			一九二五年	
	電信賣	十五日拂荷爲替手形買		電信賣	十五日拂荷爲替手形買
一月三十一日	九九3/4	一〇一1/2		一三五	一三九
二月二十八日	九九3/4	一〇一3/4		一三五	一三九
三月三十一日	一〇〇	一〇二		一三六	一四〇
四月三十日	一〇〇	一〇二		一三六	一四〇
五月三十一日	一〇〇	一〇二		一三六	一四〇
六月三十日	一〇〇	一〇二		一三六	一四〇
七月三十一日	一〇〇	一〇二		一三六	一四〇
八月三十一日	一〇〇	一〇二		一三六	一四〇
九月三十日	一〇〇	一〇二		一三六	一四〇
十月三十一日	一〇〇	一〇二		一三六	一四〇
十一月三十日	一〇〇	一〇二		一三六	一四〇
十二月三十一日	一〇〇	一〇二		一三六	一四〇

比弗の公定相場（法建）

	一九二六年	一九二五年
一月三十一日	一五〇	一〇二五
二月二十八日	一五〇	一〇八〇
三月三十一日	一六七五	一〇五五
四月三十日	一七〇五	一〇七〇
五月三十一日	一七四〇	一一二〇
六月三十日	一九七〇	一二四〇
七月三十一日	二三〇〇	一一八〇
八月三十一日	一九二五	二二四五
九月三十日	一八二五	二二一五
十月三十一日	一五〇〇	一三五〇
十一月三十日	一三四〇	一四六〇
十二月三十一日	一三四〇	一五七〇

産業一般

今日印度支那の名の下に結合されてゐる各國は、その昔此等の國が佛領となる迄は、何れも殆んど未知の國であり、各國に於ける商賣の如きも、その國境を越えて行はれるといふことは全然皆無の狀況であつた。唯各國互に喧嘩をし唯み合ひを續けることが彼等の主なる仕事であつた。斯くて必要が起

れば彼等が欲しいだけのものを生産するに過ぎず、貿易は勿論隣國との修交關係の設立等に就ては、全く夢想だにしなかつたのである。土地の豐澤なるが爲め、その日暮しを續けてゐる土民にとつては、又他方何時でも欲しいだけのものを生産し得るが故に、進取の氣象等は更に無く、所謂逸民の名に背かなかつた。從つて戰爭さへ起らない時は暢氣な生活を續けてゐた譯である。

それが愈々佛領となり、佛の植民政策の一端である經濟施設が一段落を告げた時は、各國に於ける這般の狀況が急速に改善されてゐた時であつた。內の安泰は自恃の精神の鼓吹となり、百姓は最早や略奪に脅かされることもなく、從つてその仕事に專心し著しく產額を增加した。歐羅巴及支那商人は過剩收穫を買ひ、これを輸出に振り向けんことに努力し、その必然の結果として從來外國との接觸に無智であつた土民間には輸入貨物に對する市場が開設された。

斯くて事毎に新しく開始された機運は、益々擴張さるゝとも決して止むなく發展した。例へば米產に就ても、一八六〇年に於ける本貨物の輸出高は實計は約六萬噸に過ぎなかつたものが、最近十箇年間に於ける平均輸出高は實に百四十萬噸に達してゐる。この驚異に價する增加も、佛蘭西がその植民地經濟狀況の進步に對して次の如き數多の努力を吝まなかつたに基くものである。卽ち公道・鐵道の敷設、港灣の改良、航行し得る河川の改良、運河、灌漑事業電信電話等の公共事業の敷設等に努力した賜である。一九〇〇年以降一九二五年間に於て、印度支那の此等土木事業に費した金高は實に三億比弗に近いものである。

印度支那の天然富源に就ては、土壤に因る產物は勿論、土中の資源をも却してはならない。全くその驚異に價する沃土は、殆んどあらゆる熱帶植物の栽培に好適し、例之、米・砂糖・珈琲・棉等の如き、人類の營養上必要缺くべからざる數多の產物を生產する一方護謨・棉花・絹等の如き人類生活上の必須物の收穫も齎してゐる。尙復地下は、現在の所十分なる試掘は行はれてゐないが有望なる採鑛作業の對象物であり、又實際に現在に於ても、重要なる鑛物の採掘地を爲して居る箇所が少くはない。此點に於て東京はその最も大なるものである。東京に於て採掘せられる、鑛物の對外諸國への輸出數量は年々間斷なき增加を示してゐる。

商業上の見地から言へば、佛領印度支那は香港・新嘉坡といふ二大貨物集散地の中間に在つて、而もその各は、人口計八億と稱せられる支那及印度に對して夫々その中央に位置を占むるが故に、印度支那の地位たるや頗る理想的のものと言はざるを得ない。一方又印度支那は忍耐力のある勤勉な土民の繁榮に惠まれてゐる。農民階級は全人口の六―七割に當り、換言すれば千二百萬乃至千四百萬人を占め、人民の大多數が農民ではあるが、一方地方の經濟的進步は輸入貨物の重要市場を形成する市街居住者をして裕福ならしめる結果を齎してゐる。この關係に就ては、過去數年間に於て對土人商業を主たる目的として設立されたる大商店の數に注意すれば明白なる事實である。從來此種商店は華客としては歐人のみを數へてゐたものであるが、近來は土人を華客とするものが大多數である。

今各種主要產業の地位をその輸出額の上より見れば次の通りである。

第五五表　佛領印度支那主要產物別輸出高百分率表

出所＝印度支那經濟時報第一九六―七號

主要產物	一九二六年輸出額	一九二七年輸出額	一九二七年總輸出額に對する%
	比弗	比弗	%
米及之に屬するもの	一五三、三〇〇、〇〇〇	一四七、八〇〇、〇〇〇	六四・二六
其他の產物	七六、六〇〇、〇〇〇	八二、一〇〇、〇〇〇	三五・七四
護謨	一六、三二五、〇〇〇	一五、一二四、〇〇〇	六・五六
鑛產物	一二、三五六、〇〇〇	一三、五七九、〇〇〇	五・九三
水產物 註	七、六六二、〇〇〇	一〇、七三三、〇〇〇	四・六八
其他 註	四、〇四五、〇〇〇	四、二七三、〇〇〇	一・八五
計	二三〇、〇〇〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇、〇〇〇	100・00

註　比弗にて表した記錄無き故一九二六年一四〇、四〇九、〇〇〇法、一九二七年一三七、八九六、〇〇〇法に各年の平均法相場卽ち一九二六年七・〇二、一九二七年一二・八〇を以て換算した。

農業

概說　印度支那の氣候はその大部分の地が溫暖且濕氣に富むが、緯度により又高度により可成り異つたセクションに分別し得る。從つて本領土は熱帶農產物及準熱帶農產物の栽培は固より、溫帶農產物の栽培にも好適してゐる。土壤に於ても亦多種多樣である。デルタの平原及河川の流域は殊に米の栽培に適してゐる。何故なれば週期的の汎濫は土壤を沖積して自然の沃土とするからである。玄武岩質より成る赤土からは又等しく各種の貴重なる收穫物を擧げ得る。

土壤　以下交趾支那に於ける主要土壤の分析表を揭げ參考資料とす。

河成土―交趾支那東方諸縣に於ける新しき河成沖積土は、諸谿谷の低地を構成してゐる。西方諸縣の沖積土の如く粘質ではない。土人は米の外、甘藷、玉蜀黍、蔬菜を作つてゐる。

交趾支那農業研究所に於ける同土壤の分析成績次の如し。

第五六表　佛領印度支那河成土壤分析成績表　提氏百度にて乾かしたる原土千分中

出所＝佛領印度支那農業に關する調査報告書

成分	試料第一號	試料第二號	試料第三號
理學的分析			
石礫	八六・四〇	六二・五〇	三八・〇五
砂	四五・一三	八三・七三	四四五・六一
粘土分	四三四・八七	一九七・三五	四一四四三

備考　試料第一號はビエン・ホア縣タン・トゥイ・トゥオン(Thanh-tuy-thuong)部バモイ(Bamoi)村、カイ川(Song Cai)の流域より採取せるもの第二號、第三號はニャ・ベ(Nha-be)の土壤なり。

第一號に於て窒素、加里、石灰に乏しくして燐酸に富むは、カイ川が上流に於て後に述ぶる赤土の中を流れ其土粒を運び來るが故である。

古沖積土―交趾支那にて灰色土(Terres grises)と稱せらるゝもので、東部諸縣の低地と山地との中間に在り。新沖積土に比すれば、土粒が遙に粗大である。屢々多くの鐵分を含み、軟きラテリットの岩床の上にあつて、此土壤の地帶は通常林である。然し其林相は蔬薾でない。此の土壤は耕鋤し易い。故に開墾せられて煙草、甘蔗、其他の食用作物が栽培せられた事がある。又往時印度支那に於ける護謨樹の中、Hevea Brasiliensis の此土壤に植込まれたるもの數千エクタール許りあるが、此土壤は赤土に比し瘠薄である。殊に護

化學的分析				
窒素	〇・六三一	二・八三一	三・三〇九	
燐酸	一・七二一	〇・一九八	〇・三六七	
加里	〇・五四三	一・三二四	一・八七四	
石灰	〇・五一二	〇・四八二	〇・三九八	
苦土	〇・六八五	〇・〇九五	〇・〇五五	
石灰（腐植物を除く）	一・〇〇	〇・八六	〇・七二	
有機物（腐植物）	一・九五〇	九九・七〇	八三・五〇	
計	一・〇・〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	

第五七表　交趾支那古沖積土壌分析成績表

出所は百度に於ける原土分析成績表に同じ。

成分		理學的分析						化學的分析								
		大小礫	小礫	砂	粘土分	石灰物	腐植物質	窒素	燐酸	加里	苦土	石灰	腐植物質を除く物	粘土分	砂	小礫
水成無牧し地	ンジュイ・アンヤ・テイ Anh-uy-tann-inh 村	無し	一・七四〇	七六・六八	一八・七五	〇・四四	〇・三四	〇・三五	〇・一三五	〇・一三四	〇・一三四	〇・一三四	〇・一三四	〇・一三四	〇・一三四	〇・一三四
樹木無し	ビンニュ・ドー・チャンハン・トゥアンハン村 Binh-chanh-thuan-binh-thuan 郡	無し	四・〇〇	七三・八四	一三・七七	〇・四三	〇・一四	〇・一四	〇・一四	〇・一四	〇・一四	〇・一四	〇・一四	〇・一四	〇・一四	〇・一四
疎林	タビエン・ホン・ハンヒン・トゥイ Thanh-tuy-hanh 郡	無し	一五・一六	八四・四五	一〇・三五	〇・一一	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
美林	アビエン・ホン・アンヒン地方 Anb-inh 地方	無し	六・二	五五・九五	三五・五五	〇・五二	一・〇〇	一・一〇	〇・五〇	〇・四四	〇・四四	〇・四四	〇・四四	〇・四四	〇・四四	〇・四四

赤土（Terres Rouges）―東方の山地は殆んど此土壌である。此土壌は火成岩起源のもので、多量の鐵分を含む。鐵はヘマタイト又はリモナイトの溶解性に就ては、一九〇五

第五八表　交趾支那赤土分析成績表

出所は百度に於ける原土分析成績表に同じ。

成分		理學的分析				化學的分析										
		大小礫	小礫	砂	粘土分	腐植物質を除く物	有機質	窒素	燐酸	加里	苦土	石灰	腐植物質を除く物	粘土分	砂	小礫
バリア縣	ビエン・ホア縣 Xuyên-moc 地方	無し	〜	〜	〜	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
	ソシ・ロアクア Suzannah	無し	記載なし	記載なし	記載なし	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
ホンカン Honqang	表土	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
	下層土	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇

第五九表　交趾支那縣別栽培物別歐式農園面積表

出所は第五七表に同じ。

縣別	栽培面積	農園數	摘要
Baria	エクタール 二六七	四	三護五護古護甘護非甘護
Biên-hoa	六〇〇	不明	一護六護二護三護三護三護二護一〇〇、二護一〇〇、四、千四、二千輔、〇、三裕、カポック、〇、三五六、五六、花、甘蔗、三〇〇、古々椰子、五〇、珈琲、二〇、米
Thu-dau-mot	二四〇	一	二護六護二護一〇〇、四、二千輔、〇、三四、カポック、〇、三五六、五六、花、甘蔗、三〇〇、古々椰子、五〇、珈琲、二〇、米
Tay-ninh	五二六	六	三護五護古護甘護非甘護
Gia-dinh	六〇六	一	護護及古々椰子一五〇
Cho-lon	六〇〇	一	護護二〇〇、甘蔗三五〇、古々椰子四〇〇、米田
Tan-an	九六	二	護護七五六、古々椰子一五〇
Go-cong	四七〇	八	米三三〇、花園一一六
Mytho	九二七	七	米田及古々椰子
Ben-tré	五五〇	一	米五三〇〇、古々椰子二五〇
Vinh-long	四六五	二六	米四四一五、花園二七八
Sadec	一一〇六	二	米

南部印度支那地方に於ける歐式農園は殆んど此土壌を基礎とするものの多く、年々歐式農場の開設されるを見る。今本土壌を基礎とするものの多くは殆んどこれを見ない。

赤土は粘土分を含むこと多く、且層厚きを以て保水力が大である。石礫はバリア附近に多いが、北方に至るに從つて少く、ホンカンに於ては殆んどこれを見ない。

讓圖の如きは弗分なる施肥を行はなければならない。

交趾支那農業研究所の分析成績は次の如し。

年齊實化學研究所に於て研究してゐる。試料をビエン・ホア縣シェアン・ロアク（Xuan-loc）地方に採り、枸櫞酸・アムモニア及醋酸を以て處理した處、前者には少しも溶解せず、後者も亦全燐酸の〇・八八%を溶解するに過ぎなかつたといふ。

交趾支那農業研究所の分析成績は次の如し。

第六〇表　佛領印度支那米田種別小作料及賣買價額表

出所は佛領印度支那の農業に關する調査報告書

種別	單位	小作料	賣買價額
上田	一エクタール	四ピヤストル	四五―五〇ピヤストル

外年二作である。小作料及田の賣買價格は次の通りである。

同稻作を爲し得るは東京・安南の大半で、交趾支那・柬埔寨は一小部分を除く

んど使用しない。大部分は小作で、五十弗程度を前貸して耕作せしむ。年二

耕作方法　は本邦に於けると同樣苗代を作りて植付を行ふ。肥料は殆

盛んな栽培地を形成してゐる。

タ地方が好適地を成す。殊に交趾支那一帶に跨るメコンのデルタ地方は最も

印度支那は米を以て農業の大宗とする。栽培地は紅河、メコン兩河のデル

一　米

第五五表　交趾支那赤土分析成績表

出所は百度に於ける原土分析成績表に同じ。

成分		理學的分析				化學的分析										
		大小礫	小礫	砂	粘土分	石灰物	腐植物質を除く物	有機質	窒素	燐酸	加里	苦石	腐植物質を除く物	粘土分	砂	小礫
バリア縣	ビエン・ホア縣 Xuyên-moc 地方	無し	〜	〜	〜	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
	ソシ・ロアクア Suzannah	無し	記載なし	記載なし	記載なし	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
ホンカン Honqang	表土	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
	下層土	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇

印度支那は米を以て農業の大宗とする。栽培地は紅河、メコン兩河のデルタ地方が好適地を成す。殊に交趾支那一帶に跨るメコンのデルタ地方は最も盛んな栽培地を形成してゐる。

耕作方法　は本邦に於けると同樣苗代を作りて植付を行ふ。肥料は殆んど使用しない。大部分は小作で、五十弗程度を前貸して耕作せしむ。年二同稻作を爲し得るは東京・安南の大半で、交趾支那・柬埔寨は一小部分を除く外年一作である。小作料及田の賣買價格は次の通りである。

第六〇表　佛領印度支那米田種別小作料及賣買價額表

出所は佛領印度支那の農業に關する調査報告書

種別	單位	小作料	賣買價額
上田	一エクタール	四ピヤストル	四五―五〇ピヤストル

中田同	三〇	三五〇—二〇〇	五
下田同	一〇	一五〇—一〇〇	五〇
劣等田同	五		五〇

註　三イヤ(Gia)は一ピクルに相當。

耕地面積・收穫量　交趾支那にては一エクタール當粗二、三〇〇斤、卽ち反當り二石四斗を、東京に於ては一エクタール當粗一、八〇〇斤、卽ち反當り一石八斗を中作とする。

第六一表　佛領印度支那一九一九—二二年々平均米田耕地面積及收穫量表

出處日領計年鑑第一卷

國別	耕地面積 エクタール	收穫量 千キンタル	收穫率 エクタール當り千キンタル
東京	春作 一、五四〇、〇〇〇	七、四三〇、〇〇〇	一四
	秋作 一、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一四
	計 二、五四〇、〇〇〇	八、八三〇、〇〇〇	一三
安南	春作 四五〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	一三
南圻	秋作 六五〇、〇〇〇	八、五〇〇、〇〇〇	一三
	計 一、一〇〇、〇〇〇	一四、三〇〇、〇〇〇	一三
老撾	二一、〇〇〇	二三、〇〇〇	一〇〇
柬埔寨	四九、〇〇〇	五、六〇四	一一
交趾支那	二、〇〇〇、〇〇〇	二、三五、〇〇〇	一三
合計	五、三四九、〇〇〇	六、九八〇	一二

次の數字は之を前表と對比するには稍不完全であるが、併し之以外に新しいものを入手してゐないので、止むなく之を揭げ參考資料とす。

東京に於ける最近の耕地面積は一九二五年八三一、〇〇〇エクタールにて、一九二六年は僅かに五五、八八〇エクタールを示した。之は同年河流の汎濫に依り米田の流失したゆゑである。同じく收穫量は一九二五年の一、一七三、〇〇〇噸に對し、一九二六年は七四三、〇〇〇噸を示した。

安南に於ては一九二六年の下半期に於ける收穫量は七二一、二三五噸にて一エクタール當、一、二五七迄の收穫率を示し、一九二五年同期は六三三、一二五噸、一エクタール當、一、一六〇迄、一九二七年の上半期に於ては約四三二、六〇〇噸を示し、一九二六年の同期の四四七、八八一噸に比し稍劣つてゐると記錄されてゐる。

柬埔寨に於ては一九二七年に於て栽培面積七〇三、〇〇〇エクタールを示し、前年より一八〇、〇〇〇エクタールを增加したいふことである。一エクタール當收穫量は大低一・二八噸と云はれてゐるから、收穫高は約九〇〇、〇〇〇噸內外を數ふものと考へらる。

交趾支那に於ては最近年間の統計は次の通りである（但し土人耕作のものである）。

第六二表　佛領印度支那交趾支那米田面積及收穫量連年比較表

出所日一九二七年總督會議報告書

農業年度	栽培面積 エクタール	收穫量 噸	收穫率 エクタール當り噸
一九二〇—二一年	一、七四九、三三	二、〇八〇、七八	一、一七
一九二一—二二年	一、七三四、一七	二、〇〇三、九七	一、一五
一九二二—二三年	一、八三六、二一〇	二、〇六三、一〇八	一、一三
一九二三—二四年	一、七八八、四四八	二、〇五九、一一〇	一、一五
一九二四—二五年	一、八二二、二一	二、一八六、九八	一、一八
一九二五—二六年	一、八八〇、八四三	二、一九五、三五	一、一八
一九二六—二七年	一、七七五、七一七	二、一五六、一三五	一、二四

縣別	一九二七年米田面積 エクタール	縣面積 エクタール	縣面積に對する米田面積率 %
Soc-trang	一八六、一〇〇	二二九、三〇〇	八二・〇
Go-cong	四八、五四二	五八、三五五	三二・三
Can-tho	一二五、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	七六・〇
Vinh-long	八一、〇〇〇	一一四、七〇〇	七〇・六
Cho Lon	八六、五一一	一三五、八〇〇	六八・八
Tra-vinh	一四一、五〇〇	二〇三、四〇〇	七〇・〇
Ben-tré	一〇一、〇〇〇	一五四、八〇〇	六五・九
Mytho	一二七、三〇〇	二一九、八〇〇	五五・四
Rach-gia	一二九、一五四	二五三、〇〇〇	四九・二
Sa-dec	七一、九八四	一五二、〇〇〇	四七・三
Long-xuyên	一一〇、七九七	二六四、〇〇〇	四一・〇
Bach-lieu	一四一、一八六	三七、三〇〇	三四・〇
Gia-dinh	六三、八八九	一八〇、八〇〇	三四・三
Chau-doc	九一、〇四〇	二七五、八〇〇	三三・三
Tan-an	五五、〇〇〇	三七九、二〇〇	一四・四
Baria	一三、〇〇〇	一八七、九〇〇	六・九
Tay-ninh	三九、〇〇〇	四五一、五〇〇	八・六
Tien-dau-mot	一三、〇一一	三三〇、〇〇〇	三・九
Bien-hoa	二七、七四一	六八一、〇〇〇	四・〇
Ha-tien	二、五〇〇	一六九、一〇〇	一・四
計	一、九七二、五一七	五、七二〇、五三五	

植付期・收穫期　東京—春・秋の二季作に分れ、前者は一月植付六月收穫、後者は六月植付十一月收穫す。

安南—東京と同じく二季作ではあるが、春作は十一月植付し、翌年の四月收穫、後者は四月植付九月收穫す。

老撾—七月乃至九月植付し、十二月乃至翌年二月苅入す。

柬埔寨—大體老撾、交趾支那に同じ。

交趾支那—當地方は雨季（六月より十月迄）、乾季（十一月より翌年五月迄）の二季あるのみであるから、米作も年一期作で、早稻は六、七月植付し、十一、十二月苅入、晩稻は八、九月植付し、翌年一、二、三月苅入を終る。

種類・品位・銘柄　交趾支那產米以外の產米に於ては詳細を知る資料がないが、交趾支那產米卽ち西貢米と稱せらるゝものは、形態上より左の三種に區別し得。

一、ヴイン・ロン米　長粒で品質優良ではない、但し產出額は最も多い。

丸粒・硬質・品質優良ではあるが產出額は多くない。主として歐州向である。

二、ゴ・コン米

三、パイザッ米　ヴイン・ロン米より長く且碎け易い。支那人及土人之を愛好し、香港に輸出せられたが產出額は最も少ない。

又交趾支那に產する米の品種は、頗る饒多にして其數五百種に達する程であるが、要するに是れは土人が稻の高さ・厚さ・硬さ・反撥力・葉又は米粒の長さ・形狀・色相或は風味等に據りて區別したのに過ぎない。何等植物學的に相異がある譯ではない。要するに最も普遍的に行はれてゐる區別は前記の形態上より見たる三種である。更に產地の地理的事情と季節によりて次の如く大體の區別を爲し得る。

產地的區別

水稻（又は河米と稱す）、陸稻（又は山地米）、浮稻（繞米とも稱す）

水稻―最重要なるもので、早稻中に早生、晩生がある。早生種は三箇月稻又は四箇月稻の別名があつて、播種後三乃至四箇月にして成熟する。概れ土人は貯穀觀念に乏しき故、當面の急に應ずる目的にて作らるゝもの多く、作付は餘り多くない。

陸稻―海拔千乃至千五百米突まで栽培せらる。この稻は乾燥に堪へ、收量も水稻に比し少くとも三分一方多い。陸稻にも品種が少くない。粳は概して水稻より少し小さく、比重も少し大である。支米は外觀は赤色強く見劣りするが、搗けば白色となることは水稻と異らない。粳、支米何れにても、水稻より貯藏に堪ゆ。

浮稻―別名粘り米といふ。炊く時粘氣強き爲め斯くは言ふ。本來東埔寨の大湖地方に半野生に存してゐたのを安南人が交趾支那に入れたものである。交趾支那にては Chau-lôc, Long-Xuyên, Bacliêu の諸縣のメコン河汎濫地方にのみ栽培せらる。此稻の特徴は、二節以上に伸長したる以後即ち播種後二箇月以後に於ては洪水の高まるに從ひて伸長し、通常四、五米突時としては六、七米突に及び、洪水の害を蒙ることが無いのにある。若し未だ二節を有せざる稚苗の時洪水の急に高まることあれば、伸長之に伴はずして水中に沒し死滅することがある。又各節より八乃至十二糎の長さの小根を多數出す。これ水中より養分を吸收する爲なりと云ふ。印度支那に於ては普通水稻は移植法に依るが、此稻は直播に依る。而も之を播くには整地せず、地上の雜草を刈拂ひたる後約五十糎の間隔に穴を穿ち、之に十乃至十五粒の種粳を置き輕く土を覆ふ。收量は普通水稻より多い。されど增水中收穫期に至ること甚だ多きを以て收穫に注意を要する。此粳は其形、普通水稻より少しく大にして、其比重も亦稍大である。價格は普通種より少し廉い。

季節的區別　早稻、季稻、晩稻、

更に市場に於ける白米の銘柄としては、西貢・河內兩市場により次の如く區別されてゐる。

西貢市場　一等米　碎米二五%を混入せるもの
　　二等米（日本向）碎米四〇%を混入せるもの
　　二等米（爪哇向）碎米四八―五〇%を混入せるもの
河內市場　一等品米
　　二等品米
　　三等品米

耕作費　交趾支那に於ける米田耕作費は、一エクタール當り平均二五〇比弗內外である。

市價及對外諸國との取引値段に對する條件　市價―西貢及河內市場に於ける最近年度の米及粳の價格を表示す。

第六四表　佛領印度支那產米西貢市場月別平均價格表

	一等米（碎米二五%混入）		二等米（日本向）（碎米四〇%混入）		二等米（爪哇向）（碎米四八―五〇%混入）		支那米（一等品二等品混入）		粉米		粳	
	一九二六年	一九二五年	一九二六年	一九二五年	一九二六年	一九二五年	一九二六年	一九二五年	一九二六年	一九二五年	一九二六年	一九二五年
一月	九九五	九九二	一〇・一九	一〇・六一	一一・二〇	一一・七五	八・三七	八・〇二	三・一二	三・〇一	二・二四	二・〇二
二月	九八二	九九七	一〇・一九	一〇・七一	一一・二一	一一・八六	八・三八	八・〇九	三・〇〇	二・八四	二・二九	二・〇五
三月	一〇・一九	一〇・九一	一一・二〇	一一・八一	一一・二一	一二・〇〇	八・三八	八・〇九	三・〇〇	二・八四	二・二九	二・〇五
四月	一〇・六一	一〇・一一	一一・二〇	一二・〇七	一一・二一	一二・〇〇	八・三八	八・〇九	三・〇〇	二・八四	二・二九	二・〇五
五月	一〇・七一	一〇・一六	一一・二一	一二・〇七	一一・二一	一二・〇〇	八・三八	八・〇九	三・〇〇	二・八四	二・二九	二・〇五
六月	一〇・五八	一〇・一九	一一・二一	一二・〇七	一一・二一	一二・〇〇	八・三八	八・〇九	三・〇〇	二・八四	二・二九	二・〇五
七月	一〇・四九	一〇・一六	一一・二一	一二・〇七	一一・二一	一二・〇〇	八・三八	八・〇九	三・〇〇	二・八四	二・二九	二・〇五
八月	一〇・四八	一〇・一六	一一・二一	一二・〇七	一一・二一	一二・〇〇	八・三八	八・〇九	三・〇〇	二・八四	二・二九	二・〇五
九月	一〇・四九	一〇・一六	一一・二一	一二・〇七	一一・二一	一二・〇〇	八・三八	八・〇九	三・〇〇	二・八四	二・二九	二・〇五
十月	一〇・四九	一〇・一六	一一・二一	一二・〇七	一一・二一	一二・〇〇	八・三八	八・〇九	三・〇〇	二・八四	二・二九	二・〇五
十一月	一〇・四九	一〇・一六	一一・二一	一二・〇七	一一・二一	一二・〇〇	八・三八	八・〇九	三・〇〇	二・八四	二・二九	二・〇五
十二月	一〇・四九	一〇・一六	一一・二一	一二・〇七	一一・二一	一二・〇〇	八・三八	八・〇九	三・〇〇	二・八四	二・二九	二・〇五
年平均	一〇・四九	一〇・一六	一一・二一	一二・〇七	一一・二一	一二・〇〇	八・三八	八・〇九	三・〇〇	二・八四	二・二九	二・〇五

單位＝百基瓦に對する比弗鏈
出所＝同度支那經濟時報（月報）

第六五表　佛領印度支那產米河內市場月別平均價格表

	一等品米		二等品米		三等品米		粳	
	一九二六年	一九二五年	一九二六年	一九二五年	一九二六年	一九二五年	一九二六年	一九二五年
一月	一〇・九八	一〇・七七	一一・四七	一一・二三	一〇・五八	一〇・三四	八・九一	八・六四
二月	一〇・九一	一〇・七一	一一・三五	一一・二一	一一・七三	一一・三〇	九・六〇	九・三三
三月	一〇・八八	一〇・七一	一一・四九	一一・二一	一一・七三	一一・三〇	九・六〇	九・三三
四月	一〇・八八	一〇・七一	一一・四九	一一・二一	一一・七三	一一・三〇	九・六〇	九・三三
五月	一〇・八八	一〇・七一	一一・四九	一一・二一	一一・七三	一一・三〇	九・六〇	九・三三
六月	一〇・八八	一〇・七一	一一・四九	一一・二一	一一・七三	一一・三〇	九・六〇	九・三三
七月	一〇・八八	一〇・七一	一一・四九	一一・二一	一一・七三	一一・三〇	九・六〇	九・三三
八月	一〇・八八	一〇・七一	一一・四九	一一・二一	一一・七三	一一・三〇	九・六〇	九・三三
九月	一〇・八八	一〇・七一	一一・四九	一一・二一	一一・七三	一一・三〇	九・六〇	九・三三
十月	一〇・八八	一〇・七一	一一・四九	一一・二一	一一・七三	一一・三〇	九・六〇	九・三三
十一月	一〇・八八	一〇・七一	一一・四九	一一・二一	一一・七三	一一・三〇	九・六〇	九・三三
十二月	一〇・八八	一〇・七一	一一・四九	一一・二一	一一・七三	一一・三〇	九・六〇	九・三三
年平均	一〇・八八	一〇・七一	一一・四九	一一・二一	一一・七三	一一・三〇	九・六〇	九・三三

單位＝百基瓦に對する比弗鏈
出所＝同前表

仕向地別輸出高は別頁挿入表參照

第六表　佛領印度支那米輸出高進年比較表

（出所＝海關統計表　一九二六年は概數）

年次	輸出高	年次	輸出高
一九〇六年	噸 一四〇三四	一九〇七年	噸 一四〇三四
一九一一年	一四〇六四	一九一二年	一四〇六四
一九一六年	一四〇六四	一九一七年	一四〇六四
一九二一年	一四〇六四	一九二二年	一四〇六四
一九二六年	一四〇六四		

第七表　佛領印度支那各國別輸出高進年比較表

（出所＝前表）

年次	安南			東京			南支那			柬埔寨		
	數量	價額		數量	價額		數量	價格		數量	價額	
一九〇六年	一、四九五、〇〇〇噸	一一〇、〇〇〇千弗		一六四、〇〇〇噸	一三、〇〇〇千弗		八、〇〇〇噸	五〇〇千弗		一三〇、〇〇〇噸	七、〇〇〇千弗	
一九一一年	一、五〇一、〇〇〇	一二〇、〇〇〇		一七〇、〇〇〇	一四、〇〇〇		一〇、〇〇〇	七〇〇		一四〇、〇〇〇	九、〇〇〇	
一九一六年	一、五〇一、〇〇〇	一二〇、〇〇〇		一七〇、〇〇〇	一四、〇〇〇		一〇、〇〇〇	七〇〇		一四〇、〇〇〇	九、〇〇〇	
一九二一年	一、五〇一、〇〇〇	一二〇、〇〇〇		一七〇、〇〇〇	一四、〇〇〇		一〇、〇〇〇	七〇〇		一四〇、〇〇〇	九、〇〇〇	
一九二六年	一、五〇一、〇〇〇	一二〇、〇〇〇		一七〇、〇〇〇	一四、〇〇〇		一〇、〇〇〇	七〇〇		一四〇、〇〇〇	九、〇〇〇	

年次	暹羅			合計		
	數量	價額		數量	價額	
一九〇六年	一、〇〇〇噸	一〇〇千弗		一、八〇四、〇〇〇噸	一二〇、六〇〇千弗	
一九一一年	一、〇〇〇	一〇〇		一、八四四、〇〇〇	一二三、四〇〇	
一九一六年	一、〇〇〇	一〇〇		一、八四四、〇〇〇	一二三、四〇〇	
一九二一年	一、〇〇〇	一〇〇		一、八四四、〇〇〇	一二三、四〇〇	
一九二六年	一、〇〇〇	一〇〇		一、八四四、〇〇〇	一二三、四〇〇	

輸出高

日本向以前は C. I. F. であつたが近來殆んど F. O. B. Saigon である。

然しこれは運賃の低廉なる時に限る。

香港及支那各地向 C. I. F. 但し上海・汕頭・天津・寧波・牛莊迄りは亦通 F. O. B. Saigon であるが、稀れには C. I. F. にて引合ふことがある。

問はず C. I. F.

モーリシアス、マダガスカル、レユニオン向佛國の中繼たると直送たるを

の通りである。（輸出米は國境米を六部分ずつまとめて歳に國境渡しする）

佛國及歐洲向 C. I. F. 又は C. F.

對外取引條件一次に取引值段に對して對外諸國間における條件は、大體次

第六表　佛領印度支那米輸出高進年比較表

（出所＝海關統計表　一九二六年は概數）

年次	輸出高	年次	輸出高
一九〇六年	噸 一四〇三四	一九〇七年	噸 一四〇三四
一九一一年	一四〇六四	一九一二年	一四〇六四
一九一六年	一四〇六四	一九一七年	一四〇六四
一九二一年	一四〇六四	一九二二年	一四〇六四
一九二六年	一四〇六四		

第七表　佛領印度支那各國別輸出高進年比較表

（出所＝前表）

年次	安南			東京			南支那			柬埔寨		
	數量	價額		數量	價額		數量	價格		數量	價額	
一九〇六年	一、四九五、〇〇〇噸	一一〇、〇〇〇千弗		一六四、〇〇〇噸	一三、〇〇〇千弗		八、〇〇〇噸	五〇〇千弗		一三〇、〇〇〇噸	七、〇〇〇千弗	
一九一一年	一、五〇一、〇〇〇	一二〇、〇〇〇		一七〇、〇〇〇	一四、〇〇〇		一〇、〇〇〇	七〇〇		一四〇、〇〇〇	九、〇〇〇	
一九一六年	一、五〇一、〇〇〇	一二〇、〇〇〇		一七〇、〇〇〇	一四、〇〇〇		一〇、〇〇〇	七〇〇		一四〇、〇〇〇	九、〇〇〇	
一九二一年	一、五〇一、〇〇〇	一二〇、〇〇〇		一七〇、〇〇〇	一四、〇〇〇		一〇、〇〇〇	七〇〇		一四〇、〇〇〇	九、〇〇〇	
一九二六年	一、五〇一、〇〇〇	一二〇、〇〇〇		一七〇、〇〇〇	一四、〇〇〇		一〇、〇〇〇	七〇〇		一四〇、〇〇〇	九、〇〇〇	

年次	暹羅			合計		
	數量	價額		數量	價額	
一九〇六年	一、〇〇〇噸	一〇〇千弗		一、八〇四、〇〇〇噸	一二〇、六〇〇千弗	
一九一一年	一、〇〇〇	一〇〇		一、八四四、〇〇〇	一二三、四〇〇	
一九一六年	一、〇〇〇	一〇〇		一、八四四、〇〇〇	一二三、四〇〇	
一九二一年	一、〇〇〇	一〇〇		一、八四四、〇〇〇	一二三、四〇〇	
一九二六年	一、〇〇〇	一〇〇		一、八四四、〇〇〇	一二三、四〇〇	

輸出高

日本向以前は C. I. F. であつたが近來殆んど F. O. B. Saigon である。

然しこれは運賃の低廉なる時に限る。

香港及支那各地向 C. I. F. 但し上海・汕頭・天津・寧波・牛莊迄りは亦通 F. O. B. Saigon であるが、稀れには C. I. F. にて引合ふことがある。

問はず C. I. F.

モーリシアス、マダガスカル、レユニオン向佛國の中繼たると直送たるを

の通りである。（輸出米は國境米を六部分ずつまとめて歳に國境渡しする）

佛國及歐洲向 C. I. F. 又は C. F.

對外取引條件一次に取引值段に對して對外諸國間における條件は、大體次

第八表　輸出入表

（備考）本表ハ輸出入表ノ各種別ニ付其ノ年中ニ於ケル最高最低及平均ノ価格ヲ掲ケタルモノナリ

輸出

種別	年	数量	価額	最高	最低	平均
米	明治二十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	大正元年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
麦	明治二十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	大正元年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
豆	明治二十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	大正元年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円

輸入

種別	年	数量	価額	最高	最低	平均
米	明治二十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	大正元年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
麦	明治二十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	大正元年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
豆	明治二十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二十九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三十九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十一年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四十五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	大正元年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	二年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	三年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	四年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	五年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	六年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	七年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	八年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	九年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円
	十年	一、〇〇〇石	一、〇〇〇円	一石ニ付一円	一石ニ付一円	一石ニ付一円

（備考）本表ハ輸出入表ノ各種別中同種別ニ付其ノ年中ニ於ケル最高最低及平均ノ価格ヲ掲ケタルモノナリ

仕向地別輸出高ハ別冊挿入表参照

總	一九二一年	一九二〇年	一九一九年	一九一八年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年
計	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九
英	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九
白耳義	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九
瀋洲	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九
運羅	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九
比律賓	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九
關東州	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九
日	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九
獨逸	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九
其他の歐洲諸國	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九
亞米利加諸國	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九
亞弗利加諸國	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九	九九九九九
總計	一九二一年	一九二〇年	一九一九年	一九一八年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年

概說　米に亞ぐ主要穀物で、その印度支那に於ける生産狀態は、頗る眞好である。土人に採りては主要なる食料の一であると共に相當の輸出も行はれてゐる。その輸出先は佛本國が主である。今より二十五年前には輸出品目中に之を見出し得なかつた。卽ち一九〇〇年に於ても約百噸の輸出があつたに過ぎなかつたものが、一九〇五年に至り俄然一躍して六千噸となり、以後逐年增加し一九一三年には十三萬三千噸に達した。この年が最も多量に輸出した記錄を有つ年である。一九二六年は近年にない多量の輸出をしてゐる。

栽培面積・生産高　栽培區域は主として東埔寨及安南で、次で東京、交趾支那の順位である。右に各地別の栽培面積及産出量を擧ぐれば

栽培面積（ヘクタール）　産出量（噸）

安南	四七、〇〇〇	五四、〇〇〇（但し一九二四年）
東京	七七、二〇〇	一〇二、五〇〇（但し一九二六年）
交趾支那	七、八五〇	二、五〇〇（但し一九二七年）
東埔寨	不明	年產額平均約一、五〇〇噸

輸出高

第七〇表　佛領印度支那玉蜀黍各月平均市價表

年次＼月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
西貢市場 一九二六年	五・三二	五・一〇	四五〇	四五〇	四・八二	五・一五	五・一五	四・九〇	四・七〇	五・一〇	五・一三	五・〇五	四・九七
西貢市場 一九二五年	六五五	六二五	七二二	七〇〇	六四七	六四二	六四七	六二四	五・八五	五・七〇	五・八五	五・七五	五・三六
河內市場 一九二六年	六・三八	六・八〇	六四三	五・一〇	四・〇二	四・六五	四・八七	六五二	六・一九	六・八四	七・六一	五・六〇	五・八〇
河內市場 一九二五年	七四三	七・三七	七七四	八四四	一〇・一四	七〇三	六〇七	六四三	六〇六	五四四	五三七	五・六〇	六九三

第六九表　佛領印度支那玉蜀黍輸出高連年比較表

出所＝印度支那經濟時報（第一九六號）

年次＼佛本國及同植民地	外國	計
一九二二年	六一五九噸	六一九一七噸
一九二三年	三九八　三八九五八	三九〇一三
一九二四年	五四　四七〇二八	四七〇三四
一九二五年	三一三六　五三、七〇七	五六八四三
一九二六年	五九七七　五八、七四六	六四、七二三
右平均	四九、七八七	
一九二七年	二、七一九　二、二九八	五二、五〇六　二七、八八八

備考　諸外國への輸出中大部分は香港へ出さる。一九二六年香港向五、〇〇〇噸である。

市價　西貢・河內市場に於ける丸粒玉蜀黍の各月平均市價表は

單位＝百斤　海關兩　佛出所＝同前表（月表）

三　古々椰子

概說　現在印度支那の古々椰子栽培面積は三萬エクタール（一九二六年には一萬一千三百餘町に増加してゐる。栽培區域は主として交趾支那（一九二七年）の植付面積を有する交趾支那ベトト縣一七、五〇〇エクタール・東埔寨・安南（ヒン・デイン縣である。

輸出・市價　コプラの輸出はその大部分佛本國へ送られ、殘り全部白耳義へ輸出されてゐる。

第七二表　佛領印度支那コプラ輸出高進年比較表　出所＝同前表（參一九六頁）

年次	佛本國	外國	計
一九一一年	㌧	㌧	㌧
一九一二年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九一三年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九一四年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九一五年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九一六年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九一七年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九一八年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九一九年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九二〇年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九二一年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九二二年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九二三年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九二四年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九二五年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇
一九二六年	二四、三五九	一〇、九〇一	三五、二六〇

第七三表　佛領印度支那古々椰子油・コプラ西貢市場月別平均價格表　出所＝同前書（月別平均價格ある分）

年次	古々椰子油	コプラ
一月	四〇・〇	二六・三
二月	四〇・〇	二七・〇
三月	三八・〇	二八・〇
四月	三八・〇	二八・四
五月	三八・〇	二九・〇
六月	三八・〇	二八・八
七月	三八・〇	二七・九
八月	三八・〇	二七・〇
九月	三八・〇	二七・〇
十月	三八・〇	二七・〇
十一月	三八・〇	二七・〇
十二月	三八・〇	二七・〇
年平均	三八・〇	二七・〇

尙此外に古々椰子果實の輸出も少くない。一九二六年に於ては一九、〇九二キンタル、價額六六八、二〇〇法を輸出してゐる。

第七四表　佛領印度支那椰子油輸出高進年比較表　出所＝同前書

年次	外國 數量	外國 價額
一九一一年	キンタル	法
一九一二年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一三年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一四年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一五年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一六年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一七年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一八年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一九年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二〇年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二一年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二二年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二三年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二四年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二五年	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二六年	二、六二〇	一六、〇〇〇

古々椰子油は始んど全部外國へ輸出されてゐるが、その統計は次の通りである。

第七五表　佛領印度支那椰子油輸出高進年比較表　出所＝同前書

年次	外國 數量	外國 價額	計 數量	計 價額
一九一一年	キンタル	法	キンタル	法
一九一二年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一三年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一四年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一五年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一六年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一七年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一八年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九一九年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二〇年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二一年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二二年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二三年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二四年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二五年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇
一九二六年	二、六二〇	一六、〇〇〇	二、六二〇	一六、〇〇〇

四　油性種物

概說　油椰子・蓖麻・胡麻・落花生・大豆等の印度支那に於ける栽培は見事に成功してゐる。油椰子は特に交趾支那に於て四〇〇エクタール、相當の生産額を數へてゐる。油椰子の栽培面積は主として石輪材料として馬耳塞に輸出せられたが、數年前製油所が設置せられ、當地方に於ての消化量が增加する傾向にある。

蓖麻　蓖麻も亦全印度支那を通じて生育するが、殊に東京に於て最も良好なる發育を示してゐる。

輸出　以上各油性種物製品の輸出は、年々增加の一途を辿つてゐる。一九二六年には六九三噸を輸出し、その價額約二百九十五萬法に達してゐる。

次に油性種物より製したる主要輸出品を掲ぐ。

第七六表　佛領印度支那大豆の乾豆輸出高進年比較表　出所＝同前書

年次	佛本國 數量	佛本國 價額	外國 數量	外國 價額	計 數量	計 價額
一九一一年	キンタル	不明	二、四九一	二四、四〇〇法	二、四九一	二四、四〇〇法
一九一二年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九一三年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九一四年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九一五年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九一六年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九一七年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九一八年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九一九年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九二〇年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九二一年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九二二年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九二三年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九二四年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九二五年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇
一九二六年	二、四九一	不明	一、〇九八	一〇、九〇〇	三、五八九	三五、三〇〇

第七七表　佛領印度支那落花生油輸出高進年比較表　出所＝同前書

年次	外國 數量	外國 價額	計 數量	計 價額
一九一一年	キンタル	法	キンタル	法
一九一二年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九一三年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九一四年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九一五年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九一六年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九一七年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九一八年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九一九年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九二〇年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九二一年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九二二年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九二三年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九二四年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九二五年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇
一九二六年	三、六八二	二六、二〇〇	三、六八二	二六、二〇〇

五 甘蔗

概說 印度支那の自然的要素は又甘蔗栽培にも好適する。甘蔗は印度支那古來の栽培物であるが、その栽培法は頗る幼稚で、土人の製糖場に於ては甘蔗植付一エクタール當り僅かに一噸乃至二噸の砂糖を得るに過ぎない。又本栽培は從來主として土人が自家用に供する程度のものを作つてゐたに過ぎなかつたが、最近交趾支那・安南には歐式農園が開設されつゝある。交趾支那に於ける甘蔗栽培面積は一九二七年に於て一〇、三九五エクタール(一エクタール當平均栽培費一、五〇〇比弗ン)を示す。生産高も大部分は地方に消費されるが(交趾支那一九二七年甘蔗栽培五萬噸)最近は稍過剩となり粗糖の輸出されるを見る。

輸出

第七七表 佛領印度支那粗糖輸出高連年比較表 出所ヒ同前表

年次	佛國及同植民地	外國及計
一九二二年	—	七、九二七噸
一九二三年	—	一二、七五七
一九二四年	—	一三、六四〇
一九二五年	—	二、九三七
一九二六年	—	八、一三五
右平均	—	九、〇七九
一九二七年	三噸	五、二五四

六 茶

現在に到る迄印度支那の茶樹栽培は、寧ろ取るに足らぬものとされてゐたが、印度支那は茶の大生産國たり得る素質を有し、廣大なる茶園創設を目的とする大會社が既に安南に組織され、他の諸會社漸次之に倣ひつゝある現狀にある。事實本領土内に茶の灌木の野生し繁茂してゐるのを見ても、茶の生産國たり得る素質は十分に存してゐる。一方又本領土に輸入される茶の量は可成りの高に上つてゐる。即ち一九二六年には二千四百餘噸に上つてゐるが依是觀是本領土の茶樹栽培は、その地方消費高方面より見ても、可成りの高に上ることを豫想し得るを以て、益々多望なる將來を有するものと言ひ得られる。現在に於ても品質改良に就て努力されつゝあるを以て、聽ては量質共に增加するに至るべきことを期待されてゐる。現在の所産地は主として安南(カン・ナム縣、コントュム縣)で、次が東京・交趾支那である。

一九二五年の統計に據れば安南及東京の茶輸出高は、安南八、八二九キンタウ、東京一、五〇九キンタウである。耕地面積に就ては不明である。

第七八表 佛領印度支那安南及東京產茶輸出高連年比較表 出所ヒ同前表

年次	佛國及同植民地	外國	計
一九二一年	キンタル 三四二	キンタル 一、二二八	キンタル 一、五二〇
一九二二年	三〇一三	二〇七二	五、〇八四
一九二三年	七、一二六	一、八四四	八、七八四
一九二四年	六八八五	六五九	六、五六四
一九二五年	八九三〇	一四一九	一〇、三四九
一九二六年	九九八五	一四九二	一一、四七七
右平均	七一八六	一四六五	八、七六三
一九二七年	六六三〇	一、一三三	七、七六三

七 胡椒

概況 本作は柬埔寨及交趾支那の或小區域、即ち暹羅灣岸(カムポ縣)地方に於て盛んに栽培されてゐる。柬埔寨に於ける胡椒の栽培は、全部支那人の手に依つて行はれてゐる。本領土に於ける胡椒は品質優良にして、その大部分歐洲へ向け輸出されてゐる。交趾支那は一九一〇年に九百噸を產出したのを最高記錄として、爾後生產費の關係上年々減少し、一九二五年には三百噸を產出したに過ぎない。柬埔寨は約五千噸を產出し、世界產額の七分の一を占めてゐる。近年市價低落のため市況は振はなかつたが、一九二五年九月以後市價の昂騰により活況を呈し來つた。柬埔寨に於ける栽培面積は詳かでない。交趾支那の栽培面積は一九二七年に於て一六〇エクタールを示す。

輸出・市價

第七九表 佛領印度支那胡椒輸出高連年比較表 出所ヒ同前表

年次	證明なき黑胡椒	證明附黑胡椒	佛國及同植民地	外國	合計
一九二一年	九一、二六〇	九九三	九五、二五	九四、五	九五、五五
一九二二年	九二、五年	四四〇	四一、三	四九、〇	四九、三
一九二三年	一〇一、三	一〇七	一〇〇、二	九八、五	九九、七
一九二四年	一二五、五	五一八	五一、八	五五、〇	五七、二
一九二五年	一〇一、五	九八七	九八、三	九四、五	九五、五
一九二六年	一〇〇、〇	九五、〇	九五、〇	九五、〇	九五、〇
右平均	一〇一、五	九八七	九八、三	九四、五	九五、五
一九二七年	一〇〇、〇	九五、〇	九五、〇	九五、〇	九五、〇

單位ヒ千噸近に對する其弗延出所ヒ同前表(月表)

佛本國ラープル市場に於ける市價

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
黑 一九二六年	二二、二	二二、五	二二、九	二二、二	二二、二	二一、八	二一、五	二一、〇	二一、〇	二一、〇	二一、〇	二一、〇	二一、四
黑 一九二五年	六三、二	六三、二	六〇、七	五八、八	五九、八	五九、七	五七、三	五七、六	五九、七	五九、七	五九、七	六〇、六	五九、七
白 一九二六年	一五一、九	一五一、九	一五一、二	一四八、八	一五一、二	一五一、二	一五七、三	一五七、八	一五七、八	一五七、八	一五七、八	一五七、八	一五五、八
白 一九二五年	九五、七	九六、三	九六、三	九四、九	九六、二	九六、二	一〇一、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇〇、六

西貢市場に於ける市價

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
一九二一年	二二、二	二二、二	二二、二	二二、二	二二、二	二二、二	二二、二	二二、二	二二、二	二二、二	二二、二	二二、二	二二、二
一九二二年	六三、二	六三、二	六三、二	六三、二	六三、二	六三、二	六三、二	六三、二	六三、二	六三、二	六三、二	六三、二	六三、二
一九二三年	一五一、九	一五一、九	一五一、九	一五一、九	一五一、九	一五一、九	一五一、九	一五一、九	一五一、九	一五一、九	一五一、九	一五一、九	一五一、九
一九二四年	九六、三	九六、三	九六、三	九六、三	九六、三	九六、三	九六、三	九六、三	九六、三	九六、三	九六、三	九六、三	九六、三
一九二五年	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六	一〇二、六
一九二六年	一〇五、六	一〇五、六	一〇五、六	一〇五、六	一〇五、六	一〇五、六	一〇五、六	一〇五、六	一〇五、六	一〇五、六	一〇五、六	一〇五、六	一〇五、六
右平均	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二
一九二七年	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二	一〇八、二

八　護謨

概說

護謨は佛領となつて以後紹介された産物の一である。

領土に於て特に重要視せられるは、漸く一九〇六年以後の事に屬し而も斯業の第一歩は印度支那と風土を同じくする隣國暹羅、英領馬來、蘭領印度、錫蘭等の護謨事業の好況に誘われ、その煽りを受けた僅かな個人的栽培に端を發し、次でそれが幸ひにも政府の保護により繼續され、今日に至つたものである。卽ち二は土地讓與期間に自由を與へ、他はこの幼年期に在りたる企業が暇亂に據る輩徒に賜げる際、植民地政府自身護人さなり印度支那銀行より、れが資金の融通を爲さしめたるが如き有力なる助勢を與へたる事等である。如斯印度支那の護護は幾多の困難に打勝ち、漸く今日の繁盛を齎したのである。現在に於て護護は印度支那重要物産中の重要なるもので、輸出品目さしても第二位を占め、押も押されもせぬ地位にあり、植付開墾面積の擴大さ共に今後益々多望なる將來を望み得る狀態にある。

栽培面積

栽培區域は交趾支那を主さし暹羅南部安南に及び、他には栽培されてゐない。最近年度へ一九二六年印度支那護護栽培業者組合錢表の統計に據れば、總面積一六、八二六エクタール、植付面積五四、一八二エクタール、植付樹數一二、八三二、五八三本に達してゐるが、此數字は勿論年々共に益々增加しつゝある。栽培種は Hevea Brasiliensis である。

第八一表　印度支那一九二五年護護栽培面積及植樹數表

出所佛領印度支那彙報農業部

縣名	總面積	植付面積	植付本數
交趾支那			
Baria	ヘクタール 二、五六	ヘクタール 一、五六	本 二八三、五六三

Biên-hoa	四、八五	一〇	二四、九五〇
Gia-dinh	一〇、八四	七、五一	二三、三五〇
Thu-dau-mot	五、三七	一〇、五四	一〇、五一〇
Cho-lon, Tan-an, Ha-tiên, (フ・コック島を含む)	三、八七	一、〇	二、六〇〇
Tay-ninh	八、二七	三、五七	一〇、一〇
計	一四、一四	四、八七	五、五〇一
安南 柬埔寨	三、〇三	一、〇八	四、〇〇一
安南 南部	九、四一	三、七一	一〇、九〇〇
總計	二六、八八	五、一二	一二、三五三

而して前表は一九二六年度護護栽培業者組合年鑑の發表する處であるが、一九二七年印度支那總督府會議報告書に據るさ、交趾支那に於ける歐式護護園の內容は次の如く示されてゐる。

第八二表　交趾支那縣別護護植付面積及生產高表

縣別	植付面積（六年以上）	植付樹數	採液樹數	生粗產護高
	ヘクタール	本	本	噸
Baria	二、五六	六五〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	一、〇五〇
Biên-hoa	四、八五	一、二四〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
Thu dau-mot	三、四一	九四〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	一、〇五〇
Tay-ninh	一、六四	四二〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、〇一〇
Gia-dinh	一、四七	三七〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇
Cho-lon	四	一〇、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四
Tan-an	一、五六	四〇〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇	九六〇
Ha-tiên	二〇三	八二、〇〇〇	一九六、〇〇〇	一九六
計	一五、七六	四、三〇〇、五〇〇	一一、二五七、五〇〇	八、三六〇、二五〇

園護護的範模るけ於に那支趾交

土壤

交趾支那及其他の護護園の土壤は、灰色土及赤色土の二に分類さる（三一三及三一四頁參照）。以前は灰色土に植付けられたが、現在は主さして赤色土に植付られてゐる。赤色土は火山質赤壤土で土層深く地味頗る肥沃である。此赤色土は海岸よりバリア、ビエン・ホア、トユ・ドー・モの各縣を橫切り東南に達し長さ六十哩より七十哩、廣さ二十五哩に及ぶが、此土質は護護栽培に至適の地さされてゐる。何故なれば灰色土壤地に栽培せる護護樹は比較するに、樹液產出量に於て遙かに勝つてゐるからである。又樹の外見上より見ても灰色土に栽培せられたる樹は赤色土のそれよりも二年乃至三年遲るさこの事である。尙此赤色土卽ち赤土は安南のヨントユム及バーラク縣にも及んでゐる。が併し灰色土は善い護護を產しないさいふのではない。

耕作方法

昔は一定の期日を定め、表土の堀返しを一般に行つたが、今日では赤色土にはこを行はないのが普通である。何故なれば赤色土は灰色土さ異り、粘著力が少く、鋤返しが却て表土の流失を促がし、其結果產出量の減少を來す憂があるからである。施肥に就ては從來餘り研究が加へられなかつた樣であるが、現在各種の實驗が行はれてゐる。

舊護護園の大部は植付間隔一エクタール當り約四百本でせられてゐたが爲めさ切付背重の爲め、多くの護護園の產出量は日を逐ふて減少しさある樣である。最新開墾の護護園は植付間隔を廣くし、一エクタール當り二百本內外を植付てゐる。又過去に於ては多くの護護園は定期耕耨を行ひ、雜草の蔓延を防止したが、現在一般の趨勢は全然鋤返しの耕耨法を停止し、被覆作物を以てこれに代へんさする樣である。卽ち多くの護護園は既に此方法を採用し

てゐる。交趾支那の護謨栽培費はエクタール當平均五五〇比弗である。

護謨樹の發育と産液量　赤色土に植付けられたる樹の發育は、始めの二箇年に於ては馬來半島竝にスマトラに比して稍遲緩であるが、第五年目若しくは第六年目に至れば、毫も異なる所がないと言はれてゐる。灰色土地の樹の切付は第七年目乃至九年目に至る迄開始されないのが普通であるが、之を以て成熟の確實的表徴と認むべきものではない。何故なれば當領土の栽培業者は切付を始むる前に樹園が地上一米突の所で二十吋に達するのを待つが故にである。が赤色土に於ては五年或は六年目より多く切付を始めてゐる。

樹液滲出量に就ては、他外國のそれに優れるものであることを示す何等の證據も存してゐない。土質が統一してゐる爲め、唯滲出量が他國に比し鞏固不變であるとの感想が容易に首肯し得らる。當地多數の護謨園は、今尚毎日切付を行ひつゝあるのみならず、二、三の護謨園では二箇所の切付面を保持してゐるから、生産上の數字も此點を考慮し樹液滲出量の多小に付ても、酌酌を加へねばならぬ。某園の赤色土地に植付けたる護謨樹の最高平均滲出量は一エクタール當り六、二八基瓦（一英反當り五六〇ポンド）であるが、之は外國に於ける大多數の護謨園に等しく、螺式の切付制度が採用されてゐる所である。が要之印度支那の護謨も他の諸國と同樣に最新の切付法を行ふとすれば、平均して一エクタール當り三三〇―三五〇基瓦（一英反當り三百ポンド餘）の産出量を擧げ得るものと考へられてゐる。卽ち馬來半島や其他の諸國に比して先づ同程度のものと見られてゐるが、是に就ては未だ確實なる資料がない。一九二六年印度支那護謨栽培業者組合發表の數字に據れば採液量一、八五六、三〇三噸とあるが、是には採液量を發表してゐない護謨園が多數あるので、一九二六年全體の採液量は先づ二百萬噸内外の處であらう。

切付方法　現在行はれつゝある切付方法には、非常な差異がある。卽ち毎日三分の一、二箇所切付方法より隔日六分の一、一箇所切付方法に至る各種である。多數の護謨園は隔日切付を採用してゐるから、毎日切付が全然廢止されるのも近い中であらう。本領に於ては樹度が全く恢復する迄に七年乃至八年の星霜を要するのが普通である。一箇年の切付日數は護謨園の大多數が冬季中止をしないので、三四五日乃至三六〇日の多きに達してゐる。

將來護謨栽培に利用し得べき土地・地價及地代　廣き面積は先見に富む栽培業者或は投機者により占有せられたが、護謨栽培に利用し得べき土地は、交趾支那・柬埔寨何れにも尚未だ多く殘つてゐる。土地の代價はエクタール當五十仙より五比弗の間を上下してゐるが、五比弗といふ代價は實際に於て先づ例外である。又今日の最低價格は普通一比弗を單位とされてゐるもの〻樣である。購入代價は三回に支拂はれ、假所有權引渡の際半額、殘餘は二箇年に平分して支拂はるべきものとなつてゐる。又土地拂下請願者は一エクタールに付一比弗を越へない前拂金を銀行又は政府に供託しなければならぬ。而して土地の十分の一が開墾せられたときに返還せらるべきものとなつてゐる。

地代は、目下實施中の一般法規は護謨栽培の爲めに拂下げたる土地に對しては始めの七箇年間は地租を課しないと規定されてゐる。第八年目に至り拂下げ面積の十分の一を一エクタールに付地租二・七五比弗宛を納入せねばならぬ。この地租は第十箇年目に至る迄毎年六分の一丈け增課せらるゝ。十一箇年目以降は植付全面積卽ち拂下面積の半分に對して賦課せらる。拂下面積の他の一半は第七年目より一エクタールに付四・八仙宛の第三級稅を徵收せられる。

會社法其他護謨企業に關する法規　會社を設立し、官有地の拂下を受けんとするには、當會社が佛國法に依り設立されることを要し且資本及重役等に就ても種々の條件がある。之等の條件は他の栽培物に於ても同樣で、外國人が農園を所有する上に稍面倒な制限である。（雜の部各種企業に對する外國人の參加是否參照、尙又勞働者關係の法規其他に就ては勞働の部參照）。

護謨栽培業助成機關　金融方面の助成機關とも見るべきものは、前記金融の部にて述べた（三〇五頁參照）護謨金融會社及商・農金融印度支那會社がその主なるものである。又栽培上の助成機關としては印度支那護謨栽培業者組合があり、斯業の發達に努力してゐる。印度支那護謨栽培者組合は、一九一〇年西貢市に設置されたる組合である。呼稱は Le Syndicat des Planteurs de Caoutchouc de l'Indochine と呼ばれてゐる。現組合長は Héraud 氏、副組合長は Mathieu 氏及 Bec 氏である。

輸出　印度支那の護謨は實に米に亞ぐ輸出品で、印度支那貿易上重要なる位置を占めてゐる。輸出高は次表の通りである。

第八三表　佛領印度支那護謨輸出高連年比較表

出所 II 印度支那經濟時報

年次	佛國及同植民地	外國	計
一九二二年	キンタル 三二、二六四	キンタル 四八、二九五	キンタル 四八、二九五
一九二三年	四三、二九	五、九八二	五、九八二
一九二四年	五〇、三六	六七、九〇〇	六七、九〇〇
一九二五年	七一、九四四	八、二一〇	八〇、一四四
一九二六年	八二、〇八一	五、八九五	八七、七六
右平均	五五、九五五	六七、八〇〇	
一九二七年	七二、二五五	二四、二九	九六、三四

市價　新嘉坡市場の相場と大差がない。

九　珈琲

概說・輸出　本作物も最近印度支那に紹介されたもので、現在東京及南部安南に主として栽培されてゐる（東京ニン・ビン縣、安南タン・ホア及コントゥム縣、ホー・ドナイ縣）。又交趾支那に於ては護謨園其他の大規模農園に於て珈琲を栽培してゐる。交趾支那に於ける本作物の植付面積は、三〇〇エクタールと稱せられてゐる。生産額は不明であるが、一九二四年の統計によれば東京より輸出せる珈琲豆三、六三七キンタウ、安南より輸出せるもの三四キンタウを示す。

第八四表　佛領印度支那珈琲輸出高連年比較表

出所 II 印度支那經濟時報（一九二六號）

年次	佛國及同植民地	外國	計
一九二二年	キンタル 八四一五	キンタル 七四	キンタル 八四八九
一九二三年	六〇五三	一七七	六、二三〇
一九二四年	八〇〇六	四九	八〇五五
一九二五年	三、七二一	五六	三、八二八
一九二六年	一、〇八三	三七	一、一〇〇
右平均	五、四八一	七九	五、五四〇
一九二七年	三、八五〇	四二	三、八九二

一〇　棉花及其他の纖維植物

概說　纖維植物としては、棉花、黃麻（ジュート）、苧麻（ラミー）、龍舌